

令和6年度主要な施策の成果及び 予算の執行実績についての説明書

危機管理部
くらし・環境部

目 次

危機管理部

主要施策成果説明書

主要施策の総括	-----	6 頁
主要施策説明		
総務課	-----	9 頁
危機政策課	-----	9 頁
危機情報課	-----	19 頁
危機対策課	-----	32 頁
消防保安課	-----	41 頁
原子力安全対策課	-----	54 頁
予 算 の 執 行 実 績		
一般会計	-----	66 頁

くらし・環境部

主要施策成果説明書

主要施策の総括	-----	74 頁
主要施策説明		
政策管理局	-----	82 頁
企画政策課	-----	82 頁
県民生活局	-----	86 頁
県民生活課	-----	86 頁
くらし交通安全課	-----	105 頁
男女共同参画課	-----	117 頁
建築住宅局	-----	129 頁
住まいづくり課	-----	129 頁
建築安全推進課	-----	138 頁

公営住宅課	-----	147 頁
環境局	-----	153 頁
環境局	-----	153 頁
環境政策課	-----	157 頁
環境ふれあい課	-----	164 頁
自然保護課	-----	172 頁
廃棄物リサイクル課	-----	179 頁
生活環境課	-----	189 頁
水資源課	-----	197 頁
盛土対策課	-----	205 頁
予 算 の 執 行 実 績		
一般会計	-----	214 頁
県営住宅事業特別会計	-----	234 頁
工 事 明 細 表		
環境局	-----	243 頁
廃棄物リサイクル課	-----	243 頁
水資源課	-----	244 頁
建築住宅局	-----	245 頁
公営住宅課	-----	245 頁

主 要 施 策 成 果 說 明 書

危 機 管 理 部

令和6年度主要施策成果説明書

危機管理部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある危機事案に備えるため、平時から予防対策等に積極的に取り組みつつ、危機管理体制の構築、防災対策の推進、消防体制の充実強化、浜岡原子力発電所の安全対策を主要な課題と捉え、施策・事業を実施した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

（1）危機管理体制の構築

県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態が発生した際に、災害対策本部の現場指揮官として、関係部局長等を指揮し、全庁横断的な応急対応の総括・調整を行う危機管理監を中心とした危機管理体制の強化を図った。

また、県内4箇所の地域局に方面本部を設置するとともに副局長兼危機管理監を配し、市町等と連携し、地域における危機管理体制の強化を図った。

（2）防災対策の推進

「第4次地震被害想定」で推計された想定犠牲者の9割減災の達成・維持と、被災後生活の質的向上による被災者の健康被害等の最小化の2つの減災目標の達成に向け、「地震・津波から着実に命を守る」「被災後も命と健康を守り、生活再建に繋げる」「地域を迅速に復旧し、復興に繋げる」の3つを基本目標に掲げ、139の個別のアクションにより構成される「地震・津波対策アクションプログラム2023」を中心に、ハード・ソフトの両面から様々な対策を組み合わせた総合的な地震・津波対策を積極的に推進している。令和6年度には能登半島地震を踏まえた本県対応の点検結果に基づき、新規にアクションを追加・拡充した。また、住民の早期避難意識の向上のため、市町と一体となって「わたしの避難計画」の普及を図った。

県民の防災意識の高揚のため、防災出前講座や「サテライト地震防災センター」等の実施や総合防災アプリ「静岡県防災」、「デジタル地震防災センター」の普及など、多様な啓発事業を展開した。また、地域防災リーダーや次世代の地域防災の担い手等を養成するため、「ふじのくに防災士」や「ふじのくにジュニア防災士」等の人材育成研修を実施した。

加えて、インターネットや総合防災アプリ「静岡県防災」を活用し、防災に関する県民意識調査や自主防災組織の実態調査を行った。

さらに、富士山火山防災対策の推進として、令和5年3月に策定した「富士山

「火山避難基本計画」の実効性を高めるため、避難実施市町と連携して、広域避難先となる県内の受入先市町との調整を行った。

（3）防災訓練の実施

県・市町における災害対策本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の危機管理体制の確立及び危機管理意識の高揚のため、南海トラフ地震を想定した総合防災訓練、大規模図上訓練及び地域防災訓練を年間訓練の柱とし、台風や土砂災害、火山災害などの個別の事象を想定した訓練も行うなど、年間を通じて計画的に実践的な訓練を実施した。

（4）消防体制の充実強化

消防体制の充実強化のため、市町等が整備する消防車両等への助成を行ったほか、地域防災力の要である消防団の活性化や充実強化に努めるとともに、医療機関の適正受診及び救急車利用の適正化を推進するため、令和6年10月1日に「静岡県救急安心電話相談窓口（#7119）」を設置し、急なけがや病気で困っている県民に対する助言を通じて、県民の安全・安心の確保を図った。

静岡県消防防災航空隊は、市町の要請を受け、消防防災ヘリコプターを用いて水難・山岳事故の救急救助などを行い、市町の消防活動の支援等を行った。

また、関東ブロック1都8県の緊急消防援助隊と合同で、令和6年7月25日、11月13日、14日の3日間、県東部地区における大規模災害の発生を想定した図上訓練及び実動訓練を実施し、緊急消防援助隊の活動能力の向上と、本県の受援体制の強化を図った。

さらに、産業における事故のリスクが高い高圧ガスや火薬類などの安全を確保するため、高圧ガス等の許認可や立入検査、保安講習等を実施し、産業保安体制の強化に努めた。

（5）浜岡原子力発電所の安全対策

浜岡原子力発電所とその周辺環境の安全確保のため、津波対策工事の点検等により発電所における安全対策の実施状況を確認するとともに、環境放射能調査により発電所からの周辺環境への影響がないことを確認した。

また、原子力防災対策に万全を期すため、関係市町の広域避難計画の修正や社会福祉施設等の避難計画策定の支援を行うとともに、原子力防災訓練の実施や原子力防災に関する研修の実施、原子力防災資機材の整備等により、県及び関係市町の広域避難計画の実効性の向上を図った。

さらに、静岡県防災・原子力学術会議原子力分科会を開催して浜岡原子力発電所の取組状況を明らかにし、その内容を情報公開するとともに、原子力防災センターにおける一般公開等を通じて、原子力発電所の安全対策、防災対策について県民の理解の促進に努めた。

（6）南海トラフ地震臨時情報への対応

令和6年8月8日に日向灘で発生したマグニチュード7.1の地震に伴い、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。これを受け、知事会見を開き、県民に対して、臨時情報の趣旨や日頃からの地震への備え、避難経路の確認等の県民の取るべき対応について説明するとともに、デマやうわさ話などの根拠のない情報に注意し落ち着いて行動するよう呼びかけを行った。加えて、同日から15日まで、夜間・休日を含め約120名の警戒体制をとり、大規模地震に備えて初動体制や業務手順等を確認するなどの対応を行った。

また、令和7年1月13日に日向灘で発生したマグニチュード6.9の地震に伴い、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたため、15名の情報収集体制により備えたが、同日中に「南海トラフ地震の発生可能性が平時と比べて相対的に高まったと考えられる現象ではない」とする南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたため、体制を解除した。

さらに、南海トラフ地震臨時情報の県民の認知度向上や、正しい理解の促進を目的として、県ホームページで臨時情報についての説明や県内各市町の事前避難対象地域の周知を行ったほか、自主防災会議やわたひな普及員養成講座での説明、県民だより防災特集号（令和7年3月臨時号）への掲載を実施した。

（7）令和6年台風第10号による被害への対応

令和6年台風第10号により、8月27日から31日にかけて県内は記録的な大雨となり、住家の損壊被害や浸水被害が発生した。この大雨に対し、8月29日に県災害警戒本部を設置し、被害情報の把握や被災者支援、被災地復旧などの対策に取り組んだ。

また、県内全域で災害が発生する恐れがあったことから、8月29日に県内全市町に災害救助法第2条第2項を適用するとともに、甚大な被害が発生した5市（熱海市、静岡市、焼津市、磐田市及び浜松市）に対し、8月29日から9月1日にかけて、同法施行令第1条第1項第4号を適用した。

（8）令和6年能登半島地震への対応

令和6年1月1日に発生した能登半島地震に伴い、総務省から石川県鳳珠郡穴水町に対する総括支援を要請され、令和6年5月6日までの間、被災自治体が行う災害マネジメントの総括的な支援を行うとともに、対口支援も要請されたことから、県市長会や県町村会、府内各部局と連携して県・市町職員による「災害マネジメント支援チーム」を派遣し、住家被害認定調査や避難所運営等の支援（短期派遣）を行った。

I 総務課

部全体の円滑かつ効率的な業務執行と組織運営のため、人事・組織管理、行政改革、法務、部内における予算の編成と執行管理、決算、監査・決算審査と議会への対応、会計検査受検及び財産管理等に係る業務を行うとともに、部内各課や関係する出先機関との連絡調整等を行った。

1 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 危機管理施策の企画調整

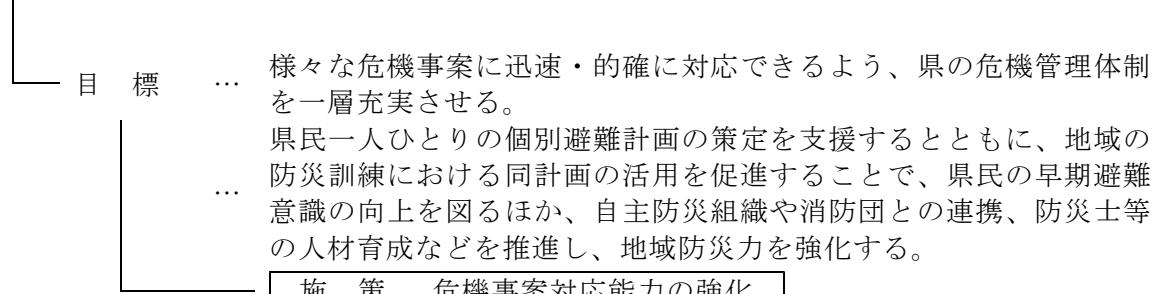
危機管理部企画調整費 14,036,000円

危機管理部の施策推進過程において、緊急に必要な調査等を実施するため、企画調整費等の執行管理を行った。

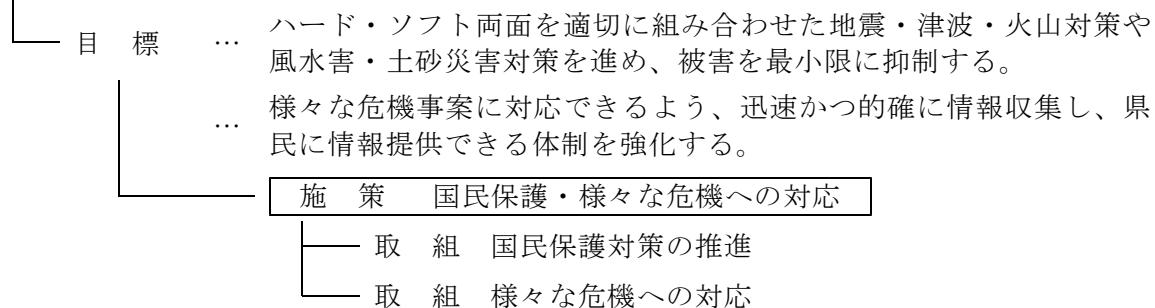
II 危機政策課

1 施策の体系

政策の柱…危機管理体制の強化



政策の柱…防災・減災対策の強化



2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 県・市町の危機事案対応能力の強化

ア 危機管理体制の維持

危機管理総合調整費 631,084,042円

(ア) 平時からの危機管理体制の強化

県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態が発生した際に、災害対策本部の現場指揮官として関係部局長等を指揮し、全庁的な応急対応の総括・調整を行う危機管理監を平成21年度に設置した。部局を越える事項の調整、自衛隊等の関係機関への支援要請など危機全般を調整するとともに、危機管理監の指示のもと方面本部の指令部的な役割を果たす危機管理部門を県内4地域局に設置し、危機管理体制を整えている。

各部局において、平時には危機管理に関する情報の共有化や部局間の連携を確保するとともに、危機発生時には危機管理監の指示のもとに応急対策を担任する「危機担当監」を危機管理監が指名した。

(イ) 緊急時情報連絡体制の整備

危機事案が発生した場合に、危機管理監まで迅速に情報が伝達されるよう連絡網を整備・更新するとともに、各部局においても緊急時の連絡担当を起点とする情報連絡体制の維持・整備を行った。

(ウ) 危機管理連絡調整会議

平時の情報共有・連携及び大型台風や南海トラフ地震臨時情報発表等の危機事案発生時に、隨時「危機管理連絡調整会議」を開催し、危機管理意識の醸成、危機事案に関する情報共有や事前の対策に関する意見交換を行った。

＜構成員＞ 危機管理監、各部局危機担当監、各地域局危機管理監ほか

イ 県地域防災計画の修正

前回（令和5年8月）の県防災会議以降の国の防災基本計画の修正等に基づき、必要な対策を計画に盛り込むとともに、関係各機関からの意見を計画に反映した。

修正の主な内容	<p>○国防災基本計画の改正を踏まえた修正 施策の進展等に伴い、在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や被災者支援に係る情報の提供、道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化について記載したほか、令和6年能登半島地震を踏まえた受援体制の整備や避難所運営、物資調達・輸送について記載</p> <p>○本県において実施する施策等の反映 避難所環境改善のための災害時シャワーシステムの設置や、市町における大規模災害に備えた応援職員の受け入れに関する受援計画の作成、地域内輸送拠点から避難所への物資の輸送における民間事業者との連携など</p>
---------	---

ウ 市町地域防災計画の修正

市町の地域防災計画の修正に関し、県防災会議に意見を求めた。

エ 国民保護計画の管理等

危機管理総合調整費（再掲） 631,084,042円

静岡県国民保護計画に沿って避難施設D Bを整理するとともに、緊急一時避難施設などの避難施設の指定を進めた。

オ 國土強靱化地域計画に基づく施策の推進

危機管理総合調整費（再掲） 631,084,042円

國土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「強くしなやかな國民生活の実現を図るための防災・減災等に資する國土強靱化基本法」に基づき平成27年4月に策定した「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画」（静岡県國土強靱化地域計画）について、令和2年3月に計画策定後の自然災害の教訓を踏まえた改定を行うとともに、関係部局と連携しながら津波避難対策を進めた。

＜静岡県國土強靱化地域計画＞

基本理念	「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり」 ・防災・減災と地域成長を両立させた美しく品格ある地域づくりを進める ・地域の実情を踏まえ、自然との共生、環境との調和、美しい景観の創造と保全を図る
基本目標	①人命の保護が最大限図られること ②地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興
重要課題	①事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり ②ハード対策とソフト対策の効果的な連携 ③超広域災害に備えた地域防災力の強化、民間との連携 ④行政、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性等の確保 ⑤基幹的交通ネットワークの機能確保、代替性確保及び輸送モード相互の連携

（2）警察・消防・自衛隊、ライフライン事業者等との連携強化

ア 他県等との連携強化

危機管理総合調整費（再掲） 631,084,042円

（ア）全国知事会等との連携

大規模災害時に災害応急対策の備えとして、知事会等の枠組みにより都道府県間で災害時の相互応援協定等を締結している。

名 称	構成県等
(中部圏知事会) 災害時等の応援に関する協定	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、静岡県
(関東地方知事会) 震災時等の相互応援に関する協定	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
(全国知事会) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	各知事会ブロック（北海道東北、関東、中部圏、近畿、中国、四国、九州）
中央日本四県災害時の相互応援等に関する協定	新潟県、山梨県、長野県、静岡県
熊本県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定	熊本県、静岡県
鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定	鹿児島県、静岡県
富士山火山防災対策に関する協定	山梨県、神奈川県、静岡県との富士山火山特化型相互応援

(イ) 令和6年能登半島地震への対応

令和6年能登半島地震に係る被災地支援として、総務省等からの要請を受け、石川県鳳珠郡穴水町に対し、県内市町と連携し、応急対策や復旧業務等に従事する職員の応援派遣（短期派遣）を実施した。

また、被災自治体の復旧・復興を支援するため、石川県及び富山県に職員を派遣（中長期派遣）した。

・短期派遣

派遣期間	令和6年5月6日まで																								
派遣者数	<p>累積70人（県58人、市町12人）※令和6年4月1日から5月6日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>県</th> <th>市町</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害マネジメント支援チーム</td> <td>22</td> <td>2</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>住家被害認定調査等の支援</td> <td>13</td> <td>3</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>罹災証明の交付</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>避難所運営業務</td> <td>21</td> <td>7</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>58</td> <td>12</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	県	市町	計	災害マネジメント支援チーム	22	2	24	住家被害認定調査等の支援	13	3	16	罹災証明の交付	2	0	2	避難所運営業務	21	7	28	計	58	12	70
業務内容	県	市町	計																						
災害マネジメント支援チーム	22	2	24																						
住家被害認定調査等の支援	13	3	16																						
罹災証明の交付	2	0	2																						
避難所運営業務	21	7	28																						
計	58	12	70																						

・中長期派遣

派遣先	職種	人数	派遣期間
石川県	行政	2人	令和6年4月1日から令和7年3月31日
富山県		1人	令和6年6月1日から令和7年3月31日
計			3人

(ウ) 災害時応援協定の締結管理

県・市町の危機管理担当職員及び災害時応援協定締結事業者等を対象に研修会を開催し、平時から顔の見える関係の構築や大規模災害の発生に備えた災害対策に関する情報共有・連携の強化を図った。

開催日	令和6年7月29日（月）
開催場所	静岡県男女共同参画センターあざれあ 大ホール
研修テーマ	・令和6年能登半島地震支援における静岡県の活動報告（危機管理部） ・令和6年能登半島地震における事業者の活動報告（NPO法人コメリ災害対策センター 常務理事 西室 幸徳氏、公益社団法人静岡県栄養士会 戸田 知里氏）
参加人数	202人

(3) 被災後の県民生活の支援

ア 住家被害認定調査実施体制の強化

住家被害認定調査研修事業費 6,854,925円

平成25年の災害対策基本法の改正により、住家の被害状況を調査し、被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を遅滞なく交付することが市町村長の義務として同法に位置付けられた。また、国の防災基本計画において、都道府県は、市町村に対し、調査担当者の研修機会の拡充等により、調査の迅速化を図ることが定められた。

罹災証明書は、被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理など様々な被災者支援策を受ける際に必要となる重要な書類であり、公正で公平な調査が求められることを踏まえ、当該調査を円滑に実施できるよう市町及び静岡県土地家屋調査士会会員を対象に研修を実施している。

また、各市町において住家被害認定調査要員を育成することができるよう、平時の研修や災害派遣時に調査方法を学ぶことができる県作成の研修キットの活用を全市町に促した。

＜令和6年度実績＞

基礎編1回（全県統一）、応用編1回×4地域局、実施編1回×4地域局 計9回

研修種別	開催日	参加者（人）		
		市町	調査士	計
基礎編	令和6年5月30日	177	101	278
応用編	令和6年6月5日～6月14日	75	14	89
実地編	令和6年6月19日～6月27日	76	14	90

※静岡県土地家屋調査士会は協定に基づき、県又は市町からの要請を受け協力する。

(4) 津波避難体制の整備

ア 「地震・津波対策アクションプログラム2023」の推進

危機管理総合調整費（再掲） 631,084,042円

第4次地震被害想定において推計された犠牲者を令和4年度までに8割減少させることを目標に、関係部局と連携し、「地震・津波対策アクションプログラム2013」を

推進し、2022年度末時点で想定犠牲者の8割減少を達成した。

このため現在、残る2割の想定犠牲者の最小化・減災効果の持続化を図るとともに、被災後も命と健康を守り、健全に生活できる社会を実現することを目標とする「地震・津波対策アクションプログラム2023」を市町や関係部局と連携し推進している。

イ 地震・津波対策等減災交付金による支援

地震・津波対策等減災交付金 2,115,041,000円

地震・津波対策アクションプログラム2023の目標達成に向け、「地震・津波対策等減災交付金」により、市町等の取組への支援を行った。

地域防災計画や市町アクションプログラムに基づいて行う市町等の地震・津波対策事業や、市町等が必要とする資機材の整備等について、当交付金による支援を行い、市町等の防災対策の充実・強化を図った。

交付対象	県内35市町、一部事務組合
交付金 予算額	当初23億円、2月補正△3千万円、年間22億7千万円
補助率	1／3 ※津波関連事業及び緊急的に進捗を図るもの：1／2 ※津波対策がんばる市町に認定された市町が行う津波関連事業：2／3 ※わたしの避難計画がんばる市町に認定された市町が「わたしの持続化計画」に基づき実施する取組：2／3

ウ わたしの避難計画

「わたしの避難計画」普及事業費 29,472,369円

大規模地震や津波、激甚化・頻発化する風水害による犠牲者を最小化するため、令和3年度から、災害リスクに応じた個人ごとの避難計画である「わたしの避難計画」の普及により、県民の早期避難意識の向上を図っている。令和6年度は、各地区ごとの計画様式を作成するとともに、作成講座の開催や、わたしの普及員の養成を行うなど、市町と一体となって普及を進めた。

作成市町数 (うちR 6)	累計33市町 (15市町)
作成地区数 (うちR 6)	累計3,607地区 (1,478地区)

エ 津波避難体制の整備

(ア) 地震対策事業（ハード事業）の推進

危機管理総合調整費（再掲） 631,084,042円

本県では、地震対策として以下のとおり事業を実施しており、各事業の進捗状況の管理を行った。

a 地震対策緊急整備事業（昭和55～令和6年度）

地震防災対策強化地域における地震防災対策の推進を図るため、昭和55年に5年間の時限立法として成立した「地震財特法」に基づき事業を実施。

地震防災対策強化地域（本県を含む東海地震の8都県）が対象であり、令和6年度までの45箇年計画を策定し、内閣総理大臣の同意を得て実施している。

（「地震財特法」は5年間の時限措置であり、令和7年3月に改正され、令和12年3月31日まで延長された）

b 地震防災緊急事業（令和3～7年度）

阪神・淡路大震災の教訓を受けて平成7年に5年間の時限立法として成立した「地震防災対策特別措置法（地防法）」に基づき事業を実施（5年ごと継続延長）。

全国が対象であり、令和7年度までの第6次五箇年計画を策定し、令和4年3月23日に内閣総理大臣の同意を得て実施している。

c 県単独の地震対策事業等（昭和54年度～）

地震対策緊急整備事業や地震防災緊急事業で対象とされない事業について、県単独の地震対策事業等として各部局で昭和54年度から実施している。

オ 南海トラフ地震の新たな防災対応の検討

危機管理総合調整費（再掲） 631,084,042円

国は、南海トラフ地震の新たな防災対応の基本指針となる「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（平成31年3月）を公表した。

本県は、「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を、市町が検討できるようにするため、国のガイドラインを基に、本県の多様な地域性や住民・関係者の意見等を踏まえた「県版ガイドライン」を令和2年2月に作成し、以後、市町への県職員の派遣や交付金による財政支援などにより、市町の検討支援を行ってきた。令和6年度はわたしの避難計画普及員養成講座等で臨時情報の周知・啓発を行った。

なお、8月に南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際や、1月に南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際、知事による呼び掛け（8月のみ）や県民向け広報を行ったほか、巨大地震発生に備え、県災害対策本部運営要領に基づく所要の体制を取った。

カ 防災・原子力学術会議の開催

防災・原子力学術会議等運営費 1,122,015円

南海トラフ地震をはじめとする自然災害や浜岡原子力発電所に関する防災対策に係る科学・技術に関し、県民に的確に情報発信することを目的に設置された県防災・原子力学術会議を開催した。

開催日	議題等
令和6年10月28日 原子力分科会 津波対策分科会	中部電力が策定し、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査により了承された浜岡原子力発電所の基準津波について

キ 新たな地震被害想定の検討

地震被害想定検討事業費 10,461,530円

本県の地震・津波対策は、平成25年に公表した静岡県第4次地震被害想定（以下、「4次想定」という。）を拠り所としている。

4次想定の策定から約10年が経過し、4次想定の基となる国の南海トラフ巨大地震の被害想定についても見直しが行われていたことから、令和8年度中の策定を目標に本県の新たな地震被害想定の検討に着手した。

令和6年度は、4次想定の活用状況や課題整理、地形やボーリングなどのデータ収集を実施した。

（5）国民保護・様々な危機への対応

ア 危機管理関係システムの運用・管理

危機管理総合調整費（再掲） 631,084,042円

J-ALETR（全国瞬時警報システム）、Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）、安否情報システムについて、全国訓練への参加などを通じて、システムの維持を図っている。

（ア）全国瞬時警報システムの全国一斉情報伝達試験

区分	第1回	第2回	第3回	第4回
日時	令和6年5月22日 午前11時	中止	令和6年11月20日 午前11時	令和7年2月12日 午前11時

（イ）緊急地震速報訓練

区分	第1回	第2回
日時	令和6年6月20日 午前10時	令和6年11月5日 午前10時

（ウ）安否情報システム全国一斉訓練

区分	第1回	第2回
期間	令和6年5月13日から6月13日	令和6年11月1日から11月29日

イ 危機管理情報の発信

広く県民にわかりやすく周知を図り、危機事案の発生を未然に防止するため、地震・台風などの自然災害に関する情報や食中毒・感染症など安全に関する情報など様々な情報を、関係部局と調整を図りながら、危機管理情報として危機管理部が一元的にホームページに掲載した。

【評価】

指標名		現状値 (2020年度)	実績				目標値 (2025年度)
			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
成果指標	わたしの避難計画普及地区数	8地区 (2021年度)	8地区	1,308地区	2,129地区	3,607地区	5,170地区
活動指標	住家被害認定調査研修受講者数	累計280人 (2018～2020年度)	219人	529人	775人	1,053人	累計1,500人 (2022～2025年度)
	「地震・津波対策アクションプログラム2023」のすべてのアクションに対する目標を達成したアクションの割合	48.7% ※	51.9% ※	76.2% ※	0.7%	2.0%	100% (2032年度)
	国民保護の情報伝達定期訓練参加率	100%	100%	100%	100%	100%	毎年度 100%

※2022年度までの計画「地震・津波対策等アクションプログラム2013」の数値

- ・わたしの避難計画について、令和6年度までに、県内全地区のうち70%の地区に配布を完了した（21市町で配布完了）。

- ・住家被害認定調査の研修受講者数について、2018年以降の累計人数は1,333人で、第4次地震被害想定の建物被害数に対し必要な調査リーダー数1,500人の88.9%が確保されている状況にある。

令和6年1月に発生した能登半島地震で被災した石川県鳳珠郡穴水町では、対口支援に入った静岡県、栃木県、奈良県、福岡県が連携して住家被害認定調査を実施した。本県からは研修受講者が参加し、現地で調査班のリーダーとして調査を主導するなど、実災害において研修効果が発揮されている。

- ・「地震・津波対策アクションプログラム2023」に盛り込んだ139のアクションについて、事業の進捗状況等の調査を実施し、数値目標に対する達成状況を検証するなど、ハード・ソフトの両面から地震・津波対策を推進している。
- ・国民保護情報について、定期的に国及び市町と連携した情報伝達訓練を実施し、本県の危機管理体制の確保、向上に取り組んでいる。
- ・令和6年8月26日からの大雨や令和6年8月8日に発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）への対応をはじめ、令和6年度において発生した危機事案等に対して、災害警戒本部員会議や危機管理連絡調整会議の開催など適時適切に対応した。

【課題】

- ・南海トラフ巨大地震の想定犠牲者を9割減少するとともに、被災後の健康被害等の最小化を図るため、「地震・津波対策アクションプログラム2023」に基づき、防潮堤や津波避難施設等の整備を着実に推進するとともに、住民の早期避難意識の向上や避難生活の健全化が必要である。

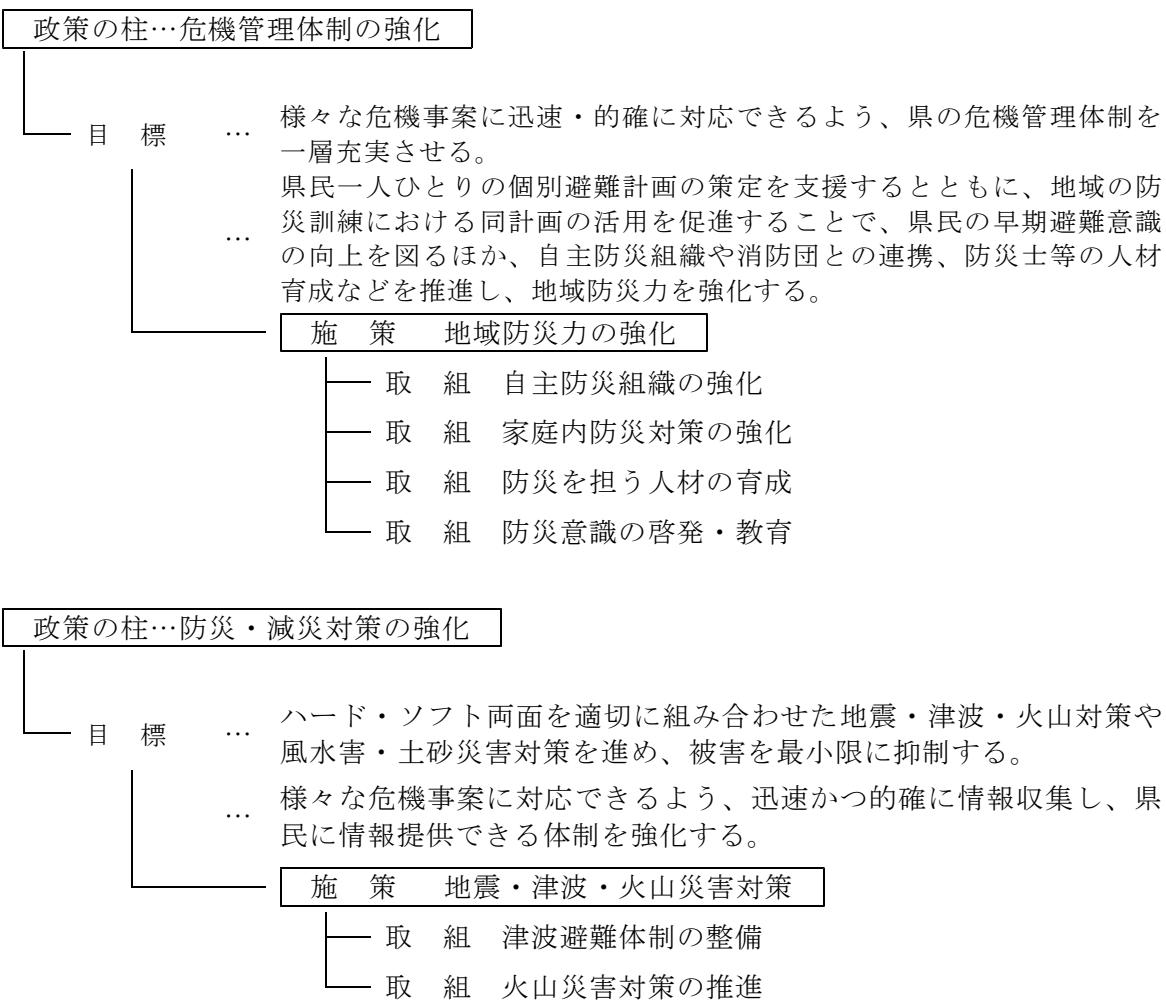
- ・令和6年1月に発生した能登半島地震で得られた教訓や知見を、本県の地震・津波防災対策に反映することで、本県の防災力の更なる強化を図る必要がある。

【改善】

- ・「わたしの避難計画」について、わたひな普及員や地域との連携による防災訓練での活用や、学校や企業と連携した取組により、更なる普及・展開を図る。
- ・住家被害認定調査を遅滞なく完了させるため、毎年約250人に研修を受講いただくことで、災害時に調査班のリーダーとなる1,500人の要員確保を2025年度に達成させる。
- ・「地震・津波対策アクションプログラム2023」については、能登半島地震で顕在化した課題や対応を検証し「地震・津波対策等アクションプログラム2023」に反映した。今後、関係部局や市町と協力して各取組を着実に推進することで、本県の災害対応力の更なる強化を図る。
- ・また「地震・津波対策アクションプログラム2023」を市町と連携して推進するため、地震・津波対策等減災交付金に市町の要望に応じて新たなメニューを追加するなど、地震・津波対策等減災交付金の更なる活用を促進する。
- ・危機事案への対応に係る庁内における連携を強化するため、危機管理連絡調整会議を適時適切に開催する。また、市町との連携強化を図るため、市町長訪問や市町危機管理担当部長・課長会議等を開催し、静岡県としての危機管理体制の強化を図る。

III 危機情報課

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 自主防災組織の強化

ア 地域防災活動推進委員会の運営

県民防災啓発強化事業費 21,215,894円

県内の自主防災組織や防災団体の関係者等で構成される地域防災活動推進委員会を開催し、能登半島地震を踏まえた地域防災力の向上について意見交換を行ったほか、

「総合防災アプリの操作説明資料」、「地域防災力見える化システムの自主防災組織向け支援情報」、「地区防災計画（孤立地域版、都市部版）の作成例」についてワークショップ形式（グループワーク）で検討と監修を行った。

・委員 15名

・定例会 5回開催

イ 自主防災組織実態調査（簡易版）

県内の自主防災組織の実態を把握し、防災施策を展開する上で基礎資料を得るた

め、総合防災アプリ「静岡県防災」で簡易調査を実施した。

調査結果を集計・分析し、地域防災力の強化につなげるため、防災カルテとして改善に向けたアドバイスを行うとともに、自主防災組織に提供している。

ウ 地震防災強化月間

県民防災啓発強化事業費（再掲） 21,215,894円

県民の防災意識の向上を目的に、11月の「地震防災強化月間」において、地震・津波発生時の適切な行動や家庭内の地震対策の実施を呼び掛ける啓発活動を集中的に実施した。

（ア）「令和6年度静岡県地域防災活動知事褒賞」

自主防災組織活動の充実強化と県民の防災意識の向上を図るため、「地域防災活動知事褒賞」を授与した。

・被表彰者　自主防災組織の部：1団体　自主防災組織役員の部：1人

（2）家庭内防災対策の強化

ア 様々な広報媒体を活用した啓発

県民防災啓発強化事業費（再掲） 21,215,894円

県民、学校等の防災力の向上、防災意識の高揚を図るため、出前講座等による講話や研修会の開催、パンフレット等による広報・啓発などを実施した。

（ア）地震体験車の貸出し

地震発生時に備える知識や技術を擬似体験により習得するため、各地域局に配置した地震体験車（4台）を活用して体験会を実施した。

＜令和6年度の地震体験車の利用実績＞

利用日数（日）	利用者数（人）
708	50,146

イ 様々な手法を活用した啓発

県民防災啓発強化事業費（再掲） 21,215,894円

（ア）地域防災学習出前講座の実施

地域局職員等が学校、自主防災組織、関係機関等の求めに応じ、県の第4次地震被害想定や地震防災施策の解説、地域の実情を踏まえた災害図上訓練「D I G」や自主防災組織災害対応訓練「イメージT E N」の実施など、地域防災力の向上に資する出前講座等を実施した。

・実施回数 657回

・参加者数 64,147人

ウ 南海トラフ地震に関する県民意識調査

県民の大規模地震に対する防災意識や防災対策の実施状況及び経年変化等を把握するため、南海トラフ地震への関心度、津波に対する行動及び大規模地震に対する家庭内防災対策などの備え等について、インターネットで調査を実施した。

- ・調査期間 令和6年12月2日～令和7年1月31日
- ・回答数 3,782人

エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に関する県民意識調査

令和6年8月8日（木）に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたことを受け、大規模地震に対する県民の防災意識や防災対策の実施状況等を把握するため、インターネットにより県民意識調査を実施した。

- ・調査期間 令和6年8月23日～9月10日
- ・回答数 5,890人

(3) 防災を担う人材の育成

ア 地域防災を担う人材の育成

県民防災啓発強化事業費（再掲）	21,215,894円
地域防災力強化支援事業費	3,851,831円
次世代防災リーダー育成事業費	2,296,902円

(ア) 人材育成研修

地域防災力向上に向けて、新たなマンパワーを掘り起こすため、自主防災組織や事業所のほか、女性・外国人・学生など広く一般県民を対象とした防災に関する人材育成研修を実施した。さらに、自主防災組織のリーダーや次世代の担い手などを育成する一部の講座では、本県独自の「防災に関する知事認証制度」により、講座修了者に対して知事認証を付与し、意識の高揚を図った。

＜令和6年度静岡県地域防災力強化人材育成研修実績＞

(単位：人)

	No.	講座名	場所	開催時期（期間）	定員	修了者
知事認証	1	ふじのくに防災士養成講座（Aコース、Bコース、Cコース）	県立大学 地震防災センター オンライン講義	A:9月4日～9月16日（7日間） B:9月22日～10月19日（7日間） C:Aと同様（オンライン）	A:150 B: 70 C:100	99 65 72
	2	ふじのくに防災マイスター養成講座	地震防災センター	2月5日	50	10
	3	ふじのくに地域防災指導員能力向上研修	各地域局	随時	各50程度	183
	4	ふじのくに災害ボランティアコーディネーター養成講座	各市町	随時	各30程度	308
	5	ふじのくにジュニア防災士養成講座（教育委員会連携講座）	各学校等	随時	なし	30,271
行政	6	行政職員防災研修	動画視聴及び オンライン講義	本講座 9月5日、6日 フォローアップ講座 2月20日	各60	28 24
その他	7	ふじのくに防災士フォローアップ講座	オンライン講義 地震防災センター オンライン講義	9月4日～10月16日 ふじのくに防災士養成講座再受講	70	67
	8	外国人防災講座	各市町の会場等	3月2日	48	16

No.	講座名	場 所	開催時期（期間）	定員	修了者
その他	9 地域で活躍する女性防災リーダー育成講座（男女共同参画課主催講座）	松崎町農村環境改善センター	11月16日、23日	30	24
	10 社会福祉施設等職員防災研修（福祉指導課主催講座）	動画視聴	11月15～30日（視聴期間）	なし	89
	11 大学生防災講座	地震防災センター 県立大学	薬学部5月16日、17日 看護学部12月9日、16日	240	75 110
	12 防災・減災ワークショップ	地震防災センター	7月27日	80	70
	13 こども地震防災教室	地震防災センター	8月17日	180	137
	14 HUG講座	地震防災センター	不定期（半日）	各回60	43
	15 D I G、T E N講座（DIG:D、TEN:T）	地震防災センター	不定期（半日）	各回60	D 192 T 54
計					32,307

※上記のほか静岡大学主催の「ふじのくに防災フェロー養成講座」（知事認証 修了者1人）

（イ）次世代防災リーダー育成研修

少子高齢化が進行する中で、地域防災力の維持・向上を図るために、次代の担い手となる子ども達への防災啓発が重要であるため、市町教育委員会等と連携し、主に県内の中学生を対象に「静岡県ふじのくにジュニア防災士」養成講座を実施した。

コース	意識啓発コース	知識行動コース	自主講義コース
講座内容	<ul style="list-style-type: none"> 語り部動画※ 防災学習アプリ わたしの避難計画 防災かるた + 防災講話 地震、津波の基礎知識 自助、共助の重要性 若者世代に期待すること 家庭内対策 等 	<p>防災講話</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然災害の基礎知識 自助、共助の重要性 若者世代に期待すること 家庭内対策 等 <p>+ 防災演習</p> <ul style="list-style-type: none"> D I G H U G 災害時判断ゲーム 地域活動 等 	認定要件を満たす学校独自の取組（意識啓発・知識行動コースと同等と認められる講座）
講師	地域局、危機情報課、ふじのくに防災士等	地域局、危機情報課等	学校教職員、市町職員等

※東日本大震災の被災者が当時の体験や災害に対する日頃の備えの重要性を語るもの

＜令和6年度受講実績＞

（単位：校、人）

区分	小学校	中学校	高 校	特支	その他	計
受講校数	120	167	38	9	12	346
受講者数	6,095	17,807	5,999	210	160	30,271

（4）防災意識の啓発・教育

ア 県内外のボランティア団体育成のための研修

県民防災啓発強化事業費（再掲） 21,215,894円

（ア）内閣府との連携

「被災住宅応急復旧研修会」と題し、「官民連携による被災者支援体制整備」モデ

ル事業を活用して、水害に遭った家屋の床下清掃や土砂撤去及び乾燥などの活動事例を紹介するとともに、災害時に適切な対応ができるようになることを目的とした研修会を実施した。

- ・第1回：令和6年7月29日（月） 沼津市 参加者87人
- ・第2回：令和6年8月2日（金） 下田市 参加者34人

（イ）静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会との連携

県災害ボランティア本部、各市町災害ボランティア本部、災害ボランティア支援センター等と連携し、「災害時要配慮者支援を考えるワークショップ型研修会」を開催した。

- ・開催日 令和7年3月9日（日）
- ・参加者 82人

（ウ）静岡県単独の研修

例年、地域の災害ボランティア関係団体同士の連携を図るため、各地域局ごとに連絡会等を開催してきた。令和6年度は、実効性を高めるため、全地域局管内を対象に、地域局ごとの対面会場と本庁をWebでつなぐハイブリッド型の研修会を実施した。研修では、能登半島地震における現地の活動事例について、石川県珠洲市及び珠洲市社会福祉協議会職員から講演をいただいた上で、関係する団体が平時から連携するために必要な取組等について意見交換を行った。

- ・開催日 令和6年7月18日（木）
- ・参加者 174人

イ 避難所運営体制の強化

県民防災啓発強化事業費（再掲） 21,215,894円

令和4年に改定された「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府）等に基づき、感染症対策、災害関連死を防ぐ生活環境等の改善、防災機能設備等の確保、立地状況を踏まえた適切な避難所の開設、女性の視点を踏まえた運営などについて、各市町に手法の助言等を行った。

ウ 地震防災センターによる防災啓発

県民防災啓発強化事業費（再掲） 21,215,894円

静岡県地震防災センターにおいて、「知る 備える 行動する」のコンセプトのもと、展示・体験施設の案内、研修、インターネットによる情報発信等を通じて、地震・津波発生のしくみや家屋の耐震化、家具や電化製品の固定、水・食料の備蓄など家庭内対策を促進するとともに、風水害や火山災害についての知識と避難行動などを周知することにより、県民の防災意識の高揚及び防災対策の推進を図った。

また、インターネット上で地震防災センターの見学を疑似体験できる「デジタル地震防災センター」により多くの県民に防災について学ぶ機会を提供した。

(ア) 体験学習

来館者に対し、インストラクターが展示施設を案内し、地震の揺れの擬似体験や、自然災害に対する備えについて解説を行うとともに、アドバイザーによる来館者の希望に応じた、より具体的な防災対策の講話等を実施した。

- ・令和6年度来館者数 31,450人（累計1,365,968人）
- ・出前講座やオンライン受講等を含めた利用者数 40,348人（累計1,473,088人）

＜利用者の内訳＞

（単位：人）

全 体	個 人	団 体					
		自 主 防 町内会	事 業 所	各 種 団 体	学 校 等	行 政 等	
40,348	6,115 (15.2%)	34,233 (84.8%)	7,137 (17.7%)	2,997 (7.4%)	7,835 (19.4%)	14,410 (35.7%)	1,854 (4.6%)

(イ) 出張展示

東部・西部地域を中心に、学校や市町の防災イベント、大型商業施設などにおいて、地震・津波発生のメカニズムや家庭及び地域での備えなどをとりまとめた大型ボードの展示・解説等を行い、県民の防災意識の高揚を図った。

- ・実施回数 28回

(ウ) サテライト地震防災センター

市町及び防災人材等と協働した「サテライト地震防災センター」を各地域に一定期間設置し、県民の自助・共助の取組の底上げを図った。

- ・実施箇所数 15箇所

(エ) インターネットによる防災情報の発信

令和5年2月から「デジタル地震防災センター」を開設しVR体験等を提供するとともに、ホームページ等により最新の情報の提供や防災意識の高揚を図った。

- ・ホームページ年間アクセス件数 1,167,236件（平均：3,197件／日）

(オ) 防災啓発用パネル・ビデオの貸出し

自主防災組織や事業者等が主催する防災講座等に啓発用の資材を貸し出し、防災意識の高揚を図った。

- ・パネル貸出し 15件（延39セット）
- ・ビデオ貸出し 48件（延54本）

(カ) 静岡県地震防災センターWeb見学予約システム運用開始

休館日や夜間などの閉館時間でも予約の受付ができるよう、令和6年6月からWeb予約システムの運用を開始した。これにより、予約の空き状況の見える化や手続きの簡素化が図られ、利用者の利便性向上につなげることができた。

エ 総合防災アプリ「静岡県防災」の運用

県民防災啓発強化事業費（再掲）	21,215,894円
危機管理総合調整費（再掲）	631,084,042円

令和元年6月に運用を開始した総合防災アプリ「静岡県防災」を通じて、台風や豪雨等の非常時に、気象警報や住民避難に関する緊急防災情報を迅速に伝達したほか、地域のハザードマップや指定緊急避難場所等の平時に確認すべき防災情報の提供を行った。

避難所運営の支援機能や自主防災組織向けの機能の利活用が増えてきたことから、避難所運営支援機能を中心に平時・災害時にさらなる利活用が可能となるように、機能の改修を実施した。

当該アプリについては、出前講座や研修会の場等を通じて普及を図った。

- ・講話・研修会開催数 24回（参考：令和6年度末までのダウンロード数354,313件）

（5）津波避難体制の整備

ア 津波対策推進旬間における啓発活動

東日本大震災の教訓を踏まえ、県・沿岸21市町が、住民、防災関係機関等と一体となって津波避難対策を推進した。

（ア）津波対策推進旬間（令和7年3月7日～3月16日）

津波に対する正しい知識の普及等を図るとともに、命を守る避難行動に反映させるため、県内各地域において実践的な津波避難訓練（総合防災アプリ「静岡県防災」を活用した避難時間の計測等）や「わたしの避難計画」の作成等を実施した。

＜令和6年度重点事項＞

- ・早期避難意識と備蓄の徹底、即時避難の実践・検証、避難行動要支援者への支援体制の検証
- ・リーフレットによる住民の意識啓発、地震と津波に対する正しい知識の習得、総合防災アプリ「静岡県防災」の活用方法の周知

（6）火山防災対策の推進

ア 富士山火山災害対策

県民防災啓発強化事業費（再掲）	21,215,894円
-----------------	-------------

富士山の火山噴火に備えるため、国や周辺自治体、火山専門家、関係機関などで構成される法定の富士山火山防災対策協議会において、火山防災対策の情報交換や噴火前から噴火現象の収束までの一連の火山災害を想定した合同図上訓練を実施した。

（ア）富士山火山防災対策協議会の開催

令和7年3月26日に第15回協議会を開催し、各構成機関における取組を報告するとともに、令和7年度事業計画として、富士山地域の大規模降灰対策に係る検討や協議会訓練のあり方検討を行うことが承認された。

（イ）富士山火山防災情報伝達訓練（登山者の安全対策）の実施

富士山登山者の安全対策を進めるため、平成27年3月に策定した「富士山火山広

域避難計画」に定める登山者への情報伝達体制の実効性を確認するため、平成27年度から開山直後に情報伝達訓練を実施している。

令和6年度の訓練では、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されたとの想定のもと、県・周辺市町・山小屋や関係機関が連携して電話等による情報伝達や、「コンパス」アプリにより直接登山者のスマートフォンへ多言語での情報配信を行った。

- ・日 時 令和6年7月19日（金）
- ・場 所 山小屋（富士宮ルート、御殿場ルート、須走ルート）及び登山口（富士宮口五合目、御殿場口新五合目、須走口五合目）
- ・参加者 県、富士宮警察署、富士山各山小屋組合、各市町等 約100人

（ウ）避難計画等の改定・修正

a 静岡県地域防災計画（火山対策編）の修正

- ・令和5年3月に富士山火山広域避難計画を改訂・改称した富士山火山避難基本計画を踏まえつつ、溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特性を踏まえた計画とした。
- ・溶岩流が1時間以内に到達する可能性のある範囲及び短時間で溶岩流の流下により孤立が見込まれる可能性のある範囲を第2次避難対象エリア（事前避難対象）へ含めた。
- ・噴火現象の特定に時間をおとした場合を想定し、溶岩流のハザードマップを地形により15の「流下パターン」に整理した。
- ・広域避難について、「噴火開始直後の流下パターンごとの避難先」及び「噴火現象判明後の最大影響時の避難先」及び「一時集結地の開設予定地」について、整理した。

b 市町地域防災計画の修正（避難計画の策定・改定）

- ・火山災害警戒地域に指定されている10市町（静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町）は、富士山火山避難基本計画及び静岡県地域防災計画を踏まえ、市町地域防災計画の修正や避難計画の改定作業を行った。
- ・引き続き10市町を支援し、より詳細な避難計画等の改定を進めるなど実効性を高める。

（エ）広域避難体制の整備

噴火の位置と規模によっては、市町の区域を越えて広域避難が必要となるケースも想定されることから、実効性のある広域避難体制の整備のため、「流下パターン」ごとの避難者数を整理した。避難実施市町と連携し、広域避難先となる県内の受入先市町との調整及び具体的な避難の流れについて検討を進めている。

(オ) 避難促進施設（避難確保計画作成）の指定

市町が地域防災計画に位置付ける避難促進施設について、関係団体等への説明を実施した。国の指針等を踏まえ、施設管理者等の避難確保計画の作成に向けて、関係市町とともに支援していく。

(7) 地震・火山活動に関する調査及び観測

ア 地震・火山調査研究事業

地震・火山調査研究事業費	22,181,299円
震度情報ネットワーク更新事業費	62,568,000円

南海トラフ地震の観測監視体制は国等により充実が図られ、令和7年3月31日現在、県内318箇所に観測機器が設置されている。このうち249箇所は気象庁にリアルタイムでデータを送信している。

(ア) 震度情報ネットワークシステムによる地震監視

県と市町の初動体制の強化を図るため、整備した震度情報ネットワークシステム（74観測点）の適正な維持と機器の保守点検を行った。また、県庁に設置している震度情報送受信装置の更新を行った。

(イ) 大深度歪計による地殻変動の観測

南海トラフ地震の予測の確度の向上に資するため、浜松市天竜区春野町及び川根本町に整備した地殻変動総合観測施設（大深度ひずみ計）の適正な維持管理を行った。また、県庁に設置している歪監視装置の更新を行った。

【評価】

指標名	現状値	実績				目標値	
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
成 果 指 標	自主防災組織による防災訓練・防災研修実施率	(2018年度) 89.1%	84.4%	89.2%	96.7%	—	毎年度 100%
	津波避難施設による要避難者カバー率	(2020年度) 97.9%	98.1%	98.1%	98.4%	100%	
	自主防災組織の人材台帳の整備率	(2022年度) 38.2%	—	38.2%	14.6%	—	100%
活動 指 標	自主防災組織における避難所運営訓練実施率	(2020年度) 42%	14.8%	24.4%	12.7%	—	100%
	防災に関する知事認証取得者数	(2017~2020年度) 累計20,520人	23,631人	24,907人	24,763人	24,571人	(2022~2025年度) 累計 30,000人
	地域の防災人材を活用して防災力向上に取り組む自主防災組織の割合	(2020年度) —	32.5%	74.5%	69.7%	—	100%
	県総合防災アプリ「静岡県防災」を活用して訓練を実施した自主防災組織の割合	(2020年度) —	0%	12.3%	31.0%	—	100%
	地域防災力強化人材育成研修修了者数	(2017~2020年度) 累計24,230人	25,713人	31,732人	33,455人	32,307人	毎年 32,500人
	次代の地域防災を担うジュニア防災士の養成数	(2020年度) 11,048人	23,267人	29,753人	31,309人	30,271人	毎年度 30,000人
	自主防災組織の運営に女性の意見が反映されている自主防災組織の割合	(2020年度) —	52.3%	55.1%	75.0%	—	100%
	地震防災センター利用者数	(2020年度) 17,940人	24,373人	30,628人	38,121人	40,348人	毎年度 60,000人
	津波避難訓練を実施している自主防災組織(沿岸21市町)の割合	(2020年度) —	18.0%	74.1%	77.1%	—	毎年度 100%
	津波避難訓練の住民参加率	(2018年度) 34.6%	—	35.0%	40.2%	43.2%	毎年度 50%以上
	富士山ハザードマップ(改訂版)を踏まえた防災訓練や研修に取り組む自主防災組織割合	(2020年度) —	41.0%	38.5%	—	—	100%

- ・自主防災組織による防災訓練・防災研修実施率について、市町と連携して「地域防災活動マニュアル」の活用や地震防災強化月間等における訓練の実施を呼び掛けたことにより、訓練の実施率が向上した。
- ・津波避難施設による要避難者カバー率について、県地震・津波対策等減災交付金により、市町の実施する津波避難施設の整備や避難誘導標識の設置等に対し、財政的な支援を継続したことにより、整備の進捗が図られた。
- ・自主防災組織の人材台帳の整備率について、「地域防災活動マニュアル」や県総合防災アプリ「静岡県防災」の防災カルテの活用等を働きかけたが、整備率は低い状況にある。
- ・自主防災組織における避難所運営訓練実施率について、市町と連携して「避難所運営マニ

ュアル」の周知、地震防災強化月間等における避難所運営ゲーム（HUG）等を活用した訓練の実施を呼び掛けたが、訓練の実施に繋がっていない。

- ・防災に関する知事認証取得者数について、対象者の所属する団体等への周知を強化とともに、認証手続きを主催者に改めて周知するなど、取得者数の増加に努め、例年並みの人数を確保した。
- ・地域の防災人材を活用して防災力向上に取り組む自主防災組織の割合について、「地域防災人材バンク」の事務取扱要領を改正し人材バンク登録者の活動状況を公開したほか、「ふじのくにジュニア防災士養成講座」の講師など防災人材の活躍の機会を増やし、認知度の向上を図ったが、地域での活動の伸びには繋がっていない。
- ・県総合防災アプリ「静岡県防災」を活用して訓練を実施した自主防災組織の割合について、自主防災組織役員を対象とした研修会や防災訓練などの機会を積極的に活用し、アプリの操作方法などについて丁寧に説明したほか、アプリを活用して自主防災組織の調査を行うなどした結果、アプリを活用して訓練を実施した自主防災組織の割合が増加した。
- ・地域防災力強化人材育成研修修了者数について、オンラインと対面の講義を併用するなど受講環境の整備により研修生の増加に努めた結果、例年並みの修了者数となった。
- ・次代の地域防災を担うジュニア防災士の養成数について、学校等への積極的な講座開催の働きかけや、市町が実施している防災教育事業との連携など自主講義コースの認証拡大等により養成数の増加に努め、30,000人以上のジュニア防災士を養成した。
- ・自主防災組織の運営に女性の意見が反映されている自主防災組織の割合について、「地域防災活動マニュアル」の活用や県総合防災アプリ「静岡県防災」の防災カルテによるアドバイスなどにより意識向上を図ったことで、女性の意見が反映されている自主防災組織の割合が大きく増加した。
- ・地震防災センター利用者数について、「サテライト地震防災センター」や「デジタル地震防災センター」により地震防災センターの周知を図ったことで、来館者数が増加し、前年度より約2,000人の利用者増となった。
- ・津波避難訓練を実施している自主防災組織（沿岸21市町）の割合について、市町と連携し、自主防災組織に対し、津波対策推進旬間における訓練実施を働きかけたほか、各地域局においても過去の訓練動画等を用いて訓練実施を積極的に広報したこと、実施率が向上した。
- ・津波避難訓練の住民参加率について、津波対策推進旬間に訓練の統一実施日を設定し、訓練参加を呼び掛けるとともに、地震防災センターにおいてパネル展「地震だ、津波だ、すぐ避難！」を開催し、津波避難の重要性を啓発したことにより、参加率が向上した。

【課題】

- ・自主防災組織による防災訓練・防災研修実施率及び避難所運営訓練実施率については、自主防災組織の役員が数年で入れ替わる中、「地域防災活動マニュアル」や「避難所運営マニュアル」が十分に引き継がれず、避難所運営訓練を実施したことがない自主防災組織が多いことが課題である。
- ・津波避難施設による要避難者カバー率の向上には、津波避難施設の整備とともに、地域住民への津波リスクの周知や避難のタイミングの理解促進など早期避難意識を高めること

が必要である。

- ・地域の防災人材を活用して防災力向上に取り組む自主防災組織の割合については、令和6年度に「地域防災人材バンク」の事務取扱要領を改正し、人材バンク登録者の活用促進に努めたが、「地域防災人材バンク」の存在が自主防災組織に十分に周知されていない。
- ・県総合防災アプリ「静岡県防災」を活用して訓練を実施した自主防災組織の割合については、当該アプリの理解が十分ではないために活用できない組織があった。
- ・自主防災組織の運営に女性の意見が反映されている自主防災組織の割合については、増加傾向にあるものの、性別による固定的な役割分担意識などにより女性意見の反映がされていない組織があった。
- ・地震防災センターは、リニューアルオープン以降、利用者は年々増加しているが、中部地域の利用者が4割と多く、東部、西部地域の利用者を増やしていく必要がある。また、南海トラフ地震臨時情報発表や国の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの被害想定の公表など、最新の防災情報の発信拠点としてより多くの県民にセンターを利用していただく必要がある。
- ・津波避難訓練を実施している自主防災組織の割合及び住民参加率について、新型コロナウイルス感染症で津波避難訓練が数年間実施できなかったことによる意識の低下が課題であったが、訓練参加率は上昇傾向にある。
- ・富士山ハザードマップ（改訂版）を踏まえた防災訓練や研修に取り組む自主防災組織割合について、「富士山火山避難基本計画」及び「静岡県地域防災計画」を踏まえ、火山災害警戒地域に指定された市町は、地域防災計画の修正や避難計画の改定作業を行ったが、自主防災組織において訓練や研修の実施に至っていないことが課題である。

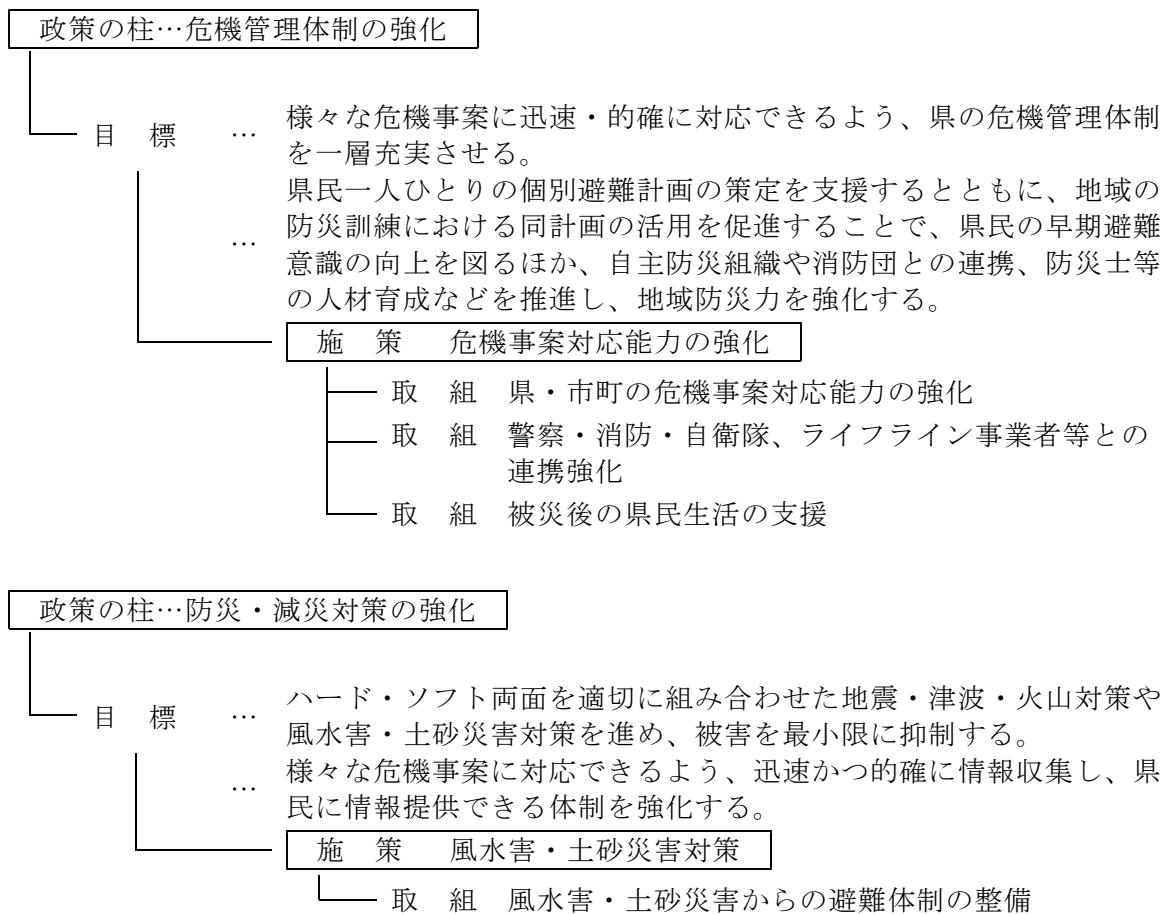
【改善】

- ・自主防災組織による防災訓練・防災研修実施率及び避難所運営訓練実施率については、「地域防災人材バンク」を周知し、自主防災組織が避難所運営リーダーなどの防災人材を活用して避難所運営訓練を実施できるよう、市町を通じて働き掛けていく。
- ・津波避難施設による要避難者カバー率については、引き続き津波避難施設の整備など市町の取組を関係部局と連携し支援するとともに、地域住民への津波リスクの周知や避難のタイミングなどについて、「わたしの避難計画」の普及を図り、早期避難意識を高めていく。
- ・地域の防災人材を活用して防災力向上に取り組む自主防災組織の割合については、県ホームページや「サテライト地震防災センター」、出張展示、出前講座など様々な機会を通じて、「地域防災人材バンク」を広く周知し、自主防災組織が防災人材を活用できるようマッチングしていく。
- ・県総合防災アプリ「静岡県防災」を活用して訓練を実施した自主防災組織の割合については、引き続き自主防災組織役員を対象とした研修会などにおいて、当該アプリの有用性を説明し、理解を得てもらうことで訓練の実施を働き掛けていく。
- ・自主防災組織の運営に女性の意見が反映されている自主防災組織の割合については、引き続き「地域防災活動マニュアル」の活用や、防災委員等役員へ3割以上の女性配置などにより意識向上を図っていく。

- ・地震防災センターは、令和2年6月のリニューアル以降、予約が必要なガイドツアー型の見学を中心としており、来館者に合わせた丁寧な防災啓発を実施している。引き続き防災情報の発信拠点として、ニーズにあった防災講座の開催、出張展示や出前講話などにより利用者増加を目指す。また、令和6年度から運用を開始したWeb予約システムによる利便性向上と、県内市町と連携して実施する「サテライト地震防災センター」により、センターの周知を図っていく。
- ・津波避難訓練を実施している自主防災組織の割合及び住民参加率について、引き続きパネル展や過去の訓練動画の公開、アプリを用いた避難トレーニング訓練の実施呼び掛け等により意識啓発を行うとともに、津波リスクの周知や避難のタイミングなどを確認する「わたしの避難計画」を津波避難訓練で実証するなど、実施率の向上を図っていく。
- ・富士山ハザードマップ（改訂版）を踏まえた防災訓練や研修に取り組む自主防災組織割合について、引き続き各市町と連携し、富士山ハザードマップ（改訂版）及び「富士山火山避難基本計画」及び各市町地域防災計画の内容について、自主防災組織への浸透を図るとも、防災イベントの実施などにより、火山について知ってもらうことで実施率の向上を図っていく。

IV 危機対策課

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 県・市町の危機事案対応能力の強化

ア 災害対策本部・方面本部体制の確立

災害対策本部等運営事業費 156,031,732円

(ア) 防災体制の整備

a 防災要員の指名

県の地震防災応急対策及び災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、全職員に対して従事する業務をあらかじめ付与し、地震防災応急対策要員及び災害応急対策要員として指名した。

b 空撮用ドローンの整備

市町支援機動班が派遣先の市町の被災現場において上空写真や動画等を撮影し、市町本部、県本部及び県方面本部に伝送することにより、被害状況を迅速に共有するため、令和5年度に空撮用ドローンを14機整備した。また、ドローンを操縦する技能を習得するため、班員のうち15人がドローンを操縦するための無人航空機操縦者技能証明（二等無人航空機操縦士）を取得した。

令和6年度は、人事異動に伴うドローン操縦者の減に伴い、市町支援機動班3人に加え、各地域局から1人ずつ計4人及び危機対策課1人の合計8人が新たに技能証明を取得した。

c 物資輸送用ドローンによる孤立集落等への支援体制の整備

災害発生時に孤立集落等へ迅速に緊急物資を輸送する体制を整備するため、令和6年度に物資輸送用ドローンを4機整備した。

また、（一社）日本UAS産業振興協議会及び（一社）静岡県無人機安全協会と、ドローンによる物資輸送や被害情報の収集等の支援を受けることを目的とした協定を締結した。

d タイムライン（事前防災行動計画）の導入

台風等による大規模な気象災害に対しては、予報精度の向上に伴い、いつ誰が、どのように、何をするのか等をあらかじめ明確にしておくことが、迅速かつ的確な防災対応をとる上で非常に重要となっており、平時から地方自治体や関係機関等が共通の時間軸に沿ったタイムライン（事前防災行動計画）を協議・導入し、防災対応の熟度を高めていく必要がある。

県では、平成26年度から試験的に導入しており、令和3年3月末までに洪水予報河川又は水位周知河川に関係する市町（20市10町）の全てにおいて運用を開始した。その後、洪水予報河川又は水位周知河川が追加となったことから、該当する市町（9市1町）についても作成を進めた。

e 県災害対策本部運営要領の改正

近年の激甚化、頻発化する風水害に対応するため、令和7年4月1日付けの県災害対策本部運営要領の改正に向け、県の組織改編に合わせた災害対策本部の体制の適正化、官民で連携して円滑かつ的確な被災者支援を行う「被災者支援調整グループ」の指令部への創設を規定した。

f 孤立予想集落対策

令和6年能登半島地震では、道路の寸断により孤立集落が多数発生し、事前の対策の必要性が再認識されたことを受け、市町と連携し、これまでに把握した孤立が予想される集落について、アクセス道路の危険箇所、迂回路や通信手段のバックアップ体制の有無、食料・飲料水の備蓄状況等の実態調査や、ヘリコプターの離着陸スペースの点検を実施した。

調査結果は、災害発生時に円滑・迅速な救出・救助や生活物資等の支援を行えるよう、集落ごとに「孤立予想集落台帳」にまとめ、警察・消防・自衛隊などの応援部隊や市町と共有した。

イ 防災訓練等の企画・実施

危機管理総合調整費（再掲）

631,084,042円

災害対策本部等運営事業費（再掲）

156,031,732円

（ア）総合防災訓練

令和6年9月1日（日）に、県、熱海市及び伊東市が共催で、防災関係機関、自主防災組織、消防団、医療救護機関、ライフライン関係機関、ボランティア組織等が参加する実動訓練を計画したが、台風第10号の接近に伴い、県主催の訓練は中止した。

なお、防災週間とその前後を含む期間に市町が実施した訓練には、約600団体、約6万人が参加した。

（イ）地域防災訓練

- ・実施日 令和6年12月1日（日）「地域防災の日」を中心に実施
- ・概要 「地域の特性に応じた防災体制の確立」と「県民の防災意識の高揚による減災」を目的として、自主防災組織が中心となり、各地域の特性に応じ、地震・津波・火山噴火災害のほか、風水害による被害等のリスクを踏まえた想定の訓練を行った。
- ・参加人員 約68.5万人

（ウ）地震対策オペレーション2025（大規模図上訓練）

- ・実施日 令和7年1月17日（金）（防災とボランティア週間）
- ・概要 当該年度実施した各種防災訓練の集大成として、県、市町・消防本部、自衛隊、防災関係機関（自衛隊・警察・海上保安庁等）と連携し災害応急対策に係る地震対策オペレーション2025（大規模図上訓練）を実施。
- ・重点項目 本部、方面本部及び市町等の連携強化
「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」の点検
能登半島地震における教訓への対応
- ・参加人員 約7,000人

（エ）個別訓練

a 全職員参集訓練

- ・実施日時 令和6年4月25日（木）午前6時45分から8時20分まで
- ・概要 大規模地震が発生したことを想定し、全県職員を対象とした参集訓練を訓練日の予告なしで実施した。
- ・対象者 県職員約7,300人

b 津波避難訓練

- ・実施日 令和7年3月7日（金）から令和7年3月16日（日）
- ・概要 本県の地域防災計画では、東日本大震災が発生した3月11日を含む10日間を、津波対策推進旬間と定めており、令和6年度は3月7日から3月16日までとし、要避難地区及びその隣接地区の住民を中心に、避難路などの点検を通じて、迅速かつ適切な避難行動を取れるよう習熟

を促した。

- ・参加人数 約14万5千人

ウ 災害への対応

災害対策本部等運営事業費（再掲） 156,031,732円

（ア）地震への対応

令和6年度中は静岡県及び周辺において地震による被害は発生しなかった。

（イ）風水害への対応

令和6年度中は気象警報等の発表に対し、事前配備（情報収集体制等）を23回とった。

主な災害としては、「台風第10号による被害」が挙げられる。

同台風により、県内では8月27日から31日にかけて記録的な大雨となり、河川の増水や氾濫及び土砂崩れ等により、住家の浸水や損壊被害が発生した。

＜令和6年度の主な風水害＞

災害名	発災時期	主な被害状況							
		人的被害（人）			住家被害（棟）				
		死者数	重傷者数	軽傷者数	全壊棟数	半壊棟数	一部破損棟数	床上浸水	床下浸水
大雨等	6月18日				1	2	46	58	
大雨等	6月28日				2	1	1	9	
台風第10号	8月26日				1	22	24	14	90
突風（竜巻）	10月3日			1		3	36		
大雨	11月2日			2		8		14	48

エ 災害対策本部機能の維持管理

災害対策本部等運営事業費（再掲） 156,031,732円

（ア）防災資機材等の整備

県本部・方面本部の非常時における執行体制を維持・強化するため、防災資機材の整備、防災服の配布、防災対策要員用備蓄食料の更新などを行った。備蓄食料については、7日間分を確保する計画で平成26年度から整備を行っている。

・県職員用非常備蓄食料 1日3食×7日間×6,000人分×50%（2交代体制）

※静岡がんセンターでは、職員分に加え患者分を別途備蓄

オ デジタル防災通信システム等のシステム管理

危機管理総合調整費（再掲） 631,084,042円

災害対策本部等運営事業費（再掲） 156,031,732円

静岡県デジタル防災通信システム定期部品交換事業費 68,000,000円

（ア）防災行政無線運営事業

a 地震情報や気象予警報等の防災気象情報を、防災行政無線を使って県から方面本部、市町等に音声やファクシミリで一斉同報伝達し、災害の未然防止や災害応急対

策活動の迅速な実施に寄与した。

平時には、一斉同報システムを利用した市町等への行政文書の伝達や、衛星通信用移動中継車や県庁の映像通信システムを活用した庁内広報、県庁と総合庁舎間のデータ通信や庁内電話の通信回線として幅広く利用した。

＜令和6年度の運用状況＞

区分	一斉同報 通信				映像発信	
	地震	気象	行政	運用管理	県庁局	中継車
回数	53	582	102	249	17	5
計	986				22	

- b 防災行政無線システム（地上系、衛星系）の機能を維持するため、無線通信設備、発電機等の電気設備及びファクシミリの定期保守点検並びに修繕等を実施した。

（イ）通信訓練等の実施

a 全国非常通信訓練

電波法第74条の2の規定により、総務省が中心となり、非常時における通信の円滑な実施を確保するため、中央非常通信協議会、地方非常通信協議会及び地区非常通信協議会が設立されている。非常通信協議会では定期的に非常通信訓練を実施しており、令和6年11月21日（木）に全国非常通信訓練を行った。

b その他

防災行政無線等を活用した情報収集訓練のほか、中継車の映像配信研修等の実施により、機器操作の習熟及び災害対応力の維持・向上に努めた。

（ウ）防災情報共有システム・映像システムの維持管理

災害応急対策業務を支援する「防災情報共有システム」、「映像システム」の機能維持を図るため、設備の定期保守点検等を実施した。

（エ）危機管理情報一斉配信システムの維持管理

平成19年度に運用を開始した「携帯電話のメール機能を活用した地震関連情報等の一斉配信システム」により、県職員に対し、県内で地震が発生した際の震度情報等を配信するとともに、個別訓練等において情報伝達を実施した。

（オ）静岡県デジタル防災通信システム定期部品交換事業

平成27年度に整備した「静岡県デジタル防災通信システム」を適切な状態で維持するため、定期交換部品、消耗品等の計画的な交換を実施した。

カ 静岡県デジタル防災通信システム等の強化

デジタル防災通信システム機能強化事業費 72,000,000円

（ア）無線中継所の新設

本県のデジタル防災通信システム（地上系）において利用している通信事業者の中継所の廃止計画に伴い、中継所の新設を行う令和6－7年度の債務工事に着手した。

(イ) 静岡県デジタル防災通信システム（衛星系）改修

国が計画する地域衛星通信ネットワークの次世代システムへの移行に伴い、これを利用する静岡県デジタル防災通信システムの機能強化を図るため、次世代システムに対応した設備に改修する令和6－7年度の債務工事に着手した。

キ 防災通信システムの改修

袋井土木事務所防災通信システム改修事業費 63,360,000円

浸水のおそれがある場所に設置されていた袋井土木事務所内の静岡県デジタル防災通信システムについて、浸水時も機能性を担保するため、無線設備の移設工事を実施した。

(2) 警察・消防・自衛隊、ライフライン事業者等との連携強化

ア 各種訓練・会議等を通じた関係機関との連携強化

災害対策本部等運営事業費（再掲） 156,031,732円

(ア) 自衛隊（陸・海・空）との連携

a 静岡県指揮官会議

平成16年から自衛隊等との相互の連携・強化のため、本県に駐在する自衛隊の指揮官等と本県の幹部が一堂に会する「静岡県指揮官会議」を開催しており、令和6年度は11月27日（水）にクーポール会館（静岡市）を会場に開催した。

県内陸上自衛隊・航空自衛隊、海上自衛隊横須賀地方総監部、清水・下田海上保安部、静岡県消防長会、静岡県警の各指揮官及び南関東防衛局長等が参加した。

(イ) 在日米軍との連携等

東日本大震災において、自衛隊とともに「トモダチ作戦」を実施した在日米軍については、予想される南海トラフ地震等の発生時にも大きな力を発揮すると考えられるため、平素より連携強化に努めており、同軍が平成22年度から総合防災訓練に参加している。

令和6年度は総合防災訓練（実動訓練）において、米海兵隊（キャンプ富士）が参加する物資輸送訓練を計画したが、台風第10号の接近に伴い中止した。

(3) 風水害・土砂災害からの避難体制の整備

ア 風水害合同対処訓練

・実施日時 第1回：令和6年8月5日（月）

第2回：令和7年2月10日（月）

・概要 大規模な風水害が発生した場合を想定し、県、市町及び防災関係機関を訓練対象者として、連携を一層強化するとともに、速やかな情報収集、適切な情報発信、配備体制の切替え手順、気象情報に応じた住民避難体制の確認等を円滑に実施できるようロールプレイング方式による図上訓練を実施した。

・対象者 第1回：県危機管理部、県地域局、市町危機管理部局（松崎町、西伊豆町、菊川市、森町）、陸上自衛隊第34普通科連隊、静岡地方気象台、

警察署、消防本部等 計100人

第2回：県危機管理部、県地域局、市町危機管理部局（伊豆市、伊豆の国市、焼津市、川根本町）、陸上自衛隊第34普通科連隊、静岡地方気象台、警察署、消防本部等 計132人

イ 風水害版市町危機管理演習等

- ・概 要 風水害版市町危機管理演習として、令和6年5月30日（木）から令和6年9月11日（水）までの間、4方面本部内の市町防災担当者等を対象とした豪雨災害時における災害対策本部業務の図上訓練等を実施した。

【評価】

指標名	現状値 (2020年度)	実績				目標値 (2025年度)	
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
成果指標	国、県、応援部隊等が参画した実践的な災害対策本部運営訓練を実施した市町数	—※	—※	15市町	15市町	12市町	毎年度8市町
	風水害による死者数	0人	0人	3人	2人	0人	毎年度0人
	土砂災害による死者数	0人	26人	0人	0人	0人	毎年度0人
活動指標	市町、国、応援部隊等と連携し、国の防災情報ネットワークシステム（S I P 4 D）を活用した防災訓練の実施回数	新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	2回	1回	2回	毎年度1回
	風水害・土砂災害避難等対処訓練実施市町数	風水害 34市町 土砂災害 24市町	風水害 35市町 土砂災害 30市町	風水害 27市町 土砂災害 35市町	風水害 35市町 土砂災害 35市町	風水害 35市町 土砂災害 35市町	毎年度全市町

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、市町が訓練を中止等

- ・国、県、応援部隊等が参画した実践的な災害対策本部運営訓練を実施した市町数は、目標値以上だが、台風第10号の影響により訓練を中止した市町があったため、前年より減となった。引き続き、実践的な災害対策本部運営訓練の積極的な実施を呼びかける。
- ・市町、国、応援部隊等と連携し、国の防災情報ネットワークシステム（S I P 4 D）を活用した防災訓練の実施回数は、8月の総合防災訓練（本部運営訓練）及び令和7年1月の地震対策オペレーション2025の2回で、目標値以上となった。
- ・風水害訓練及び土砂災害訓練について、令和6年度には全ての市町が実施した。継続して目標達成できるよう、関係各署に協力していく。

【課題】

- ・地震対策オペレーション2025（大規模図上訓練）では、本部指令部において、被害情報や支援要請を重要度や緊急度に応じて選別する必要があった。
- ・また、危機管理センターのモニターに、被害状況図やクロノロジーを表示していたが、重要な事案が入ってきた場合には、表示内容を切替えて、速やかに被災現場の状況を把握できるようにする必要があった。

【改善】

- ・本部指令部において、被害情報や支援要請などを受付けた段階で、重要性や緊急性に応

じたトリアージを行い、甚大な被害等の重要な情報は、大型スクリーンへの表示やアンスなどにより、指令部員や防災関係機関など全体に情報共有するよう改善する。

- ・また、重要な情報が入った場合には、どこでどのような事案が発生しているのかを速やかに把握する必要があるため、危機管理センターのモニターの表示内容は、被災現場の位置や要救助者数、ヘリテレ及びドローンの映像を表示するなど、適時適切に切り替え、速やかな状況把握や災害応急対策の立案ができるよう改善する。

V 消防保安課

1 施策の体系

政策の柱…危機管理体制の強化

目標

様々な危機事案に迅速・的確に対応できるよう、県の危機管理体制を一層充実させる。

… 県民一人ひとりの個別避難計画の策定を支援するとともに、地域の防災訓練における同計画の活用を促進することで、県民の早期避難意識の向上を図るほか、自主防災組織や消防団との連携、防災士等の人材育成などを推進し、地域防災力を強化する。

施策 地域防災力の強化

取組 消防保安体制の整備

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 消防保安体制の整備

ア 市町消防施設・設備の充実支援

地震・津波対策等減災交付金 2,115,041,000円

(ア) 消防防災施設等の整備

市町の消防施設整備計画に基づく消防施設等の充実強化を図るため、国の消防防災施設等整備費補助金を活用し、施設整備等の促進を図った。

また、早急に推進する必要のある地震対策事業等を行う市町等に対し、地震・津波対策等減災交付金（一部事務組合消防のみ）による支援を行った。

＜令和6年度実績＞

（単位：千円）

補助事業名	実施数	事業費	特定財源			市町等の財源
			国費	県費※	地方債	
消防防災施設整備費補助金（国庫）	7	96,723	32,226	8,134	51,000	5,363
緊急消防援助隊設備整備費補助金（国庫）	8 (2)	201,517 (36,410)	65,498 (14,818)	34,912 (8,632)	60,000 (11,000)	41,107 (1,960)
地震・津波対策等減災交付金（県単補助分）	6 (6)	769,854 (769,854)	14,818 (14,818)	110,252 (110,252)	471,000 (471,000)	173,784 (173,784)
計	21 (8)	1,068,094 (806,264)	112,542 (29,636)	153,298 (118,884)	582,000 (482,000)	220,254 (175,744)

※国庫事業の県費は地震・津波対策等減災交付金による付増

※（ ）書きは一部事務組合消防実施分

※地震・津波対策等減災交付金はR5→R6繰越分を含む

(イ) 消防力の現況

(基準日：4月1日現在)

区分	項目	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
消防組織	消防本部数	16	16	16	16	16
	消防署数	45	45	45	45	45
	消防職員数(消防吏員)	4,627	4,646	4,675	4,691	4,692
	消防団数	35	35	35	35	35
	消防団員数(非常勤)	18,486	18,093	17,358	16,882	16,640
消防施設	普通消防ポンプ自動車	732	734	721	724	722
	水槽付消防ポンプ自動車	149	145	143	143	142
	はしご付消防自動車	29	28	28	29	29
	化学消防自動車	33	32	33	33	33
	救助工作車	46	45	44	44	44
	小型動力ポンプ	959	933	924	866	869
	指揮車	65	66	74	73	77
	救急自動車	175	175	176	177	177
消防水利	消火栓	60,070	62,045	62,365	62,478	63,188
	防火水槽	17,436	17,424	17,514	17,568	17,354
	防火井戸	2,019	1,967	1,937	1,935	1,937

(イ) 消防団の充実・強化

消防団体強化指導事業費助成 29,000,000円

地震・津波対策等減災交付金(再掲) 2,115,041,000円

(ア) 消防団体の強化指導

(公財) 静岡県消防協会が実施する消防団員の教育訓練、福利厚生、表彰、広報及び防火思想の普及等の事業に対し助成するとともに、消防団の知識及び技能の向上を図り、優れた団員を育成するため、教育訓練等の充実に努めた。

(イ) 消防団の資機材等の充実・強化

消防団の充実・強化を図るため、消防団員の負担軽減や業務の効率化につながる各種資機材の整備を行う市町に対して、地震・津波対策等減災交付金(危機政策課所管)による助成を行った。

(ウ) 消防団員数の推移

(基準日：4月1日現在 単位：人・%)

年	S50	S60	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
条例定数 A	28,553	27,095	21,461	21,312	21,203	21,072	21,047
団員数 B	27,789	26,420	18,486	18,093	17,358	16,882	16,640
女性団員数(再掲)	—	(42)	(388)	(396)	(408)	(420)	(431)
充足率 B/A	97.3	97.5	86.1	84.9	81.9	80.1	79.1
団員数(全国)	1,118,036	1,033,376	818,478	804,877	783,578	762,670	746,681

(エ) 消防団員の確保対策

若年層の新規入団者の減少や団員における被雇用者割合の増加に対応するため、「消防団協力事業所表示制度」による認定促進を行った。

また、消防団が活動しやすい環境整備や消防団員の確保を促進するため、「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」に基づき、消防団活動に協力している事業所等に対して事業税の減免による支援を行った。

<消防団協力事業所表示制度に基づく認定状況 基準日：4月1日現在>

年 度	H19	R2	R3	R4	R5	R6
協力事業所数	1	882	936	960	1,001	1,041
前年比(%)		104.9	106.1	102.6	104.3	104.0

<令和6年度認定及び控除実績(速報値)>

区 分	個 人	法 人	合 計
認定実績(件)	—	196	196
控除実績	件数(件)	150	150
	金額(円)	85,990,500	85,990,500

※個人については申告期未到来のため、控除実績なし

ウ 航空消防体制の構築

防災ヘリコプター活動事業費 308,889,745円

(ア) 消防防災航空隊の運営

市町から派遣された消防隊員で構成する静岡県消防防災航空隊(平成9年4月発足)が、防災ヘリコプターを用いて市町の消防活動の支援等を行った。

<防災ヘリコプター運航実績(令和6年1月～12月)>

運航内容		件 数	飛行時間	備 考
緊急運航	火 災	—	—	
	救 助	30	46時間24分	
	救 急	15	10時間38分	
	その他の	—	—	
	小 計	45	57時間02分	
訓練	自隊訓練	99	132時間46分	
	合同訓練	15	21時間10分	
	小 計	114	153時間56分	
その他の		17	11時間25分	調査・試験等
合計		176	222時間23分	

(イ) 消防防災ヘリコプターの安全対策

全国で相次いで発生した消防防災ヘリコプターの事故を踏まえ、令和元年9月、総務省消防庁から「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」が勧告された。

本県では、国の勧告を受けて、「二人操縦士体制」の導入、「運航責任者」及び「運航安全管理者」の配置に対応するとともに、令和4年度からは「操縦士に対する緊急操作訓練」を実施しており、勧告事項への対応は既に完了している。

<「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」概要>

主な項目	概要
二人操縦士体制の導入	機長の負担軽減や不測の事態に備え、操縦士2人により運航
運航責任者の配置	出動の承認や活動中止の指示等を行う責任者を基地に配置
運航安全管理者の配置	航空機の運航、その他の航空消防活動に関する専門的な知見を有する者を基地に配置
消防防災ヘリに備える装備	フライトレコーダーやボイスレコーダーなど運航の安全の確保に資する12の装備等を搭載
シミュレーターによる緊急操作訓練	実機と同様の動きをする模擬飛行装置により、エンジントラブルや墜落回避を想定した訓練を実施（年1回）

※基準は令和元年10月1日施行。ただし、対応に時間を要する規定は猶予期間あり。

エ 緊急消防援助隊の派遣等に係る調整等

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震において、消防組織法に基づく消防庁長官の指示に基づき、静岡県緊急消防援助隊の派遣を行い、県は、円滑な派遣が行われるよう国及び各消防本部との連絡調整を行った。

(ア) 令和6年能登半島地震における活動状況

静岡県緊急消防援助隊県大隊の派遣

令和6年1月1日～28日までの28日間、静岡県内16消防本部から延べ442隊1,493名を石川県内に派遣し、捜索活動、救助活動及び救急搬送業務等の応援活動を行った。

(派遣状況)

区分	派遣隊名称	隊数	派遣数	派遣期間、活動内容等
静岡県大隊	指揮隊	8	40	・派遣期間：1月1日～21日 ・活動内容 捜索活動、救助活動及び 救急搬送業務等
	消防小隊	122	533	
	救助小隊	43	181	
	救急小隊	85	255	
	後方支援隊	166	415	
	特殊装備小隊	9	31	
航空隊	航空小隊	3	18	救助活動、物資搬送等
	航空指揮支援隊	3	9	・派遣期間：1月11日～28日 ・活動内容 航空指揮、航空小隊の支 援（情報収集及び調整等）
	航空後方支援小隊	3	11	
計		442	1,493	

(イ) 令和6年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練の実施

緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練運営事業費 24,984,357円

緊急消防援助隊の活動能力の向上及び本県の受援体制の強化を図るため、関東ブロック1都8県の緊急消防援助隊と合同で、令和6年7月25日、11月13日、14日の3日間、県東部地区における大規模災害の発生を想定した図上訓練及び実動訓練を実施した。

＜訓練概要＞

区分	内 容	
目的	緊急消防援助隊の活動能力の向上及び本県の受援体制の強化	
主 催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省消防庁 ・ 緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練静岡県実行委員会 (委員長: 県危機管理監、事務局: 消防保安課) 	
参加機関等	<p>延べ3,477人が訓練に参加 (参観者を含む) (主な参加機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東ブロック1都8県の緊急消防援助隊 (茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県) ・ 県内消防本部・消防団 ・ その他関係機関 (自衛隊、警察、海上保安庁、D M A T ほか) 	
訓練想定	消防庁の「緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項」を踏まえ、大規模な自然災害 (地震・台風) の同時発生等を想定	
実施内容	図上訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日時: 令和6年7月25日 (木) ・ 場所: 県庁、県東部地区の各消防本部 (駿東伊豆・下田・熱海・富士山南東・御殿場小山・富士・富士宮)、富士山静岡空港 ・ 内容: 消防応援活動調整本部運営訓練、指揮本部・指揮支援本部運営訓練 ほか
	実動訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日時: 令和6年11月13日 (水) ・ 14日 (木) ・ 場所: 10市7エリア (天城ふるさと広場 (伊豆市)、富士山静岡空港 ほか) ・ 内容: 部隊運用訓練 (部隊参集、情報収集・伝達、部隊活動、航空部隊運用等)、後方支援活動訓練 (宿営・燃料補給) ほか

オ 救急業務の高度化の推進

メディカルコントロール体制推進事業費 2,758,463円

救急振興財団負担金 12,600,000円

救急安心電話相談運営事業費 33,091,077円

(ア) メディカルコントロール体制の推進

医療機関・消防機関の関係者で組織する県メディカルコントロール協議会及び地域メディカルコントロール協議会において、救急業務の高度化のため策定した「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の運用についての検証や救急救命士の特定行為に必要な講習を実施し、体制の整備を図った。

(イ) 救急救命士の確保対策

救命率の向上を図るため、病院等に搬送途中の重度傷病者に対し、一定の医療行為を行うことができる救急救命士を教育訓練する一般財団法人救急振興財団（各都道府県の共同出資により設立）の運営費の一部を負担し、令和6年度においては、本県からこの救急振興財団で教育訓練を受けた31人が救急救命士の資格を取得した。

(ウ) 熱中症への対応

近年、夏季の熱中症による救急搬送が増加していることを踏まえ、県では平成27年度から平日の救急搬送状況（速報値）の報道提供による注意喚起を行っている。

＜熱中症による救急搬送状況＞

区分	R2	R3	R4	R5	R6
件数（件）	2,009	1,106	1,688	2,162	2,527
死者（人）	5	—	1	—	3

(エ) 救急安心電話相談窓口（#7119）の設置

県民の安全・安心を確保するため、県民が急な病気やけがをした際に、医療機関の受診や救急車の利用に関する助言を行う「救急安心電話相談窓口（#7119）」を令和6年10月に設置し、相談者（県民）に対して救急医療相談や医療機関案内等を行った。

＜相談窓口の概要＞

区分	内 容
窓口名称	救急安心電話相談（#7119）
設置時期	令和6年10月1日
対象区域	県内全域
開設時間	・平 日：18時から翌朝8時 ・土 曜 日：13時から翌朝8時 ・日曜・祝日：8時から翌朝8時（終日）
配置体制	医師（オンコール体制）、看護師 ほか
相談窓口の機能	・医療機関の受診に関する助言 ・救急車要請の要否 ・医療機関案内 ・その他の相談窓口の紹介 ほか

<令和6年度相談実績（令和6年10月1日～令和7年3月31日）>

10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	応答率
1,611	1,581	2,882	3,747	2,224	2,670	14,715	83.1%

カ 火災予防対策の推進

危機管理総合調整費（再掲） 631,084,042円

火災予防に対する県民意識の高揚や普及・啓発を行うため、春と秋に実施される全国火災予防運動（秋：令和6年11月9日～15日、春：令和7年3月1日～7日）の期間中、各消防本部と連携し、街頭広報等を実施した。

また、県内の幼年・少年消防クラブ員等を対象に防火ポスターの公募を行ったほか、「静岡県防火のつどい」を開催し、防火功労者等の表彰や防火ポスターの展示等を通じて、火災予防に関する意識の向上や知識の習得を図った。

<火災の発生状況> ※令和6年は速報値

区分	R2	R3	R4	R5	R6
出火件数（件）	880	1,001	908	970	963
死 者（人）	42	36	31	45	27
負 傷 者（人）	132	120	123	134	128

<住宅用火災警報器設置状況>

区分	R2	R3	R4	R5	R6
設 置 率（%）	80.9	83.6	83.7	84.8	85.8
条例適合率（%）	68.1	72.8	67.8	67.7	71.8

<防火のつどい開催状況>

区分	内 容
開 催 日	令和6年10月26日（土）
開 催 場 所	御前崎市民会館
主 催 等	静岡県、静岡県幼少年女性防火委員会、御前崎市消防本部、一般財団法人日本防火・防災協会
参 加 者 等	300人（県内幼少年・少年・女性消防クラブ、消防本部、消防団 ほか）
実 施 内 容	・防火功労者表彰（知事表彰、幼少年女性防火委員会会長表彰等） ・防火啓発アトラクション（地元保育園、高等学校による演技、演劇）

キ 消防機関への指導等

消防庁への報告が義務付けられている各種の火災統計調査について、各消防本部への報告依頼、回収、精査及び集計等を行い消防庁への報告を行った。

また、救急業務に係る東名高速道路利用に関する協議、防火対象物の違反是正状況調査等に係る各消防本部への指導等を通じて、各消防機関の事務が適正に行われるよう指導した。

ク 高圧ガス保安法及び液化石油ガス法の許認可等の審査、検査、指導等

危機管理総合調整費（再掲） 631,084,042円

高压ガス（液化石油ガスを含む。）の製造、貯蔵、販売、消費等の保安を確保するため、高压ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく許認可事務のほか、対象事業所に対する立入検査等を実施した。

(ア) 高圧ガス（液化石油ガスを含む。）許認可事務施行状況

＜高压ガス保安法に基づく許可等の件数＞

区分		新規許可 (届出含む)	変更許可 (届出含む)	計
一般高压ガス	製造	16	56	72
	販売事業届	41	6	47
	貯蔵所	34	17	51
	小計	91	79	170
液化石油ガス	製造	1	31	32
	販売事業届	6	—	6
	貯蔵所	3	5	8
	小計	10	36	46
冷凍	製造	98	31	129
	販売事業届	1	—	1
	小計	99	31	130
計		200	146	346

＜液化石油ガス法に基づく許可等の件数＞

液化石油ガス法								
販売事業者登録		保安機関認定			貯蔵施設・特定供給設備許可		充てん設備許可	
新規	変更	新規	変更	更新	新規	変更	新規	変更
0	31	0	15	83	3	5	13	2
31		98			8		15	

(イ) 完成検査、立入検査等の実施状況

＜高压ガス製造事業所等の完成検査等の実施状況＞

完成検査	立入検査		
	製造事業所等		冷凍・容器検査事業所
83	1		2

＜液化石油ガス販売事業者等の立入検査の実施状況＞

立入検査数	検査結果		
	適合		書面指導
5	4		1

(ウ) 高圧ガス製造保安責任者免状等の交付状況

区分	新規交付	再交付	書換交付	計
製造保安責任者	302	13	2	317
販売主任者	195	6	—	201
液化石油ガス設備士	128	7	16	151
計	625	26	18	669

(エ) 保安意識の高揚を図るための保安講習会の実施

事業所における高圧ガスの保安の一層の確保と事業者の保安意識の高揚を図るため、各種講習会を開催した。

＜保安講習会の開催実施状況＞

区分	回数	受講者数
高圧ガス保安講習会	13回	2,734人

(オ) 高圧ガス・危険物の防災訓練の実施

高圧ガス輸送車両等の事故時の連絡応援が円滑に行われるよう、警察、消防及び高圧ガス等関係団体の協力を得て、各種のガス及び危険物事故を想定した防災訓練を実施している。

＜令和6年度実績＞

区分	内 容
実施年月日	令和6年10月30日（水）
実施場所	浜名湖ガーデンパーク（浜松市中央区村櫛町）
参加機関	県、県警察本部、浜松西警察署、浜松市消防局 他8団体
訓練内容	高圧ガス事故等に係る基礎訓練・実験 高圧ガス・危険物の漏えいを想定した総合訓練
参加者等	320人（見学者を含む）

ケ 火薬類取締法等に基づく許認可等の審査、検査、指導等

危機管理総合調整費（再掲） 631,084,042円

火薬類取締法の規定により、火薬類の製造所、販売所、火薬庫、消費場所等の許認可、立入検査、保安検査を実施し、安全の推進を図るとともに、火薬類製造、取扱保安責任者試験を実施した。

また、武器等製造法に基づく猟銃販売業等の許可事務及び立入検査を実施した。

(ア) 火薬類取締法に基づく許可、立入検査及び保安検査（令和6年度）

区分	件数
対象施設数(※)	161
許可事務件数	33
立入検査実施数	36
保安検査実施数	108

※対象施設数は令和7年3月31日現在

(イ) 火薬類製造、取扱保安責任者試験実施状況（令和6年度） (単位：人、%)

区分	申請者	受験者	合格者	合格率
甲種取扱	35	30	18	60.0
乙種取扱	26	24	18	75.0
丙種製造	2	2	1	50.0
計	63	56	37	66.1

(ウ) 武器等製造法に基づく許可及び立入検査（令和6年度）

区分	件数
対象施設数(※)	20
許可事務件数	0
立入検査実施件数	19

※対象施設数は令和7年3月31日現在

コ 危険物施設・消防用設備の安全管理の推進

危機管理総合調整費（再掲） 631,084,042円

(ア) 危険物施設の安全管理の推進

消防法の規定により、危険物取扱者試験の実施及び免状の交付等を行った。

また、危険物取扱者に対する法定講習を実施するなど、危険物保安対策の推進を図った。

a 試験実施状況 (単位：人、%)

区分	申請者	受験者	合格者	合格率
甲種	496	440	190	43.2
乙種	9,886	8,815	3,272	37.1
丙種	518	505	265	52.5
計	10,900	9,760	3,727	38.2

b 免状交付・講習会実施状況

免状交付等(件数)				講習会実施状況	
				受講者数	実施回数
新規交付	再交付	書換	計	9,139人	・対面実施：43会場 ・オンライン開催：14回
3,671	332	4,726	8,729		

(イ) 消防用設備の安全管理の推進

消防法の規定により、消防設備士試験の実施及び免状の交付等を行った。

また、消防設備士に対する法定講習を実施するなど、消防設備保安対策の推進を図った。

a 消防設備士試験実施状況

(単位：人、%)

区分	申請者	受験者	合格者	合格率
甲種	1,089	822	201	24.5
乙種	1,019	817	288	35.3
計	2,108	1,639	489	29.8

b 免状交付・講習会実施状況

免 状 交 付 等 (件数)				法定講習 (受講者数)
新規交付	再交付	書換交付	計	
480	14	288	782	1,548人 (13会場)

サ 事業者の自主保安を促進するための関係団体指導

危機管理総合調整費（再掲） 631,084,042円

事業所における高圧ガス、火薬類及び危険物の保安の一層の確保と保安行政の円滑な推進を図るため、これらの災害の防止に不断の努力を重ね著しい成果を収めた個人及び団体を表彰した。

シ 山岳遭難事故防止対策の推進

山岳遭難防止対策協議会事業費助成 810,000円

山岳遭難事故を防止するため、県山岳遭難防止対策協議会を通じ、遭難事故の防止の啓発、講習会の開催に加え、南アルプス登山口への登山相談所の開設、登山パトロール等を行い、山岳遭難事故の防止に努めた。

ス 水難事故防止対策の推進

危機管理総合調整費（再掲） 631,084,042円

水難事故を防止するため、県水難事故防止対策協議会を通じ、6月から9月まで「水難事故注意報」を発令して注意喚起を行ったほか、7月及び8月を「水難事故防止強化月間」と定め、啓発活動を強化するなど水難事故の防止に努めた。

セ ライフライン関係機関との連携強化

危機管理総合調整費（再掲） 631,084,042円

静岡県ライフライン防災連絡会、地域連絡会、運営会議等を開催し、災害時に備えた県とライフライン関係機関との連携強化を図った。

<静岡県ライフライン防災連絡会の構成>

(令和7年3月31日現在)

静岡県ガス協会	西日本電信電話（株）静岡支店
(一社)静岡県L P ガス協会	中日本高速道路（株）東京支社
中部鉄道協会静岡県協議会	（株）ドコモC S 東海静岡支店
中部電力パワーグリッド（株）静岡支社	K D D I（株）中部総支社
東海旅客鉄道（株）静岡支社	ソフトバンク（株）
東京電力パワーグリッド（株）静岡総支社	（公社）日本水道協会静岡県支部
静岡県石油商業組合	楽天モバイル（株）
静岡県危機管理部	

<連絡会等の開催実績>

区分	開催日	内 容
運営会議 ・研修会	令和6年6月19日（水）	・静岡県ライフライン防災連絡会の事業計画 ・気象防災研修会
連絡会	令和6年8月7日（水）	・連絡会の事業計画の審議 ・能登半島地震における災害対応について ・各機関の対応状況の情報共有 ほか

ソ 石油コンビナート災害予防対策の推進

危機管理総合調整費（再掲）

631,084,042円

静岡県石油コンビナート等防災本部を設置し、静岡県石油コンビナート等防災計画に基づき、清水地区石油コンビナート等特別防災区域における災害の発生及び拡大の防止を図るとともに、水成膜消火薬剤を備蓄し、当該区域の石油等のタンク火災に備えている。

【評価】

○活動指標の実績

指標名	現状値 (2020年度)	実 績				目標値 (2025年度)	
		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度		
活動指標	消防団協力事業所表示制度に基づく事業所数	累計 333事業所 (2017年度～ 2020年度)	累計 24事業所	累計 65事業所	累計 105事業所	—	累計 350事業所 (2022年度～ 2025年度)

(参考) 消防団協力事業所の認定状況

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
協力事業所数	882	936	960	1,001	1,041
前 年 比(%)	104.9	106.1	102.6	104.3	104.0

消防団協力事業所表示制度に基づく事業所数

- 平成25年度以降、協力事業所数が着実に増加しており、令和6年度は、前年度比で協力事業所数が増加し、消防団員の減少幅の縮小に寄与した。
- 消防団応援条例に基づく事業税減免の支援等とあわせて行うことで、協力事業所の増加及び被雇用者の消防団活動の環境改善に一定の効果を上げていると考えられる。

【課題】

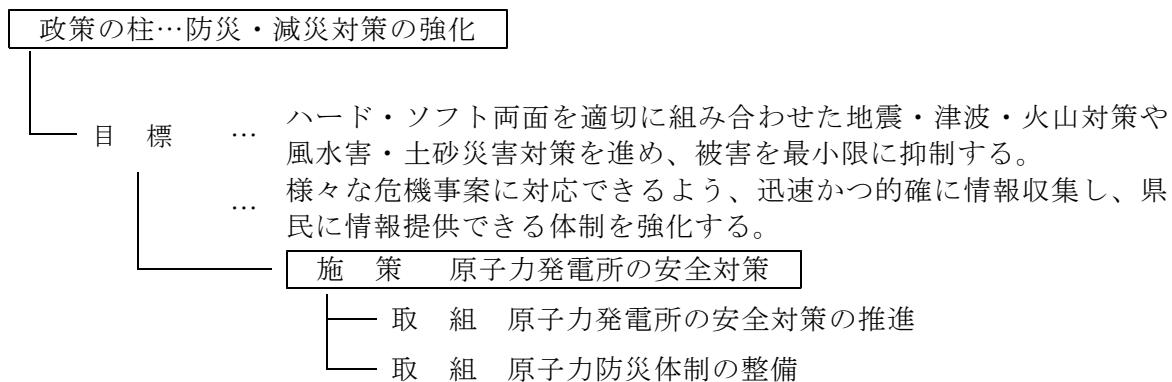
- 近年、少子高齢化や地域における住民の連帯意識の低下など社会環境の大きな変化から、若年層の新規入団者の確保が困難となっているほか、被雇用者の割合が増加している。
- また、災害の多様化・大規模化により、消防団の負担は年々増加するとともに、長期間にわたる避難所運営支援など、従来に比べて地域における消防団の活動が多様化している。
- それらの状況を踏まえ、資機材の整備や福利厚生の充実など、消防団員の活動環境について更なる改善が求められている。

【改善】

- 消防団員の活動環境の整備を促進するため、市町、各消防本部及び関係団体と連携し、消防団員の待遇や福利厚生の充実等の支援に取り組んでいく。
- また、引き続き、特定の分野や大規模災害等に限定して活動に参加する機能別団員制度の導入検討を進めるよう、担当者会議等を通じて市町に要請を行うほか、女性消防団員や学生消防団員の確保に重点的に取り組んでいく。
- 令和7年2月県議会定例会において、議員提案による「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」の期間延長が可決されたことから、改めて、周知・啓発を幅広く行い、多くの事業所から制度を御活用いただくことで、消防団の活動環境の整備を促進し、消防団員の確保につなげていく。

VI 原子力安全対策課

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 原子力発電所の安全対策の推進

ア 浜岡原子力発電所の安全の確認と情報公開

(ア) 津波対策工事等の点検

浜岡原子力発電所において、津波対策工事をはじめとする安全対策工事が事業者の計画どおりに実施されていることを確認するため、工事状況の点検を現場で実施した。点検の結果については、ホームページにより情報公開を行った。平成23年11月から開始した本点検は、令和6年度末までに計123回実施している。

＜現場点検の実施状況＞ (点検項目数：令和7年3月末現在)

区分	点検終了	点検継続中	実施予定	計
点検対象工事	69	34	8	111

津波対策工事等の点検のほか、発電所における地域住民の関心がある事項への取組やトラブルの対応等について確認するため、安全対策に係る現場確認を実施している。

また、原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、事業者から県及び立地市（御前崎市）に対して届出のあった浜岡原子力発電所の原子力防災資機材の現況等について確認するため、令和7年3月3日に御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市、焼津市と合同で立入検査を実施し、人員及び機器の管理の状況を確認した。

(イ) 情報公開

浜岡原子力発電所の安全に関する情報について、中部電力に対して公開の徹底を求めるとともに、特に重要な情報については、報道機関の立会の下で説明を聴くなど、県民に公開している。

＜令和6年度の公開説明の実施＞

実施日	説明事項	概要
令和6年11月14日	浜岡原子力発電所3、4号機原子炉設置変更許可申請における設計方針の変更について（防波壁等の設計方針の変更）	浜岡原子力発電所3、4号炉設置変更許可申請の今後の審査の進め方について原子力規制委員会と意見交換会を行った内容の説明。

イ 環境放射線・放射能の監視

環境放射能対策事業費	104,862,163円
環境放射線測定用機器整備事業費	94,498,800円
環境放射線監視センター庁舎等維持事業費	118,382,563円
原子力防災センター運営費	3,859,003円

(ア) 環境放射能調査

浜岡原子力発電所の周辺環境の安全を確保するため、立地市の御前崎市及び隣接市の牧之原市、掛川市、菊川市とともに、中部電力との間に締結した「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書」（昭和56年9月）に基づき、発電所から10km圏内の環境放射能調査を実施した。

調査結果については、3か月ごとにまとめ、静岡県環境放射能測定技術会において検討・評価を行い、静岡県原子力発電所環境安全協議会の確認を経て公表した。

＜調査内容＞（測定機関 環境放射線監視センター）

調査対象	測定項目・試料種別の数	地点数	測定頻度
環境放射線量	積算線量 (モニタリングポスト)	1	12
	線量率 (モニタリングステーション)	1	連続測定
環境試料中の放射能	浮遊塵	1	連続測定
	浮遊塵(核種分析)	1	12回/年
	大気中水分	1	12回/年
	雨水・ちり	1	12回/年
	陸水	3	2~4回/年
	海水	2	4回/年
	農畜産物	11	1~4回/年
	海産生物	11	1~3回/年
	指標生物	1	4回/年
	土壤	3	1~4回/年
	海底土	1	4回/年
	計	36	—

また、原子力災害対策の重点地域の拡大に合わせて平成25年度に開始した、発電所から半径10~31km圏内における環境放射能調査について、令和6年度は12箇所のモニタリングポストによる線量の連続測定や環境試料中の放射能測定を実施した。

(イ) 放射能委託調査

全国の放射能汚染分布状況を調査する環境放射能水準調査について、静岡県内の

調査を原子力規制庁から受託し、県内8箇所のモニタリングポストによる線量率の連続測定等を実施した。

ウ 安全協定に基づく通報の運用

「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定」等に基づき、浜岡原子力発電所の運転の状況や放射性物質・核燃料の輸送等については定期的又は事前に、事故・トラブルが起きた場合にはその都度、中部電力から県及び関係市町に通報される。

また、原子炉の安全性に支障をきたさないような軽度の機器の故障、救急車の出動等の社会的な関心の高い事項については、「運転情報」として、中部電力は県及び関係市町に連絡することとしている。

これらの通報、連絡に関して、県は、必要に応じ事故・トラブルの経緯だけでなく復旧措置の結果や再発防止策について、中部電力に対して説明を求めており、国に対しても厳正な指導等を求めており。

＜協定に基づく通報、運転情報の連絡件数＞

- ・協定通報(その都度通報) 0件
- ・運転情報 15件

(内訳) 救急車の出動 9件、補助建屋への地下水の流入 1件、原子炉機器冷却系タンクの水位低下 1件、配管の減肉 2件、消防車の出動要請 1件、原子炉建屋における水の漏えい 1件

エ 原子力発電所の安全性に関する検証と情報公開

原子力発電広報対策事業費 30,389,721円

防災・原子力学術会議等運営費 1,122,015円

(ア) 静岡県防災・原子力学術会議（原子力分科会）の公開開催

南海トラフ地震をはじめとする自然災害や浜岡原子力発電所の防災対策に係る科学・技術について、その取組状況を明らかにし、県民に向け的確な情報を発信することを目的に、平成22年度から静岡県防災・原子力学術会議を設置し県民に公開で開催している。

特に原子力安全対策・防災対策については、静岡県防災・原子力学術会議に原子力分科会を設置し、議論している。

開催した会議の資料、議事録については県ホームページで公開している。

＜静岡県防災・原子力学術会議（原子力分科会）令和6年度開催実績＞

原子力分科会及び津波対策分科会による合同会議を1回開催した。会議の傍聴はWeb配信により実施した。

開催年月日	議題	参加委員	傍聴者 (Web配信)
令和6年10月28日	浜岡原子力発電所の基準津波について	山本原子力分科会長 他11名	95人

(イ) 新規制基準に基づく審査の状況の確認

原子力規制委員会による浜岡原子力発電所3、4号機の新規制基準に基づく審査

の状況について、審査会合のインターネット中継の視聴等により確認した。

(ウ) 原子力防災センターの展示・見学者の受入れ

原子力発電所の安全対策、防災対策に関する知識の県民への普及・啓発を目的として、専任の説明員を原子力防災センターに配置し、施設の一般公開を実施した。

- ・令和6年度来館者数 1,000人（約83人／月）

(エ) 原子力に関する知識の普及啓発

原子力発電の安全性等に関する知識の普及や浜岡原子力発電所周辺の環境放射能調査結果の広報等を行った。

- ・原子力広報資料の作成・配布
- ・原子力防災センターにおける放射線・原子力発電所に関する展示
- ・環境放射線測定データ表示盤、インターネット等による周辺環境放射能の状況の公表
- ・御前崎市及び浜岡原子力発電所の隣接市が実施する原子力広報安全対策への交付金交付

＜令和6年度 交付対象市及び交付金額＞

(単位：千円)

対象市	御前崎市	牧之原市	掛川市	菊川市	計
交付金額	14,672	2,788	744	851	19,055

(2) 原子力防災体制の整備

原発防災対策事業費 225,031,524円

原発防災資機材等整備事業費 187,874,774円

ア 浜岡地域原子力災害広域避難計画の実効性向上

浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域11市町の県民約91万人が、原子力災害の発生時に安全に避難できるようにするため、平成28年3月に策定した浜岡地域原子力災害広域避難計画（県避難計画）について、避難先の都県・市区町村との調整を継続するなど、実効性の向上に向けた取組を実施した。

(ア) 地域防災計画（原子力災害対策編）の修正

県地域防災計画（原子力災害対策編）について、国の防災基本計画（令和5年5月）及び、原子力災害対策指針（令和5年11月）の改正を踏まえ、令和6年8月の県防災会議で修正を行った。また、関係市町の地域防災計画（原子力災害対策編）の修正の支援を行った。

(イ) 市町避難計画の策定

国の支援の下、避難先の12都県（愛知県、岐阜県、三重県、山梨県、神奈川県、長野県、群馬県、埼玉県、東京都、富山県、石川県、福井県）及び市区町村と広域避難計画の実効性向上に向けた協議を行った。なお、原子力災害対策重点区域11市町の避難計画は、平成28年度に御前崎市、平成29年度に島田市、掛川市、磐田市、平成30年度に牧之原市、菊川市、森町、令和元年度に袋井市、吉田町、令和3年度

に焼津市、藤枝市が計画策定済みとなっている。

(ウ) 社会福祉施設等の避難計画の策定支援

静岡県地域防災計画により、浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域（31km圏内）に位置する社会福祉施設等の施設管理者は原子力災害時における避難計画を策定するものとされ、県は、国や関係市町と連携しこれを支援している。

＜原子力災害対策重点区域に位置する社会福祉施設等の避難計画策定状況＞

（令和7年3月31日現在）

	施設数	策定済施設数
社会福祉施設（入所）	354	133
医療機関	52	1

(エ) 各種研修、講習等への参加

県、関係市町等の職員が関係機関の主催する研修・講習等に参加した。

＜原子力防災関係一般（県、関係市等職員）＞

（単位：人）

名 称	開催年月日	参加人数
実務人材研修（避難退域時検査）	令和6年6月6日	6
ブラインド訓練企画実務者研修	令和6年6月27日	2
実務人材研修（バス避難等）	令和6年7月5日	1
一般緊急自動車運転技能者課程研修	令和6年7月29日～8月1日、9月3日～9月6日	2
原子力防災セミナー	令和6年9月5日	9
原子力防災基礎研修	令和6年8月23日、9月20日	49
原子力災害対策要員研修	令和6年9月17日、10月10日	54
避難退域時検査場所要員研修	令和6年10月22日	49
実務人材研修（避難退域時検査等）	令和6年10月31日、12月11日	3
原子力防災基礎研修（避難先向け）	令和6年11月28日、12月20日、令和7年1月27日	57
東京E R C研修	令和7年2月13日～14日	4
原子力防災業務関係者研修 (道路啓開者・バス事業者・道路管理者)	令和7年1月20日、2月14日、20日、21日	98
計	—	334

イ 原子力防災訓練の実施

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編）、浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づく災害応急対応の習熟及び関係機関相互の連携協力体制の強化を図るとともに、計画等の検証を行うため、総合的な原子力防災訓練を実施した。令和6年度の訓練では、図上訓練において、最大震度7の地震を起因として、浜岡原子力発電所4号機で警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態が発生し、放射性物質が放出したことを想定し、緊急時モニタリングの結果から防護措置（避難・一時移転等）の実施方針を決定する訓練を

実施した。また、実動訓練においては、計画等に基づいて国、県、関係市町及び防災関係機関等が共同して行う避難退域時検査場所の設置・運営訓練や、原子力災害に係る広域避難において避難者に避難所を案内する場となる避難経由所の運営訓練、避難路の一部寸断を想定し要配慮者を空路を活用して搬送する訓練等を実施した。

	図上訓練	実動訓練
実施日時	令和7年1月29日（水） 8時30分～16時00分	令和7年2月2日（日） 8時30分～12時00分
実施場所	原子力防災センター、県庁、 関係市役所・町役場等	新東名高速道路静岡SA（上 り）、富士市富士川緑地公園等
参加機関 及び人員	国、県、関係11市町、中部電 力等 20機関180名	住民約340名、国、県、関係市 町、県警察、関係消防等 33機 関280名
訓練項目	原子力災害合同対策協議会活動 訓練、緊急時モニタリング運営 訓練、県及び関係市町本部運営 訓練	住民避難訓練、避難退域時検査 場所運営訓練、避難経由所運営 訓練、要配慮者退避訓練、原子 力災害医療訓練、消防隊員の原 子力防災資機材取扱訓練、警戒 区域設定訓練

ウ 原子力防災資機材の整備・維持管理

（ア）原子力防災資機材の整備・維持管理

緊急時において、原子力防災活動等に従事する防災業務関係者が必要とする機器等として、放射線測定器、防護衣等を購入し、関係市町、関係消防・警察等に配備した。また、国、県及び関係市町相互間の原子力防災用緊急時連絡網として整備されている専用回線、ファクシミリ等の機器の維持管理を行った。

（イ）放射線防護対策

緊急時に即時避難が困難な要配慮者や住民等が屋内退避するための建物について、放射線防護対策を実施する費用を補助している。令和6年度は、これまでに整備した施設の維持管理に係る費用を補助した。

- ・令和6年度時点の整備施設数 29施設
- ・補助事業者 12者（御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市、社会福祉施設等）

（ウ）緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の維持管理

原子力防災センター内に設置される緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の維持管理を実施した。

オフサイトセンターは、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力発電所の緊急時に、国、県、関係市町、事業者及び防災関係機関の担当者が参集し、防災対策を迅速に一体となって実施するための拠点施設である。

＜オフサイトセンターの概要＞

名 称	静岡県オフサイトセンター
指定日	平成28年 7月 1日
所在地	牧之原市坂口3520-17 原子力防災センター内
規 模	延床面積 約2,243m ² (原子力防災センター全体 約4,780m ²)

【評価】

指標名	現状値 (2020年度)	実績				目標値 (2024年度)
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
活動指標 浜岡原子力発電所の津波対策工事等の点検実施回数	13回	12回	13回	13回	13回	毎年度 12回以上
活動指標 原子力防災訓練実施回数	1回	未実施	1回	未実施	1回	毎年度 1回以上

- ・浜岡原子力発電所の津波対策等の点検について、緊急時対策所の漏えい検知器の設置等、工事の進捗に合わせて可能な限り実施したほか、1、2号機廃止措置に係る原子炉領域周辺設備の解体撤去状況等の現場確認を行った。また、環境放射能調査を計画どおり実施し、安全協定に基づく通報に対して迅速に対応するなど、浜岡原子力発電所の安全対策を推進した。
- ・原子力防災訓練、原子力防災の研修や原子力防災資機材の整備等を実施するとともに、関係市町と連携し、避難者受入れマニュアル等の作成を支援するなど、県及び関係市町の広域避難計画の実効性の向上を図った。
- ・原子力規制委員会の新規制基準適合性審査において、基準津波の審査がおおむね了承されたことから、防災・原子力学術会議原子力分科会と津波対策分科会を合同で開催し、基準津波に係る議論を実施した。

【課題】

- ・浜岡原子力発電所の安全を確認するには、津波対策工事等、安全性を強化する取組について点検することに加え、安全管理の現状やトラブルが発生した場合の再発防止策について現場を確認していく必要がある。
- ・県及び原子力災害対策重点区域内全11市町が策定した広域避難計画について、避難者受入れマニュアルの作成や冬季避難手段の確保、能登半島地震で得られた教訓の反映等を行い、実効性の向上を図る必要がある。また医療機関や社会福祉施設の避難計画の策定を支援するとともに、避難の受入れ先を確保し、要配慮者の避難体制についても構築する必要がある。
- ・1、2号機の廃止措置や使用済み燃料の保管状況、防災・原子力学術会議での議論等、浜岡原子力発電所の安全対策に関する情報や、広域避難計画をはじめとする原子力防災について県民の理解をさらに深めていく必要がある。

【改善】

- ・浜岡原子力発電所の津波対策工事等の点検は、浜岡原子力発電所の安全を確認する重要な活動であるとの認識の下、安全対策工事の点検に限定せず、トラブル・不適合事象の発生箇所や廃止措置の現状の確認等をより積極的に実施し、目標の達成を図る。
- ・引き続き、関係市町と連携し避難者受入れマニュアルの作成や冬季避難手段の確保等に取り組み、避難計画の実効性の向上を図る。また、医療機関や社会福祉施設の避難計画については、関係市町、関係部局の協力を得、対象施設への個別説明を通じて策定支援をする

とともに、関係団体に対して避難の受入れ先の確保に向けた協議を進める。加えて、能登半島地震から得られた教訓への対応を含め、国は原子力災害対策指針の改定を予定しており、この内容を踏まえて、必要な防災対策に取り組んでいく。

- ・原子力規制委員会による新規制基準適合性審査の進捗状況に応じて、防災・原子力学術会議（原子力分科会）を開催し、浜岡原子力発電所の安全性に関する取組状況を明らかにするとともに、議論された内容についてわかりやすい広報を実施し県民の理解促進を図っていく。

予 算 の 執 行 実 績
(一 般 会 計)

危 機 管 理 部

令和6年度 岁入決算状況調

(様式2)

一般会計

危機管理部

決算事項別明細書貢	科 目	予 算 現 額 円	調 定 額 円	収 入 濟 額 円	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較 (△印減) 円	予 算 現 額 に 対 す る 収 入 率	説 明
附22	第8款 使用料及び手 数料	4,215,000	4,261,670	4,261,670	46,670	101.1	(不能欠損額) 0円 (収入未済額) 0円
	第1項 使用料	4,215,000	4,261,670	4,261,670	46,670	101.1	
	第1目 危機管理 使用料	4,215,000	4,261,670	4,261,670	46,670	101.1	
	庁舎等使用料	4,215,000	4,261,670	4,261,670	46,670	101.1	予算に対する増は、使 用料が見込みを上回つ たことによるものであ る。
附32	第9款 国庫支出金	907,796,000	737,446,437	737,446,437	△ 170,349,563	81.2	(不能欠損額) 0円 (収入未済額) 0円
	第2項 国庫補助 金	886,127,000	729,048,627	729,048,627	△ 157,078,373	82.3	
	第2目 危機管理 費補助金	886,127,000	729,048,627	729,048,627	△ 157,078,373	82.3	
	電源立地対策 費補助金	860,190,000	727,006,141	727,006,141	△ 133,183,859	84.5	予算に対する減は、補 助金の確定によるもの である。
	医療提供体制 推進事業費補 助金	7,100,000	1,410,000	1,410,000	△ 5,690,000	19.9	予算に対する減は、補 助金の確定によるもの である。
附50	新しい地方経 済・生活環境 創生 交付金 (地域防災緊 急整備型)	18,837,000	0	0	△ 18,837,000	0.0	予算に対する減は、繰 越をしたことによるもの である。
	緊急消防援助 隊活動費負担 金	0	632,486	632,486	632,486	皆増	予算に対する増は、負 担金の確定によるもの である。
	第3項 委託金	21,669,000	8,397,810	8,397,810	△ 13,271,190	38.8	
	第2目 危機管理 費委託金	21,669,000	8,397,810	8,397,810	△ 13,271,190	38.8	
	放射能調査費 委託金	21,669,000	8,397,810	8,397,810	△ 13,271,190	38.8	予算に対する減は、委 託金の確定によるもの である。

決算事項別明細書頁	科 目	予 算 現 額 円	調 定 額 円	収 入 済 額 円	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較 (△印減) 円	予 算 現 額 に 対 す る 収 入 率	説 明
附56	第10款 財産収入	1,138,000	1,112,320	1,112,320	△ 25,680	97.7	(不能欠損額) 0円 (収入未済額) 0円
	第1項 財産運用 収入	1,138,000	1,112,320	1,112,320	△ 25,680	97.7	
	第1目 財産貸付 収入	1,138,000	1,112,320	1,112,320	△ 25,680	97.7	
	職員住宅貸付 料	114,000	87,400	87,400	△ 26,600	76.7	予算に対する減は、貸 付料が見込みを下回つ たことによるものであ る。
	建物貸付料	1,024,000	1,024,920	1,024,920	920	100.1	予算に対する増は、貸 付料が見込みを上回つ たことによるものであ る。
附62	第11款 寄附金	10,172,000	22,964,425	22,964,425	12,792,425	225.8	(不能欠損額) 0円 (収入未済額) 0円
	第1項 寄附金	10,172,000	22,964,425	22,964,425	12,792,425	225.8	
	第2目 危機管理 費寄附金	10,172,000	22,964,425	22,964,425	12,792,425	225.8	
	ふるさと納税 寄附金	8,172,000	20,740,000	20,740,000	12,568,000	253.8	予算に対する増は、寄 附金が見込みを上回つ たことによるものであ る。
	地方創生応援 税制寄附金	2,000,000	2,100,000	2,100,000	100,000	105.0	予算に対する増は、寄 附金が見込みを上回つ たことによるものであ る。
	危機管理寄附 金	0	124,425	124,425	124,425	皆増	予算に対する増は、寄 附金の確定によるもの である。
附76	第14款 諸収入	46,592,000	50,170,652	50,170,652	3,578,652	107.7	(不能欠損額) 0円 (収入未済額) 0円
	第7項 雑入	46,592,000	50,170,652	50,170,652	3,578,652	107.7	
	第2目 雑入	46,592,000	50,170,652	50,170,652	3,578,652	107.7	
	県職員市町村 出向等負担金	0	19,102,945	19,102,945	19,102,945	皆増	予算に対する増は、負 担金の確定によるもの である。
	保険料負担金	27,955,000	9,359,318	9,359,318	△ 18,595,682	33.5	予算に対する減は、負 担金が見込みを下回つ たことによるものであ る。

決算事項別明細書頁	科 目	予 算 現 額 円	調 定 額 円	収 入 済 額 円	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較 (△ 印 減) 円	予 算 現 額 に 対 す る 収 入 率	説 明
	過年度返納金	16,000	301,220	301,220	285,220	1882.6	予算に対する増は、返納金が見込みを上回ったことによるものである。
	雑収	18,621,000	21,407,169	21,407,169	2,786,169	115.0	予算に対する増は、雑収が見込みを上回ったことによるものである。
合 計		969,913,000	815,955,504	815,955,504	△ 153,957,496	84.1	

令和6年度 岁出決算状況調

(様式3)

一般会計

危機管理部

決算事項 別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌 年 度 繰 越 額 円			不用額 円	予算現額 に対する 執行率 %	説明
				区分	時期	金額			
第3款 危機管理費		5,927,356,000	5,240,320,138	通常	/	0	463,458,862	88.4	
				明許	当初	223,577,000			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	223,577,000			
第1項 危機管理費		5,927,356,000	5,240,320,138	通常	/	0	463,458,862	88.4	
				明許	当初	223,577,000			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	223,577,000			
第1目 危機管理総務費		915,097,000	899,814,304	通常	/	0	15,282,696	98.3	
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	0			
危機管理総務費		915,097,000	899,814,304	通常	/	0	15,282,696	98.3	危機管理部職員の人事費に要した経費である。不用額は通勤手当等の支給実績によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	0			
第2項 危機管理費		5,012,259,000	4,340,505,834	通常	/	0	448,176,166	86.6	
				明許	当初	223,577,000			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	223,577,000			
危機管理対策費		1,374,327,000	1,225,947,086	通常	/	0	55,380,914	89.2	防災対策全般の調整・推進に要した経費である。繰越しは関係機関との調整等に日時を要したことによるものである。不用額は入札差金等によるものである。
				明許	当初	92,999,000			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	92,999,000			
附112 地震・津波対策等減災交付金		2,368,798,000	2,015,428,000	通常	/	0	253,757,000	85.1	市町の地震・津波対策の支援に要した経費である。繰越しは計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことによるものである。不用額は市町事業の確定によるものである。
				明許	当初	99,613,000			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	99,613,000			
地域防災対策活性化事業費		65,099,000	62,341,146	通常	/	0	2,757,854	95.8	地域防災力の強化に要した経費である。不用額は入札差金等によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	0			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌 年 度 繰 越 額 円			不用額 円	予算現額に対する執行率 %	説明	
				区分	時期	金額				
消防体制強化推進費	消防体制強化推進費	265,664,000	253,284,499	通常	/	0	12,379,501	95.3	消防体制強化の推進に要した経費である。不用額は入札差金等によるものである。	
				明許	当初	0				
				補正		0				
				事故	/	0				
					計	0				
	救急高度化推進費	56,880,000	48,449,540	通常	/	0	8,430,460	85.2	救急救命体制の強化に要した経費である。不用額は広報経費の節約等によるものである。	
				明許	当初	0				
				補正		0				
				事故	/	0				
					計	0				
原子力安全等対策費	原子力安全等対策費	881,491,000	735,055,563	通常	/	0	115,470,437	83.4	浜岡原発防災対策推進、周辺への環境放射能調査、広報活動に要した経費である。繰越しは国の補正予算に係る事業について、事業着手が年度末になったことによるものである。不用額は国庫事業の確定によるものである。	
				明許	当初	30,965,000				
				補正		0				
				事故	/	0				
					計	30,965,000				
	第12款 災害対策費	180,200,000	150,031,732	通常	/	0	24,168,268	83.3		
				明許	当初	6,000,000				
				補正		0				
				事故	/	0				
					計	6,000,000				
附264	第7項 災害対策諸費	180,200,000	150,031,732	通常	/	0	24,168,268	83.3		
				明許	当初	6,000,000				
				補正		0				
				事故	/	0				
					計	6,000,000				
	第1目 災害対策本部費	180,200,000	150,031,732	通常	/	0	24,168,268	83.3		
				明許	当初	6,000,000				
				補正		0				
				事故	/	0				
					計	6,000,000				
	災害対策本部費	180,200,000	150,031,732	通常	/	0	24,168,268	83.3	災害対策本部・方面本部の運営等に要した経費である。繰越しは国の補正予算に係る事業について、事業着手が年度末になったことによるものである。不用額は事務費の節約等によるものである。	
				明許	当初	6,000,000				
				補正		0				
				事故	/	0				
					計	6,000,000				
合 計		6,107,556,000	5,390,351,870	通常	/	0	487,627,130	88.3		
				明許	当初	229,577,000				
				補正		0				
				事故	/	0				
					計	229,577,000				

主 要 施 策 成 果 說 明 書

くらし・環境部

令和 6 年度主要施策成果説明書

くらし・環境部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

くらし・環境部では、「富国有徳の美しい“ふじのくに”づくり～東京時代から静岡時代へ～」の基本理念の下、「くらし」「住まい」「環境」といった県民生活に身近な分野の施策を一体的、効果的に実施した。

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「命」を守る安全な地域づくり（新たなリスクへの備えの強化）

＜防災・減災対策の強化＞

想定される巨大地震による建築物等の倒壊から県民の生命と財産を守るため、「静岡県耐震改修促進計画」に基づき、プロジェクト「T O U K A I - 0」総合支援事業により、住宅・建築物の耐震化等を総合的に推進した。

住宅の耐震化については、県民だよりや市町広報紙等により、耐震化の必要性と支援制度を周知するとともに、市町と連携したダイレクトメールの発送と戸別訪問により、高齢者世帯等を中心に啓発活動を実施したほか、耐震化を後押しするためのテレビコマーシャルを放送するなど、広報に関する取組を強化した。

その結果、令和 6 年度の耐震診断助成実績は 5,079 件、耐震補強助成実績は 1,115 件で、耐震補強助成における事業開始（平成 14 年度）からの実績累計は 27,631 件となった。

「住宅の耐震化率」は 92.8%（令和 5 年）であり、目標の 95%（令和 7 年度末）に向けて啓発活動を強化するとともに、耐震補強以外の方法として、耐震性がある住宅への住み替えや、防災ベッド又は耐震シェルターの設置を提案するなど、命を守るための様々な取組を進める。

また、耐震診断結果報告義務化対象の要緊急安全確認大規模建築物や緊急輸送ルート等沿いの建築物の耐震化等を引き続き推進していく。

盛土等の崩壊等による災害の防止と生活環境の保全のため、静岡県盛土等の規制に関する条例に基づき、盛土等の許可申請に対する審査等を実施するとともに、県民や市町からの通報への迅速な対応や、無許可等不適切な盛土の巡回監視回数の増加など指導・監視体制の強化を図った。

また、令和 4 年 8 月に逢初川源頭部の不安定土砂に関して、土砂撤去

の措置命令を発出したが、被命令者が履行しないため、令和4年10月から行政代執行による土砂の撤去に着手し、令和6年2月に是正工事を完了した。その後、被命令者に対して行政代執行に要した費用の納付を命じた。

また、盛土規制法による規制を開始するため、規制区域の指定に向けた基礎調査により、盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアの抽出を行い、市町の意見等も踏まえ、県全域を規制区域とし、令和7年5月26日を規制区域の指定日とすることを決定した。

盛土規制法の許可申請に対する適切な審査により盛土行為の適正化を図るとともに、引き続き、不適切盛土の指導・監視体制の強化、緊急性の高い盛土の安全性把握調査や是正対応の実施を進めていく。

＜安全な生活の確保と交通安全の推進＞

官民協働による犯罪に強い社会づくりのため、「静岡県防犯まちづくり条例」、「第5次ふじのくに防犯まちづくり行動計画」に基づき、関係機関と連携して、犯罪の更なる減少を図る施策を実施した。

また、犯罪被害者を支援するため、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、各種施策を実施するとともに、「静岡県性暴力被害者支援センターSORA」を運営し、性暴力被害者の心身の健康回復と、被害の潜在化の防止に取り組んだ。

交通事故防止対策については、「第11次静岡県交通安全計画」に基づき、関係機関・団体等と連携して交通安全運動等を実施した結果、令和6年における交通事故死者数は88人と、前年に比べ18人増加したものの、交通人身事故件数は17,441件と、前年に比べ1,221件減少した。

今後も、本計画の目標である「交通事故死者数80人以下、人身事故発生件数15,000件以下」の達成に向けて、高齢者事故防止対策及び自転車事故防止対策を中心に、交通事故防止対策を推進していく。

また、安全な消費生活を確保するため、「静岡県消費者基本計画」に基づき、消費者教育の推進、消費生活相談、事業者指導により、消費者被害の防止と救済に取り組んだ。

しかしながら、悪質商法や不当な表示の手口はますます巧妙化しており、新たな手口による消費者被害などに適切に対応していく必要があるため、今後も警察や市町と連携し、不当取引行為及び不当表示の防止に向けた効果的な事業者指導を実施していく。

あわせて、デジタル分野での消費者トラブルの増加、配慮を要する消費者の拡大等に対応するため、消費生活相談窓口の機能強化や、消費者

被害を未然に防ぐ消費者教育の充実に努めていく。

(2) 環境と経済が両立した社会の形成

<脱炭素社会の構築>

2050年までの脱炭素社会の実現を目指す「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」に基づき、企業の脱炭素経営転換を支援する人材育成やふじのくにCOOLチャレンジ「クルポ」の活用を行うとともに、中小企業の脱炭素経営の推進のため、省エネ機器導入や環境マネジメントシステムの導入支援等を実施した。

また、省エネ性能が高い住宅の新築や、既存住宅における省エネ診断及び改修に対する補助、省エネ住宅に関する体験イベントの開催により、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）などの住宅の省エネ化の普及に努めた。

引き続き、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していく。

<循環型社会の構築>

「第4次静岡県循環型社会形成計画」の目標達成に向け、県民総参加で3Rを推進するため、プラスチックごみの発生抑制と海洋への流出防止を目指した「6R県民運動」や食品ロス削減などによるごみの発生抑制等に取り組んだほか、産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進のため、処理業者の監視・立入検査、排出事業者を対象とした研修会、PCB廃棄物の所有状況調査等を実施した。また、廃棄物の再資源化を推進するため、市町との連携による廃棄物の再資源化の実証事業を実施した。

不法投棄対策では、監視・パトロールに加え、SNSによる通報システムを導入した。併せて、人工衛星とAIを活用した不法投棄撲滅に向けた対策や、富士山麓エリアにおいて行為者不明のまま放置された産業廃棄物を撤去する民間団体に対する助成を行った。

今後も、不法投棄の撲滅に向けて、未然防止や早期発見対策等に取り組み、生活環境の保全と不法投棄を許さない地域環境づくりを目指して、住民、事業者その他の団体との連携による県民総ぐるみの監視体制を構築していく。

<「命の水」と自然環境の保全>

リニア中央新幹線整備については、トンネル工事により、大井川の貴重な水資源と南アルプスの豊かな自然環境が、失われることにならないよう取り組んだ。

引き続き、大井川の水資源利用と南アルプスの環境保全に関する県民

の懸念・不安が払拭されるよう、JR東海との対話を進めていく。

また、健全な水循環の確保と継承に向けて、令和4年7月に施行された静岡県水循環保全条例に基づき水源保全地域を指定するとともに、天候や河川の流況に応じた早期の取水制限等の水資源の利用調整に取り組み、農業用水や生活用水等の利用への影響を回避するとともに、静岡県水循環保全条例に基づき流域水循環計画の策定に着手した。

今後も、健全な水循環の保全を図るため、関係者間の調整による水資源の確保や、広域連携の推進等による水道事業の基盤強化に取り組んでいく。

快適な暮らしの基盤である大気、水等の生活環境の保全については、工場や事業所の監視指導、大気環境の常時監視、水質調査、化学物質の適正管理の推進等に取り組んだ。

また、富士川の豊かな水環境の保全については、富士川水系の河川の水質や底生動物等の調査を実施し、調査開始から約3年経過したことから、有識者の見解を得て、水質のアクリルアミドが人体や生態系へ与える影響を評価した。

本県の豊かな生活環境や自然環境等の保全については、大規模開発事業に対し、環境影響評価法又は静岡県環境影響評価条例に基づく手続を通じて、事業者に環境影響の回避又は低減を求めた。

引き続き、良好な生活環境等を維持していくため、大気汚染や水質汚濁の防止、環境影響評価制度の適切な運用による環境保全等に取り組んでいく。

「ふじのくに生物多様性地域戦略」に基づき、2030年度までに健全な生態系を保全する地域を県土の30%以上に拡大するため、保護地域の拡張と管理の質の向上、OECM拡大に向けた普及啓発や県有地の自然共生サイトの認定取得に取り組んだ。

県民と自然とのふれあいを推進するため、自然ふれあい施設の適正な運営と維持管理、指定管理者と連携した新たな自然体験プログラムの実施等に取り組んだ。また、県民参加の森づくりを推進するため、森づくり団体等に対し、森づくり県民大作戦への参加働きかけの強化等に取り組んだ。

引き続き県民に自然とのふれあいや森づくりへの参加の機会を提供するため、自然ふれあい施設の指定管理者と連携し、学校に対する自然体験プログラムへの参加の働きかけ等に取り組むほか、森づくり団体の持続的活動に向けて、新規参入者の確保や、アドバイザー派遣による課

題解決の伴走支援に取り組んでいく。

環境と調和した社会の基盤づくりのため、環境学習ポータルサイトの活用など環境学習に関する情報発信等による学習機会の確保に取り組んだほか、環境保全と経済成長の好循環の実現に向け、県内中小企業等を対象とするセミナーをはじめ、環境ビジネスに関するSDGsスタートアップ講座やビジネスコンテストを行い、県内における環境ビジネスの普及・拡大を図った。

引き続き、環境教育・環境学習の充実、環境ビジネスの振興に取り組んでいく。

(3) 誰もが活躍できる社会の実現

＜活躍しやすい環境の整備と働き方改革＞

ジェンダー平等の推進による誰もが幸せを実感できる社会の実現を基本目標として、「第3次静岡県男女共同参画基本計画」に基づき、「静岡県男女共同参画センターあざれあ」を拠点に、男女共同参画施策を県内各地で推進した。

今後も市町、「しづおか男女共同参画推進会議」、「ふじのくに女性活躍応援会議」、男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体等との連携・協働により、男女共同参画社会の実現に向けた一層の意識改革や、あらゆる分野において女性が活躍できる環境整備に取り組んでいく。

また、NPO等による社会貢献活動の促進を図るため、県民参加の受け皿として重要な役割を果たすNPOの運営基盤強化や、NPO等の活動を支援する市民活動センターとの連携の充実に取り組むとともに、NPOの課題やニーズを踏まえ、NPO同士の広域ネットワーク構築や、移住者・若者・女性等のNPO活動参画を支援する取組等を行った。

今後も、NPO関係者の意見を聞きながら、より効果的な支援を行うことで、社会貢献活動の裾野の更なる拡大を図っていく。

＜誰もが理解し合える共生社会の実現＞

多様な性のあり方への無理解や偏見による差別を解消し、性的指向や性自認にかかわらず誰もが活躍できる社会を実現するため、性の多様性理解に関する研修や図書館巡回展の開催、ホームページによる情報提供等を通じて、県民理解の促進を図るとともに、困難な状況に陥りやすい性的マイノリティや、その家族等を支援する専門相談及び当事者交流会を実施した。

また、婚姻が認められていない同性カップル等の当事者が暮らしやす

い環境づくりを目指すため、令和5年3月1日から、「静岡県パートナーシップ宣誓制度」を実施している。

今後も、性的マイノリティ等が抱える生きづらさや生活の様々な場面での困難を解消していくため、性の多様性に関する一層の県民理解の促進と、困難を抱える人への支援に取り組んでいく。

また、住む人も訪れる人も快適に安心して過ごせる地域づくりを進めるため、「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」(令和4年度～7年度)に基づき、ユニバーサルデザインの理念普及や、県民の理解向上に努めた。

引き続き、ユニバーサルデザインの理念の普及を図る講座の実施及びユニバーサルデザインの先進的な取組や魅力的なサービス等の情報発信を行い、全庁を挙げたユニバーサルデザインの導入促進や、ユニバーサルデザインを主体的に実践できる県民を増やしていくための取組を行っていく。

(4) 多彩なライフスタイルの提案

＜魅力的な生活空間の創出＞

コロナ禍を経て人々の働き方や暮らし方などのライフスタイルが変化する中、新しい生活様式に対応した住まいづくりが求められている。

こうした変化を的確に捉え、静岡らしい自然豊かで、子育てや在宅ワークがしやすく、ゆとりある職住一体の「プラス〇の住まい」を普及させるため、産学官が連携して、優良事例の施主及び施工者への取材内容をホームページ等で紹介するとともに、これまで県が作成した広報ツールや専用Webサイトを活用するなど、普及・啓発に取り組んだ。また、子育て世帯等を対象に、テレワーク対応リフォーム補助制度を設け、仕事と子育ての両立ができる住環境整備に対して支援した。

空き家の利活用については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「ワンストップ相談会」により空き家所有者等の様々な相談に応えるとともに、「我が家の終活セミナー」により早期の空き家対策を促すなど、空き家対策に市町とともに取り組んだ。また、「ふじのくに空き家バンク」により、広くて優良な空き家を掘り起こすとともに、空き家の建物状況調査や移転に対して補助することにより、空き家の利活用を促進した。

併せて、建築基準法に基づく建築確認審査・検査等の公正かつ適確な実施に努め、建築物等の強さ、防火などの安全性等の確保に取り組んだ。

県営住宅については、「県営住宅再生計画」に基づき、建替え、居住

改善等の多様な手法により整備を進めている。令和6年度は、4団地358戸（うちPFIは2団地288戸）の建替事業に着手した。

特に少子高齢化の進展等を踏まえ、子育て世帯や高齢者、障害者を含む住宅困窮者に公営住宅を適確に供給していくため、ユニバーサルデザインに配慮した住みやすい住宅など多様なニーズに対応した住宅の整備を図るとともに、低炭素・循環型社会の実現に向けて、県営住宅の省エネルギー対策等を進めていく。

また、静岡県緑化推進計画に基づき、「花と緑が織り成す美しい庭園県・しづおか」を目指し、（公財）静岡県グリーンバンクが地域の緑化活動を支援したほか、脱炭素をテーマとした企業向け研修会の開催や、緑化活動等の普及啓発を行った。

今後も、（公財）静岡県グリーンバンクと連携して地域の緑化活動の支援を行うとともに、園庭・校庭などの芝生化の推進に取り組んでいく。

＜人の流れの呼び込み＞

本県への移住・定住を促進するため、静岡県移住相談センターで相談業務を行ったほか、首都圏での移住相談会の開催や首都圏在住のテレワーカー等に向けた情報発信、市町と連携した国の移住支援金制度の活用等に取り組んだ。

これらの取組を通じ、令和6年度は、移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数が2,951人、移住相談件数が14,838件と、いずれも過去最高となった。

今後も、更なる移住者の増加に向けて、首都圏のほか、中京・関西圏にも拡大して情報発信を実施するとともに、移住に関心があるものの具体的な行動を起こしていない方に対し、各地域の魅力等をテーマとしたセミナー等を開催するなど、本県への移住に向けた具体的な検討につなげていく。

（5）“ふじのくに”の魅力の向上と発信

＜美しい景観の創造と自然との共生＞

外部有識者による「ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議」において、県内における生物多様性の保全に関する基本指針である「ふじのくに生物多様性地域戦略」に掲げる取組の進捗管理を行うとともに、県レッドデータブックの改訂に向けて、希少野生動植物等の生息・生育実態調査を開始した。

自然公園及び自然環境保全地域については、許可・届出制により風致景観の維持を図るとともに、県内で一定規模以上の開発行為が行われる

場合については、自然環境保全条例に基づき自然環境保全協定を締結し、保全対策の確実な履行を求めていく。

また、富士山及び浜名湖における環境負荷を軽減するため、ごみ削減や植生保全に関する取組を実施した。さらに、環境保全団体や企業、行政等で構成された「ふじさんネットワーク」や「はまなこ環境ネットワーク」等の活動を積極的に支援することで、環境保全意識の高揚を図った。

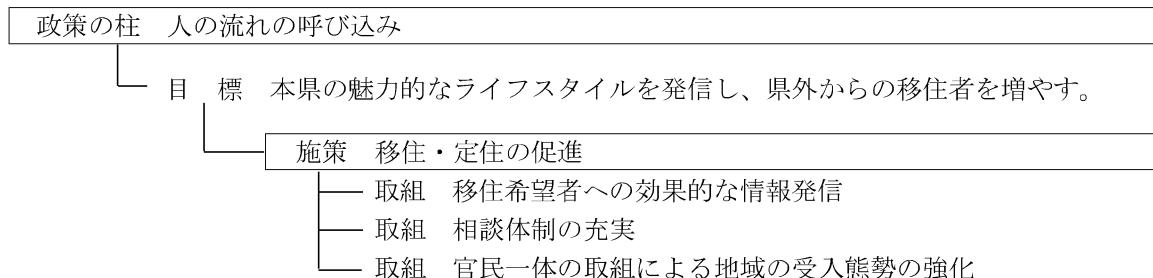
南アルプスの優れた自然環境等をより良い形で未来に引き継ぐため、「南アルプス環境保全基金」を活用し、関係団体と連携を図りながら、自然環境の保全及び魅力の発信に関する各種取組を実施した。

生息密度が高く自然植生等への影響が深刻化しているニホンジカについては、適正な個体数まで減少させるため、「第二種特定鳥獣管理計画（第5期、令和4～8年度）」に基づく管理捕獲に取り組んだ結果、県全体で14,011頭を捕獲した。しかしながら、依然として生息密度は高いことから、引き続き、ニホンジカの捕獲を強化していく。

《政策管理局》

I 企画政策課

1 施策の体系（新ビジョン）



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「移住希望者への効果的な情報発信」

ア ふじのくにに住みかえる事業	52,506,019 円
(ア) ホームページによる情報発信	

本県の魅力や各市町の移住支援策、移住実践者の体験談等の情報発信を行うため、移住定住情報サイト「ゆとりすと静岡」を運営し、静岡県の魅力を広く発信するとともに、サイトの見た目や操作性向上のためホームページの改修を行った。

ホームページ名	内 容
ゆとりすと静岡	・訪問者数 148,214人 ・移住・就業支援金ページの改修（サイト導線改善、視認性の向上）

(イ) SNS等による情報発信

静岡県の魅力や移住イベント等の情報を伝えるため、SNSによる情報発信を行った。

区 分	内 容
SNSの運営	・LINE 登録者3,271人、配信回数14回（R6年度）

(ウ) 相談会・フェア・セミナーの開催・出展

首都圏等において静岡県の魅力のPRと移住相談を行うため、相談会の開催等を行った。

区 分	開催時期	回 数	参加者数
移住相談会「静岡まるごと移住フェア」	7月・2月（東京）	2回	974人
移住フェア（出展）	7月（大阪） 9月（東京）	2回	113人
テレワーカー等交流セミナー	10月・2月	2回（オンライン・対面各1回）	29人

新しい働き方・暮らし方セミナー	7月～2月	11回（対面4回・オンライン3回・併用4回）	153人
-----------------	-------	------------------------	------

(2) 「相談体制の充実」

ア ふじのくにに住みかえる事業（再掲） 52,506,019 円

(ア) 移住相談センターの運営

移住相談や就業相談に対応するため、暮らしと仕事のワンストップ相談窓口「静岡県移住相談センター」を運営した。

内 容	相談件数
【場所】 東京都千代田区有楽町	
【人員配置】 移住相談員 2人、就職相談員 1人（労働雇用政策課委託）	1,741件

(3) 「官民一体の取組による地域の受入態勢の強化」

ア ふじのくにに住みかえる事業（再掲） 52,506,019 円

(ア) ふじのくにに住みかえる推進本部の運営

移住・定住の促進に向け官民一体となった取組を推進するため、市町、地域団体、民間企業等を構成メンバーとする「ふじのくにに住みかえる推進本部」の全体会、地域支部会議（4 地域別）を開催した。

(イ) 広域移住コーディネーターの配置

市町や地域団体等と連携を図り、移住支援金制度の対象企業の掘り起こしとともに、移住希望者に多様な選択肢を提示できる体制づくりを進めるため、広域移住コーディネーターを配置した。

内 容	実 績
【人員配置】	移住支援金制度認定企業数 1,296件
全県担当 1名、伊豆地域担当 1名	求人企業数 587件
	公開求人件数 1,381件

(ウ) 地域おこし協力隊の活動支援

隊員の活動促進と課題の解決、定住定着を図るため、隊員向けの研修会等を開催した。

内 容（テーマ）	参加隊員数
研修会（地域での起業、観光コンテンツ開発、マーケティング）全3回	29人
隊員と民間企業との共創・マッチング支援	5人

(エ) 移住コーディネーター等の移住支援スキルアップ研修

移住者の受入れ態勢の充実を図るため、市町移住担当者や移住コーディネーター等を対象に、移住者を受け入れる心構えや体制づくり等について学ぶ研修を開催した。

開催時期	回数	参加者数
6月、1月	2回	47人

(4) 「移住・就業支援金制度関連業務」

ア ふじのくに移住・就業支援事業費 356,250,000 円

(ア) 移住・就業支援金制度

本県への移住定住及び中小企業等における人材確保を促進するため、東京圏からの移住者に対し、移住・就業支援事業を実施した市町へ補助金を交付した。

<制度概要>

区分	内 容
移住・就業支援金の支給	<ul style="list-style-type: none"> 支給額：一世帯当たり100万円、ただし単身世帯は60万円 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算 補助率：国1/2、県1/4、市町1/4 対象者：静岡県に移住した方で、以下の①及び②の要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ① 東京23区在住者又は東京圏在住で23区への通勤者 在住等期間：通算5年以上 ※東京圏：東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県 ② 次のア～オのいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ア 静岡県のマッチングサイトに掲載された中小企業等に就業した方 イ プロフェッショナル人材事業等を利用して就業した方 ウ 移住元の業務を移住先で引き続き行う方（テレワーク） エ 移住先の地域や人々と関わりがあると市町が認めた方（関係人口） オ 起業支援金を活用して起業する方
県補助額	<ul style="list-style-type: none"> 単身の場合：45万円（国30万円+県15万円） 世帯の場合：75万円（国50万円+県25万円） 子育て加算：75万円（国50万円+県25万円）

<移住・就業支援金支給実績> ※県補助額ベース

区分	単 身	世 帯	うち子育て世帯加算		計
			件 数	金額(千円)	
件 数	140	202	123 (加算人数：189人)	141,750	342
金額(千円)	63,000	293,250			356,250

区分	起 業	就 業	テレワーク	プロ人材	関係人口	計
件 数	2	34	229	6	71	342
金額(千円)	900	31,950	247,500	6,900	69,000	356,250

※金額は、各区分における子育て世帯加算分を上乗せ後の額。

(5) 「府内他部局及び部内各局との連絡調整、施策の企画・調整」

次期総合計画経営方針の策定や静岡県の要望・提案の作成等、部内及び他部局との調整や、部の重点テーマを中心に戦略的な広報を行った。

3 評価、課題及び改善

【評価】

指標名	現状値 (年度)	実績				目標値 (年度)
		R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	
成果指標	移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数 (R 3年度)	1,868人 (R 3年度)	1,868人	2,634人	2,890人	2,951人 (R 7年度)
活動指標	移住関連イベント主催・出展回数 (R 2年度)	13回 (R 2年度)	18回	16回	16回	15回 (毎年度)
	移住相談件数 (R 2年度)	11,604件 (R 2年度)	11,641件	13,496件	14,405件	14,838件 (毎年度)
	ふじのくにに住みかえる推進本部会議開催回数 (R 2年度)	5回 (R 2年度)	5回	5回	5回	5回 (毎年度)

市町と連携した国の移住支援金制度の活用や「ふじのくにに住みかえる推進本部」の取組を通じての市町等の取組機運の醸成、都内で運営する移住相談窓口の活用、移住相談会等のイベントの開催、ホームページによる移住情報の発信等により、移住者数、移住相談件数とともに、過去最高となった。

【課題】

コロナ禍を経て暮らし方や働き方の多様化が進み、若年世代を中心に地方移住への関心が高まっている一方で、再び都心回帰が進行している。

更なる移住を促進するためには、引き続き本県で実現できる多彩なライフスタイルに関する情報発信を行うとともに、相談対応や受入態勢の強化に取り組む必要がある。

特に、本県への移住希望者拡大のため、情報発信の対象地域を拡大するとともに、移住に関心はあるものの具体的な行動を起こしていない層（移住関心層）に対してアプローチし、本県への移住に向けた具体的な検討につなげていくことが重要である。

【改善】

引き続き、県内市町や地域団体等と連携し、情報発信やきめ細やかな相談対応、受入体制の強化に取り組むほか、これまで首都圏中心だった情報発信を、中京・関西圏へも拡大して実施する。

また、移住関心層に向けて、県内各地域の魅力等をテーマとしたセミナーを開催するなど、本県への移住を具体的に検討する層の拡大へとつなげていく。

《県民生活局》

I 県民生活課

1 施策の体系（新ビジョン）

政策の柱1 安全な生活の確保と交通安全の推進

目標 県民の安全・安心な生活を守るために、様々な犯罪や交通事故、消費者被害、健康被害を防止、減少させる。

施策 安全な消費生活の推進

- 取組 自ら学び自立し行動する消費者の育成
- 取組 消費者被害の防止と救済
- 取組 商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化

政策の柱2 活躍しやすい環境の整備と働き方改革

目標 NPO等による社会貢献活動を活性化し、県民が活躍できる環境を整備する。

施策 NPO等による社会貢献活動の促進

- 取組 NPO活動を支援する市民活動センターとの連携の充実
- 取組 運営基盤強化に取り組むNPOへの支援

政策の柱3 誰もが理解し合える共生社会の実現

目標 ユニバーサルデザインの理念の普及を図り、相手を思いやる行動を促進する。

施策 ユニバーサルデザインの推進

- 取組 ユニバーサルデザインの導入促進
- 取組 心のUDの促進

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

（1）自ら学び自立し行動する消費者の育成

ア 消費者教育の推進

（ア）消費者行政総合推進事業

71,036,426 円

消費者教育を含めた消費者行政を総合的に推進していくため、計画の進捗状況や今後の方向性などについて、有識者による審議会・協議会を開催した。

a 消費生活審議会の開催

静岡県消費生活条例に基づき、静岡県消費者基本計画の進捗状況、消費者被害防止

のための新たな取組等について審議した。

委員数	21人
構成	学識経験者8人、消費者代表7人、事業者代表6人
任期	2年（令和6年9月1日～令和8年8月31日）
開催日	令和6年11月20日
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県消費者基本計画の進捗状況について ・静岡県消費者教育推進県域協議会からの報告 ・本県の消費生活相談の状況について ・デジタル分野における消費者行政の取組

b 静岡県消費者教育推進県域協議会の開催

消費者教育推進法に基づき、静岡県消費者基本計画の進捗状況、消費者教育推進のための取組等について協議した。

構成員数	20人
構成	学識経験者3人、消費者代表3人、事業者代表1人、教育関係者6人、関係機関7人
開催状況	令和6年9月11日 静岡県消費者基本計画の進捗状況、令和6年度の取組
	令和7年3月12日 令和6年度の実績、令和7年度の予定

(イ) 消費者行政強化促進事業 60,249,072 円

消費者教育を推進するため、消費者教育出前講座等による県民への啓発を行うとともに、消費者教育の担い手のフォローアップを実施した。

a 消費者教育出前講座

悪質商法の手口とその対処方法、クレジットカードの注意点、消費者市民社会とエシカル消費などのテーマについて、特に高校において重点的に出前講座を実施するとともに、主にインターネット上の消費者トラブルを学ぶシニア向けデジタル活用出前講座も実施した。講師として、県民生活センターの消費生活相談員及び消費者教育講師人材バンクに登録している消費者教育講師を派遣した。

・308回実施：受講者数24,679人（うち、消費者教育講師派遣 217回：18,426人）

b 消費者教育講師フォローアップ研修

消費者教育講師等、消費者教育出前講座を行う者を対象に、効果的な出前講座の実践に向けたスキルアップを図るため、研修を実施した。実践編については集合形式で開催し、消費者トラブルを自分ごととして捉えてもらうための工夫についての意見交換も実施した。

・知識編（録画配信）3回実施：受講者数263人
 ・実践編（集合型）3回実施：受講者数75人

c 教員向け消費者教育実践講座

学校における消費者教育の取組を支援するため、教員を対象として、学校における消費者教育の指導方法や消費者トラブルへの対応方法等について学ぶことができる講座をオンライン形式で実施した。

また、教育委員会と連携し、全国教員研修プラットフォームに研修動画を掲載した。
 ・家庭科教員向け：受講者数24人、研修動画視聴者数18人
 ・全教員向け：受講者数14人、研修動画視聴者数19人

d エシカル消費推進事業

消費者市民社会の形成に寄与するエシカル消費の理解と実践を促進するため、浜松市内の商業施設において、令和6年11月30日・12月1日の2日間、「プラス・エシカルマルシェ」を開催し、商品の販売やワークショップを行うマルシェを実施するとともに、県内の大学生と協働で、啓発リーフレットの制作やマルシェ出展事業者を紹介するSNS投稿を行った。

e 生活情報誌「くらしのめ災害対策特別号」の発行（9月）

紙面を129,000部発行し、県民生活センターや市町等へ配布するとともに、Web版を県のホームページに掲載した。

テーマ	災害時に起こりやすい消費者トラブル
内 容	災害時に発生が懸念される消費者トラブルへの情報や注意喚起

（ウ） 消費生活関係団体事業費助成 5,940,000 円

消費者市民社会の理解促進や消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する知識が豊富な人材を擁する消費者団体との連携事業を実施した。

a 地域消費者生活講座の実施

静岡県消費者団体連盟に委託し、悪質商法・詐欺の最新の手口と対応についてや、SDGsと私たちの暮らしなどを解説する地域消費者生活講座を開催した。

・52回実施：受講者数 1,466 人

イ 消費者啓発の強化

（ア） 消費者行政強化促進事業（再掲） 60,249,072 円

消費者トラブルを未然に防止するため、各種情報発信ツールを活用した啓発を行った。

a 若者向け消費者教育・啓発事業

Web広告やSNSをきっかけとした消費者トラブルを防止するため、県内の大学生・専門学校生11名を「消費者トラブル防止学生広報啓発サポーター」に任命し、若者、中高年、高齢者のそれぞれの世代を対象とした啓発動画を制作するとともに、Web広告として配信した。

・総再生回数：約33万回

	対象層	テーマ
1	若者（18～34歳）	「偽サイト」トラブル
2	中高年（35～64歳）	「SNSをきっかけとした投資」トラブル
3	高齢者（65歳以上）	「定期購入」トラブル

（2）消費者被害の防止と救済

ア 消費者からの相談への対応と情報の提供

（ア） 消費者行政総合推進事業（再掲） 71,036,426 円

消費者被害の防止と救済のため、県民生活センターに配置した消費生活相談員が県民からの消費生活相談に対応した。

a 消費生活相談の実施

東・中・西部の各県民生活センターにおいて、消費生活相談員を計14人配置し、消費者と事業者との契約トラブルや悪質な販売方法などに関する消費生活相談に対

応し、相談内容に応じて、弁護士・司法書士等専門家を活用しながら消費者トラブル解決に向けたアドバイスやあっせんを行った。

＜消費生活相談体制＞

名 称	東部県民生活センター	中部県民生活センター	西部県民生活センター
所在地	沼津市大手町1-1-3 (沼津産業ビル2F)	静岡市駿河区南町14-1 (水の森ビル3F)	浜松市中区中央1-12-1 (浜松総合庁舎3F)
相談員	東部県民生活センター4人、中部・西部県民生活センター5人配置 合計14人		
相談日	毎週月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後4時		
業 務	• 消費生活相談の対応、あっせん • 県民への消費者被害情報の提供 • 事業者に対する指導に向けた情報収集 等		

＜消費生活相談件数＞

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県	5,010件	5,467件	5,452件	4,978件
市 町	18,302件	20,642件	20,267件	21,659件
合 計	23,312件	26,109件	25,719件	26,637件

（イ） 消費者行政強化促進事業（再掲）

60,249,072 円

消費生活相談体制を強化するため、消費生活相談員の確保や資質向上に資する講座・研修を行った。

a 消費生活相談員を対象とした研修の実施

最新の被害事例や法改正に即時に対応するため、各県民生活センターにおいて、県及び市町の消費生活相談員を対象としたスキルアップ研修会を集合形式で開催した。

また、靈感商法対策に関する研修を対面での参加かオンラインでの参加か選択できるハイブリッド形式で実施したほか、社会のデジタル化に伴う消費者トラブル対応に関する講座等3つのテーマの研修会を、録画配信により実施した。

＜スキルアップ研修会（地域別）＞

センタ	実施回数	参加者数	内 容
東 部	4回	141人	特商法、景表法、旅行契約、生命保険契約に関する消費者トラブル、リバースモゲージ契約 等
中 部	4回	37人	配慮を要する消費者のあっせん対応、事例検討 等
西 部	4回	36人	消費者政策関連法の改正、配慮を要する消費者の相談対応、事例検討 等

＜スキルアップ研修会（国指定研修）＞

①社会のデジタル化に伴う消費者トラブル対応

・参加者数 66人

②配慮を要する消費者への相談対応

・参加者数 48人

③消費生活相談員ストレス対策講座

- ・参加者数 43 人

④靈感商法を含めた悪質商法対策

- ・参加者数 16 人

b 消費生活相談員資格取得支援講座の実施

消費生活相談員の不足に対応するため、消費生活相談員の国家資格取得試験対策の講座を実施した。

当年度の受験者を対象とする講座は7～9月に全11回開催し、録画配信講座を8回、集合形式による講座（初回ガイダンス、重点ポイント講座、模擬試験）を各1回実施した。

- ・受講者32人（試験合格者10人）

また、翌年度の受験者を対象とする基礎講座を令和7年1～2月に4回実施した。

- ・受講者45人

c 市町の基礎的な取組に対する支援事業

市町の消費生活相談や消費者教育の体制を整備するため、国の「地方消費者行政強化交付金」を財源として、市町に補助金を交付し、消費生活相談体制の充実をはじめとする消費者行政の強化を図った。

事業メニュー	事業内容
消費生活相談機能の整備・強化事業	・消費生活相談における専門家の活用 等
消費生活相談員等レベルアップ事業	・消費生活相談員等の研修参加費用 等
消費生活相談体制の整備事業	・消費生活相談員の「増員分」、「勤務日数の拡大分」、「報酬単価引上げ分」の経費 等
地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	・消費者被害防止等に関する啓発資材等の作成・配布 ・学校向けの消費者教育出前講座の実施 等

(ウ) 賀茂広域消費生活センター運営事業

8,194,099 円

市町単独での消費生活センターの設置が困難な市町を支援するため、賀茂地区1市5町に県も加わり共同設置した賀茂広域消費生活センターにおいて、県民からの消費生活相談に対応した。

a 賀茂広域消費生活センターの運営

〈消費生活相談件数〉

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件　数	203件	284件	278件	261件

(エ) 県民相談事業

23,660,367 円

行政機関への問い合わせ・相談や民事上の問題等の幅広い相談に応じ、県民サービスの向上に資するため、県民生活センター及び賀茂広域消費生活センターにおいて、県民からの法律・身の上相談等に対応した。

a 県民相談

東・中・西部の各県民生活センター及び賀茂広域消費生活センターにおいて、県民相談員を計8人配置し、県民からの相談に対応する一般相談を実施するとともに、法律的な解決を要する問題については、弁護士・司法書士による特別法律相談を実施した。

＜県民相談件数＞

年度	件数	相談別件数		内容別件数	
		一般相談 (県民相談員)	特別法律相談 (弁護士・司法書士)	行政相談	法律・身の上相談
令和5年度	2,296件	2,037件	259件	177件	2,119件
令和6年度	2,542件	2,133件	409件	148件	2,394件

イ 見守り体制の強化

(ア) 消費者行政総合推進事業（再掲） 71,036,426 円

消費者安全法に基づき、高齢者や障害者、認知症等により判断が不十分となった者の消費者被害を防ぐため、関係機関・組織等が消費者問題に係る情報を共有し、連携して支援を進めた。

a 静岡県消費者安全確保県域協議会の開催

県民の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するための取組を効果的かつ円滑に行うため、構成員間で高齢者見守り活動に関する意見交換・情報共有を行った。

構成員数	27人
構 成	消費関係7人、警察・司法関係7人、金融関係6人、福祉関係6人、教育関係1人
開催状況	令和6年12月18日

b 市町における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置促進

市町においてよりきめ細やかに、継続して見守り活動に取り組む体制を構築するため、福祉等の関係部局への働きかけや情報提供などを通じ、福祉等の見守りネットワークと連携した設置の促進に努めた。

・設置市町数：7市町（富士市、東伊豆町、南伊豆町、御殿場市、川根本町、沼津市、御前崎市）

c 高齢者の消費者被害防止啓発

日常の仕事や生活の中で高齢者を見守る体制を構築するため、日常の仕事や生活の中で高齢者を見守り、声掛けを行う企業や団体を「188（いやや！）で見守り隊」として平成27年度に発足させた。令和6年度は、新たな消費者トラブルの手口を紹介した啓発冊子を10,000部作成し、「188（いやや！）で見守り隊」等に配布し、自主的な見守り活動を促進した。

・登録者数：301団体等（295団体、6個人）

(3) 商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化

ア 適正な表示の確保

(ア) 消費者行政総合推進事業（再掲） 71,036,426 円

消費者の適切な商品選択の機会を確保するため、関係法令に基づき、表示の適正化に取り組んだ。

a 景品表示法に基づく事業者指導

景品表示法に基づく表示制度の周知徹底を図るとともに、表示状況の監視及び調査並びに不当表示等を行う事業者に対する改善指導等を行った。

(a) 不当表示110番の設置

表示に関する不審な情報を県民から受け付けるため、県民生活課及び東・中・西部の各県民生活センターの計4か所に「不当表示110番」を設置し、寄せられた情報のうち不適正な表示を行っていた事業者に対して改善指導等を実施した。

(b) 不当表示ウォッチャーの配置

県内の看板、新聞広告、チラシ等の不当表示について、消費者の監視による探しの機会を増やすため、静岡県消費者団体連盟に委託し、県内全域に配置した40人の「不当表示ウォッチャー」により、効果効能表示、二重価格表示等の状況を調査し、不適正な表示を行っていた事業者に対して改善指導等を実施した。

(c) 食品表示合同監視

食品表示は、食品表示法・米トレーサビリティー法など複数の法律に関わっており、関係部局が連携して調査・指導を行うことが効率的であることから、食品全般の表示状況について、景品表示法以外の食品表示法、静岡県茶業振興条例等を所管する部局との合同監視を実施し、不適正な表示を行っていた事業者に対して改善指導等を実施した。

(d) 広告表示等適正化監視

広告表示のデジタル化に対応するため、ネットやSNS内の広告表示を含め、県内の看板、チラシ等を広く監視し、すべての商品及びサービスを対象として、職権探しし、不適正な表示を行っていた事業者に対し改善指導等を実施した。

(e) その他

消費者の適切な商品選択の機会を確保するため、他機関からの情報提供や事業者からの自主申告等を端緒に、調査を行い、不適正な表示を行っていた事業者に対して改善指導等を実施した。

<不当表示に係る事業者指導・処分件数>

区分	措置命令	指導	合計
不当表示110番	0件	10件	10件
不当表示ウォッチャー	0件	14件	14件
食品表示合同監視	0件	16件	16件
広告表示等適正化監視	0件	33件	33件
その他の	0件	0件	0件
合計	0件	73件	73件

b 商品役務改善監視員の設置

不当表示に関する職権探しや景品表示法に関する情報提供又は問い合わせ等に対応するため、東・中・西部の各県民生活センターに商品役務改善監視員を各1名設置し、適正な表示の定着に努めた。

c 事業者等に対する啓発

水産物の販売・加工業者に対し、景品表示法の観点から啓発を行った。また、当課で制作した解説動画「景品表示法の基本のキ」(表示規制編、景品規制編)を県YouTubeチャンネル及び県ホームページに掲載するなどして啓発を行った。

イ 適正な取引の確保

(ア) 消費者行政総合推進事業 (再掲)

71,036,426 円

事業者による不当な取引による消費者被害を防止するため、関係法令による取締りを行い、取引の適正化等に取り組んだ。

a 不当取引事業者に対する指導

特定商取引法、割賦販売法及び県消費生活条例に違反する不当な取引行為を行った事業者に対して調査を行い、行政指導又は行政処分を行った。

＜不当取引に係る事業者指導・処分件数＞

特定商取引法			県消費生活条例					指導・処分 実事業者数
処分		指導	勧告	指導	情報 提供	公表		
業務停止 命令	指示							
0 件	1 件	0 件	25 件	1 件	25 件	0 件	0 件	26 件

※県消費生活条例に係る措置は、法律に係る措置と重複する場合がある。

b 法令の理解不足に起因する違反が疑われる事業者に対する啓発

P I O - N E T (全国消費生活情報ネットワークシステム)を活用し、特定商取引法違反の疑いのある事業者を早期に発見し、啓発文書を送付することで、当該事業者に注意喚起を促し、消費者被害の未然防止を図った。

(4) N P O活動を支援する市民活動センターとの連携の充実

ア 中間支援スタッフ向け集合研修

(ア) N P O推進事業

23,436,776 円

市町が設置する市民活動センター等においてN P Oに対する支援(中間支援)を行う人材の育成のため、中間支援業務従事者を対象とする研修等を実施した。

a 中間支援スタッフ向け集合研修等

内容	開催日	参加者
中間支援のあり方についての意見交換会	令和6年5月8日	27人
N P O法人設立相談の対応方法	令和6年6月5日	19人
中間支援向けファンドレイジング講座	令和6年7月4日	11人
N P Oの政策提言力を鍛えるセミナー	令和6年9月5日	18人
多主体連携のコーディネーターとしての中間支援	令和6年10月29日	27人
大学生とN P Oの共創プロジェクトのつくり方	令和6年11月19日	24人
地域課題解決のための協働コーディネート事例共有&意見交換会	令和6年12月19日	18人
中間支援のための地域課題の「見える化」講座	令和7年1月17日	27人
中間支援組織向けナレッジマネジメント基礎講座	令和7年3月10日	3人
中間支援組織向けナレッジマネジメント応用講座	令和7年3月11日	2人

(5) 運営基盤強化に取り組むNPOへの支援

ア NPO法人の認証・認定及びNPO活動支援

(ア) NPO推進事業（再掲）

23,436,776 円

NPO等による社会貢献活動の促進を図るため、NPO法人の認証・認定や県民参加の受け皿として重要な役割を果たすNPOへの支援施策を実施した。

a NPO法人の認証・認定

特定非営利活動推進法（NPO法）に基づく法人の認証及び認定事務を行った。

＜令和6年度末法人数＞

区分 (所轄庁別)	認証数		認証取消数		認定	特例 認定
	R6年度	累計	R6年度	累計		
静岡県	29件	692件	0件	83件	10件	0件
	県	15件	415件	0件		
	沼津市	1件	74件	0件		
	富士市	4件	78件	0件		
	掛川市	3件	34件	0件		
	磐田市	1件	51件	0件		
	藤枝市	5件	40件	0件		
静岡市	10件	332件	0件	20件	13件	1件
浜松市	8件	227件	1件	31件	9件	1件
計	47件	1,251件	1件	134件	32件	2件
全国	1,177件	49,492件	228件	5,311件	1,263件	33件

※ 認証数累計は、取消・解散等による減を反映した令和6年度末現在の法人数である。

※ 令和6年度の認証数には、他所轄庁からの定款変更による転入増を含む。（静岡県、静岡市、浜松市ののみ）

b 静岡県パートナーシップ委員会の開催

本県のNPO関係施策について意見交換を行うとともに、次年度のふじのくにNPO活動支援センター運営の受託候補者の選定を行うため、有識者等による会議を開催した。

＜委員会の概要＞

委員数	11人（うち選定部会委員7人）				
構成	学識経験者2人、NPO関係者4人、企業・金融機関関係者2人、行政関係者3人				
開催状況	令和7年2月18日	第1回	県施策の状況（今年度進捗、来年度予定）など		
	令和7年3月13日	選定部会	次年度受託候補者の審査及び選定		

c ふじのくにNPO活動支援センター運営事業

NPOを支援する施策を行うため、NPO活動支援センター運営業務を公益財団法人ふじのくに未来財団に委託して実施した。

基本業務として、市民活動センター等の中間支援スタッフやNPO等からの相談に対応したほか、全県を対象とした社会貢献活動に関する情報発信及び中間支援人材の育成等を行うとともに、伊豆地域をはじめ市町の市民活動センターの設置がされていない地域のNPOの支援を行った。

(a) NPO活動に関する相談対応

ふじのくにNPO活動支援センターの窓口、電話、メール、オンライン等によ

り、市民活動センター等の中間支援スタッフやNPO等からの事業運営等に関する相談に対応したほか、認定取得等を目指すNPO法人の個別コンサルティングを実施した。

＜実施概要＞

内 容	件数等	内 訳
相談対応	1,010 件	ふじのくにNPO活動センター : 575 件 ふじのくに東部NPO活動センター : 435 件
個別コンサルティング (認定取得支援)	4 法人	認定取得を目指すNPO法人 : 2 法人 特例認定取得を目指すNPO法人 : 0 法人 認定更新を目指すNPO法人 : 2 法人

(b) NPOの組織運営力の強化支援

個々のNPOの組織運営力の強化を支援するため、講座等を実施した。

＜実施概要＞

内容	開催日	参加者
NPO法人事務講座基礎編	令和6年5月23日	32人
寄付管理システムを活用した団体情報発信の実践	令和6年6月21日	2人
小規模多機能自治とNPO	令和6年7月23日	36人
商標権入門講座	令和6年8月22日	15人
静岡県所轄庁とNPOとの情報交換会	令和6年9月27日	7人
地域資源を活かした事業のつくりかた	令和6年10月10日	7人
実践で役立つNPO会計講座	令和6年11月8日	19人
NPOのリスクマネジメント講座	令和6年12月5日	17人
登記手続講座	令和7年1月21日	21人
デザインツールと生成AIの活用講座	令和7年1月27日	14人

(c) NPOと企業とのマッチング支援

社会貢献活動に積極的な企業の増加を踏まえ、NPOと企業とのマッチングを支援した。

項 目	内 容
テーマ別 交流会	【企業・人材のための地域貢献活動 企業とNPOとのマッチング交流会】 ・開催日：令和6年7月30日 ・参加者：NPO等7団体、企業5社 計15人 【企業とNPOとのマッチング交流会 静岡竹シンポジウム】 ・開催日：令和7年1月23日 ・参加者：NPO16団体、企業等18社 計47人
進捗確認 伴走支援	・NPOと企業の新たなマッチング 6件 ・令和4年度、令和5年度マッチング事例のうち複数件で進展があり、状況確認や伴走支援を実施 ・マッチング成立後、プロジェクトを円滑に実施できるよう、NPOと企業の間の情報共有など相互理解の促進を支援

(d) 若者、移住者のNPO参画支援

若者・移住者を対象に、社会貢献活動の機会を提供するとともに、その活動継続を支援した。

項目	内 容
意見交換 交流会等	<p>【ワークショップ・交流会（東部・中部・西部）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：令和6年7月13日（西部） 令和6年7月20日（中部） 令和6年8月3日（東部） ・参加者：延べ12人
プロジェクト 立案支援と 伴走支援	<p>【ワークショップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：令和6年10月19日 ・参加者：4人 <p>【成果報告会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：令和7年2月27日 ・参加者：4人 ・主体的プロジェクトの支援数 8事例
マッチング 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・既存NPOへの参加を希望する若者等とNPOのマッチング支援 10件

(e) NPOの広域ネットワーク化支援

テーマ別交流会を開催し、県内のNPOの交流を促進するなど、NPOの広域ネットワーク化を支援した。

項目（テーマ）	内 容
テーマ1 子育て支援	<p>【交流会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：令和6年8月9日 令和6年8月20日 令和6年9月11日 ・参加者：延べ65人 <p>【データマッピング】</p> <p>データマップ（県ホームページで公開中）の掲載を拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲載数：59か所 <p>【情報共有・発信】</p> <p>SNSを活用した情報共有や情報発信を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンバー数 155人、新規投稿数 19件
テーマ2 若者	<p>【しづかわかもの図鑑の刊行】</p> <p>県内大学生が自ら、県内の若者団体に取材し、団体紹介の冊子を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者主体の実行委員会結成 ・「しづかわかもの図鑑」の作成（A4判、44頁） 300部印刷、県ホームページ「ふじのくにNPO」にPDF版を掲載 <p>【情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Instagramアカウントを新たに開設、フォロワー数91人
テーマ3 竹林	<p>【交流会・シンポジウム等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：令和6年9月15日 令和6年10月5日 令和6年11月30日 令和7年1月23日 ・参加者：延べ130人

	<p>【データマッピング】 データマップ(県ホームページで公開)の掲載を拡充 ・掲載数： 24か所 (令和7年3月末日現在)</p> <p>【情報共有・発信】 SNSを活用した情報共有や情報発信を強化 ・メンバー数 172人、新規投稿数 142件</p>
--	---

- (イ) NPO活動を通じた女性活躍等促進事業 7,900,963 円
- a NPOにおける多様な人材の活躍等に関する調査
静岡県NPO法人・一般社団法人実態調査 (NPOにおける多様な人材の活躍等に関する実態調査) を実施した。
- b NPOにおける女性リーダー支援
リーダー的な立場でNPO活動に取り組む女性人材の活躍を支援した。
- (a) NPO女性リーダー等の交流会
先輩NPO女性リーダーの経験と知識の共有を図るための交流会を開催した。
・開催日 令和6年10月22日
・参加者 61人
- (b) NPO女性リーダー育成支援
NPOにおける女性リーダー等の活躍支援に資する講座を開催した。各回終了後、先輩女性リーダーや専門家による個別相談会を開催した。

＜実施概要＞

内容	開催日	参加者
自己肯定感の構築	令和6年10月 2日	12人
リーダーシップトレーニング	令和6年11月 15日	13人
メンタリングとコーチングプログラム	令和6年12月 18日	14人
コミュニケーションスキルアップ講座	令和7年 1月 15日	11人
ファミリーフレンドリー視点の導入	令和7年 2月 13日	6人

- c NPOと地域コミュニティとの連携支援(ふじのくにNPO活動支援センター運営事業により実施)
地域課題の解決に向けて、NPOと自治会等の地域コミュニティとの連携を支援するため、取組の促進に向けた情報収集及び情報発信等を行った。

＜実施概要＞

- ・地域コミュニティと連携可能なNPO(30団体)の情報発信
自治会等にNPOが提案できる企画等をリスト化し、県ホームページに掲載した。

(6) ユニバーサルデザインの導入促進

- ア 全庁を挙げたユニバーサルデザインの導入促進
- (ア) 心のUD推進事業 1,409,738 円
- a 第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画の推進
第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画(令和4年度～令和7年度)に基づき、全庁を挙げたユニバーサルデザイン導入を促進するため、ユニバーサルデザイン推進本部幹事会等を開催し、各部局との連携を図った。

b ふじのくにユニバーサルデザイン推進委員会の開催

計画に基づく施策の推進等についての評価を行うため、有識者等による会議を開催し、助言を受けた。

会議の名称	ふじのくにユニバーサルデザイン推進委員会
委員数	10人
委員の構成	学識経験者3人、まちづくり、製品・サービス等実践者5人 障害のある方1人、外国人1人
開催状況	開催日：令和6年9月9日 内 容：第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画の概要及び進捗状況、次期計画の指標策定に向けての意見交換

イ ユニバーサルデザインの情報発信

(ア) 心のUD推進事業（再掲） 1,409,738 円

a 「ふじのくにユニバーサルデザイン特派員」による情報発信

県民のユニバーサルデザインへの理解や多様な主体によるユニバーサルデザインの取組を促進するため、ユニバーサルデザインに関心が高い学生を特派員として委嘱し、学生の視点からユニバーサルデザインの取組事例を取材・情報発信した。

＜活動実績＞

- ・特派員数：30人（新規4人、継続26人）
- ・Facebookへの投稿数：91回
- ・X（旧Twitter）への投稿数：84回
- ・Instagramへの投稿数：91回

＜特派員取材動画の作成＞

- ・静岡県印刷工業組合が主催する「静岡県メディア・ユニバーサル・デザイン デザインコンテスト」の受賞者を学生特派員がインタビューするYouTube動画を作成、公開

(7) 心のUDの促進

ア 心のユニバーサルデザインの実践支援

(ア) 心のUD推進事業（再掲） 1,409,738 円

a ユニバーサルデザイン出前講座の実施

ユニバーサルデザインの理念普及や本県における取組等に対する理解を深めるため、小・中学校や高校、団体等を対象とした出前講座を実施した。

派遣先	回数	受講者数
小・中学校	32回	2,222人
高等学校、団体等	5回	153人
合計	37回	2,375人

b 心のUDプラス実践講座の実施

困っている人に声をかけ、サポートできる人を増やすため、企業・団体や県職員を対象に、様々な人への配慮や対応方法を想定した実技講座を開催した。

＜活動実績＞

- ・実践講座：開催数5回、受講者数74人

また、企業・団体等が自主的に実施する研修で活用可能な教材として、配慮が必要な人への対応方法を、具体例を通じて受講者自身が考え、学ぶことができる動画の貸出しをした。

c ユニバーサルデザイン実践宣言の募集

県民や企業等が実践するユニバーサルデザインの取組を「宣言」形式で募集し、県ホームページで紹介した。

＜活動実績＞

- ・応募（H P紹介）実績：95件

（8）防衛施設周辺地域における良好な生活環境の確保

ア 防衛施設の運用に係る諸問題の解決のための連絡調整

（ア）渉外調整事業

1,190,000 円

防衛施設周辺の住民の安全と良好な生活環境の確保を図る観点から、防衛施設の運用に伴い発生する諸問題を円滑に処理するため、国をはじめ関係者に対し情報収集や連絡・調整等を行った。

a 防衛施設の運用に関する対応

第十二次東富士演習場の使用協定（令和2年4月1日～令和7年3月31日）の終結及び第十三次使用協定（令和7年4月1日～令和12年3月31日）の締結に関する協議等に立会人として出席し、両者の調整を行ったほか、防衛施設等における事件・事故の情報収集及び国への安全確保の要請を行った。

b 関係地方自治体による要請活動

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（米軍基地等が所在する15都道府県）及び静岡県基地関係連絡協議会（県、6市1町）において、国に対して基地問題等に関する要請活動を行った。

【評価】

ア 安全な消費生活の推進

指標名	現状値 (年度)	実 績				目標値 (年度)	
		R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度		
成果指標	消費生活相談における被害額 (R 2年度)	329 千円 /件	383 千円 /件	395 千円 /件	492 千円 /件	488 千円 /件	280 千円 以下/件 (R 7年度)
活動指標	消費者教育出前講座実施回数	137 回 (R 2年度)	168 回	259 回	232 回	308 回	毎年度 260 回
	消費生活相談員のスキルアップ研修受講者数	219 人 (R 2年度)	340 人	417 人	365 人	387 人	毎年度 300 人
	景品表示法適正化調査件数	204 件 (R 2年度)	274 件	271 件	281 件	278 件	毎年度 270 件

※消費生活相談における被害額については、相談1件当たりの平均支払額

- ・「消費生活相談における被害額」は、SNSやインターネット広告で勧誘される投資などの儲け話等、1件あたりの被害が高額なトラブルが増加しており、昨年度よりはやや減少したものの依然として高額となっており、目標値を達成できていない。
- ・「消費者教育出前講座の実施回数」は、デジタル化の急速な進展に伴う高齢者の消費者トラブルを防止するため、シニア向けデジタル活用講座を新たに開設したことに加えて、高齢者施設等への出前講座の周知を強化したことから、申込数が増加し、目標値を達成した。
- ・「消費生活相談員のスキルアップ研修受講者数」は、各県民生活センターにおいて集合型の研修や事例検討会を実施したほか、社会のデジタル化の進展及び電子商取引の拡大への対応に関する研修等を録画配信により実施し、目標値を達成した。
- ・「景品表示法適正化調査件数」は、計画的に調査業務を進捗させることにより、目標値を達成した。

イ NPO等による社会貢献活動の促進

指標名	現状値 (年度)	実 績				目標値 (年度)	
		R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度		
成果指標	NPO法人の年間総事業費 (R 2年度)	187.3億円	192.9億円	219.9億円	214.8億円	令和7年 12月公表予定	208 億円 (R 7年度)
活動指標	市民活動センター等を対象とした研修や交流事業の実施回数	8 回 (R 2年度)	12回	10回	10回	10回	毎年度 10回
	NPOを対象とした講座の実施回数	9 回 (R 2年度)	10回	12回	10回	10回	毎年度 10回

- ・「NPO法人の年間総事業費」は、NPOの活性化、活躍について評価するための指標として、新型コロナウイルス感染症流行前の水準である令和元年度実績値並の208億円を目標値としており、令和4年度以降、目標値を大幅に上回る状況が続いている。

- ・社会貢献活動の裾野の更なる拡大を通じたN P O活動の活性化を図るため、令和4年度から継続してN P Oと企業とのマッチングを支援し、令和6年度において、新たなマッチングが6件成立した。また、令和5年度に引き続き、移住者や若者のN P O参画を支援したほか、令和6年度新規事業として、リーダー的な立場でN P O活動に取り組む女性人材の育成を行うなど、N P O活動を支える人材等の拡大につなげた。
- ・地域における中間支援の担い手となる人材の育成のための「市民活動センター等を対象とした研修や交流事業の実施回数」は、地域課題解決のための協働コーディネート等をテーマとした研修等を実施し、目標値を達成した。
- ・「N P Oを対象とした講座の実施回数」は、会計や登記の実務に関する知識の習得や実践的なデジタルツールの活用、リスクマネジメント等に関する講座を実施し、目標値を達成した。

ウ ユニバーサルデザインの推進

指標名	現状値 (年度)	実績				目標値 (年度)
		R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	
成果指標	困っている人を見かけた際に声をかけたことのある県民の割合	33.0% (R 3年度)	33.0%	31.3%	31.4%	39.3% (R 7年度)
活動指標	ユニバーサルデザイン情報発信回数	81回 (R 2年度)	129回	216回	198回	266回 毎年度 180回
	心のUDを促進する講座の実施回数	34回 (R 2年度)	41回	48回	46回	42回 毎年度 40回

- ・「困っている人を見かけた際に声をかけたことのある県民の割合」は、令和3年度以降、下降・停滞していたが、令和6年度には39.3%まで上昇した。
- ・ユニバーサルデザインを理解し、実践する人を増やすため、県公式フェイスブック等のS NSを通じて学生の視点から先進的な取組等を紹介したり、UDの理念を学ぶ講座や障害のある人等への実践的なサポート方法を学ぶ講座を小中学生・企業・県職員等を対象として実施した。
- ・「ユニバーサルデザイン情報発信数」については、学生達に積極的な情報発信を促し、目標値を達成した。併せて、学生特派員による取材活動の認知度向上のため、企業等が主催するUDコンテストの受賞者を特派員がインタビューするYouTube動画を作成、公開した。
- ・「心のUDを促進する講座の実施回数」は、小中学生や県内企業等に加え、全庁を挙げたユニバーサルデザインを推進する観点から県職員を対象とした講座も実施し、目標値を達成した。

エ 防衛施設周辺地域における良好な生活環境の確保

- ・防衛施設周辺住民の安全・安心な生活を確保する観点から、地元関係者等と連携を密にし、情報収集や連絡調整を行った。
- ・令和2年4月1日から令和7年3月31日までを期間とする第十二次東富士演習場の使用協定の終結及び第十三次使用協定の締結に関する協議等へ立会人として出席し、両者の調整を行った。

【課題】

- ##### ア 安全な消費生活の推進
- ・デジタル化の進展に伴い、S NSやインターネット広告等のデジタル広告をきっかけとし

たトラブルが増加する中で、若者や高齢者に限らず、全ての世代が消費者トラブルに遭いやすくなっています。これまで重点的な啓発を行っていなかった30歳代～60歳代の勤労世代に対する消費者教育や啓発が必要となっています。

- ・成年年齢引下げ後の18～19歳の消費生活相談件数は減少傾向にある一方、1件あたりの被害額は増加傾向にあることから、在学中に成年となる高校生や、一人暮らしを始める等社会との接点が増える大学生・専門学校生等に向けた消費者教育や啓発が必要となっています。
- ・高度化・複雑化する消費者トラブルに的確に対応できるよう、相談員の資質向上と県・市町相談窓口の連携が重要である。また、高齢者の消費者被害防止のため、地域における見守り体制の維持・強化が必要である。
- ・消費生活相談窓口を有する県民生活センターや市町等との情報共有を密にすることで、法令違反の疑いのある事業者や新たな手口などを迅速に把握し、事業者に対し早期に指導を行い、消費者被害の拡大を防止する必要がある。
- ・デジタル広告を介した消費生活相談件数は年々増加しており、デジタル広告に起因する消費者被害を防止するため、ホームページ、SNS、動画配信サイトの広告等の監視体制を強化していくとともに、不当な表示に対しては指導等を行う必要がある。

イ NPO等による社会貢献活動の促進

- ・「NPO法人の年間総事業費」は、新型コロナウイルス感染症流行前を超える水準まで回復しているが、令和6年度に県がNPO法人等を対象に実施した調査によると、多くのNPOが人材や資金の確保等で課題を抱えている。
- ・このため、新たな人材のNPOへの参画の促進、資金獲得をはじめとした運営上の悩みへの相談対応等により、運営基盤強化に取り組むNPOを中長期的な視点から支えていくことが必要である。
- ・また、行政、企業等と連携・協働事業を行ったNPOの9割以上が社会課題解決に有効であったと評価しているが、人員体制が整わないこと、連携手法や相手に係る情報が不足していること等を理由に連携・協働に踏み切れないケースがあることが課題となっている。

ウ ユニバーサルデザインの推進

- ・人々が多様性を認め合い、社会情勢の変化に即した地域づくりに向けて、あらゆる分野において「誰一人取り残さない」ユニバーサルデザインの重要性が高まっている。
- ・一方で、令和6年度UD研修に参加した職員のうち、施設・設備面でのユニバーサルデザイン導入については8割以上の者が進捗に肯定的であるものの、日常的に使用する製品や情報提供サービスにおけるUDの普及、多様な特性や違いに配慮した行動の実践状況について、進捗を肯定的に捉える者は約6割にとどまっている。このため、引き続き、職員のユニバーサルデザインに関する理解を深め、全庁を挙げたユニバーサルデザインの導入を促進する必要がある。
- ・「困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合」は令和6年度に上昇したものの、全体の4割程度にとどまっている。相手の立場に立って、主体的にユニバーサルデザインを実践できる県民を増やす取組が必要である。

エ 防衛施設周辺地域における良好な生活環境の確保

- ・防衛施設周辺住民の安全・安心な生活を確保するため、引き続き、地元関係機関等と連携しながら、防衛施設に起因する諸問題に適切に対応していくことが求められている。
- ・令和7年3月31日に第十三次東富士演習場使用協定が締結されたが、米軍東富士演習場の全面返還などの積み残された課題も存在しており、地元と連携しながら、第十三次使用

協定の履行状況について、継続して確認していく必要がある。

【改善】

ア 安全な消費生活の推進

- ・勤労世代の消費者トラブルを防止すると共に、消費生活相談窓口について周知するため、啓発動画を制作し、交通広告や街頭のビジョン広告、Web広告を掲出し、多忙な勤労世代の目に留まる機会を増やすことで、効果的に啓発を実施する。
- ・SNSやインターネット広告等のデジタル広告をきっかけとしたトラブルをテーマとした啓発動画を各世代に対してWeb広告として配信し、消費者被害の未然防止を図る。
- ・高校生やその保護者、大学生、専門学校生等を対象とする出前講座の実施や、県公式SNSを通じた注意喚起など、若者への消費者教育・啓発の更なる充実を図っていく。また、学校現場での消費者教育を支援するため、教員向けの消費者教育実践研修を強化する。
- ・県及び市町の消費生活相談員に対し、法改正や新たな勧誘の手口、デジタルを介したトラブル等、最新の知識を得ることができる研修の機会を提供するとともに、オンライン・オンデマンドを活用するなど、相談員が参加しやすい環境を整え、相談員の資質向上を図る。また、各県民生活センターでは集合形式の研修を実施し、県と市町の相談員の連携強化のため、事例検討を取り入れて意見交換を行う。
- ・市町における福祉等の見守りネットワークと連携した高齢者の見守り体制の構築を促進する。消費者安全確保地域協議会の利点や先進事例を示し、設置を前向きに検討している市町を中心に、情報提供や必要な支援を行い、設置の促進に努める。
- ・法令違反の疑いのある事業者が限られた地域での営業活動を行っている時点では県民生活センターで指導を行い、悪質性が高い、又は県域を越えて消費生活相談等が入っている事業者に対する指導を県民生活課で行うなど、複層的な指導体制を構築し、消費者被害の拡大を防止していく。
- ・職権探知によるデジタル広告の監視を強化する取組の一環として、デジタル広告の特性や仕組み、監視の手法などを研修により学ぶことで、職員の資質向上を図り、消費者被害の未然防止に繋げる。

イ NPO等による社会貢献活動の促進

- ・新たな人材のNPOへの参画を促進するため、引き続き、地域活動に取り組みたい移住者や若者とNPOとのマッチングを行う。また、女性によるNPO立ち上げや、女性が立ち上げたNPO活動の運営継続に資する講座や交流会の開催、女性人材のオンラインネットワークの運用等を通じて、参加者同士の情報共有の促進、連携の機会創出を図るなど、引き続き、NPOを担う女性人材の活躍を支援する。
- ・運営基盤強化に取り組むNPOを支援するため、市民活動センター等の人材を対象とした研修を引き続き開催し、時機に応じた学びや交流の機会を提供する。また、市民活動センターの設置がない地域をはじめ、県内全域のNPOが運営上必要な知識やノウハウを得られるよう、NPOに対する相談対応や組織運営力を強化する講座の開催等を行う。加えて、地域における重点的な課題へのNPOの積極的な参画を期待し、若者・子育て世代の移住定住促進に資するテーマでの講座を開催する。なお、取組を進めるにあたり、NPO関係者の意見を聞きながら、内容の更なる充実を図っていく。
- ・NPOと他の多様な主体との連携・協働を促進するため、引き続き、企業とNPOとのマッチング、共通のテーマで活動するNPO同士の広域ネットワークの構築を進めていく。併せて、連携・協働に踏み切れないNPOの不安を取り除くため、連携手法の事例の共有や他の主体との相互理解を促進するための伴走支援等を行っていく。

さらに、令和6年度に作成したNPOが提案できる企画等のリストを活用して自治会等の地域コミュニティとNPOをマッチングし、具体的な連携・協働の取組の実現につなげていく。

ウ ユニバーサルデザインの推進

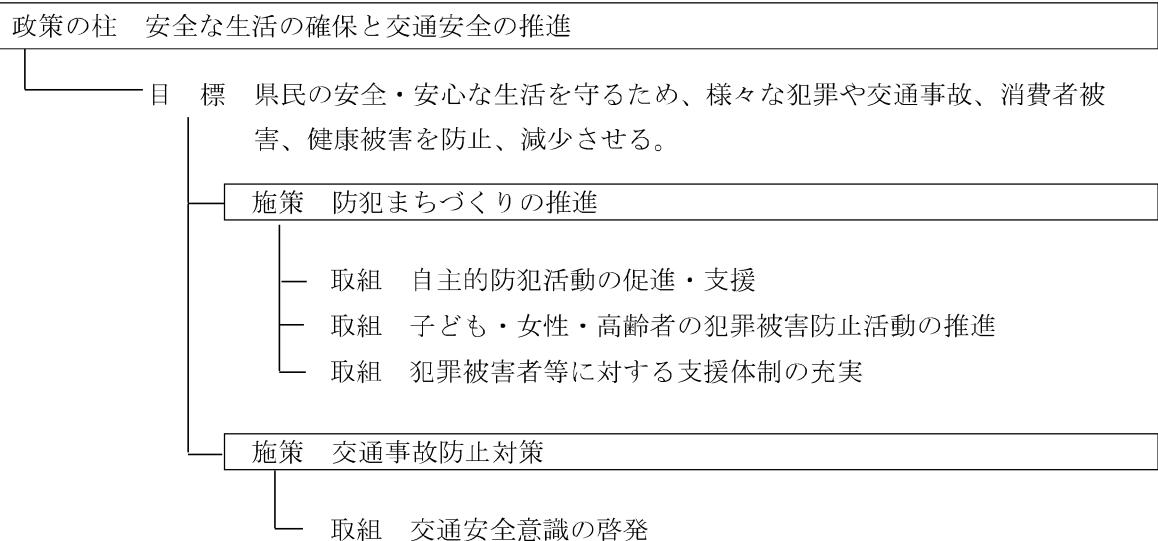
- ・全庁を挙げたユニバーサルデザインの導入を着実に促進するため、引き続き、各部局が実施するユニバーサルデザインの取組状況の共有や、県職員を対象とした講座の受講者の拡大及び内容の充実等に取り組んでいく。
- ・ユニバーサルデザインを主体的に実践できる県民を増やしていくため、小中学校向け出前講座の実施にあたり、オンラインによる開催や、講座テキストを共有して学校教員自身が都合に合わせて柔軟に講座を開催できる体制を整える等により、講座回数や受講者数の拡大を図っていく。
- ・県民や企業・団体が自ら実践するユニバーサルデザインの取組の宣言を募集し、県ホームページで公開するとともに、令和6年度に作成した、県内学生によるUDコンテスト受賞者インタビュー動画を積極的に活用して、県内企業・団体等のUD取組の認知度の向上を図るなど、複合的に、UD情報の発信に取り組んでいく。

エ 防衛施設周辺地域における良好な生活環境の確保

- ・防衛施設周辺住民の安全・安心を確保する観点から、引き続き地元関係機関等と連絡を密にし、情報収集や連絡調整を行うとともに、防衛施設等における事件・事故が発生した場合には、原因究明や再発防止を国に求めるなど、適切に対応していく。
- ・第十三次東富士演習場使用協定の履行状況について、地元の民生安定と演習場の安定使用との両立が図られるよう、地元と連携しながら確認していく。また、米軍東富士演習場の全面返還など、積み残された課題について、国に対し、機会を捉えて要望していく。

II くらし交通安全課

1 施策の体系（新ビジョン）



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

（1）自主的防犯活動の促進・支援

ア 人材の育成、広報・啓発活動の推進

（ア）防犯まちづくり推進事業 6,767,369 円

a 地域の自主的防犯活動を促進する人材の育成

地域の防犯活動を担うリーダーや防犯まちづくり活動に率先して取り組む意欲のある人材を育成するため、防犯に関する知識・技能を学ぶ防犯まちづくり講座を開催した。

＜防犯まちづくり講座の開催＞

開催日	令和6年11月23日	令和6年11月14日 ～12月9日	令和6年12月3日 ～12月26日
会 場	県男女共同参画センター	録画配信	録画配信
内 容	防犯ボランティアが育む! 地域と子どもたちの安全! 市民防犯インストラクター 武田 信彦氏	安全・安心なまちづくりには何が必要か? 東北大学 准教授 荒井 崇史氏	特殊詐欺の被害者心理 と防止策 福岡大学 教授 大上 渉氏
受講人数	21人	113人	114人

b 犯罪不安0（ゼロ）運動の推進

県民の「犯罪に遭うのではないかという不安感」を減少させることを目的に、県民の多くが不安を感じている犯罪「特殊詐欺」、「空き巣」、「子どもが巻き込まれる犯罪」の防止対策に重点を絞って啓発活動を行った。

＜啓発用資料の作成・配布＞

対象	内容	配布先	部数等

ひとり暮らしの社会人、大学生	ひとり暮らしの防犯に係る情報提供	・県内大学 ・(公財) 静岡県宅地建物取引業協会	データ配信及びカード 53,000部
関係団体・防犯ボランティア	「防犯まちづくりニュース」(各種防犯情報提供)	・しづおか防犯まちづくり県民会議構成団体 ・静岡県防犯まちづくりアドバイザー 等	データ配信 年24回発行

※その他に、県ホームページによる各種防犯情報の発信

イ 事業者防犯活動の促進

(ア) 防犯まちづくり推進事業（再掲） 6,767,369 円

a しづおか防犯まちづくり県民会議の運営

県民総ぐるみの防犯活動を展開するため、「しづおか防犯まちづくり県民会議」を運営し、構成団体等による自主的防犯活動を促進・支援した。

区分	内 容
開催日	令和6年6月12日
参加団体数	112 (県民・地域団体: 52、事業者団体等: 54、行政機関等: 6)

b 防犯責任者の設置

事業活動における安全を確保するため、静岡県防犯まちづくり条例で努力義務とされている「防犯責任者」の設置を「防犯まちづくりニュース」により、県民会議の構成団体へ呼び掛けた。

また、防犯責任者の活動を支援するため、防犯責任者専門セミナーを開催した。

＜防犯責任者専門セミナーの開催＞

区分	内 容
開催日	令和7年3月5日～3月28日 (録画配信)
内 容	「事業活動における被害防止対策と地域安全」 (セキュアラボ 代表 西田 陽一氏)
受講人数	505人

(2) 子ども・女性・高齢者の犯罪被害防止活動の推進

ア 「子ども見守り強化の日」を中心とした地域見守り活動の推進

毎年6月11日及び10月11日を「子ども見守り強化の日」と定め、県民や行政、警察等が協力して県下一致に通学路における見守り・パトロール活動等を行い、子どもの安全を確保するとともに、県民全体の意識の高揚と日常生活を通じた見守り活動の活性化を図った。

市や警察、防犯ボランティア団体等と連携し、県のモデル事業として、見守り活動を行うとともに、「子ども見守り強化の日」を周知するための広報・啓発を実施した。

区分	内 容	
開催日	令和6年6月11日	令和6年10月11日
場 所	袋井市立袋井北小学校通学路	裾野市立西小学校通学路 マックスバリュベルシティ裾野店

参加者	袋井市、警察本部人身安全少年課、 袋井警察署、防犯ボランティア	裾野市、警察本部人身安全少年課、裾野 警察署、防犯ボランティア
-----	------------------------------------	------------------------------------

イ 子どもの体験型防犯講座の実施

(ア) 防犯まちづくり推進事業（再掲） 6,767,369 円

a 子どもの体験型防犯講座『あぶトレ！（※）』の開催

子どもが犯罪に遭わないための知識や、いざというときに役立つ身を守る方法を身に付けるため、「子どもの体験型防犯講座『あぶトレ！』」を開催した。

※「あぶトレ！」・・・「あぶない時にどうするかを身につけるトレーニング」の略

対象者	小学生
内容	危ない場所、あやしい人に関する知識
	すれちがい訓練、キッパリ断る訓練、防犯ブザーを鳴らす訓練、 大声を出して助けを呼ぶ訓練、抱きつかれ訓練、 手足をバタバタさせる訓練、危険な人から走って逃げる訓練 等
参加校・人数	206校、27,481人

b 講師の養成

『あぶトレ！』を県内全小学校で開催できる体制を整備するため、講師養成研修を兼ねた防犯講座を開催し、人材を育成した。

＜「あぶトレ！」講師養成研修会の開催＞

内容	開催時期	会場	修了者数
講義	令和6年5月～6月	東部・浜松総合庁舎、5風来館	21人
実技	令和6年6月～12月	富士市吉原小学校等	

ウ 通学路防犯カメラの設置促進

(ア) 通学路防犯カメラ設置事業費助成 3,477,000 円

登下校中の子どもを狙った犯罪の防止を図るため、通学路に防犯カメラを設置する自治会、町内会等に補助金を交付する11市町に対しカメラ34台分の経費を助成した。

＜通学路防犯カメラ設置事業費助成＞

区分	内容
助成先	市町（政令市を除く）
補助率（額）	2分の1以内 （額） 通学路防犯カメラ1台当たり15万円を限度とする。
補助対象	自治会等が実施する通学路防犯カメラ設置事業に要する経費に対して市町が補助する経費

(3) 犯罪被害者等に対する支援体制の充実

ア 静岡県性暴力被害者支援センターの運営

(ア) 性暴力被害者支援センター運営事業 27,669,885 円

a 性暴力被害者支援センターの運営

性暴力被害者の心身の健康回復と被害の潜在化の防止のため、相談、医療的ケア、
心理的ケアなどの総合的な支援をワンストップで行う「静岡県性暴力被害者支援セン
ターSORA」を運営した。

＜静岡県性暴力被害者支援センターSORAの概要・相談実績＞

区分	内 容	
開設時間	24時間365日	
相談体制	月～金 相談員2人常駐 ・夜間（午後8時～翌午前9時）、土日祝等は外部専門機関による電話応対	
事業内容	相談業務（電話・面接相談）	1,500件
	相談業務（インターネット：チャット相談）	142件
	同行支援（病院、警察等関係機関への付き添い）	37件
	公費負担（急性期産婦人科医療費負担支援・心理的ケア経費負担支援）	42件

b 性暴力被害者支援の人材育成

性暴力被害者に対応する関係機関担当者の能力向上を目的に研修会等を開催した。

(a) 公開講座

区分	内 容
開催方法	（録画配信）令和6年10月9日～10月30日（会場開催は大雨のため中止）
内 容	・性暴力被害によるメンタルヘルスの問題とその支援 （一般社団法人日本P C I T 研修センター代表理事 加茂 登志子氏） ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツを知って自分らしく生きる！ （思春期保健相談士 船津 裕子氏）
受講人数	128人

(b) 子ども・若者性暴力被害者支援研修会

区分	内 容
開催方法	（対面開催）令和6年8月8日、会場：グランシップ （録画配信）令和6年9月9日～9月30日
会 場	グランシップ（静岡市駿河区）及び録画配信
内 容	・子どもの性暴力被害や性問題行動への理解とその支援 （甲南女子大学人間科学部心理学科准教授 浅野 恭子氏） ・自画撮り・S N Sを起因とする被害の現状とその支援 （特定非営利活動法人ぱっふす 内田 絵梨氏）
受講人数	会場 55人、録画配信 112人

(c) 静岡県性暴力被害者支援センターS O R A連携研修会

区分	内 容
開催方法	（対面開催）令和7年2月15日、会場：静岡県男女共同参画センター （録画配信）令和7年3月5日～3月19日
会 場	静岡県男女共同参画センター及び録画配信
内 容	・性暴力被害者支援の基本と支援の在り方～性暴力対応看護師の立場を踏まえて～ （一般社団法人日本フォレンジックヒューマンケアセンター会長 片岡 笑美子氏）
受講人数	会場 23人、録画配信 47人

イ 犯罪被害者等に対する支援

(ア) 防犯まちづくり推進事業（再掲） 6,767,369 円

犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、関係機関の連携・協力体制を整備するための事業を実施した。

a 犯罪被害者等支援総合調整窓口の運営

くらし交通安全課内に設置している「犯罪被害者等支援総合調整窓口」において、支援先の問い合わせ等への対応を行ったほか、連携して円滑な支援を行うため関係機関に配布している「犯罪被害者等支援ハンドブック」を更新した。

b 犯罪被害者等支援への理解の促進

犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせ大型商業施設、県立中央図書館において、パネル展示を中心とした広報を行った。

開催日	会 場	内 容
令和6年11月3日	小山城前広場	
令和6年11月8日	マックスバリュエクスプレス 下田銀座店	犯罪被害者支援に関する広報啓発
令和6年11月15日	リベロ大東店	
令和6年11月6日 ～令和6年12月1日	静岡県立中央図書館	犯罪被害者支援に係るパネル展示 蔵書の紹介

c 犯罪被害者等支援担当者研修会

相談窓口における二次的被害を防止し、県・市町と警察等関係機関の職員が連携した支援を行うため、犯罪被害者等支援担当者研修会を開催した。

区 分	東 部	中 部	西 部
開催日	令和6年5月21日	令和6年6月10日	令和6年4月18日
会 場	東部総合庁舎	静岡県庁	浜松総合庁舎
講 師	・犯罪被害者御遺族による講演「これからのお被害者支援～私たちが望むこと～」 (被害者支援団体「ピア・神奈川」代表 渡邊 治重氏) ・県警察本部警務部相談課犯罪被害者支援室の支援について (県警察相談課 酒井 純子氏) ・グループワーク「犯罪被害者に遭った人の支援をするということ」 (臨床心理士・公認心理師 石川 令子氏)		
受講人数	42人	45人	27人

d 犯罪被害者等支援に関する有識者会議

令和6年7月に警察庁から「地方における途切れない支援の提供体制の強化について」通知があつたことから、今後の支援のあり方について犯罪被害者等支援に関する有識者会を開催した。

回	開催日	内 容
第1回	令和6年11月26日	・現状把握・課題整理
第2回	令和6年12月24日	・支援体制の改善 (多機関ワンストップサービス体制の構築 等)
第3回	令和7年1月27日	・支援制度・サービスの活用・充実

(4) 交通安全意識の啓発

ア 交通安全広報・啓発活動の推進

(ア) 交通安全県民運動事業

14,993,736 円

a 交通安全対策協議会

交通の安全と円滑化の確保に関し、関係機関・団体相互間の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な交通安全対策を推進することを目的に会議を開催した。

開催日	会 場	内 容	委員等
令和6年4月30日	書面開催	夏の交通安全県民運動実施要綱の策定と推進協力依頼	実施機関・団体 129
令和6年10月28日	書面開催	年末の交通安全県民運動実施要綱の策定と推進協力依頼	実施機関・団体 129

b 交通安全功労者・団体の表彰

交通安全に貢献し、顕著な功労のあった個人・団体に対し、交通安全功労者等表彰を令和6年11月11日に行った。

表彰の対象	受賞者数
交通安全功労者	9人
交通安全優良団体	9団体
交通安全優良地域組織	2団体
交通安全優良市町（交通死亡事故ゼロ）表彰	14市町（随時）
交通安全運転コンクール優良自動車業界団体	5団体
交通指導員永年功労者（20、30年）	10人

c 交通安全運動等の実施

交通事故が多発する恐れのある時期をとらえ、県民一人ひとりが交通安全思想、交通道徳を理解し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるよう、交通安全運動を実施した。なお、「運動の重点」には、県全体の重点項目に加え、各市町で実情に即した項目を設定し、運動を展開した。

(a) 季別の交通安全運動

運動の種別	期 間	運動の重点	ポスター作成
春の全国交通安全運動	令和6年 4月6日 ～15日 (10日間)	・子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践 ・歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行 ・自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守	3,375枚
夏の交通安全県民運動	令和6年 7月11日 ～20日 (10日間)	・子どもと高齢者の交通事故防止 ・自転車と二輪車の安全利用の推進 ・飲酒運転等危険運転の根絶	6,120枚
秋の全国交通安全運動	令和6年 9月21日 ～30日 (10日間)	・反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 ・夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 ・自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘル	3,405枚

運動の種別	期 間	運動の重点	ポスター作成
		メット着用と交通ルール遵守の徹底	
年末の交通安全県民運動	令和6年 12月15日 ～31日 (17日間)	・歩行者と自転車の安全確保 ・夕暮れ時と夜間の交通事故防止 ・飲酒運転等危険運転の根絶	6,120枚

(b) 日を定めて実施する運動

運動の種別・日	運動の内容
交通事故ゼロの日： 毎月10、20、30日	県民一人ひとりが事故を起こさないことを誓い合う日とし、運動を推進した。
ピカッと作戦！強化の日： 毎月15日	「自発光式等の反射材用品」の活用及び「早めのライトオン」と「ハイビームの効果的活用」の実践の定着を図るため、「ピカッと作戦！強化の日」を設定し、交通安全意識の高揚を図った。
自転車マナー向上キャンペーン「指導強化の日」： 5月20日、10月18日、 1月20日	市町と高等学校が協力して一斉に街頭指導活動を行い、高校生一人ひとりの交通安全意識を高揚させるとともに、正しい交通ルールと自転車マナーの実践指導に当たり、交通事故の防止を図った。

(イ) 交通安全県民運動事業（再掲）

14,993,736 円

交通事故総量の削減を図るため、「安全をつなげて広げて 事故ゼロへ」のスローガンの下、関係団体、地域住民との協働による活動を推進しており、県民総ぐるみで交通安全運動が推進されるよう、広報活動等を行った。

a 広報

「めざせ！交通事故ゼロのまち」をキャッチフレーズに、動物マスコットを起用した各種広報ツール等により、県民の交通安全に関する意識向上を図った。

内 容	手段等	時 期
各種交通安全啓発の広報	デジタルツールの活用を中心に実施 県ホームページ、YouTube、 X (旧Twitter)、Instagram、 デジタルサイネージ (民間事業者協力)	各季の交通安全運動期間を中心 に通年実施

b 街頭キャンペーン

各季の交通安全運動の重点項目の推進、自転車の安全適正利用（交通ルールの遵守、乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償の加入）の促進及び高齢者の事故防止を図るため、各種街頭キャンペーンを実施した。

開催日	場 所
令和6年4月10日、11日、13日	アピタ静岡、JR焼津駅、富士山こどもの国
令和6年5月5日	静岡ブルーレヴズ・ホストゲーム (ヤマハスタジアム)
令和6年5月20日	静清高校
令和6年7月12日、19日、20日	パモール富士宮店、プレ葉ウォーク浜北、日本平動物園
令和6年9月21日、24日、26日	道の駅川根温泉、マックスバリュ藤枝薮田店、ピアゴ香貫店

開催日	場 所
令和6年10月18日	静岡学園高校
令和6年10月20日	富士山こどもの国
令和6年12月2日	江尻大和交差点（静岡市）
令和6年12月13日、18日、21日、24日	静岡市役所前、イオンタウン富士南店、静岡ブルーレーズ・ホストゲーム（ヤマハスタジアム）、イオン浜松市野店
令和6年12月31日	静岡中央署前
令和7年1月20日	島田樟誠高校
令和7年2月26日	浜松市ギャラリーモールソラモ

- c 高齢者対象の参加体験型交通安全講習会（危険予測トレーニング）の開催
高齢ドライバーを対象に、危険予測能力を高めるための講習を行った。
 • 実施箇所 19か所（市町）
 • 参加者数 454人
- d 「生命（いのち）のメッセージ展」の開催
高校生等の交通安全意識の高揚を図るため、交通事故等犠牲者の写真と遺族のメッセージが添えられた等身大の人型パネルを展示した。
 • 開催会場校 13校
- e 自転車マナー向上のための副読本の配布
中学生、高校生用の自転車マナー向上のため、交通ルール等を記載した副読本を作成・データ配布し、学校における交通安全教育での活用を依頼した。
 • 配布対象 県内全中学生・高校生（主に1年生）
- f 外国人向け交通安全ハンドブックの公開
外国人を対象とした交通安全教育を図るため、「やさしい日本語版交通安全ハンドブック」や「外国人サイクリストのための自転車の交通ルール（多言語+やさしい日本語）」を県のHPで公開している。

（5）その他の交通安全対策

ア 交通安全組織の育成及び指導

（ア） 交通安全県民運動事業（再掲） 14,993,736 円

a 地域交通安全クラブの指導育成

地域及び家庭における交通安全活動の推進及び幼児に対する指導力の向上を図るため、幼稚園の教諭、保育園の保育士、認定こども園の保育教諭、保護者の代表及び市町母の会会員等を対象に、実践的な研修会を県内3会場で実施した。

（a） 研修内容

- ・講 習：幼児交通安全実践指導
- ・体験講習：チャイルドシートの正しい着用方法など

（b） 研修会の実施状況

地区名	開催場所	開催日	参加人員
東 部	沼津市・県東部総合庁舎	令和6年11月21日	28人

地区名	開催場所	開催日	参加人員
西部	磐田市・県中遠総合庁舎	令和6年11月28日	18人
中部	静岡市・静岡県庁	令和6年12月4日	15人
合 計			61人

b 民間交通指導員の指導育成

民間交通指導員の指導力及び資質の向上を図るため、研修会等を実施した。

(a) 実務者研修会

開 催 日	令和6年9月6日
開 催 場 所	県庁別館7階第4会議室
研 修 内 容	交通安全協会交通安全指導員による実技指導
参 加 人 員	23人

(b) 交通安全組織の結成状況(令和7年4月1日現在)

33市町 33団体 1,207人(うち女性79人)

イ 暴走族総合対策

(ア) 交通安全県民運動事業（再掲） 14,993,736 円

暴走族の根絶に向けて県暴走族総合対策連絡会議を開催し、関係機関・団体と連携を図り、暴走族総合対策を実施した。

a 広報啓発等

市町及び関係機関・団体に対し資料・情報等の提供を行い、広報紙等を通じて住民意識の高揚を図った。

b 関係機関との連携の強化

静岡県暴走族総合対策連絡会議を開催し、関係機関と連携して、総合的な対策の推進を図った。

会議名	開催時期	場所	内容
静岡県暴走族総合対策連絡会議	令和6年4月	書面開催	①令和6年度暴走族総合対策基本方針決定等 ②令和6年度暴走族根絶年間スローガンの決定等

ウ 交通事故被害者等の救済

(ア) 交通安全県民運動事業（再掲） 14,993,736 円

交通事故による被害者等の救済を図るため、交通事故相談所（中部県民生活センター内）において、相談員2人、顧問弁護士（毎月第1、第2、第3木曜日、16人が交代で担当）による交通事故相談を行い、計293件の相談を受け付けた。

また、市町と連携を図りながら、県内14市町の交通事故相談所の相談員等に対して研修を行った。

【評価】

ア 防犯まちづくりの推進

指標名	現状値 (年度)	実績				目標値 (年度)	
		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度		
成果指標	刑法犯認知件数	15,370件 (R 2 年度)	14,440件 (R3年)	14,269件 (R4年)	15,612件 (R5年)	16,339件 (R6年)	12,000件 以下 (R 7 年度)
活動指標	防犯まちづくり 講座受講者数	197人 (R 2 年度)	221人	303人	469人	248人	毎年度 210人
	防犯まちづくり ニュース発行回数	24回 (R 2 年度)	24回	24回	24回	24回	毎年度 24回
	犯罪被害者支援啓発 講演会等開催回数	5回 (R 2 年度)	5回	5回	5回	5回	毎年度 5回

- ・県内全域で防犯まちづくりの取組を推進したが、本県の令和6年における「刑法犯認知件数」は16,339件で2年連続で増加した。
- ・地域の防犯活動のリーダーを対象とする「防犯まちづくり講座」は、対面式で1講座、YouTube「静岡県庁チャンネル」を利用した動画配信で2講座開催した結果、令和6年度の受講者数は248人となり、目標を達成した。
- ・「防犯まちづくりニュース」については、防犯活動の活性化を図るため、新たな犯罪手口等の情報をタイムリーに発信することに努めた結果、目標を達成した。
- ・犯罪被害者支援に対する理解と関係機関の連携を促進するため、「犯罪被害者等支援担当者研修会」や性暴力被害者支援の人材育成を図る研修会等を5回開催し、目標を達成した。

イ 交通事故防止対策

指標名	現状値 (年度)	実績				目標値 (年度)	
		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度		
成果指標	交通人身事故の 年間発生件数	20,667件 (R 2 年度)	19,382件 (R3年)	18,678件 (R4年)	18,662件 (R5年)	17,441件 (R6年)	15,000件 以下 (R 7 年度)
	交通事故の年間 死者数	108人 (R 2 年度)	89人 (R3年)	83人 (R4年)	70人 (R5年)	88人 (R6年)	80人以下 (R 7 年度)
活動指標	高齢者対象の参加 体験型交通安全講 習会開催回数	14回 (R 2 年度)	11回	18回	17回	19回	毎年度 18回
	交通事故犠牲者 のパネル展示会 等開催回数	9回 (R 2 年度)	14回	16回	18回	13回	毎年度 12回

- ・令和6年の交通人身事故の年間発生件数は17,441件、年間死者数は88人で、件数及び死者数は目標値を達成しなかったが、件数は令和3年以降連続して20,000件を下回った。令和6年度は、交通死亡事故多発警報を2回発令するなど、死者数が前年より18人増加した。
- ・活動指標について、令和6年度は、高齢者対象の参加体験型交通安全講習会を19回、高

校生等を対象に交通事故犠牲者のパネル展示会を13回開催し、目標値を達成した。

【課題】

ア 防犯まちづくりの推進

- ・令和6年の刑法犯認知件数が2年連続で増加したほか、特殊詐欺による被害が約16億円、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺による被害が約27億円と、被害が増加している。犯罪の手口は日々変化しており、県民一人ひとりの防犯力を高めるとともに、地域の見守り体制の充実・強化に取り組んでいく必要がある。
- ・犯罪被害者等支援は、被害直後の生活急変から中長期にわたる生活再建を支援するという観点から、被害者等のニーズを踏まえ、県や市町、関係機関が提供する生活支援の各種制度・サービスに漏れのないようにつないでいく必要がある。

イ 交通事故防止対策

- ・令和6年の人身交通事故件数は、前年対比で減少しているものの減少のペースは年々鈍化している。また、交通事故死者数の約6割を高齢者が占めており、今後も、高齢化社会の進展により、高齢者事故（死者数）の増加が懸念される。交通人身事故の年間発生件数及び年間死者数の更なる削減のためには、高齢者（ドライバー・歩行者・自転車利用者）の交通事故防止対策が課題となっている。
- ・自転車事故は前年対比で増加したことに加え、自転車のルールやマナー違反も多いこと、制度改正で「ながらスマホ」等の罰則が強化されたことから、交通安全教育・啓発の充実が必要である。また、自転車事故で加害者になった場合への備えとして、自転車利用者等の自転車損害賠償責任保険の加入促進が必要となっているほか、自転車事故による死者数を減少させるため、乗車用ヘルメットの着用の必要性をより周知し着用率を高めていく必要がある。

【改善】

ア 防犯まちづくりの推進

- ・犯罪の被害に遭わないよう特殊詐欺の手口などを情報発信し、注意喚起するとともに、「しづおか防犯まちづくり県民会議」の構成団体や警察等の関係機関等との連携により、地域での自主的防犯活動を更に推進する。また、小学生を対象とした体験型防犯訓練「あぶトレ！」の開催等により、子ども自身が自分の身を自分で守ることができる防犯力の育成を支援する。
- ・犯罪被害者等を途切れなく支援するため、令和7年4月に県犯罪被害者等支援条例を警察本部から移管するとともに、犯罪被害者等見舞金制度の創設や県内市町や関係機関等と連携した多機関ワンストップサービス体制の構築に取り組む。

イ 交通事故防止対策

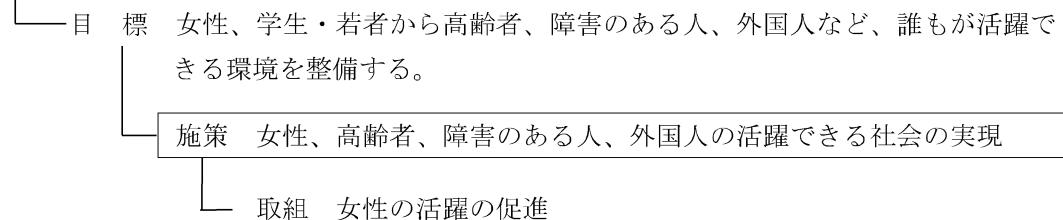
- ・高齢者の交通事故防止対策を推進するため、加齢に伴う身体機能等の変化による危険行動の理解を促す参加体験型の「危機予測トレーニング」に高齢者事故の特徴を踏まえた内容を追加して実施するほか、自発光式等反射材用品の活用及び「早めのライトオン」と「ハイビームの効果的活用」を促す「ピカッと作戦！」の展開、動画等を活用した広報啓発に取り組む。
- ・自転車事故による負傷者数が多い高校生を対象に命の大切さを伝える事業を展開するほか、「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に定められた自転車ルール・マナー遵守の啓発や、自転車損害賠償保険の加入を促進するとともに、乗車用ヘルメットの着用促進を図るために街頭啓発等でのヘルメット展示、「ながらスマホ」の罰

則強化等制度改正の周知に取り組む。

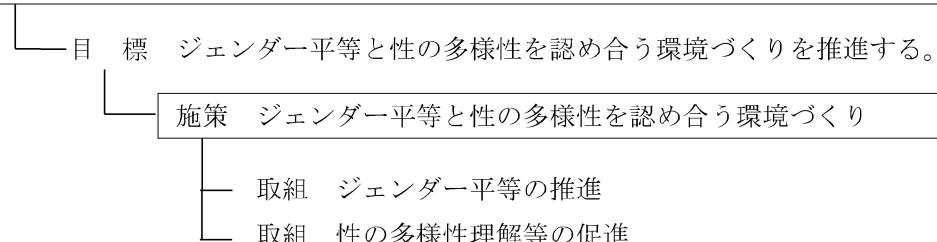
III 男女共同参画課

1 施策の体系（新ビジョン）

政策の柱1 活躍しやすい環境の整備と働き方改革



政策の柱2 誰もが理解し合える共生社会の実現



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

（1）女性の活躍の促進

ア 女性活躍推進計画の推進

急速な少子高齢化の進展等社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を図るために、女性の活躍が不可欠な状況となっており、平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が成立した。

本県でも育児世代の女性の有業率が低く、また企業等における管理者に占める女性の割合も全国順位36位（令和2年国勢調査）と女性登用も進んでいないなど、女性が持つ力を十分に発揮できる環境づくりが喫緊の課題であったことから、以下のとおり女性活躍推進法に基づき協議会を設置、推進計画を策定し、これに基づき施策を推進した。

（ア） 静岡県の女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

令和3年2月策定の「第3次静岡県男女共同参画基本計画」に当計画を統合し、進捗管理・推進している。当計画に該当するのは、施策の中柱「1-2男女共同参画の推進に関する教育・学習の充実」、「3-1職場と家庭の連携によるワーク・ライフ・バランスの実現」及び「4-1政策・方針決定過程における女性の参画拡大～企業活動の推進～」の一部である。

・第3次静岡県男女共同参画基本計画の期間

令和3年度から令和7年度まで

イ 意識啓発・情報提供の実施

（ア） 女性がもっと活躍できる静岡県づくり事業 5,042,451円
企業における環境整備により、女性の活躍を推進するための女性活躍加速化フォーラム等を実施した。

a 女性活躍加速化フォーラム

開催日	令和7年2月3日
開催場所	札の辻クロスホール
開催内容	<ul style="list-style-type: none"> ・基調講演 「資生堂のDE&Iの取り組みについて」 講師 山本 真希 氏 ((株)資生堂 DE&I 戦略推進部長) ・パネルディスカッション テーマ「女性が活躍できる職場環境づくりとは」
参加者	60人

b さくや姫交流会

開催日	(1) 令和6年11月11日 (2) 令和7年3月14日 (働く女性の健康課題を考えるセミナーと同時開催)
開催場所	(1) 静岡県男女共同参画センターあざれあ (2) 札の辻クロスホール
開催内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 講演及び交流会 「女性がイキイキと働くためのヒント! ～日常の「モヤモヤ」を集めて、より良い働き方を考える～」 講師 上西 充子 氏 (法政大学キャリアデザイン学部教授) (2) 交流会 「働く女性の健康課題や継続的に働き続けること等について」
参加者	(1) 19人 (2) 7人

c 男性の家事・育児参加促進出前講座

趣旨等	女性の仕事と家事・育児の二重負担の解消のため、男性の家事・育児への主体的な参加を意識啓発し、職場と家庭の連携によるワーク・ライフ・バランスを推進する。
開催期間	令和6年9月～10月
開催内容	<p>講義及び演習 「アサーティブ・コミュニケーション(※) ～コミュニケーション力を高め、仕事も家事・育児もスムーズに～」 講師 佐野 大介 氏 (託児所経営・父親応援団パパスイッチ 代表) ※自分も相手も大切にしながら表現するコミュニケーション手法</p>
参加者	3事業所 計333人

d 暮らしと仕事の安心講座

趣旨等	生活・経済面での不安定な状況にある非正規雇用シングル女性等を対象として、生活設計を支援する。
開催日	令和6年12月21日、令和7年1月18日、2月23日 (全3回)
開催場所	静岡県男女共同参画センターあざれあ及びオンライン
開催内容	<ul style="list-style-type: none"> 第1回：シングル女性のマネー＆ライフプラン 第2回：親の介護や自身の老後に向けた備え 第3回：ストレスの波をしなやかに乗り越えるための5つの習慣
参加者	第1回：23人 第2回：18人 第3回：8人

ウ フェムテックによる女性活躍推進事業

14,310,500 円

趣旨等	女性特有の健康課題の理解を促進し、働きやすい職場環境の整備を促進するため、企業におけるフェムテックの活用等を支援する。
職場環境整備	企業内で活用できる研修動画を作成し、14社に提供した。 ・一般従業員向け／管理職向け（各20分） ・出演 高尾 美穂 氏（産婦人科医）、久保 ひとみ 氏（タレント）
フェムテックサービスの導入支援	支援内容 ・従業員対象の意識調査（女性特有の健康課題による仕事への影響等） ・オンラインセミナー開催 ・オンライン相談（医師・薬剤師等による健康相談、不妊・妊活相談） ・健康動画提供（月経随伴症状、更年期等） ・効果検証（職場環境の評価、改善点等のレポートを企業に提供） ・参加企業数 10社（総従業員数11,571人）
情報発信	働く女性の健康課題を考えるセミナーの開催 ・開催日 令和7年3月14日 ・開催場所 札の辻クロスホール ・講演 「みんなで知ろう！考えよう！女性の健康と誰もが働きやすい職場づくり」 講師 高尾 美穂 氏（産婦人科医） ・事例発表 2社 ・参加者 81人

エ 市町や官民ネットワーク組織等との連携・協働

(ア) 女性がもっと活躍できる静岡県づくり事業（再掲） 5,042,451 円

a ふじのくに女性活躍推進協議会

国、県、経済団体、学識経験者がネットワークを形成し、地域の実情を踏まえた取組を進める枠組として、平成28年4月27日に設立。

年1回ふじのくに女性活躍推進協議会を開催し、女性活躍推進に係る実施事業等に對して意見をいただく等連携した。

b ふじのくに女性活躍応援会議

産業界における女性活躍をより一層加速化・具体化させるため、女性活躍の推進に取り組む企業、団体、個人等を構成員とした官民一体のネットワーク型組織として、平成28年3月発足。会員相互や県等との連携・協働により女性活躍を推進するための事業を展開した。※参加事業所数：269事業所（令和7年3月31日現在）

(2) ジェンダー平等の推進

ア 男女共同参画基本計画・実践計画の推進

(ア) 男女共同参画推進事業 1,484,223 円

a 静岡県男女共同参画推進本部

男女共同参画社会づくりを推進するため、第3次県男女共同参画基本計画における施策の検証・評価を実施し、進捗状況について検証した。

区分	日程	内容
ワーキング部会	令和6年 4月～12月	・基本計画内部評価の実施 ・推進計画に関する施策の確認、数値目標の調査
幹事会（書面）	令和6年8月	・基本計画の進捗評価
本部員会	令和6年 12月23日	・基本計画の進捗状況 ・静岡県男女共同参画会議（審議会）における意見への対応

b 静岡県男女共同参画会議

第3次県男女共同参画基本計画の評価結果及び進捗状況の報告とともに、今後の施策の進め方について審議した。

また、第3次静岡県男女共同参画基本計画が令和7年度末に期間を満了することから、次期計画において重視するべき課題や施策の方向性等について意見交換をした。

委員数	20人（男性8人、女性12人）
構成	学識経験者7人、男女共同参画団体7人、行政3人、公募3人
任期	2年（令和5年12月1日～令和7年11月30日）

＜開催状況＞

回次	開催日	内容
第47回	令和6年 10月16日	・第3次静岡県男女共同参画基本計画の進捗状況
第48回	令和7年 1月30日	・第4次静岡県男女共同参画基本計画の策定方針及び検討体制について

c しづおか男女共同参画推進会議

地域や家庭、学校、職場など社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現を目指した取組を広げるため、所属団体等を通じた啓発等を行った。

＜構成＞

名誉会長	知事
会長	岸田 裕之 氏（静岡県商工会議所連合会 会長）
副会長	下位 桂子 氏（NPO法人静岡県男女共同参画センター交流会議 代表理事）
会員	男女共同参画推進の趣旨に賛同する団体（75団体）

＜開催状況＞

区分	開催日	内容
第22回全体会 （地域・家庭部会 教育部会 産業部会）	令和6年 8月20日	講演「ジェンダー・ギャップ指数から見る静岡県の現状 ～若者が希望を持てる地域へ～」 講師 小安 美和 氏（（株）Will Lab 代表取締役） (地域からジェンダー平等研究会)

イ 意識啓発・情報提供の実施

(ア) 男女共同参画推進事業（再掲）

1,484,223 円

a 男女共同参画社会づくり宣言推進事業

男女共同参画社会の実現に向けた県内事業所・団体の自主的な取組を推進するため、ワーク・ライフ・バランスや男女がともに能力を発揮できる環境づくりに取り組むことを「宣言」した県内事業所・団体を宣言事業所として、令和6年度は新たに32件、累計で1,785件の事業所・団体を登録した。

また、宣言事業所に対しては、登録証の交付、県や「あざれあ」からの各種情報提供等の支援を行った。

< 業種別内訳 >

業種	件数(計)	平成19～令和5年度	令和6年度
建設	316	298	18
製造	283	280	3
電気・ガス・熱供給・水道	17	17	0
情報通信	39	37	2
運輸	50	49	1
卸売・小売	191	191	0
金融・保険	50	50	0
不動産	13	12	1
飲食店・宿泊	36	36	0
医療・福祉	155	152	3
教育・学習支援	26	26	0
複合サービス	24	23	1
サービス	175	172	3
その他の業種	91	91	0
団体	319	319	0
合計	1,785	1,753	32

b 男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞

男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っている個人及び事業所に対して、その功績を称えるため、令和6年7月29日に授与式を行った。

区分	部門	表彰者
男女共同参画推進の部	個人の部	1人
女性の活躍推進事業所の部		1事業所
チャレンジの部		3人

c 静岡県男女共同参画白書

条例に基づく「年次報告」として、本県の男女共同参画の状況や施策の検証・評価結果、男女共同参画推進事業の実績、市町の取組状況等を明らかにするため、「静岡県男女共同参画白書」を作成し、男女共同参画推進団体、教育機関、市町、県民等に配布した。

ウ 男女共同参画の視点からの相談等の実施

(ア) あざれあ運営・管理事業

121,813,450 円

現代社会の中で「生きにくさ」を抱え悩んでいる男女の相談者に対し、相談者自身がより良い解決策を見出すことを目的に、ジェンダーの視点をもった相談事業を行った。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の普及・啓発に取り組むため、学校等に出向いてデートDV防止セミナーを実施した。

a 相談事業

区分	内容	件数
女性相談	女性の相談員による女性のための相談事業	計4,249件
	電話相談 毎週月～金曜日 毎月第2土曜日	3,655件
	面接相談（DV・その他暴力） 毎週月・水・木	273件
	チャット相談 毎週月～金曜日	321件
男性相談	男性の相談員による、男性のための相談事業	計138件
	電話相談 每月第1、3土曜日	138件

新 しづおか女性相談チャット（女性相談の拡充）

女性相談の件数増加に伴い、より多くの方が相談できるよう新たにチャットによる相談窓口を開設し、女性相談の拡充を図った。

実施日時	平日14:00～20:00（祝日・年末年始を除く）
実施期間	令和6年6月～令和7年3月
内 容	女性の悩み相談（家族、夫婦、対人関係、健康、労働、性的被害等）
方 法	インターネットを活用したチャットシステム
相談件数	321件

b デートDV防止セミナー

開催期間	令和6年7月～12月
開催場所	県内高校・大学 13校
開催内容	デートDVの知識や対処方法及びリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖についての健康と権利）の講義
参 加 者	2,573人

エ 地域や防災分野での男女共同参画の推進

(ア) あざれあ運営・管理事業（再掲）

121,813,450 円

男女共同参画の視点からの防災対策を推進するため、地域で活躍する女性防災リーダーの育成事業を実施した。

開 催 日	令和6年11月16日、23日の2日間	
開 催 場 所	松崎町農村環境改善センター	
内 容	1 日 目	・講座「～過去の災害の事例から～多様な“わたし目線”で考える地域の防災」 講師 池田 恵子 氏（静岡大学教授） ・演習「HUG（避難所運営ゲーム）をやってみよう！」

2日目	<ul style="list-style-type: none"> 講座「避難所運営の現状と多様な視点の取り入れ方」 講師 静岡県危機管理部危機対策課職員 演習「地域で実践できる！防災訓練をつくろう」
参加者	延べ36人

才 市町や男女共同参画団体との連携・協働

- (ア) 男女共同参画推進事業（再掲） 1,484,223 円
市町が男女共同参画施策を効果的に推進できるよう、地域の実状を踏まえ、市町の主体性に配慮しながら支援を行った。

a 市町担当職員研修会

開催日	令和6年4月26日
開催場所	静岡県男女共同参画センターあざれあ
開催内容	<ul style="list-style-type: none"> 講義「男女共同参画行政を取り巻く環境と課題」 講師 犬塚 協太 氏（静岡県立大学国際関係学部 教授）
参加者	29市町 53人

b 市町担当課長会議

開催日	令和6年8月5日
開催場所	静岡県男女共同参画センターあざれあ
開催内容	<ul style="list-style-type: none"> 講義「男女共同参画の視点から取り組む防災対策」 講師 池田 恵子 氏（静岡大学 教授） 意見交換「市町における男女共同参画の視点からの防災対策施策について」
参加者	33市町 50人（防災対策担当課長含む）

- (イ) 男女共同参画活動支援・協働事業 11,100,000 円
民間団体と協働し、団体のノウハウを活かして、地域の課題解決に取り組むため、男女共同参画活動支援・協働事業を実施した。

a 男女共同参画地域実践活動事業委託

- 男女共同参画社会の実現のため、県内各地の女性団体が自治会等と連携し、男女共同参画の推進につながる活動を行った。
- 委託先 （一社）静岡県地域女性団体連絡協議会
 - 実施地区 10地区

カ 「あざれあ」の管理・運営

- (ア) あざれあ運営・管理事業（再掲） 121,813,450 円
男女共同参画社会の実現に向け、県男女共同参画センター「あざれあ」を活動の推進拠点として、その理念の一層の浸透や人材の育成などの学習機会の提供をはじめ、男女共同参画の視点からの相談、男女共同参画に関する情報収集・提供等を行った。
なお、平成19年4月から指定管理者制度を導入し、第5期指定管理者「あざれあ交流会議グループ」が施設の管理運営を行った。

項目	内容
指定管理者	「あざれあ交流会議グループ」（次の3団体で構成） ・NPO法人静岡県男女共同参画センター交流会議（代表団体） ・（株）セイセイサーバー・（株）東海ビルメンテナス静岡支店
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（第5期）
業務内容	・センターを県民の使用に供すること ・男女共同参画に関する情報の収集及び提供 ・男女共同参画に関する県民の自主的な活動及び交流の支援 ・センターの維持管理に関する業務等
指定管理料	96,347千円（令和6年度）

< 主な事業 >

項目	内容
施設の使用	会議室、子どもの部屋、団体交流室等の貸出し
情報の収集・提供	・図書室の運営（貸出件数 7,116件） ・「おはなしのへや」等のイベント開催 ・広報誌等の発行 (Webマガジン「EPOCA」、情報誌「ねっとわあく」等) ・ホームページ「あざれあナビ」の運営（アクセス件数 347,638件）
県民の自主的な活動・交流の支援	あざれあメッセ 他
維持管理業務	施設及び設備の維持管理、清掃、修繕

(3) 性の多様性理解等の促進

ア 性の多様性理解等促進事業 2,952,371 円
性的少数者など多様な性のあり方への無理解や偏見による差別を解消し、性的指向や性自認にかかわらず誰もが活躍できる社会を実現するため、性の多様性理解に関する啓発事業を実施するとともに、専門相談及び当事者交流会を実施することにより、困難な状況に陥りやすい性的少数者やその家族等を支援するセーフティネットを構築した。

(ア) 静岡県パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとして認め合った二人が協力して共同生活を行うことを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明する「静岡県パートナーシップ宣誓制度」を実施した。

実施根拠	静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱
宣誓実績	109組（令和5年3月～令和7年3月）

(イ) 性の多様性を考える講座

開催日	令和7年3月6日
開催方法	Web会議システム「Zoom」

開催内容	講義「多様な性ってなんだろう？～互いのちがいを受け止めあえる社会を目指して～」 講師 三戸 花菜子 氏（認定N P O 法人ReBit キャリア事業部マネージャー）
参加者	69人

(ウ) ふじのくにL G B T電話相談
性的マイノリティ当事者及び家族等を対象とした相談事業を実施した。
・毎月第1火曜日、第3土曜日 計116件

(エ) いろいろにじいろ交流会

開催日 (全6回)	(1)令和6年8月10日（焼津市） (2)令和6年9月7日（伊豆の国市） (3)令和6年10月5日（湖西市） (4)令和6年11月17日（浜松市） (5)令和6年12月14日（富士市） (6)令和7年2月9日（島田市）
開催内容	県内東・中・西部において、性的マイノリティ当事者の居場所づくりやアライ（支援者）のための交流会を開催
参加者	(1) 17人 (2) 3人 (3) 6人 (4) 4人 (5) 17人 (6) 9人 計56人

(オ) 図書館を活用した啓発展示
性の多様性に関する県民の理解促進を図るため、公共図書館等と連携し、啓発展示等の巡回展を実施した。

開催期間	令和6年7月～令和7年1月
開催場所	県内の公共図書館等11館
開催内容	おしえて！L G B Tパネル展の開催 ・性の多様性に関するパネル等啓発物の展示 ・関連資料の紹介展示

(カ) 市町担当職員研修会

県と市町が連携・協働し、性の多様性理解等の施策を推進するため、情報交換や基礎知識等を習得するための研修会を開催した。

開催日	令和6年4月26日
開催場所	静岡県男女共同参画センターあざれあ
開催内容	・講義1「知るところからはじめよう～性同一性障害（性別違和）について～」 講師 安池 中也 氏（（株）えて 代表取締役社長） ・講義2「性の多様性の基礎知識」 講師 男女共同参画課職員
参加者	28市町 47人

イ ふじのくにレインボープロジェクト事業

5,819,924 円

趣旨等	性的指向や性自認にかかわらず、多様な人材が活躍できる職場環境整備のため、企業等を対象に研修及び専門家派遣を行う。
-----	--

研修	企業等向け研修「企業等のための性の多様性セミナー」 ・開催日：令和6年9月20日 ・参加者：64人
専門家派遣	専門家による個別課題に応じたコンサルティング ・期間：令和6年10月～令和7年2月 ・参加企業：15社（計20回）

【評価】

指標名	現状値 (年度)	実績				目標値 (年度)
		R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	
成果指標	事業所の管理職に占める女性の割合 (R 2年度)	係長 27.1% 課長 14.5% 部長 11.1%	係長 25.4% 課長 14.5% 部長 12.3%	係長 25.7% 課長 14.9% 部長 11.9%	係長 22.3% 課長 16.4% 部長 13.8%	係長 27.7% 課長 17.2% 部長 11.6%
	固定的な性別役割分担意識にとらわれない男性の割合 (R 3年度)	66.9%	66.9%	—	—	80% (R 7年度)
	性的マイノリティの方々の人権を守る啓発や施策について必要だと思う人の割合 (R 3年度)	59.6%	59.6%	—	—	75% (R 7年度)
活動指標	ふじのくに女性活躍応援会議の登録事業所数 (R 2年度)	211事業所	236 事業所	240 事業所	257事業所	300事業所 (R 7年度)
	「ジェンダー」という用語を知っている人の割合 (R 3年度)	78.3%	78.3%	—	—	90% (R 7年度)
	性の多様性の理解を促進する事業・研修会等を実施する市町の割合 (R 2年度)	48.5%	65.7%	88.6%	91.4%	100% (R 7年度)

- ・「事業所の管理職に占める女性の割合」は、部長相当職の割合が減少したものの、課長及び係長相当職の割合は増加し、特に係長相当職については、5.4ポイント増加した。
- ・「男は仕事、女は家事・育児」という固定的な性別役割分担意識にとらわれない男性の割合は、現状値（令和3年度）より6.2ポイント減少しており、目標値との差は依然として大きい。
- ・性的マイノリティの方々の人権を守る啓発や施策について必要だと思う人の割合は、現状値（令和3年度）と比べ大きな変化はない。

【課題】

- ・「事業所における女性管理職の割合」は依然として低く、管理職登用の入り口である係長相当職の割合は増加したものの、部長相当職の割合が減少しており、企業等における女性活躍に向けた更なる取組が必要である。
- ・女性の管理職への登用には、女性のライフイベントとキャリア形成が両立できる環境づくりが重要であるため、経営者等の意識改革、女性の仕事と家事・育児の二重負担の解消や、女性特有の健康課題への理解が必要である。
- ・性的マイノリティ当事者の就労上の不安を解消するため、一般県民への啓発事業に加え、企業等における性の多様性への一層の理解促進が必要である。

【改善】

- ・「事業所の管理職に占める女性の割合」を向上させるため、女性活躍に取り組むリーダーである経営者等のネットワークの構築と、リーダーの率先した行動の拡大を目的に、経済団体等の意見を踏まえた「経営者向け講演会」を開催し、県内の女性活躍に向けた取組を加速化させる。
- ・女性の仕事と家事・育児の二重負担を解消するため、若手社員や管理職等を対象とした男性の家事・育児参加促進講座を開催するとともに、啓発冊子を制作し、より多くの男性の主体的な家事参加の促進を図る。
- ・妊娠・出産、更年期等の女性のライフイベントとキャリア形成との両立を可能にし、女性が働き続けられる環境整備のため、女性特有の健康課題への理解を促進し、企業等におけるフェムテックの導入を引き続き支援する。
- ・性の多様性への理解を促進するため、企業等への専門家等の派遣により、多様な人材が活躍できる就労環境の整備を引き続き支援する。

《建築住宅局》

I 住まいづくり課

1 施策の体系

政策の柱1 魅力的な生活空間の創出

目標 豊かな暮らしや多彩なライフスタイルを実現できる環境を整備する。

施策 豊かな暮らし空間の実現

取組 快適な暮らし空間の実現

取組 環境に配慮した良質な住宅ストックの形成

取組 空き家等の活用と適正管理

政策の柱2 新しい働き方の実践

目標 働く場所にとらわれず、個々の能力を発揮できる柔軟な働き方を促進する。

施策 場所にとらわれない働き方の実践

取組 テレワークの推進と環境整備

政策の柱3 脱炭素社会の構築

目標 県民、企業、団体等と連携し、様々な分野において省エネルギーの取組を促進する。

施策 徹底した省エネルギー社会の実現

取組 住宅、建築物の省エネ化

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 快適な暮らし空間の実現

ア 官民連携による豊かな暮らし空間創生住宅地の整備促進

(ア) 豊かな暮らし空間創生事業

4,963,243 円

a 豊かな暮らし空間創生推進協議会の開催

快適な暮らし空間の実現及び普及を図るため、豊かな暮らし空間創生推進協議会（会員：11 民間団体、24 市町、県、住宅供給公社）において、関係団体や企業と連携し、情報発信を行った。

b 移住フェアにおける認定住宅地の P R

豊かな暮らし空間創生住宅地の認定を受けた住宅地の P R のため、令和 6 年 7 月 7 日及び令和 7 年 2 月 2 日に開催された「静岡まるごと移住フェア」において、認定住宅地を紹介した。

c 「豊かな暮らし空間創生住宅地」の認定

生活と自然が調和したゆとりある住まいづくりの推進、地域コミュニティの形成や景観に配慮した豊かな住環境を整備することにより、豊かな暮らし空間を創生し、快適な暮らし空間の実現及び普及を図ることを目的とし、一定の要件を満たした住宅地を「豊かな暮らし空間創生住宅地」として認定している。令和 6 年度末時点における認定住宅地は計 11 団地 379 区画となった。

d 安全で美しいいえなみ整備事業

安全で美しいいえなみに誘導するため、生垣等の緑化に対して、市町とともに助成事業を実施し、令和6年度は5市町（東伊豆町、富士宮市、富士市、藤枝市、袋井市）において計10件の助成を行った。

e 「静岡住まい方ビジョン（仮称）」の検討

少子・高齢化など社会状況が変化し、コロナ禍を経て、人々の住まいに対する価値観、暮らし方、住まい方が大きく変わってきたため、静岡県らしい豊かな暮らしを実現するためのビジョン（「静岡住まい方ビジョン（仮称）」）を産学官の連携により検討した。

（2）環境に配慮した良質な住宅ストックの形成

ア 質の高い住宅の普及・促進、情報提供

（ア）住宅行政推進

7,371,700 円

a 長期優良住宅、住宅性能表示制度の普及・推進

質の高い住宅の普及のため、ホームページや住まいづくり支援ガイドにより耐震性・省エネルギー性に優れた長期優良住宅や住宅性能表示制度を紹介した。

b 省エネ住宅の普及

省エネ住宅の普及のため、他団体主催イベントでの一般県民向けに省エネ住宅の概要やメリットを体感できるブースの出展や、設計事務所・中小工務店等の技術者を対象とした技術向上研修会を開催した。

＜令和6年度 県民向け普及啓発事業＞

実施日	内 容
令和6年12月7日	【他団体主催イベントにおけるブース出展】 省エネ住宅の概要、サッシ体感装置を使用した体感

＜令和6年度 事業者向け研修会＞

実施日	内 容
令和6年6月5日	【省エネ住宅技術向上研修会】 省エネ基準等に関する講習会、最新住宅設備・サッシ見学会

c マンション管理適正化の推進

マンションの適正な管理を行う管理組合等の育成を目的に、管理組合、区分所有者等を対象にマンション管理セミナーを開催した。（県内9会場）

派遣を希望するマンション管理組合に対して、マンション管理士を派遣し、管理組合に対して自立運営を支援した。（10組合×2回（1組合のみ1回で派遣終了）計19回）

d 住宅関係調査・各種統計の分析及び情報提供

今後の住宅施策を検討するため、県内の住宅建設の動向が把握できる新設住宅着工統計調査の結果を収集し、県内の新設住宅着工戸数を報道機関に提供するとともにホームページ上で公開した。

e 住宅関連情報の提供

環境性能などに優れた住宅取得、リフォームに関する情報、空き家の解体や活用など、国、県、市町が実施する公的な助成制度等を1冊にまとめた「静岡県住まいづくり支援ガイド」を作成、県出先機関や市町の住宅窓口等で県民に配布するとともに、県のホームページにも掲載し広く周知した。

f 静岡県住宅振興協議会の運営

「静岡県住宅振興協議会」は、住まいに関する情報を伝え、県民のよりよい住生活並びに

住文化の向上に資するとともに、住宅建設の促進と住宅建設に関する技術の向上を図り、住宅産業や関連産業の振興に寄与することを目的に設立された。

住まいの文化賞や住教育など、協議会の事業が円滑に進むよう、事務局業務を実施した。

(3) 空き家等の活用と適正管理

ア 市町・民間団体と連携した空き家対策

(ア) 空き家活用促進事業

7,255,308 円

a 空き家等対策市町連絡会議の開催等

県と市町が連携して空き家対策を推進するため、全市町が参加する空き家等対策市町連絡会議により、各市町が実施している空き家対策事例について情報を提供した。

空き家に関する市町の取組を支援するため、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づき設置される市町の協議会に委員として県職員が参加した。

適切な管理が行われていない空き家を将来的に増やさないため、管理不全の空き家になる前に自宅の今後を考える「我が家の終活セミナー」を県内12会場で実施した。

b 静岡県空き家対策推進協議会における情報共有等

「静岡県空き家対策推進協議会」に参画し、空き家に関する情報を共有した。

空き家に関する多様な相談ニーズに対応するため、不動産、法律、税務、建築などの専門家によるワンストップ相談会を開催した。

過去に実施した相談会参加後、解決に至っていない空き家所有者に対し、市町が実施するフォローアップ時に専門家を派遣するフォローアップ支援を行った。（富士市、函南町）

将来、空き家の増加が懸念される分譲住宅団地の住民等を対象に、市町が実施する出前講座に専門家を講師として派遣した。（富士宮市、御殿場市、富士市、熱海市、川根本町）

(a) 空き家に関するワンストップ相談会の概要

<令和6年度 ワンストップ相談会開催概要>

開催場所 (開催日)	牧之原市 (9/7)、島田市 (9/28)、富士宮市 (10/5)、焼津市 (10/5)、富士市 (10/12)、磐田市 (10/12)、沼津市 (10/26)、菊川市 (11/16)、藤枝市 (11/30)、伊東市 (12/7)、森町 (12/7)、御殿場市 (12/14)、御前崎市 (12/14) の計 13 市町、県外在住者向け計 3 回（オンライン開催 2 回、東京都内開催 1 回）
---------------	---

<令和6年度 ワンストップ相談会相談者数及び相談内容>

(組) 相談 者数	(件) 相談 件数	不動産 (宅建士)	法務 (司法書士)	税務 (税理士)	建築 (建築士)	行政等 (市町)
146	224	122	38	26	25	13

c 空き家の活用促進

(a) ふじのくに空き家バンクの運営

増加する空き家を有効活用するために令和4年度に設置したふじのくに空き家バンクを運営した。（市町の空き家バンクの登録件数は順調に増加し、国の空き家バンクも設置されていることから、令和6年度末をもって廃止）

<登録状況（令和7年3月31日時点）>

登録件数	うち農地付き	成約件数		うち農地付き
		成約件数	うち農地付き	
33 件	8 件	24 件	6 件	

(b) 空き家活用移転事業費補助金

ふじのくに空き家バンクに登録された物件への住み替えを促進するため、移転にかかる費用を助成した。(県外移住者：最大 20 万円、県内移住者：最大 10 万円)

＜令和 6 年度 交付実績＞

交付件数	県外からの移住者	県内からの移住者
5 件	1 件	4 件

(c) 建物状況調査の実施

買主がより安心してふじのくに空き家バンクに登録された物件を購入できるよう、建物状況調査を無料で実施した。

令和 6 年度 実施件数：3 件

(d) 住宅ストック活用促進研修会の開催

空き家を有効に活用するため、不動産業者等の事業者向けに、建物状況調査や住宅のリノベーション手法等を学ぶ研修会を県内 3 会場で開催した。

(4) テレワークの推進と環境整備

ア 静岡らしい新たなライフスタイルの創出

(ア) ふじのくにライフスタイル創出住宅リフォーム事業費助成	23,539,915 円
a テレワーク対応リフォーム工事に対する助成	

仕事と子育ての両立ができる職住一体の住環境の整備を推進するため、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行うテレワーク対応リフォーム工事に対して助成した。

＜令和 6 年度 交付実績＞

交付件数	うち県産材加算あり
153 件	5 件

(イ) 「プラス〇の住まい」推進事業

1,240,553 円

a 職住一体の住まいの普及・啓発

コロナ禍を経て働き方や暮らし方の変化に対応するため、静岡らしい自然豊かで、子育てや在宅ワークがしやすく、ゆとりある仕事のある住まい「プラス〇の住まい」を産学官が連携して普及・啓発している。

昨年度に引き続き、住まい手へのインタビューを行い、ホームページで優良事例として紹介するとともに、県内における職住一体住まい方のイメージ図を作成した。

(5) 住宅・建築物の省エネ化

ア 省エネ住宅の普及推進

(ア) 省エネ住宅普及推進事業	20,714,287 円
a 省エネ住宅の新築等に対する助成	

脱炭素社会の実現のため、ZEH 基準を満足する省エネ性能が高い住宅の新築及び購入に係る経費に対して助成した。

＜令和 6 年度 交付実績＞

交付件数	うち県産材加算あり
38 件	11 件

b 既存住宅の省エネ改修等に対する助成

既存住宅の省エネ改修を推進するため、専門家による省エネ診断や省エネ改修等に対して、市町とともに助成事業を実施した。(焼津市、藤枝市、牧之原市、袋井市)

<令和6年度 交付実績>

交付件数	診断	改修設計等	改修補助
12 件	5 件	1 件	6 件

(6) 少子・高齢社会に対応した住まいづくりの推進

ア サービス付き高齢者向け住宅等

(ア) 住宅行政推進 (再掲) 7,371,700 円

a サービス付き高齢者向け住宅の登録等

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の登録及び登録事項の変更事務を行った。

<令和6年度 サービス付き高齢者向け住宅の登録・変更事務>

区分	登録	登録の変更	合計
件数	10 件	64 件	74 件

b 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録、登録住宅等の情報提供及び入居相談等を行う居住支援法人の指定事務を行った。また、県、市町、居住支援法人、不動産関係団体及び福祉関係団体により構成される「静岡県居住支援協議会」を活用し、協議会会員間の連携強化や行政の福祉部門等との意見交換、住宅情報の共有などを進めた。

<令和6年度 登録・指定事務>

区分	令和5年度まで	令和6年度	合計
セーフティネット住宅	3,974 棟	143 棟	4,117 棟
登録件数	(28,170 戸)	(1,081 戸)	(29,251 戸)
居住支援法人の指定件数	16 法人	5 法人	21 法人

(7) 災害時における住まいの確保

ア 被災者受入支援応急住宅

令和3年7月1日からの大雨による熱海市伊豆山土石流災害の被災者に対し、応急的な住まいを確保するため、県営住宅の目的外使用を認め、住まいを確保するとともに、被災者の生活重建のため、恒久的な住まいの確保に向けた支援制度を運用した。

また、被災者の応急的な住まいの確保のため、東日本大震災や令和4年台風15号の被災者への借上げ型応急住宅を継続したほか、令和6年台風第10号の被災者に借上げ型応急住宅を提供した。

(ア) 热海市伊豆山土石流災害への対応

a 県営住宅の活用

被災者の県営住宅の目的外使用を認め、住宅を供与した。(県営住宅 17 戸、公営住宅課)

b 恒久的な住まいの確保への支援 0 円

熱海市と協調し、熱海市伊豆山地区の警戒区域内居住者が住宅を新築、購入又は改修する費用を補助（利子相当分の補助）する住宅再建支援制度を運用したが、実績は無かった。

また、県営住宅七尾団地について、計画されていた建替事業を前倒し、A棟（32 戸）を令和6年8月から管理開始した。（公営住宅課）

(イ) 東日本大震災への対応 (被災者受入支援応急住宅借上げ事業)	1,749,100 円
a 被災者受入支援応急住宅の提供 民間住宅を2件借り上げ、応急仮設住宅として被災者に提供した。	
(ウ) 令和4年台風第15号への対応	8,528,703 円
a 被災者受入支援応急住宅の提供 民間住宅を18件借り上げ、応急仮設住宅として被災者に提供した。	
b 県営住宅の活用 被災者の県営住宅の目的外使用を認め、住宅を供与した。(県営住宅16戸、公営住宅課)	
(エ) 令和6年台風第10号への対応	506,820 円
a 被災者受入支援応急住宅の提供 民間住宅を1件借り上げ、応急仮設住宅として被災者に提供した。	

(8) 宅地建物取引業及び宅地建物取引士への指導・監督

ア 宅地建物取引業法における行政事務

(ア) 宅地建物等指導事業	11,428,162 円
宅地建物取引業法に基づき、必要な規制を行うことによって、業務の適正な運営と取引の公正を確保し、消費者の保護及び宅地建物の流通の円滑化を図った。	
a 宅地建物取引業者等の指導・監督 宅地建物取引業者又は宅地建物取引士が法令違反の行為をした場合に、違反事実の是正により消費者の救済を図った。また、宅地建物取引業者又は宅地建物取引士に対して隨時指導若しくは勧告を行い、必要に応じて行政処分を行った。	
<令和6年度 宅地建物取引業者及び宅地建物取引士に対する行政処分等> (単位:件)	

宅地建物取引業者					宅地建物取引士		
免許取消	業務停止	指示	勧告	文書指導	登録消除	事務禁止	指示
0	1	1	5	17	0	0	0

b 宅地建物取引業の免許

宅地建物取引業を営もうとする者からの申請に基づき、免許証を交付した。

<令和6年度 宅地建物取引業免許証交付> (単位:件)

土木事務所	下田	熱海	沼津	富士	静岡	島田	袋井	浜松	計	
件数	新規	2	8	27	11	31	11	12	38	140
	更新	8	19	60	43	81	29	36	82	358
	計	10	27	87	54	112	40	48	120	498

c 宅地建物取引士資格試験

宅地建物取引士試験を行う(一財)不動産適正取引推進機構を指導・監督した。

<令和6年度 宅地建物取引士試験実施状況>

受験者数	合格者数	合格率
5,050人	852人	16.9%

※ 試験は令和6年10月20日に実施。

d 宅地建物取引士の登録等

宅地建物取引士資格試験の合格者からの申請に基づき、資格登録及び取引士証の交付を行った。

＜令和6年度 宅地建物取引士資格登録＞

登録者数(転入含む)	消除・移転者数	年度末現在登録者数	試験合格者累計
627人	46人	26,581人	39,912人 (令和6年度 852人)

＜令和6年度 宅地建物取引士証交付＞

区分	新規	更新	再交付	書換・移転	計
交付件数	739件	2,238件	30件	29件	3,036件

e 消費者相談

不動産を購入するに当たり注意すべき事項をまとめた小冊子「不動産売買の手引」をもとに、消費者啓発に努めるとともに、消費者からの苦情相談に応じた。

＜令和6年度 宅地建物取引にかかる苦情相談取扱件数＞

(単位:件)

内 容		件数
業務処理の原則		0
誇大広告等の禁止		0
広告開始時期の制限		0
取引態様の明示		0
媒介に伴う書面の交付		0
重要事項の説明		7
報酬の制限等		1
不当な履行遅延		0
契約書面の交付		0
違約金の支払		0
手付金等の返還		0
契約解除	ローン不成立による解除	0
	その他の解除	2
瑕疵担保責任		0
マンション管理に関する問題		0
無免許営業		5
その他		28
計		43

※軽易な相談を除く。

f 住宅瑕疵担保履行法の届出処理

新築住宅を消費者へ引き渡した宅地建物取引業者からの、年1回の基準日における引渡し及び保険加入の状況の届出を処理した。

＜令和6年度 住宅瑕疵担保履行法の宅地建物取引業者からの届出処理件数＞(単位:件)

基準日	届出件数			
	保険のみ	保険・供託併用	供託のみ	合計
第26回(令和6年3月31日)	301	1	3	305

(9) 建築士及び建築士事務所等への指導・監督

ア 建築士法等における建築行政事務

(ア) 宅地建物等指導事業(再掲) 11,428,162円

建築士法に基づき、建築士及び建築士事務所の登録、指導監督等を実施した。

ア 建築士、建築士事務所に対する指導・監督

建築士及び建築士事務所に対し、適正な業務を行うよう指導した。

＜令和 6 年度 建築士及び建築士事務所に対する行政処分等の件数＞ (単位:件)

区分	建築士			建築士事務所		
	免許取消	業務停止	戒告	登録取消	事務所閉鎖	戒告
一級	0	0	4	0	0	0
二級	0	0	0	0	0	0
木造	0	0	0	0	0	0

※ 一級建築士は国土交通大臣が処分。

b 建築士免許の登録

一級建築士の登録は、国土交通大臣が行う。二級・木造建築士については、平成 21 年度より、指定登録機関である（公社）静岡県建築士会が行っている。

＜一級、二級及び木造建築士試験＞ (令和 6 年度実施結果)

区分	受験者数	合格者数	合格率
一級	654 人	63 人	9.6%
二級	587 人	167 人	28.4%
木造	1 人	0 人	0%

※ 一級建築士試験は国土交通大臣が実施。

c 建築士事務所の登録

建築士事務所の登録は、平成 21 年度より、指定事務所登録機関である（一社）静岡県建築士事務所協会が行っている。

d 凈化槽法における建築行政事務

浄化槽法に基づき、浄化槽工事業者及び特例浄化槽工事業者の登録等を実施した。

＜令和 6 年度 浈化槽工事業者登録及び届出件数＞ (単位:件)

区分	前年度末累計	新規	更新	抹消	年度末累計
浄化槽工事業者登録	94	10	9	1	103
特例浄化槽工事業者届出	682	7	更新不要	1	688

※ 浈化槽工事業登録の有効期間は 5 年。

【評価】

指標名	現状値 (年度)	実績				目標値 (年度)	
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
成果指標	豊かな暮らし空間創生住宅地区画数	累計 314 区画 (R2 年度まで)	累計 360 区画	累計 360 区画	累計 379 区画	累計 379 区画	累計 600 区画
	長期優良住宅の累積認定戸数	累計 67,761 戸 (R2 年度まで)	累計 74,674 戸	累計 81,402 戸	累計 87,939 戸	累計 95,690 戸	累計 100,000 戸
活動指標	豊かな暮らし空間創生の普及啓発のための企業訪問回数	11 回 (R2 年度)	11 回	16 回	15 回	15 回 (毎年度)	
	住宅ストックに関するセミナーの開催回数	10 回 (R2 年度)	10 回	13 回	12 回	21 回 (毎年度)	
	空き家の解消戸数	累計 2,648 戸 (R2 年度まで)	累計 3,756 戸	累計 4,844 戸	累計 5,845 戸	累計 6,818 戸	累計 5,000 戸
	住宅の省エネ化に関するセミナー等参加者数	158 人 (R2 年度)	696 人	488 人	501 人	416 人	毎年度 400 人

- 「長期優良住宅の累積認定戸数」及び「空き家の解消戸数」は、目標達成に向けて順調に数値を伸ばしている。
- 「豊かな暮らし空間創生の普及啓発のための企業訪問回数」、「住宅ストックに関するセミナーの開催回数」及び「住宅の省エネ化に関するセミナー等参加者数」は、計画どおり実施した。

【課題】

- 「豊かな暮らし空間創生住宅地区画数」については、人口減少により新規住宅着工件数も減少し、民間開発業者にとって新たな宅地供給が難しい状況の中、令和 6 年度は認定申請が無く、実績が伸びなかった。ここ数年は順調に認定区画数は増加しているが、目標に達しておらず、未だ県民に十分に浸透している状況はない。
- 空き家対策の促進にあたって、空き家にさせない取組、活用の促進、除却の促進が必要だが、活用と除却が進んでいない。空き家の現状把握や対策の方針を定める空家等対策計画を策定している市町数は31である。
- 家庭分野の省エネ化の促進に向けて、ZEH 基準を満足する新築住宅を増加させるとともに、既存住宅に対する取組を強化する必要がある。

【改善】

- 少子高齢化など社会状況が変化し、コロナ禍を経て、人々の住まいに対する価値観、暮らし方、住まい方が大きく変化してきているため、静岡県らしい豊かな暮らしを実現するためのビジョンを策定する。策定したビジョンは、令和 8 年度に改定する「県住生活基本計画」の中に位置づける。
- 空き家対策の推進に向け、法に基づき、実施主体である市町が行う空き家対策の取組への技術的助言、ワンストップ相談会や終活セミナー等への専門家の派遣、空き家の除却や改修に係る国費の活用に係る国との調整等により引き続き市町を支援するとともに、市町及び関係団体との連絡調整、県民への周知啓発、民間事業者向けの講習会等を実施する。
- ZEH 基準を満足する省エネ性能が高い新築住宅の普及に努めるとともに、既存住宅の省エネ化を促進するため、市町や住宅関係団体との連携を強化して、県民や事業者へ省エネ・断熱改修のメリットが実感できる機会の提供を行う。

II 建築安全推進課

1 施策の体系

政策の柱1 危機管理体制の強化

目標 様々な危機事案に迅速・的確に対応できるよう、県の危機管理体制を一層充実させる。

施策 危機事案対応能力の強化

取組 被災後の県民生活の支援

政策の柱2 防災・減災対策の強化

目標 ハード・ソフト両面を適切に組み合わせた地震・津波・火山対策や風水害・土砂災害対策を進め、被害を最小限に抑制する。

施策 地震・津波・火山災害対策

取組 住宅・建築物の耐震化の促進

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 被災後の県民生活の支援

ア 地震被災建築物応急危険度判定体制の強化

(ア) 震災建築物対策事業 1,628,414 円
地震による被害を受けた建築物の危険度を判定し、余震による二次災害を防止するため、「地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度」に基づき、判定士の認定登録や判定士養成講習会（計4回）を開催した。令和7年4月1日現在で、判定士の認定登録者数は4,861人（うち、令和6年度新規登録者数は151人）である。

(2) 住宅・建築物の耐震化の促進

ア プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の推進

(ア) プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業 550,119,517 円
想定される巨大地震による住宅及び建築物の倒壊から県民の命を守るため、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた住宅及び建築物の耐震診断や耐震改修に対する助成事業等を実施し、市町と連携して耐震化を促進した。令和6年度は、令和7年度末までの木造住宅耐震化の総仕上げに向けて、テレビコマーシャルなどによる広報強化のための事業費を計上し、様々な取組を行った。また、令和5年1月に耐震診断結果を公表した緊急輸送ルート等沿いの建築物については、希望する所有者に対して、耐震化に向けた相談対応等を行う専門家派遣を実施した。

No.	事業名	事業費（円）	内 容
1	わが家の専門家診断事業 (専門家による無料の耐震診断)	88,883,000	昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震補強を促進するため、専門家による耐震診断事業を実施する市町に助成(実績5,022戸(35市町))
2	木造住宅耐震補強助成事業 (補強計画一体型)	361,928,000	木造住宅の耐震補強を実施する所有者に補助する市町に助成(実績1,054戸(34市町))うち483戸は高齢者等割増有)
3	木造住宅建替え・除却	10,971,000	倒壊の危険性が高い木造住宅を除却し、建替えを実施する所有者に補助する市町に助成(実績129戸(15市町))
4	住宅の耐震化の計画的実施の誘導	1,496,000	
	住宅相談支援	1,310,000	耐震補強未実施の木造住宅の所有者等への意向調査や、住宅相談員の派遣を実施する市町に助成(実績5市町)
	専門家派遣	186,000	耐震診断実施後に耐震補強に進んでいない木造住宅の所有者等あて専門家派遣を実施する市町に助成(実績4市)
5	建築物耐震診断	1,070,000	木造住宅以外の建築物の耐震診断を実施する所有者に補助する市町に助成(実績8棟(5市))
6	要安全確認計画記載建築物耐震化事業 (耐震改修)	14,345,000	耐震診断の実施及び結果の報告を義務付けられた緊急輸送ルート等沿道建築物の耐震改修等を実施する所有者に補助する市町に助成(実績7棟(5市町))
7	ブロック塀等の安全確保 (避難路沿道等)	15,230,000	避難路沿道等において倒壊の危険性が高いブロック塀等の建替え、除却を実施する所有者に補助する市町に助成
	建替え	7,213,000	実績75件(20市町)
	除却	8,017,000	実績311件(25市町)
8	危険なブロック塀等除却	688,000	道路沿いにおいて倒壊の危険性が高いブロック塀等の撤去を実施する所有者に補助する市町に助成(実績45件(6市町))
9	住宅の耐震化の計画的実施の誘導 (地域耐震化推進事業)	15,000	地域の耐震化を推進する民間組織に補助する市町に助成(実績1市)
10	屋根の耐風診断及び耐風改修事業	7,056,000	住宅等の瓦屋根の強風対策を強化するため、屋根を耐風改修する所有者に補助する市町に助成
	耐風診断	234,000	実績47件(6市)
	耐風改修	6,822,000	実績56件(6市)
11	がけ地近接危険住宅移転事業	1,158,000	がけ地に近接した危険な住宅の移転を促進するため、同事業を実施する所有者に補助する市町に助成(実績2件(1市))
12	事業推進	34,498,517	
	広報事業	32,140,117	DM発送、パンフレット作成等
	住宅・建築物住宅耐震化推進協議会	2,358,400	技術者等派遣、講演会等
	小 計	537,338,517	
	R5→R6繰越	12,781,000	
6	要安全確認計画記載建築物耐震化事業 (耐震改修)	12,781,000	実績1棟(1市)
	合 計	550,119,517	

R6→R7繰越額		24,327,000	
1	わが家の専門家診断事業 (専門家による無料の耐震診断)	1,008,000	57戸 (1市)
2	木造住宅耐震補強助成事業 (補強計画一体型)	21,070,000	61戸 (5市)
6	要安全確認計画記載建築物耐震化事業 (補強計画)	2,249,000	1棟 (1市)

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行

(ア) 耐震改修計画の認定等

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）に基づき、知事が所管行政庁となっている区域における建築物について、建物所有者等の申請に応じて、耐震改修の計画等に係る認定を行っているが、令和6年度は実績がなかった。

(3) がけ崩等土砂災害防災対策の推進

ア がけ崩等土砂災害防災対策の推進

(ア) 宅地造成等規制法の施行

宅地造成に伴い生じるがけ崩れ、土砂流出を未然に防止するため、5市3町の328km²を宅地造成工事規制区域に指定している。

宅地造成工事に係る技術的な指導を行うとともに、宅地造成工事規制区域監視員によるパトロールを実施し、違法行為の取り締まりの強化を図った。

※ 宅地造成工事規制区域…5市3町（熱海市、伊東市、御殿場市、下田市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町）

※ 許可権限移譲4市…熱海市、伊東市、御殿場市、伊豆の国市（県の事務処理特例条例による）

令和6年度は、宅地造成等規制法に基づいた監督処分はなかった。

(イ) 災害危険区域の指定

津波・高潮・出水・がけ崩れ等の災害が発生する恐れのある区域を災害危険区域として指定し、建築物の建築を禁止又は制限している。令和7年3月31日現在、1,480か所を指定している。

(ウ) 宅地耐震化推進事業費助成

18,864,000 円

大規模盛土造成地の耐震化に向けた安全性把握を推進するため、大規模盛土造成地の変動予測調査を実施する市町に対して助成した。

＜令和6年度 宅地耐震化推進事業実績＞

事業主体	補助対象事業費	県補助額	内容
沼津市	17,776,000 円	5,918,000 円	第二次スクリーニング計画作成
磐田市	22,011,000 円	7,153,000 円	第二次スクリーニング計画作成
掛川市	14,080,000 円	4,693,000 円	第二次スクリーニング計画作成
菊川市	3,311,000 円	1,100,000 円	第二次スクリーニング計画作成
合 計	57,178,000 円	18,864,000 円	

R6→R7繰越	15,426,000 円	5,142,000 円	熱海市
---------	--------------	-------------	-----

(4) 建築物の安全・安心対策等の推進

ア 建築基準法等に基づく行政事務

(ア) 建築指導行政事業（安全推進）

9,290,112 円

a 建築許可

建築基準法に基づき、各種許可を行っている。許可に際しては、その種類に応じ、公聴会、建築審査会、都市計画審議会等の手続きを経ている。

<令和6年度 建築許可件数>

種別	接道許可	道路内許可			用途地域許可	卸売市場等	高さ許可	日影許可	計
条文	43-2-2	44-1-2	44-1-4		48	51	55	56-2	
件数	46 ^{※2}	4	0	0	14 ^{※3}	3	0	0	67
備考 ^{※1}	○	○	○	◎	●	□	○	○	

※1 ◎（建築審査会、アーケード等審査協議会）・○（建築審査会）

●（建築審査会、公聴会）・□（都市計画審議会）

※2 土木事務所で許可した件数を含む。

※3 用途地域許可件数のうち、政令130条により公聴会、建築審査会の開催が不要な許可は3件。

<令和6年度 建築審査会及び公聴会等開催回数>

種別	建築審査会	公聴会	アーケード等審査協議会	都市計画審議会	計
回数	3	9	0	1	13

b 建築認定

土地の有効利用となるものや周辺環境等に調和しているもの及び特定行政庁が認めたものは、建築基準法等を一部緩和して建築することができる。

<令和6年度 建築認定件数>

種別	法適用除外認定	接道認定	高さ	一団地認定	一団地認定の変更	一団地認定の取り消し	段階改修における全体計画	県条例認定	計
条文	3	43-2-1	55	86-1	86-2-1	86の5	86の8	5, 12, 13, 46	
件数	0	43 ^{※4}	0	0	1	0	1	1	46

※1 土木事務所で認定した件数を含む。

c 建築協定

建築協定は、特定の区域内において土地所有者等が総意により建築物の敷地、位置、構造、用途及び形態等について、自主的に一定の制限を加えるよう協定を締結するものであり、住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進させ、良好な環境の街づくりを推進するものである。県はこの認可及び指導を行っている。

＜建築協定の締結状況（令和6年度において効力を有するもの）＞ (令和7年3月31日現在)

認可年度	R元年度以前	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	計
地区数	91	0	0	0	0	0	91

d 地区計画

地区計画は、市町が都市計画法に基づき、市街地の良好な環境整備のため、地区の状況や特性に応じて、建築物に必要な用途、敷地及び形態等のきめ細かな計画を策定するものである。また、県は実効性を高めるため、市町に建築条例を制定するよう働きかけている。

＜地区計画策定状況（県全体）＞ (令和7年3月31日現在)

年度	R元年度以前	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	計
地区計画決定区域数	199	6	7	1	3	6	222
条例制定数	119	5	6	2	0	1	133

e 白地地域の建築形態規制

都市計画区域内で市街化調整区域及び用途地域の指定のない区域並びに準都市計画区域で用途地域の指定のない区域を白地地域という。平成12年の法改正により、特定行政庁が、白地地域内の建ぺい率や容積率等について地域の状況に応じて指定することが義務化された。このことにより、平成15年度及び16年度に、特定行政庁である静岡市、浜松市、沼津市及び富士市の4市を除き、県は市町村の意見に配慮し県都市計画審議会の審議を経て全ての白地地域において指定した。以降、新たに発生した白地地域内について指定している。

＜指定状況（令和7年3月31日現在）＞

21都市計画区域（32市町）、1準都市計画区域（1市）

＜静岡県の指定区域における規制内容＞

- ①建ぺい率（70%、60%、40%）
- ②容積率（400%、300%、200%、80%）
- ③建築物の各部分の高さ
- ④日影による中高層建築物の高さ制限

f 違反建築物の指導

社会的に大きな影響を与えた全国的な建築基準法違反の事案として、免震材料に係る不正事案（平成26年度）、免震・制振オイルダンパーに係る不正事案（平成30年度）、共同住宅の界壁仕様等に係る不適合事案（平成30年度）が挙げられる。県は、これらの違反建築物に対し、国土交通省及び県内特定行政庁と情報共有を行いながら、適切な指導等を行っている。

＜違反建築物への措置状況＞ (令和6年12月31日現在)

区分	対象件数 (県所管)	措置状況
免震材料に係る不正事案	4件	完結
免震・制振オイルダンパーに係る不正事案	19件	完結
共同住宅の界壁仕様等に係る不正事案	630件	完結：32件、是正指導中：598件

g 特殊建築物の防災点検

建築物の総合的な防災対策として、建築物を常時適正に維持保全させるため、特殊建築物を対象とした定期報告制度を活用し、建築物防災週間において立入指導等を行っている。令和6年度は、耐震化促進、アスベスト対策の推進を中心とした立入指導を行った。

＜令和6年度 防災週間立入指導実績＞ (単位：件)

土木事務所	民間建築物耐震化促進	アスベスト対策の推進	定期報告の督促・防災査察	広告板の緊急点検	その他(天井材、窓ガラス、プロック扉等)	計
下田	0	32	2	0	4	38
熱海	13	21	0	0	12	46
沼津	0	21	8	0	18	47
島田	51	6	0	0	3	60
袋井	0	14	0	0	40	54
浜松	14	0	4	0	3	21
計	78	94	14	0	80	266

h 指定確認検査機関等の指導

建築基準法の適正な執行を図るため、本県を業務区域とする指定確認検査機関のうち、(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター(国土交通省指定)及び(株)確認サービス(国土交通省指定)に対し、同法第77条の31第2項の規定に基づき、特定行政庁として定期的な立入検査を実施した。

また、本県委任の指定構造計算適合性判定機関であるNPO法人静岡県建築技術安心支援センター(本県指定)及び(一財)日本建築センター(国土交通省指定)に対し、同法第77条の35の17第1項の規定に基づき、定期的な立入検査を実施した。

イ 建築物の安全確保の推進

(ア) 建築指導行政事業(確認検査) 9,660,721 円

a 建築基準法に基づく建築確認検査事務

建築基準法に基づく建築確認検査事務を行う建築主事を本庁及び土木事務所に配置し、事務を処理した。

＜令和6年度 建築確認・中間及び完了検査申請受付件数(建築物・工作物・建築設備)＞

(単位：件)

区分	確認申請	確認申請(計画変更分)	中間検査	完了検査
本庁	10	4	26	11
下田	5	3	0	6
熱海	10	0	4	11
沼津	6	0	0	5
島田	5	0	0	4
袋井	6	0	5	9
浜松	1	0	0	0
計	43	7	35	46

※申請件数は、計画通知、計画変更通知、特定工程工事終了通知及び工事完了通知を含む。

b 建築着工統計調査

国土交通省から委託を受け、建築物の動態統計調査の基礎資料を作成した。

<令和6年度 建築着工統計調査>

着工建築物	床面積の合計	工事費予定額
15,604棟	2,908,666 m ²	789,480,810,000 円

ウ 優良な建築物の普及促進、建築物の環境対策の普及促進

(ア) 建築指導行政事業（確認検査）（再掲） 9,660,721 円

a 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行

建築物の省エネルギー対策を推進するため、工事に着手する300m²以上の住宅に義務付けられた省エネ基準の適合に関する届出を受理し、確認を行った。

また、300m²以上の非住宅建築物については、省エネ基準適合の審査を義務付けられているが、県への審査の申請はなかった。

<令和6年度 省エネ基準適合性判定、届出実績>

(単位：件)

所 管	届 出	適合性判定
本 庁	22	0
下 田	3	0
熱 海	9	0
沼 津	39	0
島 田	13	0
袋 井	19	0
浜 松	3	0
計	108	0

b 静岡県建築物環境配慮制度の施行

環境性能に優れた建築物の整備を推進するため、2,000m²以上の建築物について、総合的な環境性能評価の届出の受理及び確認を行った。

<令和6年度 静岡県建築物環境配慮計画書届出実績>

(単位：件)

特 定 行政 行 政 机 构 名 称	提出件数	公表件数	評価ごとの内訳				
			S (素晴らしい)	A (大変良い)	B+ (良い)	B- (やや劣る)	C (劣る)
静 岡 県	55	55	2	7	30	16	0
静 岡 市	24	23	1	3	9	10	0
浜 松 市	38	38	1	8	15	14	0
沼 津 市	8	8	1	2	4	1	0
富 士 市	7	7	0	1	1	4	1
富士宮市	2	2	0	0	1	1	0
焼 津 市	9	8	0	1	2	4	1
計	143	141	5	22	62	50	2

【評価】

指標名		現状値 (年度)	実績				目標値 (R7年度)
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
成 果 指 標	住宅の耐震化率	89.3% (H30年10月)	(※)	(※)	92.8%	(※)	95%
	要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率	90% (R元年度)	91.8%	91.8%	91.8%	92.7%	95%
活 動 指 標	木造住宅の耐震化に対する助成件数 (耐震補強、建替え)	累計25,041件 (R2年度)	累計 25,775戸	累計 26,548戸	累計 27,375戸	累計 28,619戸	累計 30,000件
	耐震化未実施の木造住宅に対する戸別訪問等の実施戸数	累計65,983戸 (H29～R2年度)	12,938戸	48,542戸	累計 85,672戸 (R4～5)	累計 126,987戸 (R4～6)	累計 60,000戸 (R4～R7年度)
活動指標	耐震化未実施の要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対する個別訪問等の各年度の実施率	100% (R2年度)	100%	100%	100%	100%	100% (毎年度)

※住宅の耐震化率は、5年ごとに実施する総務省調査「住宅・土地統計調査」の結果を基に算出

「静岡県の新ビジョン（総合計画）」及び「静岡県耐震改修促進計画」に掲げる耐震化率の目標達成に向けて、プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業により、住宅や建築物等の耐震化を積極的に推進している。

「住宅の耐震化率」は、令和5年の実績が92.8%であり、全国（約90%）と比べても耐震化が着実に進んでいる。耐震診断助成事業は、事業の総仕上げとして周知啓発を強化した効果及び令和6年能登半島地震の被害による防災意識の向上等により前年度から63.5%の増となり、平成17年度以来19年ぶりに5千件を超えた。耐震補強助成事業も耐震診断と同様の要因により、前年度から59.7%の増となり、平成30年度以来6年ぶりに1千件を超えた。そのほか、耐震化の進まない高齢者世帯等を中心に戸別訪問などにより啓発活動を実施し、活動指標については順調に推移している。

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断の実施と診断結果の報告を義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率は、前年度から0.9ポイント上昇し92.7%になった。特に、ホテル・旅館においては、コロナ禍にあって経営が悪化し、従業員の離職が進むなど厳しい経営環境に置かれ、耐震化が進みにくい状況にあるため、所有者への面談や電話による指導を進めるなど、引き続き活動指標に基づく取組が必要である。

【課題】

旧耐震基準の木造住宅のうち、約7割が高齢者世帯であり、高齢化や資金不足などから耐震補強に踏み切れていない。特に、賀茂地域等の高齢化率が高い地域で「耐震化」が遅れている。

国は、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、令和6年8月に作成した「木造住宅の安全確保方策マニュアル」において、耐震補強ができない場合でも、暫定的・緊急的な命を守る対策の必要性を示している。

「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、対策が必要な建築物の用途はホテル・旅館が最も多く、その耐震補強では眺望のための大きな窓を狭めることが必要となることがあり、宿泊施設と

しての商品価値の低下や、工事中の営業停止期間中における従業員の雇用確保など、他の用途と比べて耐震化に伴う課題が多い。

【改善】

木造住宅耐震化の総仕上げを図るため、耐震化が遅れている地域を重点的に、市町や自主防災組織などと連携し、戸別訪問やダイレクトメールによる働き掛けを強化する。

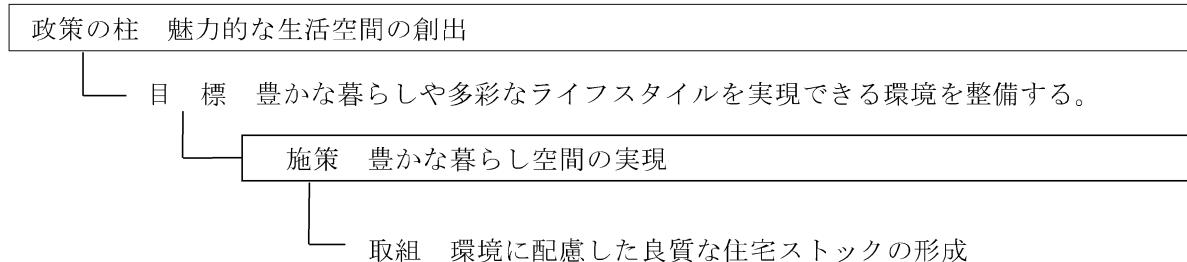
事情により耐震化が困難な世帯については、耐震化以外の命を守るための対策を提案していくため、耐震シェルターや防災ベッドの補助制度の創設を市町に働き掛ける。また、製造業者と協力して防災ベッドのサンプルを展示するなど周知啓発を強化する。

高齢者世帯が取り組みやすい対策の選択肢を増やすことを念頭に置いて、令和8年度から始まる次期耐震改修促進計画を策定し、耐震化・減災化の取組を推進する。

「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、未だ耐震化に取り組んでいない所有者などに対しては、訪問などによる指導と、中小企業が経営するホテル・旅館に対しては特に手厚い補助制度による支援を継続し、耐震化を促す。

III 公営住宅課

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 環境に配慮した良質な住宅ストックの形成

【県営住宅事業特別会計】

ア 県営住宅総合再生整備事業 5,732,626,036 円
公営住宅法に基づく県営住宅の整備については、4団地358戸の建替事業に着手し、4団地214戸の建替事業が完了した。

【一般会計】

イ 公営住宅等指導監督事務 7,000,000 円
市町が実施する公営住宅整備事業等の国庫補助事業等について、指導監督等を実施し事業の円滑な執行を図った。

(2) 県営住宅の管理

【県営住宅事業特別会計】

ア 県営住宅管理
県営住宅の適正な維持管理を図るため、入退去等の管理、滞納家賃対策等を行った（令和6年4月1日現在137団地13,684戸）。

(ア) 管理総務 159,029,332 円
県営住宅の維持管理、整備等の業務を担当する職員の人事費である。

(イ) 県営住宅管理 1,657,487,400 円
入退去等の管理、建物の維持管理等の静岡県住宅供給公社への委託、家賃の滞納の解消・予防などを行った。

(ウ) 県営住宅修繕等事業 1,469,800,200 円
計画的な修繕、緊急修繕及び防犯対策事業等を静岡県住宅供給公社への委託により行った。

イ 積立金 342,110,646 円
県営住宅の将来の修繕、敷金返還等に備え積立を行っている。

ウ 公債費 7,422,041,829 円
県営住宅を整備するために借り入れた県債の元金及び利子の償還金等である。

＜令和6年度 県債の元金及び利子の償還金等実績＞

区分	歳出額	備考
元 金	7,349,964,048 円	元金の償還金
利 子	62,236,081 円	利子及び県債発行に要する割引料等
公債諸費	9,841,700 円	起債の借入に要する手数料等
合 計	7,422,041,829 円	

【評価】

管理指標	指標名	現状値	実績				目標値 (年度)
			R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	
管理指標	ユニバーサルデザイン化した県営住宅の実施率 (実施戸数)	—	64.7% (9,211戸)	65.8% (9,264戸)	68.8% (9,448戸)	70.8% (9,570戸)	69.3% (R 6 年度)
	家賃の現年度収入率	—	99.6%	99.4%	99.4%	99.3%	100.0% (R 6 年度)

「ユニバーサルデザイン化した県営住宅の率」は、建替工事や居住改善工事の実施により、令和6年度末で70.8%となり、令和6年度目標の69.3%を1.5%上回る結果となった。

県営住宅の家賃の現年度収入率は、令和6年度は99.3%となり、前年度とほぼ同様であり、目標の100.0%には達しなかった。

【課題】

「ユニバーサルデザイン化した県営住宅の率」については、計画に対して順調に推移しているが、建替工事を計画通り進めていく必要がある。

家賃の現年度収入率は高い水準を維持しているが、中長期滞納者で分納誓約や面談の呼出しに応じないなど、誠意の見られない一部の入居者がいる。

【改善】

ユニバーサルデザイン化した県営住宅の整備を進めるため、引き続き計画的に建替事業を実施していく。

現年度収入率は99.3%で、令和5年度よりも0.1ポイント低下したものの、依然として高い水準を維持している。滞納初期からの電話や訪問、文書等による納付指導の徹底を今後も継続し、引き続き中長期滞納者の増加抑制を図るとともに、現在の高水準の収入率を維持し、納付率100%を目指していく。また、誠意の見られない中長期滞納者に対しては、段階に応じて法的措置を進めるとともに、必要に応じて福祉部門との連携を図っていく。

県営住宅総合再生整備事業一覧

【令和6年度 現年分】

区分	箇所	団地名	構造	戸数	支出額(円)	繰越額(円)	備 考
新規	静岡市	興津			9,400,000	0	建替設計
	静岡市	登呂			0	0	建替設計
	浜松市	芳川			0	0	建替設計
	伊東市	伊東			4,235,000	0	再生基本計画
	三島市	壹町田 宍美がみ			5,401,000	0	再生基本計画
	静岡市	富士見			4,059,000	0	再生基本計画
	静岡市	柳新田			4,180,000	0	再生基本計画
	島田市	島田南			5,060,000	0	再生基本計画
	袋井市	堀越			5,280,000	0	再生基本計画
	磐田市	磐田			5,005,000	0	再生基本計画
	静岡市	押切西			1,650,000	0	工損調査(解体前)
	静岡市	興津			9,977,000	0	地質調査
	静岡市	駒越			5,379,000	0	工損調査(建替後)
	静岡市	登呂			10,912,000	0	地質調査
	藤枝市	瀬古			0	0	工事監理
	藤枝市	平島			6,820,000	0	工損調査(解体前)
	島田市	島田南			8,844,000	0	地質調査
	袋井市	袋井			3,300,000	0	工損調査(解体後)
	浜松市	子安			2,772,000	0	工損調査(解体前)
	浜松市	葉新			10,208,000	0	工損調査(解体前)
	浜松市	葉新			572,000	0	電波障害対策調査(事前)
	浜松市	葉新			0	0	工事監理
	浜松市	芳川			7,491,000	0	地質調査
委託料	吉田町	吉田			1,386,000	0	下水切替設計
	浜松市	佐鳴湖西			2,475,000	0	給水方式切替設計
	静岡市	大岩			1,617,000	0	EV改修設計
	浜松市	佐鳴湖西			1,056,000	0	EV改修設計
	清水町	徳倉			4,191,000	0	外壁改修設計
	富士宮市	富士宮北			3,212,000	0	外壁改修設計
	島田市	島田旭			2,002,000	0	外壁改修設計
	藤枝市	青洲			3,003,000	0	外壁改修設計
	浜松市	鷺の宮			1,598,000	0	外壁改修設計
	浜松市	遠州浜			2,571,000	0	外壁改修設計
	小計				133,656,000	0	
	熱海市	七尾			13,350,000	0	建替設計
	静岡市	駒越			27,390,000	0	建替設計
	藤枝市	平島			24,970,000	0	建替設計
	浜松市	葉新			25,960,000	0	建替設計
継続	沼津市	原			0	0	PFI事業
	静岡市	麻機羽高			1,880,070,995	0	PFI事業
	浜松市	佐鳴湖			0	0	PFI事業
	沼津市	今沢			6,679,296	0	民活事業

	静岡市	東部		6,260,746	0	民活事業
	熱海市	七尾		5,500,000	0	工事監理
	静岡市	興津		3,210,000	0	工事監理
	静岡市	駒越		4,378,000	0	工事監理
	浜松市	南平		4,015,000	0	工事監理
	小計			2,001,784,037	0	
	計			2,135,440,037	0	

区分		箇所	団地名	構造	戸数	支出額(円)	繰越額(円)	備考		
工事費	新規	熱海市	七尾	中耐	40	42,493,000	0	外壁・屋上防水改修		
		沼津市	原他	中耐	300	3,575,000	0	LED化改修工事		
		沼津市	南小林	中耐	24	84,216,000	0	外壁・給水管改善		
		函南町	函南	高耐	50	98,857,000	0	外壁・屋根改修		
		静岡市	駒越	中耐	50	0	0	解体		
		静岡市	東部他	中耐	251	10,197,000	0	LED化改修工事		
		静岡市	有明	高層	198	13,563,000	0	高圧変電盤改修		
		静岡市	吉川	中耐	16	24,893,000	0	外壁・屋上防水改修		
		静岡市	大岩	中耐	18	45,199,000	0	外壁・屋上防水改修		
		静岡市	押切西	中耐	30	54,186,000	0	解体工事		
		焼津市	田尻	中耐	298	40,920,000	86,000,000	受水槽更新		
		藤枝市	瀬古	中耐	30	202,800,000	0	建替		
		藤枝市	平島	中耐	40	17,190,000	0	解体		
		浜松市	子安	中耐	60	36,300,000	0	解体		
		浜松市	藁新	中耐	40	45,566,000	70,000,000	建替		
	継続	浜松市	子安他	中耐	240	5,808,000	0	LED化改修工事		
		浜松市	竜禅寺	高層	52	0	84,000,000	外壁・屋上防水改修		
		小計				725,763,000	240,000,000			
		熱海市	七尾	中耐	32	311,509,568	0	建替		
		静岡市	興津	中耐	60	283,530,000	0	建替		
		静岡市	駒越	中耐	52	716,853,144	0	建替		
		浜松市	南平	中耐	50	990,298,925	0	建替		
	小計					2,302,191,637	0			
計						3,027,954,637	240,000,000			
その他	一	熱海市	七尾			7,392,000	0			
		静岡市	駒越			14,112,000	0			
		静岡市	駒越			238,100	0			
		静岡市	麻機羽高			31,584,000	0			
		静岡市	安倍口			6,787,983	14,000,000			
		藤枝市	平島			10,416,000	0			
		浜松市	子安			11,760,000	0			
		浜松市	南平			6,048,000	0			
		浜松市	藁新			4,704,000	0			
		浜松市	芳川			336,000	0			
	事務費					250,384	0			
	計					75,697,998	0			
R6現年分 合計						169,326,465	14,000,000			
						5,332,721,139	254,000,000			

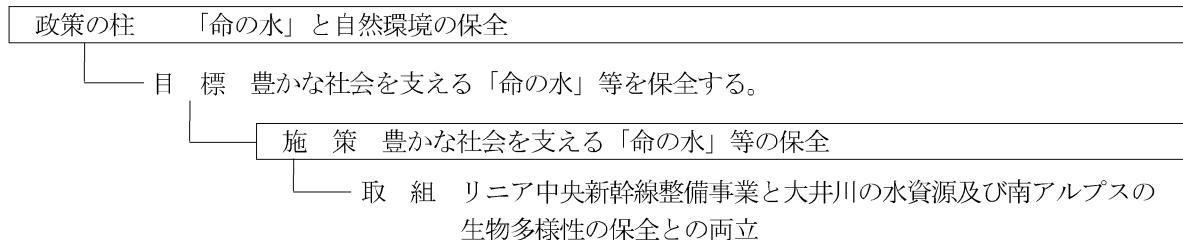
【令和5年度繰越分】

区分		箇所	団地名	構造	戸数	支出額(円)	繰越額(円)	備考
工事	一	静岡市	駒越	中耐	52	235,000,000	0	建替
		袋井市	袋井	中耐	50	46,976,000	0	解体
		藤枝市	小石川	中耐	18	73,997,000	0	外壁改修、屋上防水
計						355,973,000	0	
委託	一	藤枝市	瀬古			16,170,000	0	工損調査(解体後兼建替前)
計						16,170,000	0	
その他	一	静岡市	安倍口			27,761,897	0	
計						27,761,897	0	
R5 → R6繰越分 合計						399,904,897	0	
総合計						5,732,626,036	254,000,000	

《環境局》

I 環境局

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) リニア中央新幹線建設工事に伴う環境への影響に関する対応

ア 静岡県中央新幹線環境保全連絡会議

平成 26 年 4 月に、リニア中央新幹線整備の工事前、工事中及び工事完了後において、地域住民の生活環境、周辺地域の自然環境及び大井川流域全体の水資源が適切に保全されるよう、JR 東海が実施する事業が環境に及ぼす影響を継続的に確認し、評価するため、「静岡県中央新幹線環境保全連絡会議」を設置した。

平成 30 年 11 月には、学識経験者による専門部会（地質構造・水資源、生物多様性）を設置し、トンネル工事に伴う水資源や生物多様性への影響について、適切な保全措置を求めるため、JR 東海との対話をを行っている。

令和 6 年 2 月には、JR 東海とのこれまでの対話の進捗状況を踏まえて、「今後の主な対話項目」を 3 分野 28 項目（水資源 6 項目、生物多様性 17 項目、トンネル発生土 5 項目）に整理した。

令和 6 年度は、水資源については、地質構造・水資源部会専門部会において、工事中の一定期間、県外流出するトンネル湧水量と同量を大井川に戻す方策である「田代ダム取水抑制案」の運用サイクルやオペレーションの詳細、山梨県内から静岡県境に向けた高速長尺先進ボーリング及び先進坑の掘削におけるリスク管理、突発湧水等へのリスク対応等を技術的観点から確認し、6 項目中 4 項目が対話完了となった。

生物多様性については、生物多様性部会専門部会において、沢の水生生物への影響や大井川本流の水質・水温の変化による底生生物等への影響などについて対話を進めた。大井川に放流するトンネル湧水の濁りによる影響については、濁りの低減策として、専門部会委員が提案した砂濾過装置を追加して、水の濁りの管理基準値を設定することを了解したことなどにより、17 項目中 3 項目が対話完了となった。

トンネル発生土については、地質構造・水資源部会専門部会において、全ての発生土置き場の位置選定の経緯と理由を確認し、その場所を発生土置き場とすることについて了解した。また、特に大規模な盛土を計画しているツバクロ発生土置き場については、発生土置き場があることによる影響の予測・評価とその対応を確認し、盛土を計画することを了解したことにより、5 項目中 1 項目が対話完了となった。

こうした対話により、令和 6 年度は、「今後の主な対話項目」28 項目のうち 8 項目が対話完了し、18 項目の対話が進捗した。

< 令和6年度における静岡県中央新幹線環境保全連絡会議の開催状況 >

(1) 地質構造・水資源部会専門部会

開催日	開催内容
令和6年5月13日	第16回地質構造・水資源部会専門部会 ・山梨県・静岡県境付近の調査及び工事の計画 等
令和6年9月6日	第17回地質構造・水資源部会専門部会 ・発生土置き場の基本認識の共有、立地（位置選定） 等
令和6年12月17日	第18回地質構造・水資源部会専門部会 ・ツバクロ発生土置き場の広域的な複合リスク 等 ・静岡県内の山梨工区工事中の県外流出量の全量戻し 等
令和7年3月11日	第19回地質構造・水資源部会専門部会 ・田代ダム取水抑制案、トンネル湧水をポンプアップし、導水路トンネルから大井川に戻す方策 等

(2) 生物多様性部会専門部会

開催日	開催内容
令和6年4月12日	第12回生物多様性部会専門部会 ・水生生物等（生態系）への影響の予測・評価 等
令和6年8月5日	第13回生物多様性部会専門部会 ・代償措置等、順応的管理のシナリオ 等
令和6年11月1日	第14回生物多様性部会専門部会 ・大井川本流の水質・水温の変化による底生生物等への影響 等
令和7年2月13日	第15回生物多様性部会専門部会 ・沢の水生生物等への影響、回避・低減措置及び代償措置 等

<「今後の主な対話項目」(28項目)の進捗状況>

(令和7年3月末現在)

分野	項目数	進捗状況		
		対話完了	対話中	今後対話に着手
I 水資源編	6	4	2	0
II 生物多様性編	17	3	14	0
III トンネル発生土編	5	1	2	2
計	28	8	18	2

イ 国モニタリング会議

国は、国有識者会議の報告書で整理されたJR東海が行う対策等について、科学的・客観的観点から、その状況を継続的に確認するため、令和6年2月に「リニア中央新幹線静岡工区モニタリング会議」を設置した。令和6年度は、4回の会議が開催され、本県とJR東海との対話の状況や、山梨県側から本県に向けた高速長尺先進ボーリングの状況などを確認した。

静岡県は、オブザーバーとして参加し、県専門部会における対話の状況等の報告を行った。

＜令和6年度における「リニア中央新幹線静岡工区モニタリング会議」開催状況＞

開催日	議題
第3回（令和6年6月12日）	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東海と静岡県の対話状況について ・山梨県側からの高速長尺先進ボーリングについて ・静岡市からの情報提供
第4回（令和6年8月22日）	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東海と静岡県の協議状況について ・山梨県側からの高速長尺先進ボーリングについて
第5回（令和6年11月26日）	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東海と静岡県の協議状況について ・山梨県側からの高速長尺先進ボーリングについて
第6回（令和7年3月25日）	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東海と静岡県の協議状況について ・静岡市からの報告 ・山梨県側からの先進坑の掘削状況について

ウ 広報の充実

リニア中央新幹線建設工事にかかる県の対応について、県の考え方や状況を正しく理解してもらうため、ホームページや県民だよりを活用した情報発信を行うとともに、県民向けの「出前講座」や研修会等に職員が直接出向き、住民等への説明、意見交換を行った。

(ア) ホームページ

リニア中央新幹線静岡工区に関する県の対応等について、県公式ホームページに「リニア中央新幹線整備工事に伴う環境への影響に関する対応」として掲載し、県内外の皆様が情報を得やすくしている。

(イ) 県民だより

毎月、県民だよりにリニア中央新幹線静岡工区に係る、県民等から寄せられる疑問に対する回答などについて掲載し、情報発信を行った。

＜令和6年度 県民だよりへの掲載状況＞

発行月	テーマ
4月	県民の疑問に回答（国モニタリング会議）
5月	県民の疑問に回答（品川・名古屋間の2027年の開業）
6月	県民の疑問に回答（JR東海との対話状況）
7月	県民の疑問に回答（知事のスタンス）
8月	県民の疑問に回答（知事の現地視察）
9月	県民の疑問に回答（第13回生物多様性専門部会の対話状況）
10月	県民の疑問に回答（第17回地質構造・水資源専門部会の対話状況）
11月	県民の疑問に回答（県の情報発信）
12月	県民の疑問に回答（第14回生物多様性専門部会の対話状況）
2月	県民の疑問に回答（対話の進捗状況）
3月	県民の疑問に回答（第15回生物多様性専門部会の対話状況）

(ウ) 住民等への説明会

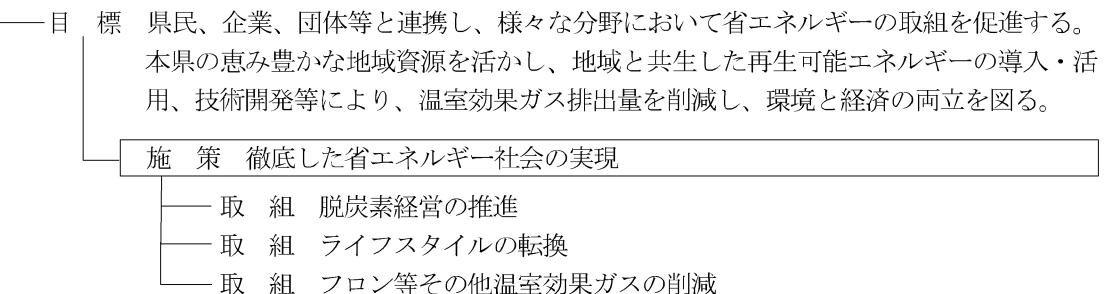
県民向けの「出前講座」や研修会等に職員が直接出向き、リニア中央新幹線静岡工区に係る環境への影響や県の対応などについて説明を行うとともに、住民等との意見交換を行った。

開催日	対象
8月22日	日本生物教育会静岡県支部【出前講座】 17名
10月23日	リニアを学ぶ会【出前講座】 75名
11月6日	静岡県立島田商業高校【出前講座】 70名
11月8日	自治体議員政策情報センター静岡・虹とみどり【出前講座】 18名
1月15日	静岡県立島田商業高校【出前講座】 22名
1月19日	大井川の水を守る62万人運動（吉田町）【出前講座】 41名

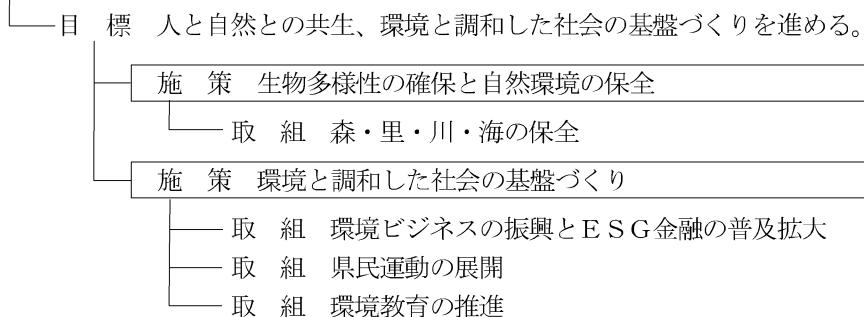
II 環境政策課

1 施策の体系

政策の柱1 脱炭素社会の構築



政策の柱2 「命の水」と自然環境の保全



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 環境施策の推進

ア 環境基本計画の推進

(ア) 地球に優しい“ふじのくに”推進事業 6,322,112 円

a 環境基本計画の推進

令和4年3月に策定した第4次静岡県環境基本計画に基づく施策の進捗状況の把握と今後の取組の確認を行った。

(a) 第4次静岡県環境基本計画の概要

計画期間	令和4(2022)～令和12(2030)年度
目指す将来像	地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、「環境と生命の世紀」にふさわしい“ふじのくに”的実現
将来像を実現するための取組の方向	<ul style="list-style-type: none">・地球環境の保全と経済、社会の調和のとれた発展・「地域循環共生圏」の創造
施策体系	<ul style="list-style-type: none">・脱炭素社会の構築～カーボンニュートラルの実現～・循環型社会の構築～資源循環と自然循環の促進～・良好な生活環境の確保～安全・安心な暮らしを守る～・自然共生社会の構築～人と自然との関係を見つめ直す～・環境と調和した社会の基盤づくり～全てに共通する施策～

(b) 施策の進捗状況の把握

環境審議会企画部会における審議	環境審議会企画部会を開催し、第4次静岡県環境基本計画の進捗状況等について審議を行うとともに、進捗に遅れの見られる成果指標等については各担当課の今後の取組等について確認を行った。
環境白書の発行	環境基本条例に基づき、環境の状況や施策の実施状況を掲載した環境白書を作成し、県民サービスセンターなどへ配架したほか、県ホームページへの掲載等により幅広い世代への周知を図った。

イ 環境施策の調整・運営

(ア) 地球に優しい“ふじのくに”推進事業（再掲） 6,322,112 円

a 環境局ホームページの運営

環境施策についての理解を深めるために、県民等に対して、インターネットを利用し積極的な情報の提供を行った（令和6年度総アクセス件数1,407,804件（平均117,317件／月））。

ウ 環境審議会の運営

(ア) 地球に優しい“ふじのくに”推進事業（再掲） 6,322,112 円

a 環境審議会の運営

環境保全に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法第43条、自然環境保全法第51条及び静岡県環境審議会条例に基づき静岡県環境審議会を設置している。令和6年度は審議会3回のほか、企画部会1回、水質部会1回、温泉部会3回、鳥獣保護管理部会1回、水循環保全部会3回、希少野生動植物保護部会1回を開催した。

(a) 組織等

委員数	20人（別に、専門的な事項の調査審議を担う特別委員として24人）
構成	県議会議員、学識経験者
任期	2年（令和6年8月1日委嘱）
部会	常設：企画部会、水質部会、温泉部会、自然公園部会、鳥獣保護管理部会、 水循環保全部会、希少野生動植物保護部会 非常設：廃棄物リサイクル部会、地下水部会

(2) 脱炭素経営の推進

ア 地球温暖化防止条例の運用

(ア) 地球温暖化対策推進事業 6,591,645 円

県内から排出される温室効果ガスを削減するため、温室効果ガス排出削減計画書制度の運用や地球温暖化防止活動知事褒賞を実施した。

イ 地球温暖化対策実行計画の推進

(ア) 地球温暖化対策推進事業（再掲） 6,591,645 円

a 第4次静岡県地球温暖化対策実行計画の推進

第4次静岡県地球温暖化対策実行計画に基づき、県内の温室効果ガス排出抑制に取り組んだ。

b 静岡県庁温室効果ガス削減アクションプランの推進

令和4年に策定した第4次静岡県地球温暖化対策実行計画の目標達成を目指し、静岡県庁温室効果ガス削減アクションプランに基づき、県の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減に取り組んだ。

ウ 中小企業の脱炭素経営転換への支援

(ア) 脱炭素社会実現推進事業 584,215,833 円

県内の中小企業等における温室効果ガスの排出削減を促進するため、専門人材の育成、脱炭素経営実践支援、省エネ設備導入への支援、業務用建築物の省エネ化（ZEBを含む）やエコアクション21等の環境マネジメントシステム導入支援等を行った。

a しづおかカーボンニュートラル金融コンソーシアムの設立

県内13金融機関、県、商工団体、大学等の多様な主体で構成する「しづおかカーボンニュートラル金融コンソーシアム」を設立し、脱炭素経営転換を支援する人材の育成や、金融機関との連携による中小企業等への脱炭素経営支援を行った。

b 脱炭素経営実践支援

金融機関等と連携し、中小企業等の温室効果ガス排出量の見える化や削減計画策定を支援した。

支援件数	209 件
------	-------

c 省エネ設備導入への支援

助成件数	229 件
------	-------

d 省エネ支援員の派遣

派 遣 先	82 事業者
派 遣 回 数	130 回

e 省エネ対策支援制度等説明会の開催

企業の省エネ取組事例や国や県・市が実施している省エネルギー関連の支援制度の講演を録画し、説明会としてYouTubeで配信した。

配信期間	参加者数
令和7年2月25日～3月25日	194 人

(3) ライフスタイルの転換

ア 県民の脱炭素型ライフスタイルへの転換

(ア) 脱炭素社会実現推進事業（再掲） 584,215,833 円

a ふじのくにCOOLチャレンジ「クルボ」事業

県民一人ひとりが地球温暖化防止の活動を楽しみながら実践することを促すため、スマートフォン等で地球温暖化防止の行動に応じて、抽選に参加できるポイントを獲得できるアプリ「クルボ」の運営を行った。

＜クルボ 活動数等＞（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

令和6年度活動数	1,858,018 回
登録者数（累計）	30,697 人

b うちエコ診断の実施

家庭での省エネを図るため、家庭でのエネルギー使用量や使用状況を「見える化」して省エネ対策を提案する「うちエコ診断」を実施した。

c 家庭向け啓発ツール開発及び講座の開催

家庭向けパンフや動画を開発、活用しながら、中学生向けの環境教育講座や、地域コミュニティにおける省エネ・節電講座を開催した。

d 地域脱炭素の実現を担う人材の育成

将来の地域脱炭素を担う人材を育成するため、高校生が大学生等の伴走支援を受けながら、脱炭素に資する企画を考え、提案するワークショップを開催した。

イ 気候変動影響への適応の推進

(ア) 地球温暖化対策推進事業（再掲）

6,591,645 円

平成31年3月に策定した「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」を推進し、気候変動の影響による被害の回避・軽減を促進するため、ふじのくに地球環境史ミュージアムにおける常設展示、イベントでの体験型展示などの普及啓発や、県気候変動適応センターによる調査、情報提供等を実施した。

(4) フロン等その他温室効果ガスの削減

ア フロン排出抑制法に基づく取組の促進

(ア) 地球温暖化対策推進事業（再掲）

6,591,645 円

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）に基づく登録事務並びに充填量及び回収量についての報告の取りまとめ等を行った。また、フロン排出抑制法で定められた機器の点検等について、業務用冷凍空調機器の使用者に対して周知するとともに、機器の管理者及び充填回収業者へフロン排出抑制の専門家を派遣し、指導・助言を行った。

(5) 森・里・川・海の保全

ア 森・里・川・海の関係の科学的知見の充実と、県民理解の促進

(ア) 森・里・川・海のつながりを踏まえた環境保全の推進事業

11,536,870 円

本県の海の生態系がもたらす恵みを後世に継承していくためには、森・里・川・海の環境の保全が重要であることを踏まえ、森・里・川・海の関係の科学的知見の充実と、県民理解の促進を図った。

(6) 環境ビジネスの振興と ESG 金融の普及拡大

ア 環境ビジネスの普及拡大・ESG 金融の活用促進

(ア) 環境ビジネス・ESG 金融普及拡大事業

13,387,530 円

環境保全と経済成長の好循環の実現に向け、県内中小企業等を対象とするセミナーや、県内における環境ビジネスコンテスト、専門家による具体的なアイデア構築等を支援する講座を開催し、県内における環境ビジネスの普及拡大と ESG 金融の活用促進を図った。

区分	SDGs・ESG セミナー	SDGs ビジネスマード	SDGs スタートアップ講座
開催日	令和6年7月10日	令和6年8月～7年3月	令和6年9月～7年3月
参加者数	180人（オンライン）	応募21件（採択8件）	・基礎講座93人（オンライン） ・実践講座9社

(7) 県民運動の展開

ア SNS等を活用した情報発信

(ア) 環境教育推進事業

1,395,321 円

主に若年層の環境問題についての理解を深め、環境保全活動等への参加を促進するため、SNSや動画を活用し、環境学習やイベント等の情報発信を行った。

配信媒体	Facebook、LINE、X (旧 Twitter)、インスタグラム、YouTube
発信回数	82回

(8) 環境教育の推進

ア 環境教育の充実

(ア) 環境教育推進事業 (再掲)

1,395,321 円

a 環境教育推進体制の整備

名 称	構 成	活動実績
環境教育・環境学習推進庁内連絡会議	知事部局 (12課)、県教育委員会 (4課)	会議開催 (9月)
地域環境教育・環境学習推進連絡会議	市町環境担当、市町教育委員会、県出先機関、環境学習コーディネーター等	随時情報提供

b 環境学習指導員等フォローアップ研修

環境問題が多様化していることを踏まえ、環境学習指導員等の資質向上を目的にフォローアップ研修を県内3地域で開催し、計50人が参加した。

(イ) 地球に優しい“ふじのくに”推進事業 (再掲)

6,322,112 円

a こども環境作文コンクールの開催

県内の小中学生の環境問題に対する関心と理解を高めるため、作文コンクールを開催した。

対 象	県内の小中学生
募 集 期 間	令和6年6月12日～9月6日
応 募 総 数	小学校 35校、271作品 中学校 48校、638作品 計 83校、909作品
入 賞 作 品	県知事賞 (2)、県教育長賞 (6)、佳作 (20) 令和6年12月25日に県庁本館4階特別会議室にて表彰

b 大学生環境連携事業に対する支援

若年世代の環境問題に関する意識高揚を図るため、県内2大学の環境サークル有志による、児童・生徒達と一緒に環境について考えるきっかけとなる環境学習イベントを11月及び12月に実施した。

(ウ) 脱炭素社会実現推進事業 (再掲)

584,215,833 円

a 環境学習ポータルサイト「ふじのくに環境ラボ」の運用・活用

若者世代の環境問題についての理解を深めるとともに、県民の環境保全活動への参加を促進するため、環境問題に関する学習コンテンツ、学習施設、環境課題に取り組む団体やイベント情報等を見やすくまとめたポータルサイトを運用するとともに、小中学校等へ訪問し、生徒や先生へ直接サイトを紹介する等の周知を実施した。

【評価】

指標名	現状値 (年度)	実績				目標値 (年度)	
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
成果指標	県内の温室効果ガス排出量削減率(2013年度比)	△13.0% (H30年度)	△19.9%	△21.2%	R8年3月 公表予定	R9年3月 公表予定	△32.6% (R7年度)
	エネルギー消費量(産業+運輸+家庭+業務部門)削減率(2013年度比)	△6.5% (H30年度)	△14.2%	△13.6%	R8年3月 公表予定	R9年3月 公表予定	△19.4% (R7年度)
	新たに環境経営に関する制度に参加し取り組む事業者数	127者 (R4年度)	71者	127者	659者	475者	毎年度 158者
	環境保全活動を実践している若者世代の割合	77.4% (R3年度)	77.4%	74.8%	79.2%	77.7%	78% (R7年度)
活動指標	ふじのくにCOOLチャレンジ「クルポ」アクション数	159,518回 (R2年度)	229,383回	367,008回	1,608,830回	1,858,018回	毎年度 1,200,000回
	省エネ診断実施回数	累計260回 (H29~R2年度)	65回	130回	累計 260回	累計 390回	累計 280回 (R4~R7年度)
	事業所の省エネ化に関するセミナー等参加者数	平均138人 (H29~R2年度)	225人	196人	184人	194人	毎年度 200人
	SDGs・ESGセミナーへの参加者数	165人 (R3年度)	165人	217人	176人	180人	毎年度 170人
	県が、SNS、動画を活用して環境教育に関する情報発信を行った回数	34回 (R2年度)	47回	61回	104回	82回	毎年度 40回

令和4年度の県内温室効果ガス排出量(速報値)は、2,763万t-CO₂で、令和3年度に策定した第4次静岡県地球温暖化対策実行計画に定める基準年度(2013年度)と比べ21.2%減少、エネルギー消費量も13.6%減少し、目標に向けて着実に推移している。

新たに環境経営に関する制度に参加し取り組む事業者数について、令和6年度は、475者と目標値を上回る結果となった。

環境保全活動を実践している若者世代の割合は、令和6年度はやや目標値を下回ったが、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。

ふじのくにCOOLチャレンジ「クルポ」アクション数は、令和5年2月の全面リニューアルの結果、1,858,018回と目標を上回る結果となった。

省エネ診断について、130回の支援員の派遣等により、令和4年度からの累計は390回となった。

事業所の省エネ化に関するセミナー等参加者数は、目標の200人には達しなかったが、194人が参加した。

SDGs・ESGセミナーへの参加者数は180人となり目標値を上回った。

県がSNS、動画を活用して環境教育に関する情報発信を行った回数は、82回と目標値を大幅に上回った。

【課題】

県内の温室効果ガス排出量は着実に減少しているが、令和4年に策定した第4次静岡県地球温暖化対策実行計画に掲げる目標である2030年度に2013年度比46.6%削減の達成に向け、引き続き各部門の削減を促していく必要がある。

県内の温室効果ガス排出量の半分以上を占める産業部門及び業務部門では、自主的な取組が比較的進んでいる大企業に対して、中小企業では資金力や人材面で制約があり、取組が進んでいない。このため、中小企業等の省エネ設備の導入に対する助成制度や、金融機関と連携して「プッシュ型」の支援を行うなど、企業の脱炭素経営への転換促進を図っているが、より多くの中小企業等の促進を図る必要がある。

県内の温室効果ガス排出量の約2割を占める家庭部門では、ふじのくにCOOLチャレンジ「クルポ」の活用や家庭向け啓発ツールの作成・活用、講座の開催のほか、家庭のエネルギー使用量や用途を診断し省エネルギー対策のアドバイスを実施する「うちエコ診断」などを進め、今後もより一層、県民の脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すことが重要である。

環境と経済が両立した社会を形成するには、各企業が環境に配慮した経営に取り組んでいく必要があるため、引き続き環境マネジメントシステム導入や温室効果ガス排出削減計画書制度の参画に取り組む企業を増やす必要がある。一方で、環境ビジネスは、通常のビジネス構築とは異なり、環境に対する知見が求められることや、コスト等の問題から収益化が難しい等、企業等にとっても参入ハードルが高いといった課題がある。

環境保全活動を実践している若者世代（10代～30代）の割合は、目標値を下回っており、多様化・深刻化する環境課題に対する若者世代への意識啓発が課題となっている。

【改善】

第4次静岡県地球温暖化対策実行計画に基づき、引き続き関係部局と連携して県の施策を推進し、県内から排出される温室効果ガスの排出削減を図る。

産業部門及び業務部門については、中小企業等への省エネ・再エネ設備の導入に対する助成制度などに加え、企業の脱炭素経営転換への支援体制を強化するため、金融機関、経済団体、大学等の多様な構成主体で設立したコンソーシアムにより、脱炭素経営転換を支援する人材育成や脱炭素経営に関する研修会等のほか、県内企業、金融機関と連携したサプライチェーン支援のモデル事業を実施する。

家庭部門については、ふじのくにCOOLチャレンジ「クルポ」のSNS等も活用した広報強化、中学生や地域コミュニティ等における各種講座の充実などにより、県民の脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた啓発を実施する。

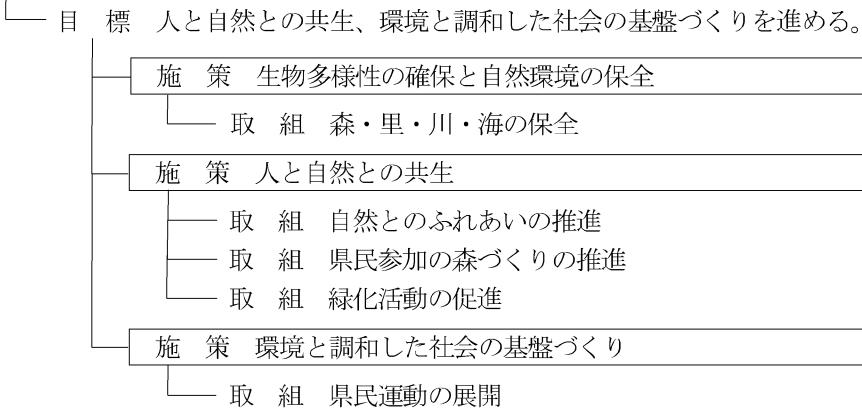
環境と経済が両立した社会を形成するため、SDGs・ESGセミナーや省エネセミナーの開催をはじめ、省エネ支援員派遣による環境マネジメントシステムの導入、温室効果ガス排出削減計画書制度の活用企業の拡大等に取り組んでいく。加えて、県内における環境ビジネスコンテストを実施し、優良プランを周知するとともに、専門家による具体的なアイデア構築等を支援するSDGsスタートアップ講座の実施などにより、環境経営への取組の機運醸成を図る。

若者世代の環境保全等に対する意識の向上と実践活動の促進を図るため、SNS動画等を活用した情報発信に加え、環境学習・活動情報の発信を行う「環境学習ポータルサイト」の活用促進のための周知活動、中学生向けの環境教育講座、高校生が脱炭素のための企画を大学生の支援を受けて立案・提案するイベント等を実施していく。

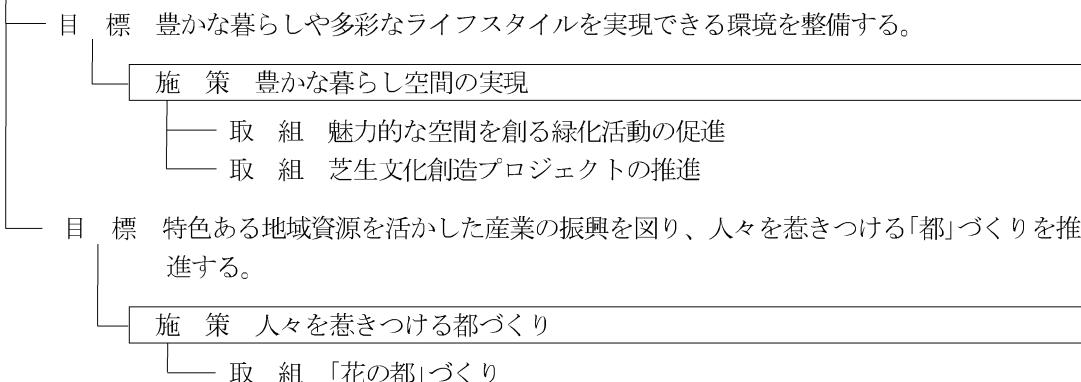
III 環境ふれあい課

1 施策の体系

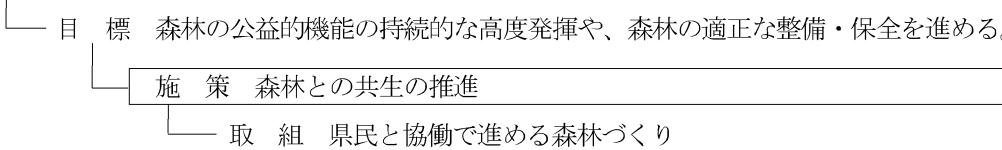
政策の柱1 「命の水」と自然環境の保全



政策の柱2 魅力的な生活空間の創出



政策の柱3 美しい景観の創造と自然との共生



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 森・里・川・海の保全

ア 生物多様性の確保

(ア) 30by30 推進事業

10,435,840 円

「ふじのぐに生物多様性地域戦略」に基づき、2030 年度までに健全な生態系を保全する地域を県土の 30%以上に拡大するため、保護地域の拡張と管理の質の向上、OECM拡大に向けた普及啓発や自然共生サイトの認定取得に取り組んだ。

区分	取組
OECMの拡大に向けた普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等を対象とした生物多様性の保全に関する意識調査(84者) ・30by30 やOECMに関するセミナー（県内3箇所）及び現地見学会（県内2箇所）を11月に開催（参加者延べ人数116人） ・生物多様性保全に関する相談窓口設置（相談3件、現地確認3回） ・アドバイザー育成と企業等への派遣（派遣実績8件） ・ホームページ等を活用した情報発信
県有地の自然共生サイト認定取得	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境調査（植物・動物） ・希少動植物の保全に必要な環境整備 ・9月25日に自然共生サイトの認定を申請 <p>＜対象施設＞榛原ふるさとの森（牧之原市切山） ※環境省の申出により、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づく自然共生サイトとして、次年度の再申請に向け準備を進めた。</p>

（2）自然とのふれあいの推進

自然とのふれあいに対する県民の関心が高まる中で、豊かな自然と手軽にふれあいを楽しむとともに、自然との共生や保護について理解を深めるため、県有の自然ふれあい施設の適正な管理と運営を行い、県民が自然とふれあうことのできる場と機会を提供する。

ア 自然ふれあい施設の管理・運営、利用促進

県政100年記念事業の一つとして、自然に親しみ野外レクリエーションを楽しむ場として整備した「県民の森（静岡市井川地区）」、森林の効用と自然保護に対する理解を深めることを目的に整備した「県立森林公園（浜松市）」や、里山保全活動、森林環境教育の拠点として整備した、「遊木の森（静岡市）」、「榛原ふるさとの森（牧之原市）」など、自然ふれあい施設の適正な管理と運営を行った。

県民の森、県立森林公園、県立森林公園「森の家」の3施設は、平成18年度から指定管理者制度により管理運営している。物価等の高騰に対応するため、令和6年度から令和8年度の指定管理料は、ベースアップされている。

（ア）自然ふれあい施設管理運営事業 126,143,000 円

＜指定管理者の状況（指定管理期間：令和4年度～令和8年度）＞ (単位：円)

施設名	指定管理者	令和6年度委託料
県民の森	井川森林組合	当初 36,000,000 ベースアップ 842,000 計 36,842,000
県立森林公園 県立森林公園森の家	(株)ヤタロー	当初 70,800,000 ベースアップ 2,560,000 計 73,360,000
合計		110,202,000

イ 自然ふれあい施設整備の実施

（ア）観光施設整備事業（自然ふれあい施設整備） 52,501,726 円

自然ふれあい施設は、設置から40年近く経過し老朽化が進んだ施設が多く、安全確保や利用者ニーズを考慮し、計画的に施設の修繕及び更新を行っている。

令和6年度は、施設の適正な管理と運営を行うため、県立森林公園の屋外ステージの修繕、県民の森の老朽化した旧管理棟の撤去等を行った。

(3) 県民参加の森づくりの推進

豊かな森林を次世代に引き継ぐために森づくりへの県民理解と参加の促進を目的として、地域住民や森づくり団体等の多様な主体による県民参加の森づくりの輪を広げ、自然との共生の実現を図る。

ア 森づくり県民大作戦の推進

(ア) 県民参加の森づくり・緑化推進事業 7,831,060 円

a 森づくり県民大作戦の推進

県民の森づくりへの理解と参加を促進するため、地域住民や森づくり団体との連携と協働による森づくり県民大作戦を実施した。

事業区分	事業内容	
森づくり 県民大作戦	期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
	行事数	1,264行事（前年度810行事）
	参加者数	22,760人（前年度19,317人）
	うち重点期間	春：4月1日～6月30日 392行事 参加者：7,594人 秋：9月15日～12月15日 404行事 参加者：7,885人

b 企業の森づくりの推進

企業のCSR活動やCSV経営を森づくりにつなげるため、森づくりを希望する企業に、協定を締結し森林整備に直接貢献する制度や、「紙」の購入を通して手軽に森づくりに参加できる「ふじのくに森の町内会・間伐に寄与する紙」制度などを紹介し、しづおか未来の森サポート一制度への参加を促進した。

＜新規参加企業数＞ (単位：社)

年度	H18～H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	H18～R6累計	
企業数	124	2	4	4	9	5	4	5	157	
内訳	直接貢献 (協定)	41	2	2	3	8	4	1	1	62
	森の 町内会	83	0	2	1	1	1	3	4	95

c 森林空間の活用促進

森林空間を有効に活用する「森林サービス産業」を創出するため、ホームページ等による森林空間活用事例の情報発信や、事業実施の意向をもつ森林所有者と事業者のマッチングを支援した。

区分	内 容
情報発信	・ホームページ、SNS等を活用し、森林空間の活用事例等を情報発信
事業化支援	・森林空間活用セミナーの開催（令和6年9月9日） ・マッチング支援（森林説明会、現地見学会等6回） ・事業化支援9件（事業化した取組4件）

イ 森林環境教育の推進

(ア) 森林環境教育推進支援事業 7,159,457 円

市町の効果的な森林環境教育の実施を支援するため、指導者養成講座等を開催した。

a 森林環境教育指導者養成講座の開催

森林環境教育を行う人材を育成するため、森林の基礎的な知識の修得や、安全管理を含めた森林環境教育のプログラムの企画、運営等の講座を開催した(22人修了)。

b 森林環境教育指導者人材バンクへの登録

森林環境教育指導者養成講座修了生や環境学習指導員等、一定の知識、技能を有する指導者等の活用を促進するため、人材バンクに登録(116人)し、静岡県環境学習ポータルサイトで公開した。

c 森林環境教育プログラムの提供

幼稚園や保育園児、小学生等に自然とふれあう場を提供するため、しづおか里山体験学習施設「遊木の森」や榛原ふるさとの森において、森林環境教育プログラムを実施した。(36団体 1,919人)

d 森林環境教育に関する出前講座等の実施

自然環境や森林・林業への理解促進のため、農林事務所や森林・林業研究センター職員が、小・中学校、高校等(63団体 3,258人)を対象に、間伐体験やきのこの菌打ち体験、森林環境教育プログラムの出前講座や森林教室等を実施した。

(4) 緑化活動の促進

ア 人材育成や専門家派遣などによる緑化活動の推進、関係団体と連携した緑化活動の促進

(ア) 県民参加の森づくり・緑化推進事業(再掲) 7,831,060円

a 「静岡県緑化推進計画」の推進(計画期間:平成30~令和7年度)

平成30年3月に策定した静岡県緑化推進計画を推進するため、令和6年8月に「緑化推進有識者会議」を開催し、計画の進捗評価と実現に向けた助言、提言をいただいた。

イ 静岡県グリーンバンク事業費助成 70,000,000円

緑豊かな住み良い生活環境を整備するため、(公財)静岡県グリーンバンクが広く県民の参加と協力を得て実施する環境緑化事業に対して助成した。

事業区分	箇所	事業量	内容
緑化推進などの普及啓発と団体・人材育成	育成管理指導	28	既存の緑化施設などの育成管理状況の指導
	緑化コーディネーターなど研修	7,458人	緑化コーディネーター養成講座などの実施
	企業への緑化活動等の普及啓発	45回	脱炭素をテーマとした動画作成や企業訪問活動等の実施
	豊かな暮らし空間地域緑化担い手育成	34	花と緑の専門家を派遣
緑化推進などに関する事業の実施と活動支援	花と緑の人材バンク活用推進	68回	地域の団体が行う、地域の顔となる特色ある花壇を新たに整備する活動に要する経費を補助
	地域のランドマーク花壇づくり支援	3	地域の団体が行う、地域の顔となる特色ある花壇を新たに整備する活動に要する経費を補助
	定期配布	281団体	緑化活動を進める地域の団体への資材提供
緑化グループ活動支援事業	緑化グループ支援	128団体	緑化活動を進める地域の団体への活動費支援
	景観づくり団体支援	1団体	花と緑により地域の景観づくりを計画的に進める団体を支援

住民参加による芝生緑化事業	住民参加による芝生緑化支援	6	1,139 m ²	幼稚園、保育園などの園庭をモデル的に芝生化
	地域の芝生地維持管理団体助成	-	27 団体	公共性の高い施設で芝生管理活動を行う団体の育成強化
	芝生緑化専門技術支援	6	91 回	芝生緑化及び維持管理のための技術指導や助言を行う専門技術者を派遣
	芝生緑化人材育成	4	77 人	芝生管理の基礎的な知識・技術を学ぶ研修や、リーダーを養成するための研修を実施

(5) 魅力的な空間を創る緑化活動の促進

ア 静岡県グリーンバンク事業費助成（再掲） 70,000,000 円

緑豊かな住み良い生活環境を整備するため、（公財）静岡県グリーンバンクが広く県民の参加と協力を得て実施する環境緑化事業に対して助成した。

(6) 芝生文化創造プロジェクトの推進

ア 芝生緑化の促進のための研究促進

(ア) 芝生文化創造プロジェクト事業 6,042,000 円

県土づくりに芝生を取り入れ、良好な景観形成や自然教育の学びの場の創出を進めるため、「芝生緑化の促進」と「研究調査」の両輪により、芝生文化創造プロジェクトを実施している。

「芝生緑化の促進」については、（公財）静岡県グリーンバンクと連携し、芝生の普及活動や人材育成に取り組んだ。

「研究調査」については、芝草研究所がスポーツや暮らしの分野において活用できる芝生の研究を推進し、芝生の整備指導等、（公財）静岡県グリーンバンクと連携強化を図り取り組んだ。

(イ) 静岡県グリーンバンク事業費助成（再掲） 70,000,000 円

（公財）静岡県グリーンバンクが実施する「住民参加による芝生緑化事業」に対して助成を行い、園庭・校庭等の芝生化を促進した。

(7) 「花の都」づくり

ア 「静岡県花の会連合会」事務

(ア) 県民参加の森づくり・緑化推進事業（再掲） 7,831,060 円

花の都づくりを広く展開するため、静岡県花の会連合会（会員：県内の花の会 40 団体）の事務局として、会の運営や会員との調整、指導を行った。

イ 「静岡県さくらの会」事務

(ア) 県民参加の森づくり・緑化推進事業（再掲） 7,831,060 円

花の都づくりを広く展開するため、静岡県さくらの会（会員：県、市町、企業、団体など 55 団体・個人）の事務局として、桜の愛護精神の普及啓発や桜の保護・育成事業、会の運営を行った。

(8) 県民と協働で進める森林づくり

ア 森づくりへの理解と参加促進

(ア) 森林環境教育推進支援事業（再掲） 7,159,457 円

市町の効果的な森林環境教育の実施を支援するため、指導者育成講座等を開催した。

(イ) 県民参加の森づくり・緑化推進事業（再掲）	7,831,060 円
a 森づくり県民大作戦の推進（再掲）	
県民の森づくりへの理解と参加を促進するため、地域住民や森づくり団体との連携と協働による森づくり県民大作戦を実施した。	
b 企業の森づくりの推進（再掲）	
企業のCSR活動やCSV経営を森づくりにつなげるため、森づくりを希望する企業に、協定を締結し森林整備に直接貢献する制度や、「紙」の購入を通して手軽に森づくりに参加できる「ふじのくに森の町内会・間伐に寄与する紙」制度などを紹介し、しづおか未来の森サポート制度への参加を促進した。	
c 森林空間の活用促進（再掲）	
森林空間を有効に活用する「森林サービス産業」を創出するため、ホームページ等による森林空間活用事例の情報発信や、事業実施の意向をもつ森林所有者と事業者のマッチングを支援した。	
イ 自然ふれあい施設の管理・運営、利用促進（再掲）	
自然ふれあい施設の適正な管理と運営を行うとともに、利用者の安全確保やニーズを考慮し、計画的に施設の修繕及び更新を行った。	
(ア) 自然ふれあい施設管理運営事業（再掲）	126,143,000 円
指定管理者制度などにより、施設を適正に管理運営した。	
(イ) 観光施設整備事業（自然ふれあい施設整備）（再掲）	52,501,726 円
施設の適正な管理と運営を行うため、県立森林公園の屋外ステージの修繕、県民の森の老朽化した旧管理棟の撤去等を行った。	
ウ 悠久の森の整備、管理	
(ア) 県有林管理事業	31,890,279 円
悠久の森（県有林）を自然環境財として後世に継承していくため、豊かな森に導くための森林管理を行うとともに、「県民参加の森づくり・緑化推進事業」等の場として活用した。	
県有林5箇所でJ-クレジットのプロジェクト登録を申請し、令和7年1月に承認を得た。	

【評価】

指標名		現状値 (年度)	実績				目標値 (年度)
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
成果指標	森づくり県民大作戦参加者数	11,898人 (R2年度)	12,972人	17,632人	19,317人	22,760人	28,000人 (R7年度)
	地域の緑化活動団体数	187団体 (R2年度)	219団体	248団体	271団体	294団体	300団体 (R7年度)
活動指標	自然ふれあい施設における自然体験プログラム実施回数	平均182回 (H30～R2年度)	136回	169回	196回	178回	毎年度 180回
	しづおか未来の森サポーター企業数	累計 134社 (R2年度)	累計 144社	累計 148社	累計 152社	累計 157社	累計 160社 (R7年度)
	森林環境教育指導者養成人数(養成講座修了者数)	累計 51人 (R2年度)	累計 75人	累計 99人	累計 117人	累計 140人	累計 150人 (R7年度)
	緑化コーディネーター養成講座修了者数	累計 141人 (R2年度)	累計 230人	累計 360人	累計 513人	累計 639人	累計 390人 (R7年度)
	芝生文化創造プロジェクトで芝生化した園庭・校庭数	64箇所 (R2年度)	累計 69箇所	累計 76箇所	累計 78箇所	累計 86箇所	累計 96箇所 (R7年度)

「森づくり県民大作戦参加者数」は、森づくり団体等に対し、直接参加を働きかけたことや、SNS活用による情報発信の強化等に取り組んだ結果、参加者が約2割増加した。

(公財) 静岡県グリーンバンクを通じ、緑化グループ団体、芝生維持管理団体等地域の緑化活動団体への資材提供や人材育成等を支援した結果、「地域の緑化活動団体数」が着実に増加した。

「自然ふれあい施設における自然体験プログラム実施回数」は、指定管理者と連携した新たなプログラムの実施や、SNS活用による情報発信の強化等に取り組んだ結果、概ね目標を達成した。

「しづおか未来の森サポーター企業数」は、「ふじのくに森の町内会・間伐に寄与する紙」に興味を示した企業にきめ細かに対応した結果、累計157社に増加した。

地域の森林環境教育の核となる人材を育成するため、「森林環境教育指導者養成講座」を開催した結果、修了者数が約2割増加した。

地域緑化の核となる人材を育成する「緑化コーディネーター養成講座」について、基礎、スキルアップ等、受講者ニーズにあわせた研修内容とした結果、修了者数が増加し、目標を上回った。

園庭・校庭の芝生化を促進するため、芝草研究所が作成した芝生化マニュアルを活用するとともに、(公財) 静岡県グリーンバンク事業を通して幼稚園、保育園等に補助制度の周知を行った結果、「芝生化した園庭・校庭」が増加した。

【課題】

森づくり団体のメンバーの固定化や高齢化が進んでいることから、新たな担い手の確保等、持続的活動に向けた支援が必要である。

地域の緑化活動団体の構成員が高齢化し、活動が停滞気味であることから、新たな緑化の担い手の確保、育成が必要である。

県民の自然とふれあう機会を増加させるため、自然ふれあい施設の新たな利用者の獲得に取り組む必要がある。

地域の課題解決につながる社会貢献活動として森づくり活動を望む企業の多様化するニーズに対応するため、企業が参画しやすい環境を整える必要がある。

市町の森林環境教育の取組を活性化させるため、森林環境教育指導者の活用を含めた市町支援に取り組む必要がある。

地域の緑化活動を一層活性化させるため、緑化コーディネーター養成講座の修了者を活用していく必要がある。

近年の急速な気候変動により、園庭や校庭の芝生化の維持管理にかかる負担は更に増加しており、負担軽減の対策が必要である。

【改善】

森づくり団体の持続的活動に向けて、ボランティア養成講座による新規参入者の確保や、交流会開催による団体の連携促進、アドバイザー派遣による課題解決の伴走支援に取り組む。

新たな緑化活動の担い手を拡充するため、企業に対し、緑化を通じた脱炭素の取組事例を情報発信するなど普及啓発を行う。

自然ふれあい施設の指定管理者と連携し、SNS等を活用したイベント情報の発信や、より広範囲の学校に対する自然体験プログラムへの参加を働きかける等により、新たな利用者を獲得する。

企業等の森づくり活動への参画を促進するため、市町や森づくり団体等と連携し、活動フィールドの確保や活動の支援体制の構築に取り組む。

市町職員向けの森林環境教育OJT研修等を開催するとともに、地域の森林環境教育指導者に講師を務めもらうなど、指導者の活用を含めた支援に取り組む。

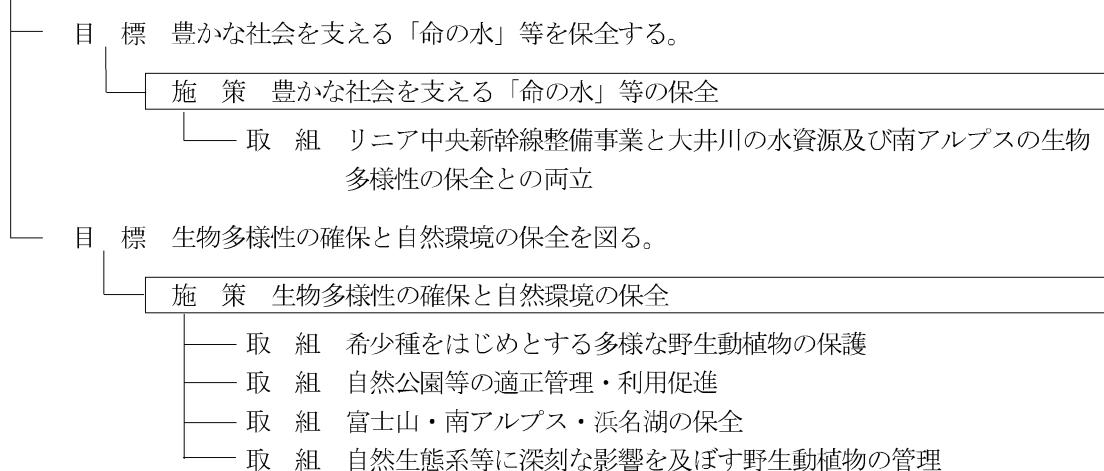
緑化コーディネーター養成講座の修了者の地域での活用を進めるため、(公財)静岡県グリーンバンクの「緑化推進人材バンク」への登録を進めていく。

芝生の維持管理にかかる負担を軽減するため、適切な散水方法や夏の暑さに対応した芝生の維持管理方法に関する研究を進めるとともに、(公財)静岡県グリーンバンクと連携し、芝生管理者に寄り添った支援を実施する。

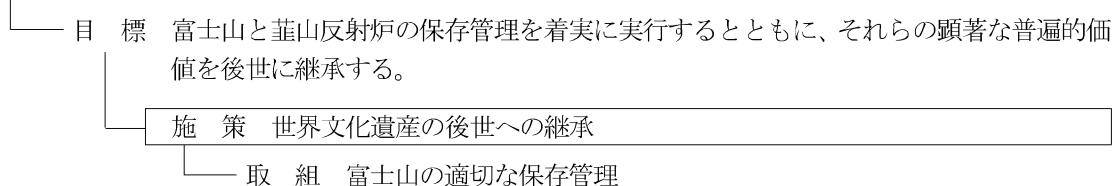
IV 自然保護課

1 施策の体系

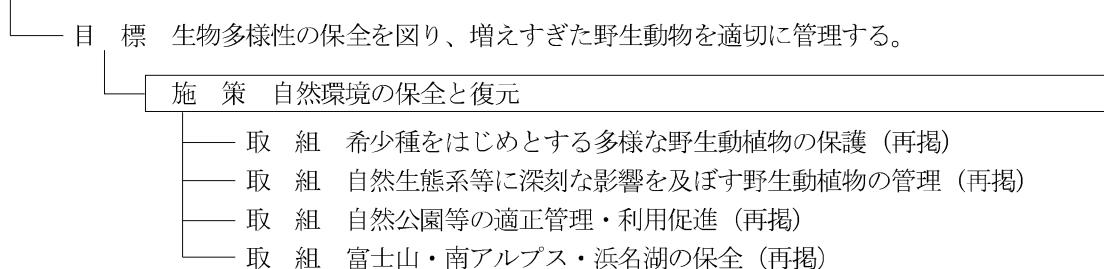
政策の柱1 「命の水」と自然環境の保全



政策の柱2 文化・芸術の振興



政策の柱3 美しい景観の創造と自然との共生



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 希少種をはじめとする多様な野生動植物の保護

ア 生物多様性の保全に係る施策の総合的推進

(ア) 野生生物保護管理推進事業

31,422,138 円

a 鳥獣保護区等の指定

野生鳥獣及びその生息地を保護するため、その捕獲を原則的に禁止する鳥獣保護区等を、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき指定した。

b 鳥獣保護思想の普及

県民の野生鳥獣に対する保護思想の高揚を図り、自然環境の保全に寄与するため、愛鳥週間

ポスターコンクールの表彰（15点）や優秀作品の展示を行った。

c 傷病鳥獣への対応

野生鳥獣の保護を図るため、負傷した鳥獣の救護及び治療を行った（鳥類16羽、獣類0頭）。また、鳥インフルエンザの家畜への感染防止を図るため、死亡した野鳥の回収及び簡易検査を実施した（7件、7羽）。

d 野生生物の生息実態調査等事業

アカウミガメの生息状況を調査し、その実態の把握に努めた。

e 希少野生動植物の保護

静岡県レッドデータブックに掲載された野生動植物を保護するため、静岡県希少野生動植物保護条例に基づき、指定済みの種について保護回復事業の方向性を検討した。

（イ）生物多様性推進事業

27,658,490 円

外部有識者による「ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議」において、県内における生物多様性の保全に関する基本指針である「ふじのくに生物多様性地域戦略」に掲げる取組の進捗管理を行った。

県レッドデータブックの改訂に向けて、希少野生動植物等の生息・生育実態調査を開始した。

協定締結により企業等と環境保全団体との連携による保全活動を推進する「ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーシップ制度」は、新たに3企業等、4環境保全団体が制度登録し、1協定の締結につながった。

（2）自然公園等の適正管理・利用促進

ア 自然環境と利用状況の把握及び計画の見直し等

（ア）自然環境保全総合対策事業

7,087,695 円

a 自然公園法・条例に基づく保全対策の推進

自然公園区域のうち、特別地域内における各種行為は許可制とし、普通地域内の各種行為は一定の基準を超えるものについて届出制として自然公園内の風致景観の維持を図った。

b 土地利用に関する審査及び自然環境保全協定の締結

「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づき、土地利用事業（5ha以上）について、自然環境保全の立場から計画段階での指導を行うとともに、県内で一定規模以上の開発行為が行われる場合については、静岡県自然環境保全条例第24条の規定に基づき、自然環境の確保を内容とした保全協定を結び、保全対策の確実な履行を求めた。

（3）富士山・南アルプス・浜名湖の保全

ア 富士山等の環境負荷の軽減や自然環境保全意識の高揚

（ア）富士山環境保全推進事業

11,283,716 円

a 環境負荷の軽減

（a）富士山ごみ減量大作戦の実施（山麓周辺道路沿いのごみ対策）

富士山のクリーンアップと環境保全意識の啓発を図るため、ボランティアを公募し、山麓周辺道路沿いの清掃活動を実施した（2回、延べ103人、120kgごみ回収）。

（b）富士山のごみ持ち帰りマナー向上対策事業

ごみの持ち帰りを啓発するため、県内3登山口（富士宮口、御殿場口、須走口）及び水

ヶ塚駐車場等において、イラストや多言語（12か国語）で、「ごみは持ち帰ること」をデザインしたごみ袋の配布や、アンケートを実施し、マナーの向上を呼びかけた。

あわせて、登山準備段階からの啓発活動として、HP・SNS等を活用したPR、バス内の動画放送や音声ガイドによる啓発に加え、宿泊施設や旅行会社等の協力を得て、チラシの配架やポスターの掲示、ツアー参加者への呼びかけ等を実施した。

b 富士山環境保全意識の高揚

（a）「ふじさんネットワーク」の運営

富士山憲章の周知、定着を図り、環境保全活動を全国的に広げることを目的に、環境保全団体や企業、行政等で構成されたネットワーク組織である「ふじさんネットワーク」の運営を行った。

c 生物多様性の確保

（a）ボランティア等との協働による富士山自然植生復元等の実施

火山性荒廃地の修復と現地に生育する貴重な植物等への関心を高める目的で、ボランティア・企業・行政のパートナーシップにより自生種であるヤナギ類の植栽活動を支援する「富士山自然植生復元モデル事業」を実施した。

（b）草原性植生の保全管理事業

草原特有の生態系を保全するため、NPOと協働し、朝霧高原の根原県有地の維持管理（草刈）を実施した。また、富士山の草原性植生保全活動体験草刈（約0.3ha）を行った（令和6年10月26日、参加者31人）。

（c）富士山植生保全事業

① 富士山麓外来植物等調査の実施

外来植物・希少植物等の生育状況を確認するため、ふじあざみラインの旧料金所付近から須走口五合目駐車場付近までの範囲の自然植生の現状を調査した。

② 外来植物防除マット・ブランの設置

外来植物の侵入防止のため、種子を除去するマットを登山道の入口等に設置し、設置したマットにより種子を含む土砂（約85kg）を回収した。

③ 外来植物除去活動の実施

侵入が確認された外来生物を除去するため、有資格者による指導のもと、ボランティアとの協働による、外来植物の除去活動を2回（7月・9月）行った。

イ 南アルプス環境保全及び魅力発信関連事業

（ア）南アルプス生態系保全事業 23,223,558 円

a 高山植物保全対策（防鹿柵の設置等）

南アルプスのお花畑をニホンジカによる食害や登山者の踏圧から守るため、聖平など5箇所に設置している防鹿柵、百間平など3箇所に設置したロープ柵の維持管理を行った。

b 南アルプス高山植物種子保存プロジェクト

南アルプスに生育する希少な高山植物の絶滅を回避するため、現地で採取した種子を凍結保存するとともに、県内の高校（7校）で種子増殖技術を確立する研究に高校生が取り組んだ。

- c 南アルプス野生生物調査

調査が進んでいない南アルプス地域における新種や希少種の保全を図るため、現地調査等を実施し、生物の保全について必要な基礎資料のとりまとめを行った。

 - d 南アルプス学会の運営支援（南アルプスの科学的知見の蓄積及び提供）

南アルプスの自然環境の保全や、地域コミュニティ・文化の継承も視野に入れた研究活動の活性化を図るとともに、学術研究を体系化し、世界に通じる国際的な「南アルプス学」の構築と発展に寄与することを目的に設立した「南アルプス学会」について、事務局の「ふじのくに地球環境史ミュージアム」に対して、学会運営のための会議開催等を支援した。

 - e ニホンジカ捕獲対策

南アルプス聖平周辺のニホンジカによる高山植物食害地において、被害防止対策の効果を高める捕獲手法を検証するため、餌の誘引効果や生息状況調査などの事前調査と試験捕獲、生息密度調査を実施した。
- (イ) 南アルプス魅力発信事業 10,861,877 円
- a 南アルプス魅力発信ツールの運用

南アルプス魅力発信・環境学習サイト「南アルプスの宝箱」^{たからばこ}の教育現場での普及を推進するため、授業に活用できるモデルプログラムを開発した。あわせて、教員向けマニュアルのサイトへの掲載や、外部サイトへのリンク機能の搭載等、サイトの機能強化を行った

 - b 南アルプスに係る普及啓発、魅力発信

南アルプスに係る普及啓発のため、ショッピングモールや登山用品店、山小屋等においてイベントを実施したほか、ユーチューブを活用して、南アルプスの特徴的な自然環境・地域資源や南アルプスにおける保全・利活用に関する活動の動画を配信した。

 - c 南アルプスを未来につなぐ会の運営（南アルプスモデル実現のための提言）

南アルプスが持つ自然の希少性と貴重性についての理解を深めるとともに、地域の自然資源を活用した持続可能な発展を目指す取組を広げることで、南アルプスの自然環境をより良い形で未来につないでいくことを目的に設立した「南アルプスを未来につなぐ会」の運営を行った。
- (ウ) 南アルプスモデル推進事業 27,699,873 円
- a 一般財団法人南アルプスみらい財団の運営支援（南アルプスの保全と利活用）

南アルプスを訪れる人々を増やしながら自然環境の保全活動の拡充を図り、利活用と保全の好循環を生み出すことで、南アルプスの貴重な自然環境をより良い形で未来に引き継ぐことを目的に設立した「(一財) 南アルプスみらい財団」の活動や運営に対し助成した。
- (エ) 南アルプスユネスコエコパーク10周年連携事業 3,439,801 円
- a 南アルプス写真・動画コンクールの開催

静岡県域の南アルプスの魅力を広く発信し、南アルプスにより多くの人々が訪れるきっかけを作ることを目的に、写真・動画コンクールを開催した。

 - b 南アルプスPRコンテンツの作成

普及啓発時における南アルプス高山帯の体験コンテンツとして、茶臼岳など山頂6か所、赤石岳南側稜線など縦走路3か所における360° 映像を作成した。
- ウ 南アルプス環境保全基金（積立金） 8,766,119 円
- 南アルプスの環境保全に関する知識の普及及び活動の促進その他環境の保全に資する事業に要す

る経費に充てることを目的に令和3年3月26日に設置した基金について、個人や企業等へ寄附金の協力依頼を行った。

エ 静岡県中央新幹線環境保全連絡会議生物多様性部会専門部会の開催

リニア中央新幹線工事に伴う自然環境の保全に関する対応として、南アルプストンネル工事が及ぼす自然環境への影響について、適切な環境保全措置を求めるため、JR東海との対話を行った。

オ 元気な浜名湖づくり推進事業 2,405,130 円
浜名湖湖岸の植生状況を把握するため、外来植物・希少植物等を調査した。また、地域住民が主体となった浜名湖の環境保全対策を進めるため、ネットワーク化された組織の活動を支援した。

(4) 自然生態系等に深刻な影響を及ぼす野生動植物の管理

ア 野生鳥獣の計画的な個体数調整

(ア) 野生鳥獣緊急対策事業 315,844,220 円

ニホンジカの個体数を適正に管理するため、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)に基づく管理捕獲等に取り組んだ結果、県全体では14,011頭を捕獲した。特に、奥山等の捕獲困難な箇所においては、重点捕獲地区を設定し、捕獲頭数を増加させたほか、隣接県と連携した捕獲の強化に取り組んだ。また、ドローン等のデジタル技術を活用し、効果的な捕獲を促進した。

そのほか、捕獲の担い手を育成するため、捕獲従事者の技術レベルに応じた研修や、大学生等を対象に狩猟免許の取得に必要な知識・技術に関する講習を行った。

項目	内 容																			
伊豆・富士 シカ緊急対策	・ニホンジカの管理捕獲の実施 <table border="1"><thead><tr><th>地区</th><th>通常捕獲</th><th>奥山捕獲</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>伊豆</td><td>7,490</td><td>649 (4地区)</td><td>8,139</td></tr><tr><td>富士</td><td>2,205</td><td>1,916 (4地区)</td><td>4,121</td></tr><tr><td>計</td><td>9,695</td><td>2,565 (8地区)</td><td>12,260</td></tr></tbody></table> ・目撃情報と捕獲場所を掲載したパンフレットを作成・配布 ・箱根山地域で、神奈川県と協働で広域捕獲計画を策定				地区	通常捕獲	奥山捕獲	合計	伊豆	7,490	649 (4地区)	8,139	富士	2,205	1,916 (4地区)	4,121	計	9,695	2,565 (8地区)	12,260
地区	通常捕獲	奥山捕獲	合計																	
伊豆	7,490	649 (4地区)	8,139																	
富士	2,205	1,916 (4地区)	4,121																	
計	9,695	2,565 (8地区)	12,260																	
富士川以西 シカ緊急対策	・高密度地区でのニホンジカの管理捕獲の実施 <table border="1"><thead><tr><th>地区</th><th>通常捕獲</th><th>奥山捕獲</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>富士川以西</td><td>1,589</td><td>162 (2地区)</td><td>1,751</td></tr></tbody></table>				地区	通常捕獲	奥山捕獲	合計	富士川以西	1,589	162 (2地区)	1,751								
地区	通常捕獲	奥山捕獲	合計																	
富士川以西	1,589	162 (2地区)	1,751																	
管理捕獲等担い手 育成研修	・技術レベルに応じた研修の開催 (初級者26人、中級者42人、上級者6人) ・県内の大学生等を対象とした狩猟免許試験予備講習会を開催 (20人)																			
新手法を用いた 効果的なシカ捕獲	・ドローンで把握した生息情報をもとに、リアルタイムでのわな設置による 効果的な捕獲活動を実証 ・携帯アプリ「HunterGo!」を活用した捕獲活動の支援																			
生息実態調査等	・ニホンジカを計画的に削減していくための第二種特定鳥獣管理計画に沿 った生息実態調査、検討会開催等																			

【評価】

	指標名	現状値 (年度)	実績				目標値 (年度)
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
成果指標	伊豆・富土地域ニホンジカ推定生息頭数	56,100 頭 (R2 年度)	47,600 頭	42,000 頭	36,600 頭	R7.10 月 確定予定	7,000 頭 (R8 年度)
	県内の野生生物の絶滅種数	0 (R2 年度)	0	0	0	0	毎年度 0 (R7 年度)
	ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナー（南アルプスプロジェクト）の委嘱数	1 件 (R2 年度)	6 件	6 件	8 件	9 件	累計 10 件 (R7 年度)
活動指標	一定規模以上の開発行為に伴う自然環境保全協定締結率	100% (R2 年度)	100%	100%	100%	100%	毎年度 100% (R7 年度)
	南アルプスにおける希少野生動植物保護条例の指定により保護される野生動植物の数	6 種 (R2 年度)	6 種	6 種	6 種	11 種	累計 18 種 (R7 年度)
	ボランティア等との協働による富士山の自然環境保全活動等参加者数	平均 13,841 人 (H30～R2 年度)	421 人	7,624 人	14,216 人	17,627 人	毎年度 18,000 人 (R7 年度)
	ボランティア等との協働による浜名湖の自然環境保全活動等参加者数	平均 13,342 人 (H30～R2 年度)	159 人	16,108 人	17,446 人	17,757 人	毎年度 18,000 人 (R7 年度)
	南アルプスユーチューブ動画の閲覧回数	38,625 回 (R2 年度)	63,920 回	133,592 回	215,272 回	272,250 回	170,000 回 (R7 年度)
	南アルプスサポータ一数	560 人 (R2 年度)	1,359 人	1,731 人	1,886 人	2,048 人	3,190 人 (R7 年度)
	伊豆・富土地域ニホンジカの管理捕獲の目標頭数達成率	100% (R2 年度)	102.0%	86.5%	83.9%	91.2%	毎年度 100% (R7 年度)

成果指標のうち、「伊豆・富土地域ニホンジカ推定生息数」は、令和2年度と比べて約2万頭減少したが、目標には達していない。

「県内の野生生物の絶滅種数」は、0を維持している。

「ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナー（南アルプスプロジェクト）の委嘱数」は、南アルプス高山植物種子保存プロジェクトの参加校及びふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーシップ制度による協定締結により9件となっている。

活動指標のうち、「一定規模以上の開発行為に伴う自然環境保全協定締結率」は、100%を維持している。

「南アルプスにおける希少野生動植物保護条例の指定により保護される野生動植物の数」は、自然環境保護調査委員会において選定した候補種について、環境審議会に諮問・審議の上、追加指定種を5種選定した。

富士山及び浜名湖における「ボランティア等との協働による自然環境保全活動等参加者数」は、令和

6年度は前年度より増加し、コロナ前の水準に近づいてきている。

「南アルプスユーチューブ動画の閲覧回数」は、令和5年度末に目標値を達成していたが、動画投稿の取組により、令和6年度末で累計272,250回となり、引き続き大幅に増加した。

「南アルプスサポーター数」は、南アルプスの魅力を発信する取組などにより、「南アルプスを未来につなぐ会」の会員や南アルプス環境保全基金への寄附者等が増加し、令和6年度末に2,048人となった。

「伊豆・富土地域ニホンジカの管理捕獲の目標頭数達成率」は、これまでの積極的な捕獲活動によってニホンジカの警戒心が高まり、生息場所が奥山に移動するなど、捕獲が難しくなっているため、目標達成には至らなかったが、前年度からは大幅に向上し90%を超えるなど、達成に向けて改善がみられる。

【課題】

成果指標の「伊豆・富土地域ニホンジカ推定生息数」の達成に向け、特に山間部奥地や県境などの捕獲活動が低位な地域で効率的、効果的な捕獲を推進するなど、引き続き、ニホンジカの生息頭数の計画的な削減のための捕獲活動を強化する必要がある。

富士山と浜名湖における自然環境の保全活動等は、ボランティア等との協働により進めており、今後も継続的に活動できるよう、県民レベルでの意識醸成や活動の支援など、環境づくりを強化していく必要がある。

ユネスコエコパークに登録されている南アルプスにおいて、自然環境の保全と利活用の取組を広げていくため、静岡県域の南アルプスへの認知度を高めていく必要がある。

【改善】

伊豆・富土地域のニホンジカ推定生息頭数を適正な個体数まで減少させるため、令和7年度は、奥山地域等の重点捕獲地区の区域見直しや、神奈川県に加え、新たに愛知県、山梨県との協働による県境付近での捕獲活動を拡充するほか、3次元点群データやドローン等を活用した戦略的な捕獲等に取り組む。

希少野生動植物の保護と生物多様性の保全のため、希少野生動植物保護条例に基づく指定種の追加選定を進め、意識醸成を図るとともに、「ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーシップ」制度による企業等と環境団体との連携活動を推進し、地域の環境保全活動を促進する。

また、県内で一定規模以上の開発行為が行われる場合、自然環境保全条例に基づき自然環境保全協定を締結し、保全対策の確実な履行を求めていく。

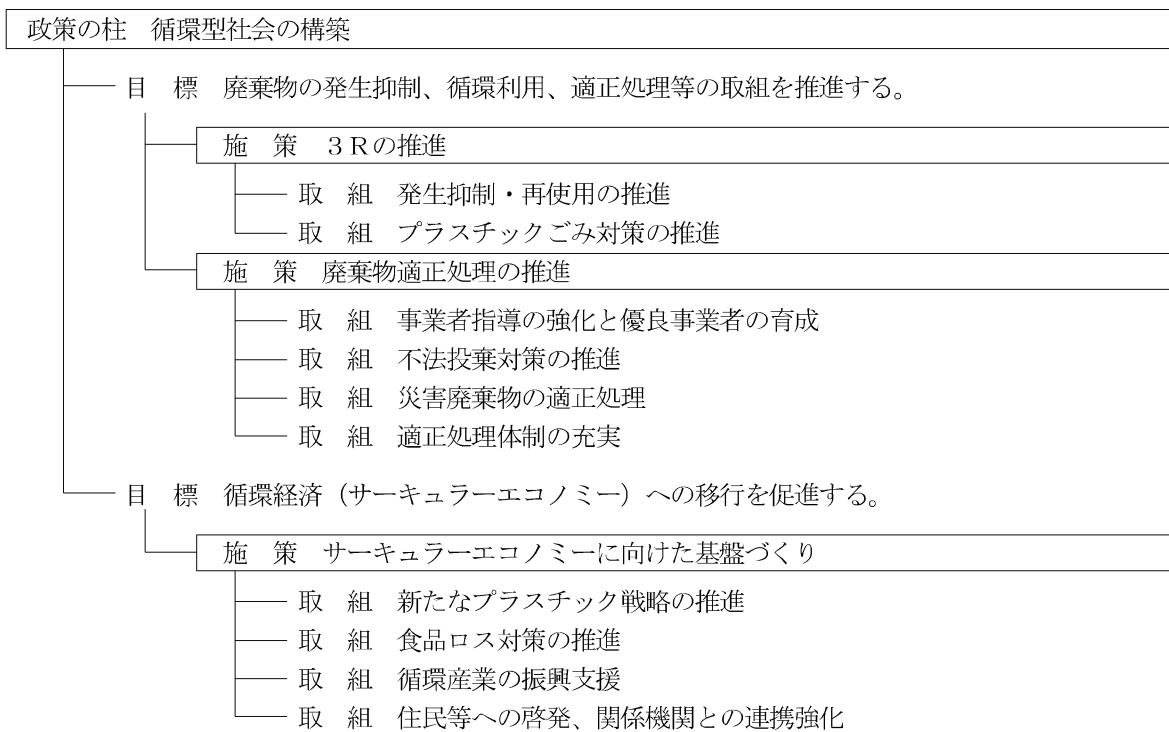
富士山の自然環境を保全するため、「ふじさんネットワーク」等の環境保全団体の活動を支援し、連携した取組を強化する。また、引き続き富士山麓における植生調査を実施し、植生状況や外来植物などの分布変化などの把握を行い、保全対策につなげていく。

浜名湖においては、環境保全活動の推進のため、地域住民、環境保全団体、事業者、周辺市などとのネットワーク化による連携強化と自立化に向けた支援を行う。

南アルプスにおいては、「南アルプスみらい財団」や「南アルプス学会」、その他関係団体等との連携を活かして、科学的知見に基づき環境保全を進めながら利活用を進めていく。また、令和6年度に作成した写真・動画コンクールの作品集等を活用して静岡県域の南アルプスの認知度向上に取り組む。

V 廃棄物リサイクル課

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 発生抑制・再使用の推進

ア リサイクルの推進及びごみ削減の啓発

(ア) 循環型社会形成推進事業

11,414,703 円

a 各種リサイクル法の推進

法律名	内 容
自動車リサイクル法	自動車リサイクル法に基づく適正な処分・再資源化等を図るため、許可・登録の更新の時期に該当する事業者に対して立入検査を実施したほか、使用済自動車の不適正処理が疑われる業者に対し、適正処理の指導を行った。
容器包装リサイクル法	容器包装リサイクル法の円滑な推進を図るため、市町の分別収集状況を把握するとともに、第10期静岡県分別収集促進計画（令和5～9年度）に基づき、市町等相互の情報交換や県民に対する普及啓発を行った。
家電リサイクル法	廃家電の不法投棄状況を定期的に把握するとともに、法内容の更なる周知を図るため、ホームページでの啓発を行った。
小型家電リサイクル法	県内市町における小型家電のリサイクルの推進を図るため、使用済小型家電の回収・処理方法に関する情報提供を行った。
建設リサイクル法	建設廃棄物の適正な再資源化を推進するため、交通基盤部と連携し、建設工事現場のパトロールを実施した。
食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用等の促進を図るため、市町との勉強会や市町と協力して「食べきりやったね！キャンペーン」等を実施した。

b 廃棄物再生事業者の登録等

優良な再生事業者の育成を図るため、古紙等の廃棄物の再生事業を営む事業者からの申請に対し、廃棄物処理法第20条の2に基づく廃棄物再生事業者の登録等に関する手続及び相談対応を行った。

c リサイクル製品認定事業

廃棄物の減量と再利用を推進し、循環型社会の構築のため、リサイクル製品の調査、認定を行い、その利用推進に向けた取組を行った。

県、市町の公共工事発注者、物品購入者等にパンフレットを配布し、制度周知や認定製品のPRを行った。

d ごみ削減サイト「Rのあるくらし」による情報発信

県民のごみ削減に向けた具体的な行動を促すため、専用サイト「Rのあるくらし」を通じ、家庭におけるごみ削減のノウハウや環境イベントの情報等を提供した。

(2) 事業者指導の強化と優良事業者の育成

ア 一般廃棄物の適正処理の推進

(ア) 一般廃棄物適正処理推進事業 1,433,718 円

a 廃棄物処理施設整備指導監督事業

円滑な施設整備の促進を図るため、廃棄物処理施設を建設・改修する市町等を指導監督した。

b 一般廃棄物適正処理指導事業

一般廃棄物の適正処理を図るため、市町等の処理施設に対する立入検査を実施し、維持管理や処理事業について指導・助言を行うとともに、一般廃棄物処理計画の策定や見直しを行う市町に助言を行った。また、処理事業に関する情報共有を目的とした市町等を対象とした連絡会の開催や処理実績に関する冊子の作成及び配布を行った。

(イ) 産業廃棄物適正処理推進事業

25,339,804 円

a 有害使用済機器適正保管等推進事業

使用済家電製品等の適正な処理を推進するため、本来の用途での使用が終了した鉛等の有害物質を含む電気電子機器（テレビ、エアコン等 計32品目（有害使用済機器））の、保管に係る知事への届出について、指導を行った。（届出件数 11件）

また、県、市町、警察で構成する静岡県不用品回収拠点対策協議会において、合同パトロール（31箇所）や研修会（令和6年10月2日）を実施した。

(ウ) 海岸漂着物等対策事業費助成

37,911,000 円

海岸の良好な景観及び環境の保全を図るため、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制に係る事業を行う15市町に対して助成した。

イ 産業廃棄物の適正処理の推進

(ア) 産業廃棄物適正処理推進事業（再掲）

25,339,804 円

a 排出事業者、処理業者に対する適正処理研修会の開催

産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進のため、廃棄物処理法の制度や産業廃棄物の適正な処理方法等について、排出事業者、処理業者を対象に研修会を開催した。

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理業の許可、産業廃棄物処理施設設置の許可、既許可業者からの許可事項に係る変更届の受付等の事務、システムによる管理等を行うとともに監視・指導、最終処分場放流水の検査等を実施した。

＜排出事業者、処理業者を対象とした研修会実施状況＞

対象者	回数	参加者数
排出事業者	3回	452人
処理業者	3回	152人

＜産業廃棄物関係監視指導状況（政令市を除く）＞

区分	監視・指導件数
事業所	545件
処理業者	1,071件
計	1,616件

(イ) P C B廃棄物処理促進事業 5,920,025 円
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物を所有する事業者は、令和8年度までに処理を完了する義務がある。
令和6年度は、過去の調査結果を活用し、低濃度P C B廃棄物を保管している可能性がある事業者に対して所有状況確認調査を実施した。

(ウ) 県有P C B廃棄物処理管理事業 21,590,000 円
県が保有するP C B廃棄物について、P C B特別措置法で定める処分期間の末日までに処理が終了するように、順次処理を進めている。

＜県が保有するP C B廃棄物の処理契約実績＞

年度	R 4 実績	R 5 実績	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
事業費（百万円）	8	9	18	98	45
＜事業費ベース進捗率%＞	<92.0>	<92.4>	<93.2>	<97.9>	<100.0>
処分量	高濃度（kg）	7	0	0	0
	低濃度（個）	59	158	332	1,042
					92

(エ) 産廃許可審査デジタル化事業 4,800,000 円
許可申請業務を効率化し審査時間の短縮を図るため、令和6年度から産業廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）許可業務にデジタル技術（AI-OCR）を導入した。令和6年度は、AI-OCR利用マニュアル（試行版）を作成し、申請書等に添付される一覧表とシステムに登録されている内容の突合を実施した。

（3）不法投棄対策の推進

ア 不法投棄対策の実施

(ア) 不法投棄対策事業 124,735,387 円

a 不法投棄撲滅対策

(a) 不適正処理への指導等

産業廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、本県の生活環境を保全するため、平成15年度に府内に「静岡県不法投棄撲滅対策本部」を設置。捜査機関と連携を図り、収集運搬車両に対する監視のほか、不適正処理に係るパトロールなど不法投棄の未然防止対策を実施した。令和6年度は、賀茂・東部地域において、衛星とAIを活用した不法投棄未然防止対

策にも取り組み、A Iにより不法投棄懸念箇所を抽出するとともに、不法投棄の発生が懸念される箇所を面的に示した「不法投棄懸念箇所マップ」を作成した。

① 職員による監視・パトロール等の状況

産業廃棄物の不法投棄等の未然防止及び早期発見・早期対応を推進するため、県外から持ち込まれる産業廃棄物の収集運搬車両に対する監視や夜間における不適正処理が疑われる現場の監視等により、拡大（未然）防止に努めた。

＜廃棄物リサイクル課による不法投棄等監視実施状況＞ (令和6年度)

区分	日数
不適正処理の指導	240人・日
夜間監視等	23日
パトロール強化など	120日

＜健康福祉センターによる不法投棄監視実施状況＞ (令和6年度)

区分	賀茂	東部	中部	西部	計
実施件数	72件	373件	127件	82件	654件
発見箇所	0箇所	0箇所	0箇所	2箇所	2箇所

② 他団体との連携

不適正処理等への効果的な対応を図るため、市町等と連携して不法投棄防止統一パトロールを2回実施するとともに、静岡県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会を通じて関係機関との連携を推進した。

③ 不法投棄110番の運用

不法投棄を早期に発見し、迅速かつ適正に対応するため、平成15年度から広く不法投棄情報の通報を受け付けている。

令和6年度は、新たな不法投棄通報システムとして、SNS「ピリカ」を導入した。簡易的な操作で位置情報や現場の状況を投稿できるため、迅速な対応が可能となる。

産業廃棄物に関する通報を受けた場合には、管轄の健康福祉センターが現地調査や関係者の調査などを行い、撤去指導につなげている。

＜令和6年度実績＞

区分	通報件数
一般廃棄物関係	52件
産業廃棄物関係	37件
野焼きその他（不法投棄以外）	4件
計	93件（うちピリカによる通報32件）

区分	内容
啓発活動の状況	<p>不法投棄撲滅街頭キャンペーンの実施（年1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施日 令和6年12月6日 会場 県内5会場（JR静岡駅ほか） 内容 不法投棄110番やSNS「ピリカ」の不法投棄通報機能の周知、啓発物品を配布

	<p>不法投棄撲滅月間における広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日 令和7年1月25日 ・会場 イオン焼津店 ・内容 SNS「ピリカ」の不法投棄通報機能の周知、啓発物品を配布
広報誌等による啓発の実施	

④ 廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定の締結

不法投棄の未然防止・早期発見を図るため、県内で広く活動する各種団体（14団体）と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結している。

⑤ 休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール事業

産業廃棄物の不法投棄の早期発見や未然防止、不適正処理に対する早期対応を図るため、県内全域における重点巡回場所、施設等を選定し、休日及び夜間・早朝のパトロールを民間の警備会社に委託した。

＜令和6年度実績＞

健康福祉センター	パトロール回数	延べ監視箇所数	情報提供件数
賀茂・東部管内	8日	8箇所	52件
中部・西部管内	30日	95箇所	63件

⑥ 衛星とAIによる不法投棄懸念箇所の抽出

不法投棄の早期発見を目的に、賀茂・東部地域において光学衛星画像とAIを活用し不法投棄懸念箇所を抽出した。今後は、現場の状況を確認し、不法投棄が疑われる場合には、排出事業者を特定し、撤去指導を行う。

健康福祉センター	抽出箇所
賀茂管内	27箇所
東部管内	242箇所

b 愛鷹山麓産業廃棄物不法投棄事案に係るモニタリング

沼津市愛鷹山麓に約23万m³の産業廃棄物が不法投棄された事案について、斜面が崩落する等のおそれを取り除くため、平成25年1月から平成26年2月28日まで、不法投棄廃棄物の一部場外搬出など、行政代執行による支障除去工事を行った。

現地には多量の廃棄物が残存していることから、生活環境への影響を監視するため、ガス、水質のモニタリングを行っている。

- ・廃棄物層保有水及び近隣河川上下流の水質調査 17項目（年1回）
- ・有毒ガス濃度及び温度の測定 5項目（3箇月に1回）

c 不法投棄事案等に対する行政処分等

生活環境保全上の支障が生じるおそれがある不法投棄や不適正処理事案について、廃棄物処理法に基づく措置命令を発出し、支障の除去等を講ずるよう指導している。

場所	措置命令の内容
伊豆市大平柿木	<p>発出日 令和3年9月29日</p> <p>被命令者 宗教法人及び8個人</p> <p>措置内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地外に流出した廃棄物を全量撤去すること ・敷地内における廃棄物の流出防止対策を講じること
掛川市上内田	<p>発出日 令和5年2月28日</p> <p>被命令者 1個人（亡夫と共同して産業廃棄物を埋め立てた者）</p> <p>措置内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋め立てた産業廃棄物を全量撤去し適正に処理すること
掛川市西大谷	<p>発出日 令和5年5月2日</p> <p>被命令者 1法人及び1個人（前代表取締役）</p> <p>措置内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地に堆積及び敷地から流出した産業廃棄物を全量撤去し適正に処理すること

d 富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業費助成

富士山の保全を図るため、世界遺産区域内に不法投棄された産業廃棄物のうち、原因者不明等により撤去の見込みのないものを撤去する非営利団体に対して助成した。

<令和6年度実績>

実施日	実施主体	撤去量	補助額	箇所数
11月17日～1月28日	認定NPO法人富士山クラブ	4.1トン	661千円	1箇所（富士宮市内）
11月6日～1月10日	（公社）静岡県産業廃棄物協会	52.05トン	3,750千円	1箇所（富士宮市内）

(4) 災害廃棄物の適正処理

ア 災害廃棄物処理対応能力の強化

(ア) 循環型社会形成推進事業（再掲） 11,414,703円

a 災害廃棄物処理計画の推進

県内市町の災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、連絡会議や机上演習等を開催した。また、国が設置した協議会に参加し、他県との広域処理についての調整や情報収集を行った。

(5) 新たなプラスチック戦略の推進

ア プラスチックごみによる汚染防止の取組

(ア) プラスチックごみ汚染防止対策事業 1,968,332円

プラスチックごみによる地球規模での海洋汚染が懸念される中、海洋へのプラスチックごみの流出を防止するため、従来の3Rに「リフューズ、リターン、リカバー」の3Rを加えて6Rとし、使い捨てプラスチックの使用自粛や海岸・河川の清掃活動への参加など、県民一人ひとりの実践を呼び掛ける「静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」を展開した。

a 海洋プラスチックごみ防止6R県民運動の展開

(a) 海岸清掃イベントの協働による実施

「静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」のうち、リカバーの実践を啓発するため、12月に富士市内で、富士川上流域の山梨県と上下流連携し、民間団体と協働で海岸清掃イベントを開催した。

(b) プラスチックごみ削減行動の促進

「静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」のうち、本県独自の3Rの実践を啓発するため、社会教育施設や大型商業施設、民間団体が主催するイベント等でブース出展し、啓発を行った。

＜令和6年度実績＞

展示施設・イベント等	場所	期間
浜名湖キューべへミングウェイカップ	浜松市	7月20日、7月21日
静岡県立中央図書館	静岡市	8月20日～9月29日
第5回杏林堂×味の素AGF 静岡のキレイな海を守ろう大作戦！	浜松市	11月23日
イオン焼津店	焼津市	1月25日
Daiichi-TVフリマ大作戦2025	静岡市	3月29日、3月30日

(c) 街頭啓発

「静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」の広報を目的として、賛同団体へポスターやのぼり、チラシなどの広報用資材を配布し、清掃活動時に掲示したり、参加者へ配布してもらうことで地域住民等への啓発を行った。また、環境省が主催する春の海ごみゼロウィーク及び環境月間に合わせて、県庁本館前に啓発看板を設置した。

b 海岸漂着ごみ組成調査

県内の海岸で毎年継続して漂着ごみの組成や存在量及び長期的な経年変化を把握するため、沼津市内の富士海岸を定点として、10月に漂着ごみ組成調査を実施した。

c プラスチック資源循環に係る出前講座

海洋プラスチック問題や気候変動問題への対応のため、プラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっていることから、未来を担う児童や生徒がプラスチック問題等について知り、廃棄物の削減や資源の有効利用等について考える機会を設けるため、プラスチックの削減に取り組む企業と連携し、小学校8校、中学校2校で出前講座を実施した。

＜令和6年度実績＞

日程	学校名	学年	人数
9月10日	掛川市立第二小学校	第4学年	63名
9月24日	磐田市立長野小学校	第5学年	42名
10月3日	富士宮市立富士根北小学校	第4学年	18名
10月25日	富士宮市立大富士小学校	第5学年	148名
10月31日	藤枝市立瀬戸谷小学校	第4・5学年	17名
11月7日	富士市立吉永第二小学校	第4学年	13名
11月22日	御殿場市立東小学校	第4学年	55名
12月5日	焼津市立大井川南小学校	第5学年	51名
1月24日	湖西市立岡崎中学校	第1学年	118名
1月30日	御殿場市立富士岡中学校	第3学年	175名

(イ) 循環型社会形成推進事業（再掲）

11,414,703円

a 実践活動への支援

「静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」のうち、リカバーの実践を支援するため、清掃活動を実施しているグループ、NPO、企業等へ補助事務実施団体を通じて助成した。

＜令和6年度実績＞

清掃活動実施場所	補助事務実施団体	支援団体数	補助額合計
海	(一財)マリンオープンイノベーション機構	31団体	2,675,077円

川	静岡県河川協会	14団体	1, 031, 745円
森・その他	静岡県環境衛生自治推進協会連合会	14団体	722, 315円
	合計	59団体	4, 429, 137円

(6) 食品ロス対策の推進

ア 食品ロスの削減

(ア) 食ロス削減推進事業 1, 000, 305 円

a 食べきりやったね！キャンペーンの実施

外食時の食べ残しを減らすため、協力店で食事を食べると、地球温暖化対策アプリ「クルポ」のポイントがもらえるキャンペーンを令和6年4月から令和7年3月まで通年で実施し、合計33, 166回のポイントを付与した。

なお、ポイント付与の対象となる協力店舗は、450店舗（令和6年度末）であった。

b しづおか食品ロス削減キャンペーン

県民の実践行動を促進するため、令和6年10月から11月の2か月間、食品ロス削減の取組の実践報告を募集するキャンペーンを実施した。キャンペーン概要や、食品ロスを削減するポイント等を掲載した応募はがきを20, 000部、周知用のポスターを270枚作成し、協力先である県内のスーパー・マーケット等に配架した。応募方法をハガキのみでなく、デジタル媒体も活用して周知した結果、応募数は838件となり、募集した内容の一部は県ホームページに掲載した。

c 地域のプロスポーツチームと連携した取組

県民の食品ロス削減行動に繋がる意識変容を図ることを目的として、N P O法人フードバンクふじのくに及びプロバスケットボールチーム「ベルテックス静岡」と連携し、ゲーム会場に食品ロスの情報発信を行うブースを出展し、県民向けにフードドライブを中心とした啓発を実施した。

その結果、112人がフードドライブに参加し、62kgの食品が寄附された。

d 食品ロス削減啓発イベントの開催

県民の食品ロス問題等への理解を促すことを目的に、ブースでの展示やワークショップ等の消費者向けの啓発イベントを開催した。

イオンモール浜松志都呂において、食品ロス削減に関わる団体や自治体等と連携したイベントを令和6年11月10日に実施し、当日は227人が来場した。

(7) 使用済み紙おむつの再資源化

ア 使用済み紙おむつの再資源化

(ア) 廃棄物の再資源化モデル構築事業（紙おむつの再資源化） 16, 000, 000 円

a 市町と連携した実証実験

排出量の増加が見込まれる使用済紙おむつの再資源化を推進するため、市町等（処理業者、再生資源活用事業者）との連携による実証事業を実施した。

【評価】

指標名	現状値 (年度)	実績				目標値 (年度)	
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
成 果 指 標	一般廃棄物排出量(1人1日当たり)	885g/人日 (R元年度)	843g/人	840g/人	807g/人	令和7調査 令和8公表	853g/人・日以下 (R7年度)
	産業廃棄物最終処分量	229千t (R元年度)	228千t	232千t	令和7 調査・公表	令和8 調査・公表	毎年度 229千t以下
	一般廃棄物最終処分量 (1人1日当たり)	43g/人日 (R元年度)	36g/人日	36g/人日	35g/人日	令和7調査 令和8公表	39g/人・日以下 (R7年度)
活 動 指 標	食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスに取り組む市町数	1市町 (R2年度)	3市町	10市町	15市町	16市町	35市町 (R7年度)
	海洋プラスチックごみ防止6R県民運動の清掃活動の延べ参加者数	18万人 (R2年度)	29万人	46万人	49万人	52万人	毎年度 50万人
	市町や事業者に対する研修会やセミナー等の開催回数	15回 (R2年度)	15回	16回	16回	16回	毎年度 15回
	県内一斉不法投棄防止統一パトロール(年二回)の延べ参加者数	293人 (R2年度)	281人	404人	337人	540人	毎年度 700人
	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集のための基準を策定し、当該基準に従って適正な分別排出を促進するために必要な措置を講じた市町数	0市町 (R2年度)	0市町	9市町	9市町	10市町	35市町 (R7年度)
	県が実施するサーキュラーエコノミーにつながる啓発講座の参加者数	561人 (R2年度)	1,189人	1,834人	3,878人	6,022人	毎年度 4,500人

※一般廃棄物排出量(1人1日当たり)は、外国人を含む。

成果指標のうち「一般廃棄物の排出量(1人1日当たり)」は、令和元年度実績と比較して78g減少し、目標値である853gを大きく下回った。

「産業廃棄物の最終処分量」は、令和4年度は232千tであり、目標値から3千t上回った。

「一般廃棄物の最終処分量(1人1日当たり)」は、令和元年度実績と比較して8g減少し、目標値である39gを下回った。

また、活動指標のうち「食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスに取り組む市町数」は、16市町と増加しているものの、目標値を下回った。

「海洋プラスチックごみ防止6R県民運動の清掃活動の延べ参加者数」の令和6年度実績は52万人であり、目標値を上回った。

「市町や事業者に対する研修会やセミナー等の開催回数」は16回であり、目標15回を上回った。

「県内一斉不法投棄防止統一パトロール（年二回）の延べ参加者数」の令和6年度実績は540人であり、目標を下回った。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集のための基準を策定し、当該基準に従って適正な分別排出を促進するために必要な措置を講じた市町数」は、10市町と増加したものの、目標値を下回った。

「県が実施するサーキュラーエコノミーにつながる啓発講座の参加者数」については、令和6年度実績で6,022人となり、目標値を上回った。

【課題】

「産業廃棄物最終処分量」は、維持目標である目標値を上回っているため、排出事業者や処理業者に対する3Rの理解促進が必要である。

「食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスに取り組む市町数」は、年々増加しているものの、その伸び率は鈍化傾向にあり、未策定の市町への働きかけや支援を継続していく必要がある。

「県内一斉不法投棄防止統一パトロール（年二回）の延べ参加者数」は、市町の参加者数の増加等により、令和5年度と比較して増加した。目標達成のために引き続き参加の呼びかけを行っていく。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集のための基準を策定し、当該基準に従って適正な分別排出を促進するために必要な措置を講じた市町数」は、プラスチックの資源循環に対する県民の意識の高まりを背景に、市町の取組が進むよう、更なる支援が必要である。

サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくりのため、生産から消費、廃棄から再資源化に係る幅広い分野において「県が実施するサーキュラーエコノミーにつながる啓発講座」を継続的に開催していくことが必要である。

【改善】

産業廃棄物最終処分量の減少を目指し、排出事業者や処理業者を対象とした3Rを推進する研修会を引き続き実施する。

市町の食品ロス削減推進計画の策定を支援するため、環境省が作成するマニュアルの提供や座談会の開催など未策定の市町に向けた情報提供等を実施する。

6R県民運動につながるプラスチックごみ問題の周知や課題の解消に向けた取組を紹介するイベントや、次世代を担う小中学生を対象に、プラスチックごみの発生抑制に努める企業と連携した出前講座を実施し、更なる情報発信に取り組む。

県内一斉不法投棄防止統一パトロールについては、行政機関のほか、団体や企業との連携を強化することにより、幅広い機関等からの参加者を増やし、県民総ぐるみの監視体制づくりを推進する。

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の推進については、分別回収を導入済みの市町から、実施後の状況などを情報提供し、未実施市町を支援する。

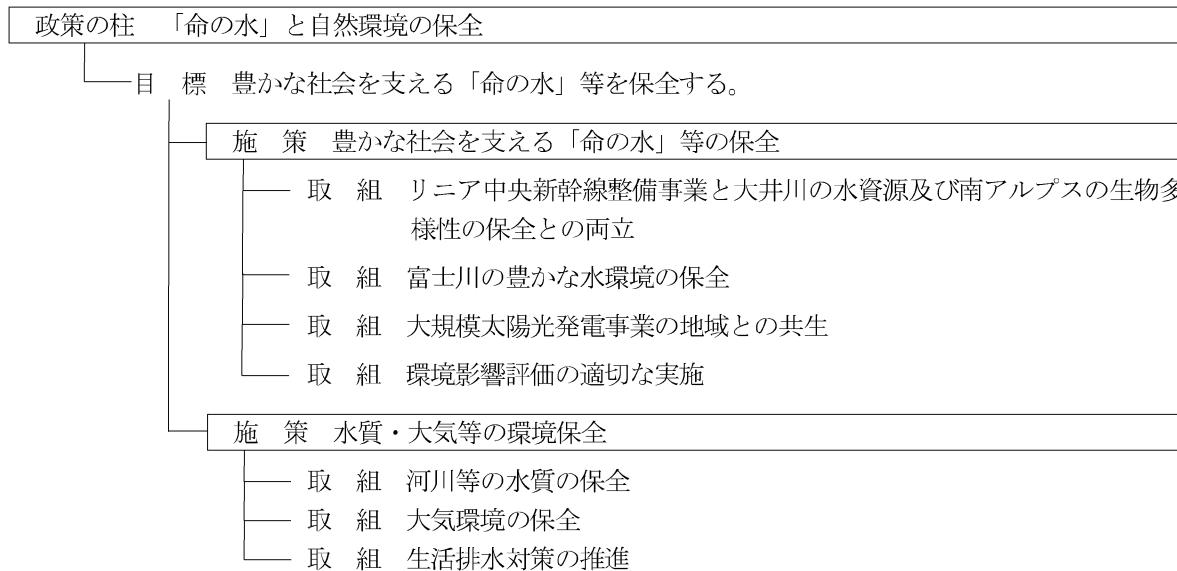
サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくりについては、啓発講座や使用済紙おむつの再資源化に向けて市町と実証事業を実施するなど、未利用資源の再資源化への取組を進めていく。

成果指標である「一般廃棄物の排出量（1人1日当たり）」、「一般廃棄物の最終処分量（1人1日当たり）」は、目標を達成したものの、新型コロナウイルス感染症が5類に指定されたことから、経済活動や社会活動が感染拡大前の規模に戻ることにより、増加傾向に転じることが考えられることから、動向を注視しつつ、引き続き廃棄物の削減に向けた啓発に取り組んでいく。

また、活動指標である「海洋プラスチックごみ防止6R県民運動の清掃活動の延べ参加者数」については、海洋プラスチックに対する県民意識の高まりと県内企業の協力により目標を達成したが、引き続き海岸清掃に対する支援などを行っていく。

VII 生活環境課

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 河川等の水質の保全

ア 水質汚濁防止及び化学物質対策の推進

(ア) 水質調査事業 43,641,309 円
a 公共用水域の監視

河川、海域等の公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法の規定に基づき、181 地点（うち環境基準点 120 地点）で水質監視を実施した。

＜公共用水域の環境基準達成状況＞

区分	環境基準点数	達成地点数	達成率 (%)
河川 (BOD)	64	64	100
海域 (COD)	54	46	85
湖沼 (COD)	2	1	50
合計	120	111	92

b 地下水調査

地下水の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法の規定に基づき、県内 171 地点で地下水監視を実施した。

＜地下水の水質監視実施状況＞

調査区分	測定地点数	達成地点数	非達成地点数	達成率 (%)	調査担当機関
環境モニタリング	41	40	1	97	静岡県、静岡市、浜松市、富士市、沼津市、国土交通省
定点モニタリング	130	95	35	73	
計	171	135	36	78	

c 工場等の立入検査・指導

水質汚濁防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場に対して立入検査を実施し、排水基準等の遵守徹底を図った。

<立入検査実施状況（県実施分）>

対象 事業場数	立入検査 事業場数	実施率 (%)	処分等の件数		
			一時停止命令 改善命令	改善勧告	注意
1,129	395	35.0	0	1	15

d 土壤汚染対策事業

土壤汚染による健康被害を防止するため、有害物質使用特定施設を廃止した事業場等について、土壤汚染状況や土地の利用の方法の確認等、土壤汚染対策法に基づく手続を行った。

<土壤汚染対策法に基づく手続の実績>

区分	件数
有害物質使用特定施設廃止時の土壤汚染状況調査 (法第3条第1項)	調査報告 3
	調査の猶予 24
法第3条第1項の土壤汚染状況調査の猶予を受けた 土地の形質の変更 (法第3条第7項、第8項)	届出 18
	調査命令 18
一定規模以上の土地の形質の変更 (法第4条第1項、第3項)	届出 187
	調査命令 0
要措置区域の指定・解除 (法第6条第1項、第4項)	指定 0
	解除 0
形質変更時要届出区域の指定・解除 (法第11条第1項、第2項)	指定 4
	解除 4

c ダイオキシン類環境モニタリング

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、水質、土壤及び底質のダイオキシン類の測定を実施した。

<ダイオキシン類測定結果（県内実施分）>

測定対象	調査 地点数	測定結果	全地点 年平均値	環境基準値	環境基準 達成率
水質 (河川) (pg-TEQ/L)	29	0.023～0.81	0.12	1以下	100%
底質 (河川) (pg-TEQ/g)	27	0.084～13	2.7	150以下	100%
水質 (海域) (pg-TEQ/L)	8	0.023～0.19	0.071	1以下	100%
底質 (海域) (pg-TEQ/g)	8	0.34～36	9.5	150以下	100%
水質 (湖沼) (pg-TEQ/L)	1	0.33	—	1以下	100%
底質 (湖沼) (pg-TEQ/g)	1	0.86	—	150以下	100%
水質 (地下水) (pg-TEQ/L)	14	0.021～0.10	0.030	1以下	100%
土壤 (pg-TEQ/g)	15	0.000024～19	2.1	1,000以下	100%

f P R T R届出の受理及び主務大臣への進達・公表

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(P R T R法)に基づく事業者からの化学物質の排出・移動量に関する届出を受理し、主務大臣へ進達するとともに、本県の状況を県ホームページで公表した。

＜令和6年度届出（令和5年度実績）の集計結果概要＞

届出件数：1,331 件 (4.1%・6位)

届出総排出量 ・移動量 14,269 トン (3.5%・9位)	届出排出量 7,765 トン (5.7%・3位)	大気への排出	7,552 トン (6.4%・2位)
		公共用水域への排出	214 トン (1.7%・14位)
		土壤への排出	0.0 トン
		埋立処分	0.0 トン
	届出移動量 6,504 トン (2.4%・16位)	事業所の外への 廃棄物として移動	6,345 トン (2.4%・16位)
		下水道への移動	159 トン (8.8%・2位)

※（ ）内の数値は、全国の届出排出・移動量に占める本県の割合及び都道府県別の順位

(イ) 有機フッ素化合物 (P F A S) 環境実態調査事業 2,400,000 円

全国各地で高濃度の有機フッ素化合物 (P F A S) が検出され、静岡市及び浜松市でも、河川等から国が定める暫定目標値を超える値が検出されている。

県内のP F A Sの存在状況を把握するため、県が水質汚濁防止法に基づき調査を実施している環境基準点 27 河川 33 地点（静岡市、浜松市、沼津市、富士市を除く）で水質調査を実施した。

＜調査結果＞

採水時期	測定地点	濃度範囲(ng/L)			備 考
		P F O S	P F O A	P F O S と P F O A の合計値	
令和6年 9月4日 ～9月17日	27 河川 33 地点 環境基準点	<1.0～5.8	1.3～9.7	2.3～11	暫定目標値 (P F O S 及び P F O A の合計値が 50ng/L) を超過した地点なし

※「<」は定量下限値未満

(2) 生活排水対策の推進

ア 净化槽適正管理の推進

(ア) 水質調査事業（再掲） 43,641,309 円

浄化槽の適正な維持管理の推進を図るため、浄化槽の管理者に対して、立入指導、講習会、受検案内文書の送付等を通じ、法定検査の受検等の適正管理の普及啓発に努めた。また、浄化槽保守点検業者に対しては、点検時の留意事項の周知徹底や法令遵守の指導を行った。

＜立入検査実施状況（県実施分）＞

区 分	計画立入検査件数	立入検査件数	実施率 (%)
淨 化 槽 管 理 者	805	1,196	148.6
淨化槽保守点検業者	145	178	122.8

(3) 大気環境の保全

ア 大気汚染防止及び化学物質対策の推進

(ア) 大気汚染・騒音等防止対策事業

62,590,336 円

a 大気環境の常時監視

大気汚染防止法に基づき、県内の大気汚染の状況について、常時監視を実施した。

<一般環境大気測定局における環境基準達成状況>

項目	有効測定局数	達成局数	非達成局数	達成率 (%)
二酸化硫黄	26	26	0	100
二酸化窒素	44	44	0	100
光化学オキシダント	43	0	43	0
一酸化炭素	3	3	0	100
浮遊粒子状物質	43	43	0	100
微小粒子状物質	32	32	0	100

(注) 有効測定局とは、年間 6,000 時間 (微小粒子状物質は 250 日) 以上測定したもの

<自動車排出ガス測定局における環境基準達成状況>

項目	有効測定局数	達成局数	非達成局数	達成率 (%)
二酸化硫黄	1	1	0	100
二酸化窒素	10	10	0	100
一酸化炭素	9	9	0	100
浮遊粒子状物質	10	10	0	100
微小粒子状物質	7	7	0	100

(注) 有効測定局とは、年間 6,000 時間 (微小粒子状物質は 250 日) 以上測定したもの

b 光化学オキシダント緊急時対策

光化学オキシダントによる被害の未然防止を図るため、光化学オキシダントの発生しやすい5月1日から9月30日までを監視強化期間とし、土曜・日曜・祝日を含めて職員による監視を行った。また、7月1日から8月31日については、毎日午前中に光化学オキシダント濃度を予測し、県ホームページ、報道機関等を通じて県民に情報提供した。

さらに、高濃度の光化学オキシダントが観測され、その状態が継続すると認められた際には、注意報 (0.12ppm 以上) を発令した。

<注意報等の発令状況>

発令の種類	発令日数	発令地区数	被害届出人數	発令時の措置		
				一時停止命令 改善命令	改善勧告	注意
注意報	1	1	0	・緊急時協力要請工場へ燃料使用量の削減要請等		

c 工場等の立入検査・指導

大気汚染防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場に対して立入検査を実施し、排出基準等の遵守徹底を図った。

<ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設及び水銀排出施設の立入検査状況>

区分	対象事業場数	立入検査事業場数	実施率 (%)	処分等の件数		
				一時停止命令 改善命令	改善勧告	注意
ばい煙発生施設	1,314	127	9.7	0	0	1
揮発性有機化合物排出施設	36	8	22.2	0	0	0
水銀排出施設	59	14	23.7	0	0	0

d 自動車交通騒音の常時監視

騒音規制法に基づき、自動車交通騒音の状況を把握するため、主要幹線道路において騒音測定を実施し、面的評価により交通量の多い路線の環境基準達成状況を調査した（昼夜環境基準達成率 98.2%）。

e ダイオキシン類環境モニタリング

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、大気のダイオキシン類の測定を実施した。

＜ダイオキシン類測定結果（県内実施分）＞

測定対象	調査地点数	測定結果	全地点平均値	環境基準値	環境基準達成率
大気 (pg-TEQ/m ³)	24	0.0031～0.069	0.013	0.6以下	100%

f アスベスト対策事業

アスベストの飛散による健康被害を未然に防止するため、建築物の解体現場におけるアスベスト除去作業の適正化を図るための監視等を行うとともに、県有施設の使用状況等調査結果について、静岡県アスベスト対策連絡会議構成員で情報共有を図った。

(イ) 大気測定局重点整備事業 43,841,972 円

大気環境の常時監視体制の充実を図るため、自動測定機を更新整備した（オキシダント計3台、微小粒子状物質計1台、微小粒子状物質・浮遊粒子状物質計3台、一酸化炭素計1台）。

また、測定精度の確認、校正、劣化した部品の交換等を行う定期点検を行った（オキシダント計16台、窒素酸化物計2台、硫黄酸化物・浮遊粒子状物質計1台、炭化水素計2台、微小粒子状物質計1台）。

(4) 富士川の豊かな水環境の保全

ア 富士川の水環境の保全への取組

(ア) 水質調査事業（再掲） 43,641,309 円

富士川の豊かな水環境の保全のため、富士川水系の河川水等の調査を実施した。

a 化学物質等の実態把握調査

富士川水系の河川水の調査を実施した。

＜水質調査概要と結果＞

調査回	調査日	地点数	調査結果
			アクリレーティ
第15回	令和6年 4月 15日	4	2地点で検出
第16回	令和6年 7月 11日	4	2地点で検出
第17回	令和6年 10月 2日	4	2地点で検出
第18回	令和7年 1月 8日	4	3地点で検出

b 底生動物の生息状況調査

富士川流域における水質と河川生物との関係性を整理するための基礎データの収集を目的として、底生動物の調査を実施した。

＜調査概要と結果＞

調査日	令和6年8月19日（夏季）、令和7年1月15日（冬季）
調査地点	4地点（内房橋付近、富原橋付近、蓬萊橋、河口）
調査結果	・底生動物の生息状況に顕著な変化はなく、「河川水辺の国勢調査」が開始された平成6年度以降、水質変化による底生動物相への大きな変化は無いと考えられた。 ・令和3年度以降の水質調査において確認されたアクリルアミドの最大濃度(610 ng/L)は、水生生物への影響が現われないと予測される濃度(41,000 ng/L)の約70分の1程度であり、底生動物の生息への影響はないと考えられた。

（5）環境影響評価の適切な実施

ア 大規模開発事業等における環境影響の回避、低減への取組

- (ア) 環境影響評価審査指導事業 21,720,000 円
a 環境影響評価の審査等

生活環境、自然環境等の保全が適切に図られるよう、環境影響評価法又は静岡県環境影響評価条例に基づき、事業者への指導を実施した。

＜審査会審査案件＞

事業	規模	事業実施予定区域	審査会	知事意見	区分
浜松湖西 豊橋道路	約26km 4車線	浜松市、湖西市	2回	令和6年 12月18日	法：方法書

b 第2種事業の判定

静岡県環境影響評価条例に基づく、第2種事業の届出のあった事業について、同条例の規定による環境影響評価その他の手続の要・不要を判定する。

令和6年度は、第2種事業の届出はなかった。

（6）公害防止対策等の推進

ア 公害審査会及び環境保全研修等の実施

- (ア) 公害紛争処理事業 784,000 円
a 静岡県公害審査会の運営

公害紛争処理法に基づく静岡県公害紛争処理事業により静岡県公害審査会を設置している。令和6年度に新規受付、係属中又は終結した事件はなかった。

b 工場等新增設の事前協議

事業者の環境負荷低減のための総合的かつ自主的な取組を促進し、県民の生活環境の保全を図るため、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき、一定規模以上の工場又は事業場の新增設を予定する事業者と、その事業計画における公害等の抑制等の環境への配慮について協議を行った。

＜協議等件数（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市分を除く）＞

区分		件 数
事前協議	大気に係る協議	1
	水質に係る協議	0
	大気及び水質に係る協議	0
I S O取得等に基づく協議免除		10
合 計		11

【評価】

指標名		現状値 (年度)	実績				目標 (年度)
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
成果指標	水質が改善した河川数	0 河川 (R2 年度)	0 河川	4 河川	9 河川 (R4~R5 累計)	14 河川 (R4~R6 累計)	12 河川 (R4~R7 累計)
活動指標	水質汚濁防止法特定事業場への立入検査の実施回数	380 事業場 (R2 年度)	345 事業場	361 事業場	396 事業場	395 事業場	毎年度 380 事業場
	浄化槽法定検査受検率	22.4% (R 元年度)	26.9% (R 2 年度)	30.3% (R 3 年度)	35.2% (R 4 年度)	37.7% (R 5 年度)	34.4% (R7 年度)
	大気環境測定局の有効測定局数	81 局 (R2 年度)	84 局	90 局	92 局	91 局	94 局 (R7 年度)

指標名		現状値 (年度)	実績				目標 (年度)
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
管理指標	河川、湖沼の水質に係る環境基準 (BOD、COD) の達成率 (%)	97.0 (R2 年度)	98.4	95.5	96.9	98.4	100 (毎年度)
	大気に係る環境基準 (二酸化硫黄・二酸化窒素・一酸化炭素・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質) の達成率 (%)	100 (R2 年度)	100	100	100	100	100 (毎年度)

河川環境の改善状況は県内42河川で指定している環境基準の水域類型の見直しを指標としている。「水質が改善した河川数」は、環境審議会の答申を踏まえた基本方針に基づき、水質の改善が確認された5河川について水域類型指定の見直しを行い、令和7年度の目標である累計12河川を達成した。

「水質汚濁防止法特定事業場への立入検査の実施回数」は、395事業場に対して立入検査を実施し、目標を達成した。

「浄化槽法定検査受検率」は、令和5年度は37.7%と前年に比べ2.5%上昇し、令和7年度目標を達成している。

「大気環境測定局の有効測定局数」は、令和6年度は91局(有効測定局率 96.8%)と前年92局(97.9%)から減少した。

「河川、湖沼の水質に係る環境基準 (BOD、COD) の達成率」は、令和6年度は66地点中65地点において環境基準を達成し達成率98.4%となった(令和5年度 96.9%)。

「大気に係る環境基準の達成率」は、令和6年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質(PM2.5)について全有効測定局で環境基準を達成し、達成率100%となった(令和5年度 100%)。

有機フッ素化合物(PFAS)環境実態調査では、県が水質汚濁防止法に基づき調査を実施している環境基準点27河川33地点で水質調査を実施し、暫定目標値(PFOS及びPFOAの合計値が50ng/L)を超過する地点がないことを確認した。

富士川流域河川環境調査では、令和3年度からの継続調査において、富士川水系の河川水からアクリルアミドが継続して検出されているが、令和4年12月の一度を除き、人への影響を考慮した指標を下回っていた。また、生態系への影響については、底生動物生息状況調査において、底生動物の生息に適した水質が保たれていると推測され、底生動物の生息状況に顕著な変化はなく、水質変化による底生動物相への大きな変化はないとの結果が得られた。

生活環境や自然環境等に影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業について、環境影響評価法又は静岡県環境影響評価条例に基づく手続を行い、環境保全の見地からの知事意見を述べることで環境影響の回避又は低減を図ることになっており、令和6年度は浜松湖西豊橋道路の方法書について知事意見を述べた。

【課題】

浄化槽法定検査受検率は、令和7年度の目標が達成されたが、依然として全国平均に比べ低く、公共用水域の生活排水による汚濁の軽減に向け、すべての浄化槽管理者に法定検査の周知を図る必要がある。

河川、湖沼の水質に係る環境基準（BOD、COD）の達成には、湖沼（佐鳴湖）等の長期間非達成である水域の水質改善を図る必要がある。

大気環境測定局の有効測定局数について、目標に向け順調に推移しているが、依然、非有効測定局が発生している状況であり、測定局データは大気の長期的な環境変化を把握する基本情報であることから、自動測定機の更新及び定期点検を実施し、自動測定機の故障や老朽化による欠測等を未然に防ぎ、有効測定局率を向上させる必要がある。

有機フッ素化合物（P F A S）環境実態調査では、静岡市や浜松市が実施した水質調査において、河川等から国が定める暫定目標値を超える値が検出されている。

富士川流域河川環境調査では、調査開始から約3年経過したことから、これまでの調査結果から水質のアクリルアミドが人体や生態系へ与える影響を評価する必要がある。

静岡県環境影響評価条例等が適用される大規模な再生可能エネルギー発電施設の建設事業等について、地域との合意形成が図られた上で、当該事業が環境に配慮して実施されるよう、制度の浸透が図られてきているが、引き続き、制度の周知を図る必要がある。

【改善】

公共用水域の水質汚濁の主な原因の一つとなっている生活排水の改善を図るため、引き続き、市町や関係団体と連携を密にして、浄化槽台帳を管理するとともに、浄化槽の管理者に対して立入指導、新規浄化槽設置者講習の実施、受検案内文書の送付等により、法定検査の受検等の周知啓発に努める。

水環境の保全のため、公共用水域で定期的に調査を実施し、水質状況を監視するとともに、河川等の水質汚濁の拡大を防止するため、事業場等の立入検査や水質検査を引き続き行い、法令遵守の指導、生活排水対策等による水質改善を更に進める。

大気環境の保全のため、事業場等の立入検査による法令遵守の指導を引き続き行うとともに、大気環境測定局の設備更新等を計画的に実施し、監視精度の向上を図っていく。

有機フッ素化合物（P F A S）環境実態調査では、令和7年度も水質調査を継続するとともに、静岡市、浜松市、沼津市、富士市と連携を取りながら、県内の存在状況を把握していく。

富士川流域河川環境調査では、有識者から「現在のアクリルアミド濃度は、人の健康や水生生物に悪影響を及ぼすことはないと概ね判断できる」との見解を得たことから、これまでの調査結果を踏まえ、令和6年度で調査を終了することとした。

環境影響評価制度の適切な運用を図るため、静岡県環境影響評価条例の対象となる事業の要件等について、事業者から相談があった場合は、個別の案件ごと、各事業者に丁寧に説明する等、制度への理解を促していく。

VII 水資源課

1 施策の体系

政策の柱 「命の水」と自然環境の保全

目標 豊かな社会を支える「命の水」等を保全する。

施 策 豊かな社会を支える「命の水」等の保全

- 取 組 リニア中央新幹線整備事業と大井川の水資源及び南アルプスの生物多様性の保全との両立
- 取 組 水資源の適正な管理と有効利用の促進
- 取 組 水道水等の安定供給の確保

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 水資源の適正な管理と有効利用の促進

ア 静岡県水環境保全条例の施行

健全な水循環の保全を図り、県民生活の安定向上及び本県の経済社会の健全な発展に寄与する。

(ア) 静岡県水循環保全事業

27,104,763 円

健全な水循環の保全に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、静岡県水循環保全条例（以下「水循環条例」という。）に基づき、水源保全地域を指定し、浜名湖圏域流域水循環計画を策定した。

<保全本部開催状況>

会 議	開催回数
静岡県水循環保全本部	本部会議 1回、流域部会 3回、開発部会 1回

a 水源保全地域の指定

水循環条例第16条に基づき、令和5年10月2日に水源保全地域を指定した。

水源保全地域内で土地取引や開発行為を行おうとする者に事前の届出を求め、県と市町で届出情報を共有する。土地の利用や開発行為に関して、健全な水循環の保全に支障をきたす場合は必要な指導を行う。

令和6年度は、土地取引届出が214件、開発行為届出が21件提出され、うち1件について指導を実施した。

<令和6年度 水源保全地域内の土地取引又は開発行為の届出件数> (単位:件)

年 月	種 類	土地取引届出	開発行為届出	計
令和6年 4～6月		35	3	38
7～9月		51	6	57
10～12月		94	8	102
令和7年 1～3月		34	4	38
	計	214	21	235

b 流域水循環計画の策定

水循環条例第15条に基づき、流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推

進を図るために、必要と認める流域について流域水循環計画を定める。環境審議会水循環保全部会を開催し、浜名湖圏域流域水循環計画について、環境審議会水循環保全部会の委員に意見を求めた。

<会議開催状況>

会議名称	環境審議会水循環保全部会
開催回数	3回（9月、12月、1月）
委員数	9人
構成	学識経験者8人、事業者（利水者）1人
任期	2年（令和6年8月1日～令和8年7月31日）

イ 渇水時等における利水関係者との調整

持続可能な水循環社会の形成に向け、水の安定的な確保と供給及び健全な水循環の形成のため、水利調整、地下水の適正利用及び県民の意識啓発等を図る。

(ア) 水資源企画調整事業

9,562,781円

水資源の安定確保や円滑な水利用を図るため、各利水者や関係行政機関との調整や、静岡県地下水の採取に関する条例（以下「地下水条例」という。）に基づく揚水設備の審査指導、水資源に関する意識の啓発等を行った。

a 水利調整

(a) 渇水時における取水制限

天竜川水系及び大井川水系では、少雨の影響により、渇水傾向となつたため、利水者、電力会社、関係行政機関で組織する水利調整協議会において水源状況の周知や流況予測の検討を行い、ダム貯水量を温存するための取水制限等を実施した。

○天竜川水系

令和6年12月からの記録的な少雨により、天竜川水系の流況が悪化したことから、令和7年1月21日から第1段階の取水制限を実施した。取水制限による貯水量温存を図ったが、まとまった降雨がなく、2月6日に第2段階の取水制限へ強化した。3月の降雨により貯水量が回復傾向にあったため、3月25日に取水制限を第1段階に緩和し、4月1日をもつて71日間に及ぶ取水制限を解除した。

○大井川水系

令和6年12月以降、少雨傾向が続き流況が悪化したため、発電事業者のダムの運用状況や水源状況の関係利水者への周知、情報交換を行った。令和7年1月から発電事業者が、流況に応じた発電使用水量の縮減を実施し、貯水量の温存が図られ、令和6年度中の取水制限は回避された。

<協議会開催状況>

会議	開催回数	備考
天竜川水利調整協議会	11回	委員会1、幹事会他9、視察研修1
大井川水利調整協議会	2回	委員会1、水源状況説明会1

※上記の開催のほか、取水制限回避・軽減に向け、発電事業者、ダム管理者との協議を
多数実施

<取水制限の状況>

水系	取水制限期間	通算日数	第2段階の取水制限以上の日数	最大取水制限率(%) 上:工:農

天竜川	R 7. 1.21 ~ R 7. 4. 1	71 日	47 日間	10 : 20 : 20
大井川	—	—	—	—

(b) 長島ダムの運用に伴う赤松発電所の影響に関する調整

長島ダムの運用、新規利水者の取水に伴う赤松発電所の発電使用水量への影響について検証するため、関係者との会議を行った。

<調整内容>

調整項目	内 容
検証会議開催	関係者による前年度の水利使用、ダム運用に関する検証（4月）

b 水需給動態調査事業

国土交通省の委託を受け、県内の市町や利水者、県庁内関係各課を対象に県内水需給の動態調査を実施した。

なお、本調査の結果は、国土交通省においてまとめられ、水循環白書及びホームページ等で公表される。

調査名	内 容
水需給動態調査	令和5～6年の河川水供給可能量、暫定豊水水利権量及び先行開発水量 令和4年度に設置した雨水・再生水利用施設に関する調査

c 東遠工業用水の安定供給

東遠地域の工業用水を安定的に供給するため、東遠工業用水道企業団が行う水利権更新協議や多目的使用料協議の際の技術支援を行った。

ウ 大井川水資源保全・共生事業 3,000,000 円

大井川の健全な水循環を保全し、水利用等の水循環がもたらす恵みを持続的に享受できるようにするためには、水資源に係る施設等の適切な管理と、「命の水」と言われる大井川の水資源の特殊性等についての理解促進を図り、後世へ継承することが重要である。このため、大井川流域9市町で構成され、大井川の水資源施設等の保全管理や水資源に関する普及啓発等の取組を行う「大井川長島ダム流域連携協議会」に対して助成した。

エ リニア工事に伴う大井川水資源減への影響回避に向けた対応

リニア中央新幹線南アルプストンネル工事に伴う大井川の水資源への影響を回避するため、大井川利水者との協議調整、JR東海との対話を行った。

<水資源課調整内容>

項目	内 容
大井川利水関係協議会	JR東海から要請があった「静岡県内の高速長尺先進ボーリング調査の実施」について、協議調整を行った。9月17日に大井川利水関係協議会として了解することを決議した。また、認識を共有し、一体となって課題解決に取り組むため、担当者会議を開催した。
地質構造・水資源部会 専門部会	山梨・静岡県境付近の調査及び工事の計画、発生土置き場について、JR東海と対話をした。

オ 水資源の大切さへの理解を深める啓発事業の実施

(ア) 水資源企画調整事業 (再掲) 9,562,781 円

a 水の週間イベント (「水の週間」記念作文コンクール)

水の週間（8月1日～7日）を記念して「水の週間記念作文コンクール」を実施し、令和6年8月6日に表彰式を開催した。

対象	県内の小・中学生
応募数	304作品（小学生4校・5作品、中学生5校・299作品）
表彰	小学生、知事賞1点、教育長賞1点、私学協会理事長賞1点、入賞2点 中学生、知事賞1点、教育長賞2点、私学協会理事長賞2点、入賞1点

b 水の出前教室

水循環の仕組みや水の大切さについて啓発するため、将来を担う小学生に授業を行う「水の出前教室」を実施した。

実施時期	実施校	回数	受講者数
6月～9月	82校 (賀茂5校、東部23校、中部22校、西部32校)	162回	4,694人

カ 地下水環境に関する観測・調査、地下水マネジメントの推進

地下水の適正かつ持続的な利用を図るため、地下水条例に基づき、地下水の採取の状況や水位の変動等について調査を実施し、関係機関へ情報提供しているほか、規制・適正化地域として指定した5地域において地下水を採取する者に対し、揚水設備設置の届出、取水基準の遵守、採取量の報告等を義務付けている。

条例指定地域以外では、自主的に地下水利用対策協議会を組織している4地域のうち、2地域でそれぞれ区域と取水基準を設定し、地域内の地下水の適正な利用と保全に努めている。

(ア) 水資源企画調整事業（再掲） 9,562,781円

a 地下水位・塩水化調査

地下水の障害の状況を確認するため、地下水位の動向等について調査し、調査開始から令和5年までの調査結果を「地下水調査報告書」として公表した。

また、地下水観測管理システムへの地下水変動の日単位データの入力等、システム改修を行い、地下水の変動について、より詳細に把握可能な観測体制となった。

区分	調査箇所	調査結果
地下水位	13地域 146地点	全体的には、上昇又は横ばい傾向で推移している。
塩水化	10地域 288地点	塩水化区域は、全体的には縮小傾向で推移しているが、26地点で塩水化が見られており、解消には至っていない。

※上記調査結果は、令和6年1月から12月までの結果（速報値）である。

(イ) 地下水観測・調査事業 37,861,000円

地盤沈下は地下水の過剰揚水が主要因とされ、一旦発生した場合、進行を止めることは可能でも回復させることは極めて困難である。このため、地下水利用の多い県内6地域を対象に3～8年間隔で一級水準測量による地盤沈下量を調査していたが、令和2年度からは広域的に調査が可能となる衛星画像解析による地盤沈下調査を新たに導入し、西部地域で環境省のマニュアルを満たす精度が確認できたため、令和3年度から令和5年度は中部、東部地域で実施した。いずれも、環境省の公表基準である年間20mmを超える地盤沈下は、認められなかった。令和6年度は、西遠地域で1級水準測量のみ実施した。

(ウ) 水資源企画調整事業 (再掲) 9,562,781 円
地下水の採取の適正化、水使用の合理化及び地下水に替わる他の水源への転換を推進するため、地下水に関する調査及び研究、地下水採取者間との連絡・協調を行う地下水利用対策協議会に対し、運営費を助成した。

(2) 水道水等の安定供給の確保

ア 水道事業の認可、維持管理指導、水質検査

(ア) 水道維持管理指導事業 1,706,518 円

a 水道施設整備指導監督事業

県民に安全な水道水を安定供給するため、国庫補助金、交付金を活用し、水道施設の耐震化や広域化を行う市町等に対し指導監督を行った。令和6年度は上水道事業及び水道用水供給事業の管路の耐震化等を7市2町1団体(14事業)で実施した。

(a) 上水道施設の耐震化事業等の指導

広域化事業や老朽管更新事業、施設耐震化事業等を実施する市町等に指導を行った。

補助事業名	実施市町団体数、事業数
重要給水施設配水管整備事業、水道管路緊急改善事業、海底送・配水管更新事業、	7市2町1団体、14事業

b 水道維持管理指導事業

(a) 水道等の認可等の事務

水道事業等(上水道、簡易水道、専用水道)の認可等12件に係る事務を行った。

(b) 上水道等維持管理指導

県民に衛生的な飲料水を供給するため、水道事業者等に水質検査の実施及び消毒管理の徹底を図るよう監視指導(123回)を行った。

(c) 簡易専用水道に対する指導

ビル・マンション等の建築物に設けられた受水槽から給水栓に至るまでの給水施設の衛生確保の観点から、水道法で規定された簡易専用水道(受水槽の有効容量が10m³を超えるもの)の設置者に対し、受水槽の定期清掃及び指定検査機関による検査の実施等の啓発を図るとともに、検査の結果不備が認められた施設や検査未実施の施設に対し立入指導(17回)を行った。

(イ) 水道施設耐震化等事業費助成 808,940,000 円

水道施設の耐震化等を実施する市町等に対して、生活基盤施設耐震化等交付金(厚生労働省)を財源として県費助成を行った。

イ 水道事業の広域連携の推進

人口減少や施設の老朽化などの水道事業者が直面する課題に対応するためには、水道事業の基盤強化が必要であり、県の責務として水道事業の広域連携を推進する内容を含む改正水道法が、平成30年12月に公布された。

また、基盤強化の方策として広域連携等が挙げられており、総務省・厚生労働省から、市町水道事業の広域連携に関する検討体制の構築について要請がなされたことから、平成28年度に「行政経営研究会“水道事業の広域連携等”課題検討会」を設置した。全体会と、県内を5圏域に分けた地区別検討会により検討を進めており、賀茂地域については、賀茂地域広域連携会議の専門部会とし

ても位置づけて部会を開催し、賀茂地域1市4町において、広域連携の一類型である事務の共同化にあたる「水道事業の財務・会計システムのクラウド化による共同発注」について、平成31年度から開始するよう調整した。

さらに、平成31年1月に、総務省及び厚生労働省から、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請があったことを受け、令和2年度から令和3年度にかけて、県内を5つの圏域に分け、順次水道事業の広域化に係るシミュレーションを実施、圏域ごとに水道事業体と議論を重ね、令和5年3月に水道事業の広域化に係る推進方針を示した「静岡県水道広域化推進プラン」を策定した。

※ 令和6年4月、水道行政所管省庁が、厚生労働省から国土交通省及び環境省に変更された。

(ア) 水道広域化推進事業 409,455 円
令和5年3月に策定した「静岡県水道広域化推進プラン」に基づき、「静岡県水道広域連携全体会議」において圏域ごとに水道事業体と議論を重ねた。

ウ 特定建築物及び建築物衛生管理業者の指導

(ア) 水道維持管理指導事業（再掲） 1,706,518 円
a 建築物環境衛生指導事業
特定建築物における衛生的環境を確保するため、特定建築物の届出の徹底を図るとともに、管理状況について立入検査を実施した。
また、建築物清掃業等の登録及び営業所への立入検査を実施した。

区分	届出・登録数	立入検査数
特定建築物	913 件	317 件
登録業者	258 件	110 件

エ 遊泳用プールの指導

(ア) 水道維持管理指導事業（再掲） 1,706,518 円
a 遊泳用プール等衛生指導事業
遊泳用プールが安全で衛生的な施設として利用されるため、立入調査（86回）を実施し、遊泳用プールの適正な維持管理の徹底、施設の安全、衛生の確保を図った。

(3) 大井川広域水道企業団の運営支援

大井川広域水道企業団が実施する長島ダム対策事業への支援として、ダム建設費に対し出資するとともに、ダム管理費及び国有資産等所在市町村交付金について助成した。

事業名	金額	内容
大井川広域水道企業団出資金	137,420,220 円	長島ダム建設費負担金に充当した企業債の元利償還金に対する出資
長島ダム管理費等助成	408,671,471 円	県の留保するダム使用権に相当するダム管理費及び国有資産等所在市町村交付金

【評価】

指標名	現状値 (年度)	実績				目標値 (年度)
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
成果指標	地下水条例対象地域のうち、適正揚水量を確保している地域数（達成率）※1	5地域 (100%) (R2年度)	5地域 (100%)	5地域 (100%)	5地域 (100%) ※2	毎年度 5地域 (100%)
活動指標	地下水位の観測箇所数※1	148箇所 (R2年度)	151箇所	145箇所	146箇所 ※2	153箇所 (R7年度)
	水の出前教室実施回数	140回 (R2年度)	190回	215回	207回	毎年度 140回
管理指標	渇水時の給水制限日数※3	0日	57日	25日	0日	47日 0日
	水道法水質基準不適合件数	3件 (R2年度)	2件	6件	5件	3件 0件

※1 1月～12月の数値 ※2 速報値

※3 天竜川及び大井川における給水制限（第2段階の取水制限以上の節水対策）の合計日数

昭和46年以降、条例による地下水の採取規制を継続実施してきた結果、地下水採取量は減少し、地下水条例の対象となっているすべての地域で適正揚水量が確保されている。（速報値）

地下水位の観測箇所数は前年から変更がなかった。（速報値）

水の出前教室は、実施回数が162回となり、目標値（140回）を達成した。また、学校へのアンケート結果では、9割以上が「よかったです」と回答しており、内容への満足度も高い結果となっている。

渇水時の給水制限については、12月からの少雨により流況が悪化したため、天竜川水系及び大井川水系の利水者、電力会社、関係行政機関で組織する水利調整協議会において、県民生活に被害が生じないよう節水対策を実施し、春先の農業用水の需要増加等に備えた。

「水道法水質基準不適合件数」は3件と昨年度より件数が少なく、健康被害も生じておらず、また、原因追求も行われている。事業者への改善指導を適切に行った。

【課題】

観測施設（観測小屋・計測器）は耐用年数を超過して老朽化しているものが多く、順次更新、修繕をする必要がある。

水の出前教室は、新型コロナウイルス感染症対策による小学校の浄水場見学中止の影響もあって応募が多い状況が続き、スケジュール調整に苦慮していた。しかし新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこともあり、応募数は減少傾向にある。

近年、秋口からの少雨による天竜川及び大井川の流況悪化がみられるため、水利調整会議を開催し、春先にかけ節水対策を実施する傾向にある。

令和5年度に散見された水質検査手技による水道法水質検査不適合事例については、県からの周知徹底により改善が見られたが、依然として水道法水質検査不適合事例が毎年数件程度発生していることを踏まえ、水道事業者等が行う水質や水道施設の管理をより徹底させる必要がある。

【改善】

地下水環境の保全と持続的な利用の両立を図るため取水基準の見直しについて検討し、当面は採取規制を引き続き適切に実施し、適正揚水量を維持していく。また、優先順位をつけて観測施設の更新や修繕を行い、地下水の保全対策や適正な水収支を管理するのに必要な観測箇所数を維持する。

水の出前教室については、水循環の仕組みや水の大切さについて広く周知するため、県側の体制の充

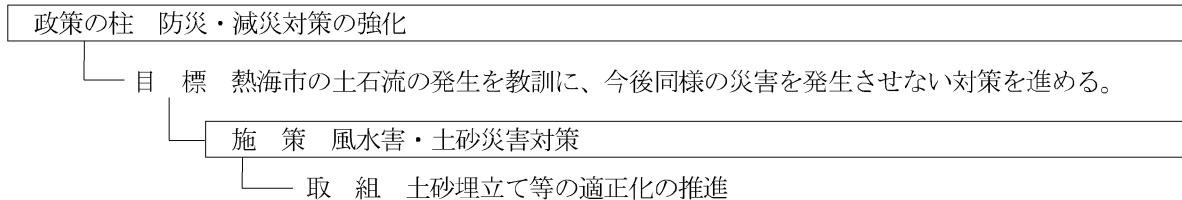
実を図るとともに、1日2校実施するなど学校間のスケジュール調整の実施や、外部機関への委託の可能性を検討する。

渴水による取水制限を極力回避するため、引き続き、利水関係者との適時適切な調整を行う。

安全な水を安定して供給するために、水道事業者等が行う水質検査の手順や手技を含めた状況把握と指導・助言を行うとともに、水道施設の適切な維持管理が実施されるよう、市町が見直しを進めている経営戦略への助言や、令和4年度末に策定した「静岡県水道広域化推進プラン」に従い多様な手法により広域連携を推進することで、水道事業の基盤強化を図る。

VIII 盛土対策課

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 土砂埋立て等の適正化の推進

ア 法令等の基準に基づく審査・指導

(ア) 盛土造成行為適正化推進事業 89,032,603 円
盛土等の崩壊等による災害の防止と生活環境の保全を目的として、盛土等に係る許可・監視業務を行うため、土木事務所、農林事務所等の出先機関や市町等との緊密な連携により規制・監視体制を強化し、静岡県盛土等の規制に関する条例（以下「盛土条例」という。）の的確な運用を行った。

a 盛土等の許可の審査・指導

盛土等行為の適正化を図るため、令和4年7月1日の盛土条例施行以降、盛土等の許可申請に関して、構造基準や環境基準に基づき審査・指導を行った。

＜盛土条例に基づく許可状況＞ (令和7年3月31日現在)

年 度	申 請	審 査 中	許 可
令和6年度	138 件	54 件	126 件

b 盛土条例の改正

県議会特別委員会等の提言を踏まえ、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の規制開始により災害防止に関する規制は盛土規制法に委ねることとし、土壌調査等の手続の合理化を図った上で生活環境の保全を目的とする条例に改正した。

c 不適切盛土の監視・指導

年間の計画を立て、既存の不適切盛土の定期的な巡回監視を実施するとともに、不適切な盛土行為を未然に防止するため、通報や情報提供のあった現場の迅速な確認、状況に応じたドローンによる監視等を実施した。

現に土砂の搬入がある盛土の監視に当たっては、市町と連携し監視カメラを設置するなどして、監視の強化・効率化を図った。

<盛土の監視・指導> (令和6年度)

時期(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
巡回日数	17	28	27	20	13	15	10	29	21	15	15	10	220
現地確認回数	36	70	35	94	59	104	15	47	26	99	113	35	733
指導・処分	10	12	9	10	6	10	19	10	4	7	14	8	119

d 盛り土110番の運用

不適切な盛土に対する迅速かつ厳格な対応を図るため、不適切な盛土に係る通報窓口を一本化し、県民や市町からの通報をワンストップで受ける「盛り土110番」を運用した。

<盛り土110番の運用> (令和6年度)

盛土箇所	通報件数	継続監視	是正指導	処分	通報件数 前年比
賀茂	2	0	0	0	▲1
東部	52	13	8	0	+10
中部	18	2	1	0	▲9
西部	25	4	2	0	▲7
計	97	19	11	0	▲7

e 盛土監視システムの運用

不適切な盛土等の情報を全庁的・継続的に共有し、関係各課と連携した対応を図るため、不適切盛土の情報や森林法などの関連法令の許可情報などを地図上で一元管理するシステムを運用した。

f 関係機関との連携の強化

(a) 静岡県盛土等対策会議

逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会の指摘を踏まえ、盛土等に関する事案の解決を図るため、静岡県盛土等対策会議を開催した。

① 静岡県盛土等対策会議

- ・地域部会で得られた知見及び課題の共有
- ・法令解釈や条例改正の判断

② 静岡県盛土等対策会議幹事会

- ・地域部会で把握・共有した不適切・違法な盛土に関する法令所管としての対応を調整

③ 静岡県盛土等対策会議地域部会

- ・不適切な盛土箇所に対する是正・勧告・指導等の措置把握及び共有
- ・法令研修、技術研修等

(b) 盛土等の監視等に係る市町との連携

① 通報対応における連携

盛土対策課で受けた通報について、現場対応を強化するため、初期対応、現場確認、事後対応の各場面において、市町の担当者と連携し、情報共有して対応した。

② 巡回監視・指導

既存盛土の巡回監視について、監視体制を強化するため、必要に応じて市町に現場確認

を求めるなど共同して実施した。

イ 不適切盛土のは是正

(ア) 盛土造成行為適正化推進事業（再掲） 89,032,603 円

盛土総点検等で不備・不具合があるとされた盛土について、安全性を確保するため、盛土対策課で現地確認を行ったうえで、盛土の規模や土砂搬入の状況、盛土の異常の有無等から是正工事中、詳細調査、定期監視中に分け必要な対応を行った。

＜不適切盛土の区分＞

(令和7年3月31日現在)

区分	件 数	説 明
是正工事中	19	是正工事を実施中の盛土
詳細調査	19	詳細調査を実施中または予定している盛土
定期監視中	119	定期パトロール等で監視を継続中の盛土
計	157	

a 热海市逢初川源頭部の不安定土砂の撤去

逢初川源頭部の不安定土砂について、被命令者が措置命令に従わなかったことから、令和4年10月11日から行政代執行による不安定土砂の撤去工事に着手し、令和6年2月8日に土砂処理業務を含め、全て完了した。

行政代執行に要した費用は、行政代執行法第5条の規定により、措置命令の被命令者に納付を命じた。

＜措置命令の内容＞

区分	内 容
命令を受けた者	神奈川県小田原市府川23番地 株式会社新幹線ビルディング(代表取締役 天野二三男)
命 令 の 内 容	(1) 逢初川源頭部において行った盛土の残存部分の土砂を撤去すること。 (2) (1)の実施に当たっては、あらかじめ、計画書を作成し、知事の承認を受けること。
命 令 日	令和4年8月1日
履 行 期 限	(計画書提出期限) 令和4年8月15日 (着手期限) 令和4年9月5日 (完了期限) 令和6年3月5日
根 拠 条 文	盛土条例第27条第2項

＜行政代執行の内容＞

日 程	内 容
令和4年度～令和5年度	源頭部からの土砂の撤去→熱海港仮置き
令和4年10月11日～ 令和5年10月10日	準備工(現地測量・伐採)、搬出用道路工、土砂の撤去搬出
令和5年度	熱海港仮置き→不安定土砂の処理
令和5年6月15日～ 令和6年2月8日	土砂の搬出、土砂の処理

＜納付命令の内容＞

区 分	納付命令①	納付命令②
命令を受けた者	神奈川県小田原市府川23番地 株式会社新幹線ビルディング (代表取締役 天野二三男)	神奈川県小田原市府川23番地 株式会社新幹線ビルディング (代表取締役 天野二三男)
命 令 の 内 容	逢初川源頭部からの不安定土砂の撤去工事に要した費用の納付を命じる。 (命令額：462,583,000円)	撤去した土砂の処理に要した費用の納付を命ずる。 (命令額：667,623,000円)
命 令 日	令和5年11月8日	令和6年3月18日
納 期 限	令和5年11月24日	令和6年4月2日
根 抱 条 文	行政代執行法第5条	行政代執行法第5条

b 詳細調査の実施

人家・公共施設に被害を及ぼすおそれのある盛土について、盛土の規模や安全性を把握するための調査を19箇所で実施している。

ウ 盛土規制法による規制に向けた準備

(ア) 盛土規制法基礎調査事業 127,435,000円

盛土規制法による規制を開始するため、規制区域の指定のための基礎調査を実施した。国が示す調査要領に基づき、政令市の区域を除く県の区域について、盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアの抽出を行い、市町の意見等も踏まえ、県全域を規制区域とし、令和7年5月26日を規制区域の指定日とすることを決定した。

盛土規制法に基づく規制区域が指定されると、規制区域の指定前にされた盛土についても、災害が発生するおそれがあるものについては必要に応じ改善命令・勧告等を行うことが求められる。このため、盛土規制法に基づく基礎調査として盛土に伴う災害防止のための調査(以下「既存盛土調査」という。)を開始し、盛土と考えられる土地の変化箇所の分布を把握した。今後、把握した箇所について、安全対策の優先度評価を行い、安全性把握調査が必要なもの、経過観察を行うもの、当面対応が不要なものに分類していく。

(イ) 盛土規制法による規制開始に向けた周知

令和7年5月26日の盛土規制法による規制開始に向けて、パンフレット、解説動画、説明会等により、新しい法規制の周知を行った。

＜説明会の開催＞

区分	東部会場	中部会場	西部会場	計
日程	令和7年1月27日	令和7年1月29日	令和7年1月31日	—
会場	プラサヴェルデ	焼津文化会館	ワーキングピア磐田	—
参加者数	203人	152人	180人	535人

※ 録画を県ホームページに掲載

【評価】

指標名	現状値 (年度)	実績				目標値 (年度)
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
活動指標 盛土造成行為が適正に行われている箇所の割合	88.3% (R3年度)	88.3%	90.4%	91.0%	91.9%	毎年度 100%

＜活動指標 実績 内訳＞

指標名	現状 (R3年度)	実績				目標値 (年度)
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
盛土総点検等で把握した箇所数：a	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	—
盛り土110番等で把握した箇所数：b	—	—	11	27	35	—
盛土条例 許可箇所数：c	—	—	33	126	252	—
盛土箇所の総数： A (a + b + c)	1,650	1,650	1,694	1,803	1,937	—
不備・不具合のあった箇所数：d	193	193	207	223	228	—
上記(d)の是正完了箇所数：e	—	—	44	61	71	—
盛土造成行為が適正に行われている箇所数：B (A - d + e)	1,457	1,457	1,531	1,641	1,780	—
盛土造成行為が適正に行われている箇所の割合：B / A	88.3%	88.3%	90.4%	91.0%	91.9%	—

※盛土総点検の対象となった盛土（国の盛土総点検要領より）

土砂災害をもたらすおそれのある地域内にある、概ね2000年以降に形成された盛土のうち、災害の危険性の有無について、土地利用規制に係る区域ごとに優先的に点検すべきとするもの。

- ・法令等に基づく許可、届出資料等から確認した盛土
- ・盛土可能性箇所データ等から推定される盛土
国土地理院が作成した、地形改変前（2000年頃まで）と地形改変後（2008年以降）の地盤データを比較し、標高差+5m以上かつ面積が3,000m²以上の箇所
- ・住民からの通報等から把握した盛土 等

令和4年7月1日の盛土条例施行から2年が経過して、事業者等の制度に対する理解が進み、新規盛土について適切に許可を得て盛土行為を行う件数は増加している。

また、県庁内関係各課、市町、警察等と不適切な盛土に関する事案の情報を共有し、連携した監視の強化を図っている。盛り土110番の運用による迅速な現場対応等により、現に不適切な状況で行われている盛土行為を停止させたり、不適切盛土行為を未然に防止させたりするなど、適正化に向けた効果が現れている。

一方で、盛土条例施行前に造成された既存の不適切盛土については、森林法や市町土砂条例等を所管する行政機関から、行為者に対して継続して指導等を実施しているが、行為者が指導に従わない箇所が多く、是正がなかなか進まない状況である。

これらの既存不適切盛土については、市町や関係課と対応状況や課題を共有し、協力して対応方針を決定している。また、盛土の拡大や災害の防止を目的として監視活動を行うとともに、是正に向けた取組を行っている。

さらに、各不適切盛土について、盛土の規模や形状、盛土が造成される前の地形や周辺の保全対象等から、盛土の危険性などを考慮し緊急度のランク付けをし、緊急度の高い盛土について優先的・重点的に盛土緊急対策事業の活用による安全性把握調査を進めている。

【課題】

既存不適切盛土について、継続して是正に向けた指導等を行っているが、行為者が是正するための資金確保が困難、自分は被害者である等の主張を繰り返す等して指導等に従わず、行為者による是正が見込めない箇所が多い状況である。

令和7年5月26日の盛土規制法による規制開始に向け、新たな法制度の周知に取り組んできたが、定着してきた盛土条例と許可を要する行為が異なることもあり、当面、事業者から多くの問い合わせが想定されるところ、適切な指導により必要な許可申請を行わせなければならない。また、盛土規制法においては、小規模な行為も許可対象となり得ることから、許可申請件数の増加も見込まれ、新たな法規制の下での円滑な審査事務が課題となる。

【改善】

土木事務所や農林事務所の盛土対策課兼務職員に、既存不適切盛土の定期的な巡回監視活動を行わせることが求められている。また、各盛土の状況に応じて監視頻度に差をつけること、盛土監視システムを利用した情報共有、県内（政令市を除く）の衛星画像を活用した盛土監視による山間地等の人目に付きにくい箇所における盛土の把握など、不適切盛土に対する監視体制を強化する。

指導監督体制の強化を図るため、令和5年度から職員を増員し、現場での立入や行為者への指導等に当たらせることとした。今後も引き続き、情報提供等により発覚した違反が疑われる盛土行為について、市町等の関係機関とともに現地確認や行為者への聴取を行い、違反が確認された場合には警察職員を中心厳しく指導を行う等の対応を実施する。

盛土規制法による規制の開始に合わせ、土木事務所において一部の審査事務を処理することとしたところであり、盛土対策課と土木事務所との間で運用に相違が生じないよう、連絡調整会議等において意思統一を図っていく。また、審査案件の処理を積み上げていく中で、より円滑な審査を行えるよう、隨時マニュアルの見直し等を行っていく。

予 算 の 執 行 実 績
(一 般 会 計)

く ら し ・ 環 境 部

令和6年度 岁入決算状況調

(様式2)

一般会計

決算事項別明細書頁	科 目	予 算 現 額 円	調 定 額 円	収 入 濟 額 円	予算現額と収入額との比較 (△印減) 円	予算現額に対する 収入率 %	くらし・環境部 説 明
附18	第7款 分担金及び負担金	1,751,000	1,749,100	1,749,100	△ 1,900	99.9	
	第1項 負担金	1,751,000	1,749,100	1,749,100	△ 1,900	99.9	
	第1目 くらし・環境費負担金	1,751,000	1,749,100	1,749,100	△ 1,900	99.9	
附22	1 災害救助費負担金	1,751,000	1,749,100	1,749,100	△ 1,900	99.9	災害救助法に基づく被災県への求償の実績によるものである。
	第8款 使用料及び手数料	7,547,000	7,907,700	7,907,700	360,700	104.8	
	第1項 使用料	7,470,000	7,451,300	7,451,300	△ 18,700	99.7	
	第2項 くらし・環境使用料	7,470,000	7,451,300	7,451,300	△ 18,700	99.7	
附28	1 庁舎等使用料	7,470,000	7,451,300	7,451,300	△ 18,700	99.7	使用許可の実績による減である。
	第2項 手数料	77,000	456,400	456,400	379,400	592.7	
	第3項 くらし・環境手数料	77,000	456,400	456,400	379,400	592.7	
附32	1 建築関係手数料	77,000	456,400	456,400	379,400	592.7	受入実績による増である。
	第9款 国庫支出金	2,596,074,000	2,116,206,291	2,116,206,291	△ 479,867,709	81.5	
	第2項 国庫補助金	2,591,350,000	2,111,412,860	2,111,412,860	△ 479,937,140	81.5	
	第4項 くらし・環境費補助金	2,591,350,000	2,111,412,860	2,111,412,860	△ 479,937,140	81.5	
	3 デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプ)	12,237,000	12,237,500	12,237,500	500	100.1	事業費の確定による増である。

決算事項別明細書頁	科 目	予 算 現 額 円	調 定 額 円	収 入 濟 額 円	予算現額と収入済額との比較 (△印減) 円	予算現額に対する 収入率 %	説 明
4 デジタル 田園都市国家 構想推進交付 金（地方創生 推進タイプ）	375,115,000	292,381,960	292,381,960	△ 82,733,040	77.9		事業費の確定による減 である。
5 物価高騰 対応重点支援 地方創生臨時 交付金	789,300,000	494,377,000	494,377,000	△ 294,923,000	62.6		次年度への繰越による 減である。
7 地方消費 者行政強化交 付金	66,543,000	62,331,958	62,331,958	△ 4,211,042	93.7		事業費の確定による減 である。
8 性犯罪・ 性暴力被害者 支援体制整備 等促進交付金	13,761,000	13,216,000	13,216,000	△ 545,000	96.0		事業費の確定による減 である。
9 地域女性 活躍推進交付 金	5,198,000	4,770,000	4,770,000	△ 428,000	91.8		事業費の確定による減 である。
10 地域少子 化対策重点推 進交付金	60,000	50,000	50,000	△ 10,000	83.3		事業費の確定による減 である。
11 居住支援 協議会等活動 支援事業費補 助金	418,000	0	0	△ 418,000	0.0		歳入節の誤りによる減 である。
12 公営住宅 等指導監督費 補助金	7,000,000	7,000,000	7,000,000	0	100.0		
14 社会資本 整備総合交付 金	269,351,000	185,803,000	185,803,000	△ 83,548,000	69.0		次年度への繰越による 減である。
15 地域脱炭 素移行・再工 ネ推進交付金	20,000,000	16,658,000	16,658,000	△ 3,342,000	83.3		事業費の確定による減 である。
16 地域環境 保全対策費補 助金	44,898,000	38,535,000	38,535,000	△ 6,363,000	85.8		補助対象事業費の減に によるものである。
17 森林・山 村多面の機能 発揮対策推進 交付金	2,200,000	1,916,442	1,916,442	△ 283,558	87.1		補助対象事業費の減に によるものである。
18 指定管理 鳥獣捕獲等事 業交付金	174,687,000	172,035,000	172,035,000	△ 2,652,000	98.5		補助対象事業費の減に によるものである。
19 循環型社 会形成推進交 付金	464,000	435,000	435,000	△ 29,000	93.8		補助対象事業費の減に によるものである。
20 水道施設 整備費補助金	1,178,000	0	0	△ 1,178,000	0.0		受入実績による減であ る。
21 生活基盤 施設耐震化等 交付金	808,940,000	809,666,000	809,666,000	726,000	100.1		事業費の確定による増 である。

決算事項別明細書頁	科 目	予 算 現 額 円	調 定 額 円	収 入 濟 額 円	予算現額と収入済額との比較 (△印減) 円	予算現額に対する 収入率 %	説 明
附50	第3項 委託金	4,724,000	4,793,431	4,793,431	69,431	101.5	
	第4項 くらし・ 環境費 委託金	4,724,000	4,793,431	4,793,431	69,431	101.5	
	1 涉外事務 費委託金	1,100,000	1,100,000	1,100,000	0	100.0	
	2 建築動態 統計調査委託 金	1,650,000	1,815,000	1,815,000	165,000	110.0	事業費の確定による増 である。
	3 化学物質 環境汚染実態 調査費委託金	1,522,000	1,426,431	1,426,431	△ 95,569	93.7	事業費の確定による減 である。
	4 水需給動 態調査費委託 金	452,000	452,000	452,000	0	100.0	
	第10款 財産収入	1,532,000	2,570,070	2,570,070	1,038,070	167.8	
附56	第1項 財産運用収 入	1,003,000	1,010,285	1,010,285	7,285	100.7	
	第1目 財産貸付 収入	827,000	834,763	834,763	7,763	100.9	
	2 土地貸付 料	613,000	612,145	612,145	△ 855	99.9	貸付実績による減である。
附56	3 建物貸付 料	214,000	222,618	222,618	8,618	104.0	貸付実績による増である。
	第2目 利子及び 配当金	176,000	175,522	175,522	△ 478	99.7	
	26 南アルプ ス保全基金収 入	176,000	175,522	175,522	△ 478	99.7	運用益の確定による減 である。
附58	第2項 財産売払収 入	529,000	1,559,785	1,559,785	1,030,785	294.9	
	第3項 生産物売 払収入	529,000	1,559,785	1,559,785	1,030,785	294.9	
	4 林産物売 払収入	529,000	1,559,785	1,559,785	1,030,785	294.9	林産物売払実績による 増である。
	第11款 寄附金	11,122,000	11,080,820	11,080,820	△ 41,180	99.6	

決算事項別明細書頁	科 目	予 算 現 額 円	調 定 額 円	収 入 濟 額 円	予算現額と収入済額との比較 (△印減) 円	予算現額に対する 収入率 %	説 明
附62	第1項 寄附金	11,122,000	11,080,820	11,080,820	△ 41,180	99.6	
	第4項 くらし・環境費寄附金	11,122,000	11,080,820	11,080,820	△ 41,180	99.6	
	1 ふるさと納税寄附金	6,298,000	5,489,000	5,489,000	△ 809,000	87.2	寄附実績による減である。
	2 地方創生応援税制寄附金	2,700,000	3,600,000	3,600,000	900,000	133.3	寄附実績による増である。
	3 くらし・環境費寄附金	2,124,000	1,991,820	1,991,820	△ 132,180	93.8	寄附実績による減である。
附66	第12款 繰入金	64,826,000	59,740,419	59,740,419	△ 5,085,581	92.2	
	第2項 基金繰入金	64,826,000	59,740,419	59,740,419	△ 5,085,581	92.2	
	第1目 基金繰入金	64,826,000	59,740,419	59,740,419	△ 5,085,581	92.2	
	7 南アルプス保全基金繰入金	39,292,000	35,001,236	35,001,236	△ 4,290,764	89.1	基金充当事業実績による減である。
	9 富士山後世継承基金繰入金	16,384,000	16,147,716	16,147,716	△ 236,284	98.6	基金充当事業実績による減である。
附72	15 静岡県美しく豊かな海保全基金繰入金	9,150,000	8,591,467	8,591,467	△ 558,533	93.9	基金充当事業実績による減である。
	第14款 諸収入	198,800,000	2,422,632,707	178,754,192	△ 20,045,808	89.9	
	第1項 延滞金、加算金及び過料等	0	263,639	263,639	263,639	皆増	
	第2目 加算金	0	263,639	263,639	263,639	皆増	
	1 加算金	0	263,639	263,639	263,639	皆増	補助金交付決定の一部取消に伴う増である。
附74	第4項 受託事業収入	62,761,000	62,626,730	62,626,730	△ 134,270	99.8	
	第2目 くらし・環境受託事業収入	62,761,000	62,626,730	62,626,730	△ 134,270	99.8	

決算事項別明細書頁	科 目	予 算 現 額 円	調 定 額 円	収 入 濟 額 円	予算現額と収入済額との比較 (△印減) 円	予算現額に対する 収 入 率 %	説 明
附76	1 環境衛生 科学研究所研究受託料	62,761,000	62,626,730	62,626,730	△ 134,270	99.8	受託実績による減である。
	第7項 雑入	136,039,000	2,359,742,338	115,863,823	△ 20,175,177	85.2	
	第2目 雑入	136,039,000	2,359,742,338	115,863,823	△ 20,175,177	85.2	
	11 移住相談会事務費負担金	4,900,000	4,620,000	4,620,000	△ 280,000	94.3	実績に伴う負担金の減である。
	12 賢蓄奨励助成金	33,000	0	0	△ 33,000	0.0	実績に伴う助成金の減である。
	13 賀茂広域消費生活センター運営事業費負担金	2,917,000	2,588,526	2,588,526	△ 328,474	88.7	実績に伴う負担金の減である。
	14 防犯教室負担金	2,060,000	2,060,000	2,060,000	0	100.0	
	15 空き家対策相談会等事務費負担金	1,228,000	1,121,500	1,121,500	△ 106,500	91.3	実績に伴う負担金の減である。
	16 昭和の森会館土地使用料負担金	990,000	971,600	971,600	△ 18,400	98.1	実績に伴う使用料の減である。
	17 産業廃棄物原状回復代執行費用返納金	813,000	744,294,429	823,666	10,666	101.3	返納金収納実績の増である。 収入未済額 743,470,763円
	18 高濃度P C B廃棄物代執行費用返納金	42,000	367,869,752	44,000	2,000	104.8	返納金収納実績の増である。 収入未済額 367,825,752円
	85 県職員市町村出向等負担金	6,150,000	6,884,142	6,884,142	734,142	111.9	受入実績に伴う負担金の増である。
	87 保険料負担金	17,624,000	16,222,861	16,222,861	△ 1,401,139	92.0	会計年度任用職員の勤務実績による減である。
	89 過年度返納金	96,824,000	77,302,574	77,302,574	△ 19,521,426	79.8	返納金の実績による減である。
	90 雜収	2,458,000	5,600,954	3,224,954	766,954	131.2	事業実績による増である。 収入未済額 2,376,000円
	92 盛土緊急対策代執行費用返納金	0	1,130,206,000	0	0	0.0	返納金収納実績の減である。 収入未済額 1,130,206,000円
合 計		2,881,652,000	4,621,887,107	2,378,008,592	△ 503,643,408	82.5	

令和6年度 岁出決算状況調

(様式3)

一般会計

くらし・環境部

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額に対する執行率%	説明
				区分	時期	金額			
附134	第5款 くらし・環境費	9,897,132,000	9,049,792,417	遅次	/	0	509,570,583	91.4	
				明許	当初	48,469,000			
					補正	289,300,000			
				事故	/	0			
					計	337,769,000			
附134	第1項 くらし・環境費	3,277,100,000	3,123,193,070	遅次	/	0	153,906,930	95.3	
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	0			
附134	第1目 くらし・環境総務費	2,723,207,000	2,698,197,665	遅次	/	0	25,009,335	99.1	
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	0			
附134	職員給与費	2,723,207,000	2,698,197,665	遅次	/	0	25,009,335	99.1	くらし・環境部職員の人工費に要した経費である。 不用額は、支給実績によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	0			
附134	第2目 くらし・環境企画費	553,893,000	424,995,405	遅次	/	0	128,897,595	76.7	
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	0			
附134	くらし・環境企画推進費	8,011,000	7,343,202	遅次	/	0	667,798	91.7	くらし・環境部施策の総合的調整に要した経費である。 不用額は、旅費の節約等によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	0			
附134	くらし・環境部企画調整費	16,000,000	8,896,184	遅次	/	0	7,103,816	55.6	くらし・環境部施策の推進に必要な調査等に要した経費である。 不用額は、事業の実績によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	0			
附134	ふじのくにに住みかえる事業費	53,182,000	52,506,019	遅次	/	0	675,981	98.7	県外からの移住促進に係る情報発信・相談対応等に要した経費である。 不用額は、印刷費の節約等によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	0			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌 年 度 繰 越 額 円			不用額 円	予算現額に対する執行率%	説明
				区分	時期	金額			
						遅次			
附134	ふじのくに移住・就業支援事業費	476,700,000	356,250,000	明許	補正	0	120,450,000	74.7	東京圏から移住し、中小企業へ就業した者等に支援金を給付する市町に対する助成等に要した経費である。 不用額は、補助実績等によるものである。
	第2項 県民生活費	524,678,000	507,243,393	明許	補正	0			
	第1項 県民生活費	524,678,000	507,243,393	明許	補正	0			
	消費者行政総合推進事業費	73,605,000	71,036,426	明許	補正	0			
	消費者行政強化促進事業費	64,525,000	60,249,072	明許	補正	0			
	賀茂広域消費生活センター運営事業費	8,593,000	8,194,099	明許	補正	0	4,275,928	93.4	県及び市町における消費生活相談窓口機能の強化及び消費者教育・啓発等に要した経費である。 不用額は、市町補助事業における事務費の節約等に伴う県間接補助金の減額等によるものである。
	消費者生活関係団体事業費助成	5,940,000	5,940,000	明許	補正	0			
	県民相談事業費	24,563,000	23,660,367	明許	補正	0			
	NPO推進事業費	23,500,000	23,436,776	明許	補正	0			
				事故	計	0			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌 年 度 繰 越 額 円			不用額 円	予算現額に対する執行率%	説明
				区分	時期	金額			
						金額			
	N P O活動を通じた女性活躍等促進事業費	7,901,000	7,900,963	遙次	0	0			リーダー的な立場でN P O活動に取り組む女性人材の活躍支援等に要した経費である。 不用額は、委託実績によるものである。
	心のUD推進事業費	1,450,000	1,409,738	明許	当初	0	37	99.9	ユニバーサルデザインの推進・普及に要した経費である。 不用額は、事務費の節約等によるものである。
	渉外調整費	1,190,000	1,190,000	事故	0	0			防衛施設の所在に伴う連絡調整に要した経費である。
	県民生活センター管理運営費	74,716,000	72,934,803	計	0	0	0	100.0	県民生活センターの施設維持管理及び運営に要した経費である。 不用額は、事務費の節約等によるものである。
	防犯まちづくり推進事業費	6,974,000	6,767,369	遙次	0	0			安全な社会を実現するため、防犯まちづくりの推進に要した経費である。 不用額は、委託実績等によるものである。
	性暴力被害者支援センター運営事業費	28,913,000	27,669,885	明許	当初	0	206,631	97.0	性暴力被害者の支援を行うために要した経費である。 不用額は、委託実績・補助実績等によるものである。
	通学路防犯カメラ設置事業費助成	3,501,000	3,477,000	事故	0	0			通学路に防犯カメラを設置する自治会等に補助する市町への助成に要した経費である。 不用額は、補助実績によるものである。
	交通安全県民運動事業費	16,610,000	14,993,736	計	0	0	24,000	99.3	交通安全意識の普及啓発の推進等に要した経費である。 不用額は、相談員の中途退職等によるものである。
	男女共同参画推進事業費	1,600,000	1,484,223	遙次	0	0			男女共同参画施策の総合的な推進に要した経費である。 不用額は、事務費の節約等によるものである。

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌 年 度 繰 越 額 円			不用額 円	予算現額に対する執行率%	説明
				区分	時期	金額			
						金額			
附136	あざれあ運営・管理費	122,962,000	121,813,450	遙次	/	0	1,148,550	99.1	男女共同参画センター「あざれあ」の事業運営に要した経費である。不用額は、委託実績等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	/	0			
	あざれあ維持・補修費	17,354,000	15,860,240	遙次	/	0	1,493,760	91.4	男女共同参画センター「あざれあ」の施設の維持・補修工事に要した経費である。不用額は、工事実績によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	/	0			
	男女共同参画活動支援・協働事業費	11,100,000	11,100,000	遙次	/	0	0	100.0	男女共同参画社会の活動を推進している団体等の助成に要した経費である。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	/	0			
	女性がもっと活躍できる静岡県づくり事業費	5,887,000	5,042,451	遙次	/	0	844,549	85.7	女性の活躍推進に要した経費である。不用額は、事務費の節約等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	/	0			
	性の多様性理解等促進事業費	3,050,000	2,952,371	遙次	/	0	97,629	96.8	性の多様性理解等の促進に要した経費である。不用額は、事務費の節約等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	/	0			
	ふじのくにレンボープロジェクト事業費	6,352,000	5,819,924	遙次	/	0	532,076	91.6	多様な人材が活躍できる職場環境整備の促進のために要した経費である。不用額は、事務費の節約等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	/	0			
	フェムテックによる女性活躍推進事業費	14,392,000	14,310,500	遙次	/	0	81,500	99.4	女性特有の健康課題への理解を促進し、働きやすい職場環境の整備を促進するために要した経費である。不用額は、委託実績等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	/	0			
	第3項建築住宅費	1,703,587,000	1,600,559,032	遙次	/	0	73,558,968	94.0	
				明許	当初	29,469,000			
				補正		0			
				事故	/	0			
	第1目住宅対策費	96,246,000	80,062,268	遙次	/	0	16,183,732	83.2	
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	/	0			
				計		0			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌 年 度 繰 越 額 円			不用額 円	予算現額に対する執行率%	説明
				区分	時期	金額			
						遅次			
住宅行政推進費		8,642,000	7,371,700	明許	当初	0	1,270,300	85.3	高齢社会対応住宅の普及及びマンション管理の円滑化のための情報提供等に要した経費である。不用額は、印刷費の節約等によるものである。
				明許	補正	0			
				事故	0	0			
				計		0			
				遅次	0	0			
宅地建物等指導費		12,428,000	11,428,162	明許	当初	0	999,838	92.0	宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引士の登録及び業者の指導等に要した経費である。不用額は、旅費の節約等によるものである。
				明許	補正	0			
				事故	0	0			
				計		0			
				遅次	0	0			
建築住宅団体助成		1,800,000	1,800,000	明許	当初	0	0	100.0	建築住宅施策の促進を図るため、(公社)静岡県宅地建物取引業協会が行う指導事業に対する助成等に要した経費である。
				明許	補正	0			
				事故	0	0			
				計		0			
				遅次	0	0			
被災者受入支援応急住宅借上げ事業費		1,751,000	1,749,100	明許	当初	0	1,900	99.9	東日本大震災の被災者に提供する応急仮設住宅の借上げに要した経費である。不用額は、借上げ実績によるものである。
				明許	補正	0			
				事故	0	0			
				計		0			
				遅次	0	0			
豊かな暮らし空間創生事業費		6,884,000	4,963,243	明許	当初	0	1,920,757	72.1	豊かな暮らし空間の創生に向けた安全で美しいえなみ整備に取り組む市町への助成に要した経費である。不用額は、補助実績等によるものである。
				明許	補正	0			
				事故	0	0			
				計		0			
				遅次	0	0			
ふじのくにライフスタイル創出住宅リフォーム事業費助成		24,626,000	23,539,915	明許	当初	0	1,086,085	95.6	既存住宅におけるテレワークスペースの確保等に対応したリフォーム工事の助成に要した経費である。不用額は、補助実績等によるものである。
				明許	補正	0			
				事故	0	0			
				計		0			
				遅次	0	0			
「プラス〇の住まい」推進事業費		1,358,000	1,240,553	明許	当初	0	117,447	91.4	職住一体の住まいの普及促進に向けた広報等に要する経費である。不用額は、委託実績等によるものである。
				明許	補正	0			
				事故	0	0			
				計		0			
				遅次	0	0			
省エネ住宅普及推進事業費		25,960,000	20,714,287	明許	当初	0	5,245,713	79.8	省エネルギー性能が高い住宅の新築等に対する助成に要した経費である。不用額は、補助実績等によるものである。
				明許	補正	0			
				事故	0	0			
				計		0			
				遅次	0	0			
空き家活用促進事業費		11,378,000	7,255,308	明許	当初	0	4,122,692	63.8	ふじのくに空き家バンクの運営や移転支援等に要した経費である。不用額は、委託実績等によるものである。
				明許	補正	0			
				事故	0	0			
				計		0			
				遅次	0	0			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌 年 度 繰 越 額 円			不用額 円	予算現額に対する執行率%	説明
				区分	時期	金額			
						遙次			
附138	被災者住宅再建事業費助成	1,419,000	0	遙次	0	0	1,419,000	0.0	熱海市伊豆山地区の早期復興を図るため、被災者の住宅再建を支援する経費である。 不用額は、補助実績によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			
附138	第2目 建築安全 推進費	676,407,000	589,562,764	遙次	0	0	57,375,236	87.2	
				明許	当初	29,469,000			
				補正		0			
				事故		0			
				計		29,469,000			
附138	建築指導行政 費（安全推進）	9,872,000	9,290,112	遙次	0	0	581,888	94.1	建築物の安全対策、建築許可、建築協定等に要した経費である。 不用額は、事務費の節約等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			
附138	震災建築物対策事業費	1,821,000	1,628,414	遙次	0	0	192,586	89.4	地震発生後における被災建築物の危険度を判定する技術者の養成、復旧体制の整備に要した経費である。 不用額は、委託実績等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			
附138	プロジェクト 「TOUKA I-O」総合 支援事業費	627,781,000	550,119,517	遙次	0	0	53,334,483	87.6	木造住宅、ホテル・旅館等の耐震診断や耐震補強等に補助する市町に対する助成に要した経費である。 繰越は、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことによる。 不用額は、補助実績等によるものである。
				明許	当初	24,327,000			
				補正		0			
				事故		0			
				計		24,327,000			
附138	建築指導行政 費（確認検査）	12,927,000	9,660,721	遙次	0	0	3,266,279	74.7	確認検査体制の強化、建築物等の安全確保のための指導等に要した経費である。 不用額は、旅費の節約等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			
附138	宅地耐震化事業費助成	24,006,000	18,864,000	遙次	0	0	0	78.6	大規模盛土造成地の耐震化に向けた安全性把握を推進するため、大規模盛土造成地の変動予測調査を実施する市町に対する助成に要した経費である。 繰越は、関係機関との調整に日時を要したことによる。
				明許	当初	5,142,000			
				補正		0			
				事故		0			
				計		5,142,000			
附138	第3目 住宅整備 費	930,934,000	930,934,000	遙次	0	0	0	100.0	
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌 年 度 繰 越 額 円			不用額 円	予算現額に対する執行率%	説明
				区分	時期	金額			
						遅次			
附140	公営住宅等指導監督事務費	7,000,000	7,000,000	明許	当初	0	0	100.0	市町施行の国庫補助事業の指導監督に要した経費である。
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			
				遅次		0			
	県営住宅事業特別会計繰出金	923,934,000	923,934,000	明許	当初	0	0	100.0	県営住宅の維持管理のため、県営住宅事業特別会計への繰出しに要した経費である。
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			
				遅次		0			
	第4項環境費	4,391,767,000	3,818,796,922	明許	当初	19,000,000	264,670,078	87.0	
				補正		289,300,000			
				事故		0			
				計		308,300,000			
				遅次		0			
	第1項目環境政策費	4,200,088,000	3,630,440,911	明許	当初	19,000,000	261,347,089	86.4	
				補正		289,300,000			
				事故		0			
				計		308,300,000			
				遅次		0			
	地球に優しい“ふじのくに”推進事業費	6,723,000	6,322,112	明許	当初	0	400,888	94.0	環境施策の企画・調整、環境基本計画の進行管理等に要した経費である。不用額は、事務費の節約等によるものである。
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			
				遅次		0			
	環境教育推進事業費	1,502,000	1,395,321	明許	当初	0	106,679	92.9	環境教育を推進するために要した経費である。不用額は、事務費の節約等によるものである。
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			
				遅次		0			
	環境関係団体事業費助成	13,830,000	13,386,102	明許	当初	0	443,898	96.8	環境施策の推進のため、環境関係団体が行う事業に対する助成に要した経費である。不用額は、補助実績によるものである。
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			
				遅次		0			
	環境ビジネス・E S G 金融普及拡大事業費	13,500,000	13,387,530	明許	当初	0	112,470	99.2	環境ビジネスやE S G 金融の普及拡大に要した経費である。不用額は、契約差金等によるものである。
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			
				遅次		0			
	森・里・川・海のつながりを踏まえた環境保全の推進事業費	12,000,000	11,536,870	明許	当初	0	463,130	96.1	森・里・川・海のつながりを踏まえた海の生態系の保全のため、普及啓発や関連研究の促進等に要した経費である。不用額は、契約差金等によるものである。
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			
				遅次		0			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌 年 度 繰 越 額 円			不用額 円	予算現額に対する執行率%	説明
				区分	時期	金額			
						遅次			
地球温暖化対策推進事業費		7,331,000	6,591,645	遅次	0	0	739,355	89.9	地球温暖化対策を推進するために要した経費である。 不用額は、事務費の節約等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			
脱炭素社会実現推進事業費		884,900,000	584,215,833	遅次	0	0	11,384,167	66.0	中小企業の脱炭素経営支援や県民の脱炭素ライフスタイル転換に向けた普及啓発等に要した経費である。 不用額は、補助実績等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		289,300,000			
				事故		0			
				計		289,300,000			
自然ふれあい施設管理運営費		127,950,000	126,143,000	遅次	0	0	1,807,000	98.6	県民が自然とふれあう機会を提供する施設等の運営、維持管理に要した経費である。 不用額は、委託実績等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			
県有林管理事業費		32,945,000	31,890,279	遅次	0	0	1,054,721	96.8	県有林の適正な管理等に要した経費である。 不用額は、委託実績等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			
県民参加の森づくり・緑化推進事業費		8,579,000	7,831,060	遅次	0	0	747,940	91.3	県民との協働による森づくり活動等の推進に要した経費である。 不用額は、委託実績等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			
30by30推進事業費		11,500,000	10,435,840	遅次	0	0	1,064,160	90.7	生物多様性の保全が図られている区域の拡大支援に要した経費である。 不用額は、契約差金等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			
グリーンバンク事業費助成		70,000,000	70,000,000	遅次	0	0	0	100.0	環境緑化事業を行う（公財）静岡県グリーンバンクに対する助成に要した経費である。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			
芝生文化創造プロジェクト事業費		6,042,000	6,042,000	遅次	0	0	0	100.0	芝生による都市緑化を促進するため、芝生の研究調査等に要した経費である。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			
自然環境保全総合対策事業費		7,373,000	7,087,695	遅次	0	0	285,305	96.1	自然環境保全のための基本的な対策に要した経費である。 不用額は、事務費の節約等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故		0			
				計		0			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額に対する執行率%	説明
				区分	時期	金額			
						遙次			
野生生物保護管理推進事業費		33,358,000	31,422,138	明許	当初	0	1,935,862	94.2	野生生物の保護、保全に要した経費である。不用額は、委託実績等によるものである。
野生鳥獣緊急対策事業費		320,000,000	315,844,220	明許	補正	0	4,155,780	98.7	自然植生等への影響が深刻化しているニホンジカを捕獲し、適正な個体数管理を図ることに要した経費である。不用額は、委託実績等によるものである。
生物多様性推進事業費		28,300,000	27,658,490	明許	事故	0	641,510	97.7	「ふじのくに生物多様性地域戦略」の推進業務に要した経費である。不用額は、契約差金等によるものである。
富士山環境保全推進事業費		11,491,000	11,283,716	明許	計	0	207,284	98.2	県民、企業、環境保全団体等との協働による富士山の総合的な環境保全対策に要した経費である。不用額は、契約差金等によるものである。
元気な浜名湖づくり推進事業費		2,554,000	2,405,130	明許	計	0	148,870	94.2	県民、企業、環境保全団体等との協働による浜名湖の水環境保全対策に要した経費である。不用額は、事務費の節約等によるものである。
南アルプスマーテル推進事業費		32,100,000	27,699,873	明許	計	0	4,400,127	86.3	南アルプスの希少な自然環境を次世代に継承するため、継続的かつ自立的に活動できる体制の構築に要した経費である。不用額は、補助実績等によるものである。
南アルプス生態系保全事業費		24,665,000	23,223,558	明許	計	0	1,441,442	94.2	県民、企業、環境保全団体等との協働による南アルプスの自然環境保全対策に要した経費である。不用額は、研究活動費の実績等によるものである。
南アルプス魅力発信事業費		13,277,000	10,861,877	明許	計	0	2,415,123	81.8	南アルプスの魅力や情報の発信に要した経費である。不用額は、会議の開催実績等によるものである。
南アルプスユネスコエコパーク10周年連携事業費		4,000,000	3,439,801	明許	計	0	560,199	86.0	ユネスコエコパーク登録10周年を記念して実施した南アルプスの魅力発信に要した経費である。不用額は、事務費の節約等によるものである。

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌 年 度 繰 越 額 円			不用額 円	予算現額に対する執行率%	説明
				区分	時期	金額			
						金額			
南アルプス環境保全基金積立金	南アルプス環境保全基金積立金	10,000,000	8,766,119	遁次	0	0	1,233,881	87.7	南アルプス環境保全基金への積立に要した経費である。 不用額は、財源となる寄附実績によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	0	0			
				計		0			
循環型社会形成推進事業費	循環型社会形成推進事業費	12,115,000	11,414,703	遁次	0	0	700,297	94.2	県民総参加によるごみの発生抑制やリサイクルの総合的な推進に要した経費である。 不用額は、補助実績等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	0	0			
				計		0			
食ロス削減推進事業費	食ロス削減推進事業費	1,200,000	1,000,305	遁次	0	0	199,695	83.4	食品ロスに関する意識の高揚を図るために要した経費である。 不用額は、契約差金等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	0	0			
				計		0			
プラスチックごみ汚染防止対策事業費	プラスチックごみ汚染防止対策事業費	2,300,000	1,968,332	遁次	0	0	331,668	85.6	海洋プラスチックごみ防止 6R 県民運動を展開し、県民意識高揚を図るために要した経費である。 不用額は、契約差金等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	0	0			
				計		0			
廃棄物の再資源化モデル構築事業費（紙おむつの再資源化）	廃棄物の再資源化モデル構築事業費（紙おむつの再資源化）	16,206,000	16,000,000	遁次	0	0	206,000	98.7	排出量の増加が見込まれる使用済紙おむつの再資源化の実証事業に要した経費である。 不用額は、契約差金等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	0	0			
				計		0			
一般廃棄物適正処理推進事業費	一般廃棄物適正処理推進事業費	1,466,000	1,433,718	遁次	0	0	32,282	97.8	市町等に対する一般廃棄物処理施設整備・維持管理等の指導監督に要した経費である。 不用額は、事業の実績等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	0	0			
				計		0			
産業廃棄物適正処理推進事業費	産業廃棄物適正処理推進事業費	26,290,000	25,339,804	遁次	0	0	950,196	96.4	産業廃棄物の適正処理の推進等を図るため、処理業者への指導やパトロール等に要した経費である。 不用額は、契約差金等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	0	0			
				計		0			
産廃許可審査デジタル化事業費	産廃許可審査デジタル化事業費	4,800,000	4,800,000	遁次	0	0	0	100.0	産業廃棄物処理業に係る許可申請業務を効率化し、審査時間短縮を図るためのデジタル技術導入に要した経費である。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	0	0			
				計		0			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌 年 度 繰 越 額 円			不用額 円	予算現額に対する執行率%	説明
				区分	時期	金額			
						金額			
P C B 廃棄物 処理促進事業費		6,416,000	5,920,025	遙次	/	0	495,975	92.3	県内事業者に対するP C B 廃棄物等の保有実態の調査及び処理促進に要した経費である。 不用額は、契約差金等によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	0			
県有P C B 廃棄物 処理管理事業費		23,618,000	21,590,000	遙次	/	0	2,028,000	91.4	県有P C B 廃棄物の処分に要した経費である。 不用額は、契約差金等によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	0			
不法投棄対策 事業費		128,023,000	124,735,387	遙次	/	0	3,287,613	97.4	不法投棄防止対策や富士山麓における廃棄物撤去活動に対する助成に要した経費である。 不用額は、契約差金等によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	0			
海岸漂着物等 対策事業費助成		44,041,000	37,911,000	遙次	/	0	6,130,000	86.1	海岸漂着物等の回収、処理、発生抑制対策を行う市町に対する助成に要した経費である。 不用額は、補助実績によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	0			
環境影響評価 審査指導費		21,720,000	21,720,000	遙次	/	0	0	100.0	環境影響評価審査会等の運営、大規模開発事業に対する環境配慮の指導等を行うために要した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	0			
公害紛争処理 事業費		784,000	784,000	遙次	/	0	0	100.0	公害防止計画の進行管理及び公害審査会の運営等に要した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	0			
大気汚染・騒音 等防止対策事業費		64,000,000	62,590,336	遙次	/	0	1,409,664	97.8	大気、騒音、振動等の状況の調査監視に要した経費である。 不用額は、委託実績等によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	0			
大気測定局重 点整備事業費		48,841,000	43,841,972	遙次	/	0	4,999,028	89.8	大気測定局の測定機器の維持管理に要した経費である。 不用額は、委託実績等によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	0			
水質調査事業 費		43,919,000	43,641,309	遙次	/	0	277,691	99.4	公共用水域等の汚濁防止のための常時監視や工場指導等に要した経費である。 不用額は、委託実績等によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	/	0			
					計	0			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌 年 度 繰 越 額 円			不用額 円	予算現額に対する執行率%	説明
				区分	時期	金額			
						遙次			
有機フッ素化合物（PFA S）環境実態 調査事業費		3,000,000	2,400,000	遙次	0	0	600,000	80.0	有機フッ素化合物（PFA S）の河川等水環境での実態調査に要した経費である。 不用額は、委託実績等によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	0	0			
					計	0			
水資源企画調 整事業費		10,400,000	9,562,781	遙次	0	0	837,219	91.9	水資源の適正な利用及び保全を図るため、総合的な調整、調査等に要した経費である。 不用額は、契約差金等によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	0	0			
					計	0			
地下水観測・ 調査事業費		38,780,000	37,861,000	遙次	0	0	919,000	97.6	適切な地下水保全対策を行なうため、地下水障害の実態を把握する調査に要した経費である。 不用額は、契約差金等によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	0	0			
					計	0			
大井川水資源 保全・共生事 業費助成		3,000,000	3,000,000	遙次	0	0	0	100.0	大井川長島ダム流域連携協議会が行なう水資源保全活動等に対する助成に要した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	0	0			
					計	0			
静岡県水循環 保全事業費		28,373,000	27,104,763	遙次	0	0	1,268,237	95.5	静岡県水循環保全条例に基づく流域水循環計画の策定等に要した経費である。 不用額は、契約差金等によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	0	0			
					計	0			
大井川広域水 道企業団出資 金		137,421,000	137,420,220	遙次	0	0	780	99.9	大井川広域水道企業団が、長島ダム建設費負担金に充当した企業債の元利償還に対する出資に要した経費である。 不用額は、出資額の確定によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	0	0			
					計	0			
長島ダム管理 費等助成		442,325,000	408,671,471	遙次	0	0	33,653,529	92.4	長島ダム管理費等を負担している大井川広域水道企業団に対する助成に要した経費である。 不用額は、助成額の確定によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	0	0			
					計	0			
水道維持管理 指導事業費		1,900,000	1,706,518	遙次	0	0	193,482	89.8	水道事業者等に対する維持管理指導及び水道施設を整備する市町等に対する指導監督を行うために要した経費である。 不用額は、事務費の節約等によるものである。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	0	0			
					計	0			
水道施設耐震化等事業費助成		808,940,000	808,940,000	遙次	0	0	0	100.0	水道施設の耐震化等を実施する市町等に対する助成に要した経費である。
				明許	当初	0			
					補正	0			
				事故	0	0			
					計	0			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額に対する執行率%	説明
				区分	時期	金額			
						金額			
附140	水道広域化推進事業費	990,000	409,455	遁次	/	0	580,545	41.4	「静岡県水道広域化推進プラン」に基づき水道の広域化について検討するための会議の運営等に要した経費である。 不用額は事務費の節約等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	/	0			
				計		0			
	盛土造成行為適正化推進事業費	94,000,000	89,032,603	遁次	/	0	4,967,397	94.7	盛土等を行う者の許可申請等に対する審査、法令違反の盛土等を監視する体制の整備に要した経費である。 不用額は、委託実績等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	/	0			
				計		0			
	盛土規制法基礎調査事業費	147,300,000	127,435,000	遁次	/	0	865,000	86.5	盛土規制法に基づく基礎調査に要した経費である。 繰越は、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことによる。 不用額は、契約差金によるものである。
				明許	当初	19,000,000			
				補正		0			
				事故	/	0			
				計		19,000,000			
	盛土緊急対策事業費	354,000,000	193,336,000	遁次	/	0	160,664,000	54.6	人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある盛土の安全性把握調査等の実施に要した経費である。 不用額は、契約差金によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	/	0			
				計		0			
	第2回環境衛生科学研究所費	191,679,000	188,356,011	遁次	/	0	3,322,989	98.3	
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	/	0			
				計		0			
	環境衛生科学研究所運営費	191,679,000	188,356,011	遁次	/	0	3,322,989	98.3	環境衛生科学研究所の運営、研究等に要した経費である。 不用額は、受託研究実績及び事務費の節約等によるものである。
				明許	当初	0			
				補正		0			
				事故	/	0			
				計		0			
	合計	9,897,132,000	9,049,792,417	遁次	/	0	509,570,583	91.4	
				明許	当初	48,469,000			
				補正		289,300,000			
				事故	/	0			
				計		337,769,000			

予 算 の 執 行 実 績
(県営住宅事業特別会計)

く ら し ・ 環 境 部

令和6年度 岁入決算状況調

(様式2)

県営住宅事業特別会計

くらし・環境部

次算事 項別明 細書貢	科 目	予 算 現 額 円	調 定 額 円	収 入 济 額 円	予算現額と収入済 額との比較 (△印減) 円	予算現額 に対する 収入率 %	説 明
附290	第1款 使用料及び手 数料	3,687,698,000	3,896,752,396	3,735,844,222	48,146,222	101.3	
	第1項 使用料	3,687,698,000	3,896,752,396	3,735,844,222	48,146,222	101.3	
	第1目 使用料	3,687,698,000	3,896,752,396	3,735,844,222	48,146,222	101.3	
	1 公営住宅 使用料	3,681,276,000	3,890,172,506	3,729,264,332	47,988,332	101.3	入居者の滞納等による ものである。 不納欠損額 7,012,974円 収入未済額 153,895,200円
附290	2 庁舎等使 用料	6,422,000	6,579,890	6,579,890	157,890	102.5	使用許可の実績による ものである。
	第2款 国庫支出金	2,524,687,000	2,521,867,000	2,521,867,000	△ 2,820,000	99.9	
	第1項 国庫補助金	2,524,687,000	2,521,867,000	2,521,867,000	△ 2,820,000	99.9	
	第1目 県営住宅 事業費補 助金	2,524,687,000	2,521,867,000	2,521,867,000	△ 2,820,000	99.9	
附290	1 公的賃貸 住宅家賃対策 調整補助金	122,254,000	121,863,000	121,863,000	△ 391,000	99.7	国交付決定の減による ものである。
	2 社会資本 整備総合交付 金	2,402,433,000	2,400,004,000	2,400,004,000	△ 2,429,000	99.9	事業実績によるもので ある。
	第3款 財産収入	18,583,000	18,349,542	18,349,542	△ 233,458	98.7	
	第1項 財産運用収 入	18,583,000	18,349,542	18,349,542	△ 233,458	98.7	
附290	第1目 利子及び 配当金	15,667,000	15,666,042	15,666,042	△ 958	100.0	
	1 県営住宅 管理基金収入	15,667,000	15,666,042	15,666,042	△ 958	100.0	運用益の確定によるも のである。
附290	第2目 財産貸付 収入	2,916,000	2,683,500	2,683,500	△ 232,500	92.0	
	1 土地貸付 料	2,916,000	2,683,500	2,683,500	△ 232,500	92.0	自動販売機設置業者へ の行政財産の貸付実績 等によるものである。

決算事項別明細書貢	科 目	予 算 現 額 円	調 定 額 円	取 入 济 額 円	予算現額と収入済額との比較 (△印減) 円	予算現額に対する 取 入 率 %	説 明
附290	第4款 繰入金	2, 586, 955, 000	2, 582, 376, 794	2, 582, 376, 794	△ 4, 578, 206	99. 8	
	第1項 一般会計繰入金	923, 934, 000	923, 934, 000	923, 934, 000	0	100. 0	
	第1目 一般会計 繰入金	923, 934, 000	923, 934, 000	923, 934, 000	0	100. 0	
	1 一般会計 繰入金	923, 934, 000	923, 934, 000	923, 934, 000	0	100. 0	
附292	第2項 基金繰入金	1, 663, 021, 000	1, 658, 442, 794	1, 658, 442, 794	△ 4, 578, 206	99. 7	
	第1目 基金繰入 金	1, 663, 021, 000	1, 658, 442, 794	1, 658, 442, 794	△ 4, 578, 206	99. 7	
	1 県営住宅 管理基金繰入 金	1, 663, 021, 000	1, 658, 442, 794	1, 658, 442, 794	△ 4, 578, 206	99. 7	退去者への敷金償還分 の繰入額の減によるものである。
	第5款 繰越金	330, 441, 000	328, 774, 949	328, 774, 949	△ 1, 666, 051	99. 5	
附292	第1項 繰越金	330, 441, 000	328, 774, 949	328, 774, 949	△ 1, 666, 051	99. 5	
	第1目 繰越金	330, 441, 000	328, 774, 949	328, 774, 949	△ 1, 666, 051	99. 5	
	1 繰越金	330, 441, 000	328, 774, 949	328, 774, 949	△ 1, 666, 051	99. 5	前年度の繰越実績によ るものである。
	第6款 諸収入	85, 636, 000	75, 360, 015	74, 188, 715	△ 11, 447, 285	86. 6	
附292	第1項 雑入	85, 636, 000	75, 360, 015	74, 188, 715	△ 11, 447, 285	86. 6	
	第1目 雑入	85, 636, 000	75, 360, 015	74, 188, 715	△ 11, 447, 285	86. 6	
	1 県営住宅 敷金	55, 000, 000	50, 299, 852	50, 235, 552	△ 4, 764, 448	91. 3	入居者敷金収入の減に よるものである。 収入未済額 64, 300円
	2 保険料負 担金	531, 000	570, 971	570, 971	39, 971	107. 5	会計年度任用職員等の 勤務実績によるもので ある。
	3 雜収	30, 105, 000	23, 346, 192	23, 346, 192	△ 6, 758, 808	77. 5	火災共済給付金等の実 績によるものである。

決算事項別明細書貢	科 目	予 算 現 額 円	調 定 額 円	取 入 济 額 円	予算現額と収入済額との比較 (△印減) 円	予算現額に対する 取 入 率 %	説 明
附292	4 違約金	0	1, 143, 000	36, 000	36, 000	皆増	高額所得者に対する違約金の実績によるものである。 収入未済額 1, 107, 000円
	第7款 県債	8, 279, 000, 000	7, 677, 000, 000	7, 677, 000, 000	△ 602, 000, 000	92. 7	
	第1項 県債	8, 279, 000, 000	7, 677, 000, 000	7, 677, 000, 000	△ 602, 000, 000	92. 7	
	第1目 県営住宅事業費債	8, 279, 000, 000	7, 677, 000, 000	7, 677, 000, 000	△ 602, 000, 000	92. 7	
	1 公営住宅建設費債	3, 543, 000, 000	2, 941, 000, 000	2, 941, 000, 000	△ 602, 000, 000	83. 0	事業実績によるものである。
	2 静岡県債借換債	4, 736, 000, 000	4, 736, 000, 000	4, 736, 000, 000	0	100. 0	
合 計		17, 513, 000, 000	17, 100, 480, 696	16, 938, 401, 222	△ 574, 598, 778	96. 7	

令和6年度 岁出決算状況調

(様式3)

県営住宅事業特別会計

くらし・環境部

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円		不用額 円	予算現額に対する執行率%	説明
				区分	時期			
附294	第1款 県営住宅事業費	9,996,783,000	9,361,053,614	通次	/	0	381,729,386	93.6
				明許	当初	254,000,000		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	254,000,000		
附294	第1項 県営住宅管理費	3,336,015,000	3,286,316,932	通次	/	0	49,698,068	98.5
				明許	当初	0		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	0		
附294	第1目 管理総務費	161,634,000	159,029,332	通次	/	0	2,604,668	98.4
				明許	当初	0		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	0		
附294	職員給与費	161,634,000	159,029,332	通次	/	0	2,604,668	98.4
				明許	当初	0		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	0		
附294	第2目 県営住宅管理費	3,174,381,000	3,127,287,600	通次	/	0	47,093,400	98.5
				明許	当初	0		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	0		
附294	県営住宅管理費	1,624,150,000	1,604,540,048	通次	/	0	19,609,952	98.8
				明許	当初	0		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	0		
附294	県営住宅修繕等事業費	1,494,000,000	1,469,800,200	通次	/	0	24,199,800	98.4
				明許	当初	0		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	0		
附296	県営住宅滞納家賃対策費	56,231,000	52,947,352	通次	/	0	3,283,648	94.2
				明許	当初	0		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	0		
附296	第2項 県営住宅整備費	6,313,260,000	5,732,626,036	通次	/	0	326,633,964	90.8
				明許	当初	254,000,000		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	254,000,000		
附296	第1目 県営住宅整備費	6,313,260,000	5,732,626,036	通次	/	0	326,633,964	90.8
				明許	当初	254,000,000		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	254,000,000		

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌 年 度 練 越 額 円		不用額 円	予算現額に対する執行率%	説明
				区分	時期			
附296	県営住宅総合再生整備事業費	6,313,260,000	5,732,626,036	通常	0	326,633,964	90.8	県営住宅の再生整備等に要した経費である。 繰越は、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことによるものである。 不用額は、契約差金等によるものである。
				明許	当初 254,000,000			
				補正	0			
				事故	0			
				計	254,000,000			
附296	第3項 積立金	347,508,000	342,110,646	通常	0	5,397,354	98.4	
				明許	当初 0			
				補正	0			
				事故	0			
				計	0			
附296	第1目 積立金	347,508,000	342,110,646	通常	0	5,397,354	98.4	
				明許	当初 0			
				補正	0			
				事故	0			
				計	0			
附296	県営住宅管理基金積立金	347,508,000	342,110,646	通常	0	5,397,354	98.4	将来の修繕、敷金返還等に備え積み立てた経費である。 不用額は、敷金積立の確定等によるものである。
				明許	当初 0			
				補正	0			
				事故	0			
				計	0			
附296	第2款 災害対策費	30,000,000	0	通常	0	30,000,000	0.0	
				明許	当初 0			
				補正	0			
				事故	0			
				計	0			
附296	第1項 県営住宅復旧費	30,000,000	0	通常	0	30,000,000	0.0	
				明許	当初 0			
				補正	0			
				事故	0			
				計	0			
附296	第1項 現年灾害県営住宅復旧費	30,000,000	0	通常	0	30,000,000	0.0	
				明許	当初 0			
				補正	0			
				事故	0			
				計	0			
附298	現年灾害県営住宅復旧費	30,000,000	0	通常	0	30,000,000	0.0	県営住宅の災害復旧に要した経費である。 不用額は、執行がなかったことによるものである。
				明許	当初 0			
				補正	0			
				事故	0			
				計	0			
附298	第3款 公債費	7,423,291,000	7,422,041,829	通常	0	1,249,171	100.0	
				明許	当初 0			
				補正	0			
				事故	0			
				計	0			
附298	第1項 公債費	7,423,291,000	7,422,041,829	通常	0	1,249,171	100.0	
				明許	当初 0			
				補正	0			
				事故	0			
				計	0			
附298	第1目 元金	7,350,000,000	7,349,964,048	通常	0	35,952	100.0	
				明許	当初 0			
				補正	0			
				事故	0			
				計	0			

決算事項別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌 年 度 繰 越 額 円		不用額 円	予算現額に対する執行率%	説明
				区分	時期			
附298	公債費（元金）	7,350,000,000	7,349,964,048	通次	/	0	35,952	100.0
				明許	当初	0		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	0		
	第2目 利子	63,000,000	62,236,081	通次	/	0	763,919	98.8
				明許	当初	0		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	0		
	公債費（利子）	63,000,000	62,236,081	通次	/	0	763,919	98.8
				明許	当初	0		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	0		
附298	第3目 公債諸費	10,291,000	9,841,700	通次	/	0	449,300	95.6
				明許	当初	0		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	0		
	公債費（諸費）	10,291,000	9,841,700	通次	/	0	449,300	95.6
				明許	当初	0		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	0		
附298	第4款 予備費	62,926,000	0	通次	/	0	62,926,000	0.0
				明許	当初	0		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	0		
	第1項 予備費	62,926,000	0	通次	/	0	62,926,000	0.0
				明許	当初	0		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	0		
附298	第1目 予備費	62,926,000	0	通次	/	0	62,926,000	0.0
				明許	当初	0		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	0		
	予備費	62,926,000	0	通次	/	0	62,926,000	0.0
				明許	当初	0		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	0		
合	計	17,513,000,000	16,783,095,443	通次	/	0	475,904,557	95.8
				明許	当初	254,000,000		
					補正	0		
				事故	/	0		
					計	254,000,000		

工 事 明 細 表

くらし・環境部

契約方法欄及び備考欄の記載事項の説明

契約方法欄

記載事項	内 容
「隨契」	地方自治法施行令第167条の2第1項各号に基づき、随意契約により契約を締結した工事
「指名」	地方自治法施行令第167条各号に基づき、指名競争入札により契約を締結した工事
「公募」	地方自治法施行令第167条各号に基づき、公募型指名競争入札により契約を締結した工事
「制限」	地方自治法施行令第167条の4、同第167条の5、同第167条の5の2に基づき、制限付き一般競争入札により契約を締結した工事

備考欄

記載事項	内 容	
1号[少額]	随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当。予定価格250万円以下の工事に適用（静岡県財務規則第49条で限度額を定めている。）
2号[不適]		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。工事の性質または目的が競争入札に適していない工事に適用
5号[緊急]		地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当。緊急の必要により競争入札に付することができないときに適用
6号[不利]		地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当。競争入札に付する事が不利と認められるときに適用
7号[有利]		地方自治法施行令第167条の2第1項第7号に該当。時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるときに適用
8号[不調]		地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当。競争入札に付し入札者がないとき、または再度の入札に付し落札者がないときに適用
○○年度繰越	○○年度から翌年度以降にかけての繰越が発生した工事であることを示す	
○○年度債務	○○年度を工事開始年度起点として複数年度にかけて債務負担工事を執行することを示す	
合併	予算上は別事業に区分されている工事について、現場が近接しているため一括発注した方が経費削減を図ることができる等の理由により、一括発注を行った工事であることを示す	

(様式4)

表 級 明 事 工

(一般会計)

(樣式 4)

工事明細表

一般会計

表

11

水資源課

工事明細表

公営住宅課
県営住宅事業特別会計

事業名及び種別	施行箇所	国庫補助事業		翌年度以降 支出予定額(円)	着工 完成	年月日	契約方法 請負の場合は 受注者・氏名	備考
		当初契約額(円)	前年度以前 支出額(円)					
七尾团地								
		572,000,000 577,577,000	426,000,000	151,577,000	0	R5.3.11 R6.5.31	制限 (株)石井工務店	令和4年度債務 公営住宅等整備事業
		67,485,000 68,046,000	16,590,000	51,456,000	0	R5.2.8 R6.5.31	沼津市 小林電気工業(株)	令和4年度債務 公営住宅等整備事業
		85,800,000 86,526,000	31,000,000	55,526,000	0	R5.4.27 R6.5.31	三島市 片野設備(株)	令和5年度債務 公営住宅等整備事業
		23,507,000 24,057,000	0	24,057,000	0	R5.8.9 R6.5.31	沼津市 小林電気工業(株)	令和5年度債務 公営住宅等整備事業
		27,500,000 27,500,000	0	27,500,000	0	R6.2.7 R6.5.31	御殿場市 御殿場建具家具(同)	令和5年度債務 公営住宅等整備事業
		2,543,568 1,393,568	0	1,393,568	0	R6.3.12 R6.5.31	沼津市 東部地区畠商工業(同)	令和5年度債務 公営住宅等整備事業
		41,250,000 42,493,000	0	42,493,000	0	R6.10.10 R7.2.28	熱海市 北原建設(株)	8月(不動) ストック総合改善事業
	七尾团地 計		827,592,568	473,590,000	354,002,568	0		
南小林团地								
給水管改善・外壁改修	沼津市	84,700,000 84,216,000	0	84,216,000	0	R6.7.19 R7.1.31	沼津市 富士峰建設(株)	ストック総合改善事業
南小林团地 計								

工事明細表

事業名及び種別		県営住宅事業特別会計		国庫補助事業		年月日		契約方法 請負の場合は受注者の住所・氏名		備考	
原団地		施 行 箇 所	当初契約額(円) 最終契約額(円)	前年度以前 支出済額(円)	当年度 支出予定額(円)	翌年度以降 支出予定額(円)	着工 完成	指 名	富士市	(株)スズキ電工	ストック総合改善事業
共用部照明改修		沼津市	3,575,000 3,575,000	0	3,575,000	0	R6.10.29 R7.2.12				
原団地 計											
西南団地											
屋根・外壁改修	山方郡西南町	96,800,000 98,857,000	0	98,857,000	0	R6.6.21 R7.2.14		制 限	三島市	山本建設(株)	ストック総合改善事業
西南団地 計											
駒越団地											
		844,800,000 884,913,551	202,750,000	682,163,551	0	R5.3.11 R6.9.30		制 限	静岡市 葵区	第一建設(株)	令和4年度債務
		128,623,000 133,854,215	30,000,000	103,854,215	0	R5.2.7 R6.9.30		制 限	静岡市 駿河区	寺田電機工業(株)	令和4年度債務
		147,400,000 155,281,293	30,000,000	125,281,293	0	R5.2.7 R6.9.30		制 限	静岡市 駿河区	(株)富山冷熱工業	令和4年度債務
建替	静岡市清水区	37,180,000 37,180,000	0	37,180,000	0	R6.3.12 R6.9.30		制 限	焼津市	近藤建設工業(株)	令和5年度債務
		3,374,085 3,374,085	0	3,374,085	0	R6.2.15 R6.9.30		指 名	焼津市	(株)八幡製鐵	令和5年度債務
											公営住宅等整備事業

工事明細表

県営住宅事業特別会計		国庫補助事業						公営住宅課			
事業名及び種別	施行箇所	当初契約額(円)	前年度以前支出額(円)	当年度支出額(円)	翌年度以降予定額(円)	着工完成	年月日	契約方法	請負の場合は受注者の住所・氏名	備考	
		74,580,000	74,580,000	0	0	R7.2.22 R7.10.10	制限	富士宮市	(有) 大榮産業	令和6年度債務	
駒越団地 計					74,580,000				公営住宅等整備事業		
吉川団地		1,289,183,144	262,750,000	951,853,144	74,580,000						
外壁改修		25,410,000	24,893,000	0	24,893,000	R6.8.27 R7.2.10	制限	静岡市 葵区	(株) 海幸工務店	ストック総合改善事業	
吉川団地 計					0						
奥津団地		24,893,000	0	24,893,000	0						
興津団地		940,500,000	953,402,000	0	244,530,000	718,872,000	R6.3.19 R8.3.17	制限	静岡市 葵区	平井工業(株)	令和5年度債務
建替	静岡市清水区	129,800,000	136,389,000	0	0	136,389,000	R6.2.10 R8.3.17	静岡市 清水区	協和サンシンエンジニア リング(株)	公営住宅等整備事業	令和5年度債務
		153,450,000	166,496,000	0	39,000,000	127,496,000	R6.2.10 R8.3.17	静岡市 駿河区	(株) 富士冶熱工業	公営住宅等整備事業	令和5年度債務
奥津団地 計		1,266,287,000	0	283,530,000	982,757,000						

工事明細表

事業名及び種別		県営住宅事業特別会計		国庫補助事業		年月日		契約方法 請負の場合は受注者の住所・氏名		備考	
押切西団地		県営住宅事業特別会計	施行箇所	当初契約額(円)	前年度以前支払済額(円)	当年度支払済額(円)	翌年度以降支払予定額(円)	着工完成	年月日	契約方法 請負の場合は受注者の住所・氏名	備考
建替	静岡市清水区	51,260,000 54,186,000		0	54,186,000		0	R6.8.6 R7.2.14	制限	静岡市駿河区 エコライン(株)	公営住宅等整備事業
押切西団地 計		54,186,000		0	54,186,000		0				
東部団地											
照明設備改修	静岡市葵区	10,197,000 10,197,000		0	10,197,000		0	R6.8.6 R7.2.28	制限	静岡市駿河区 寺田電機工業(株)	ストック総合改善事業
東部団地 計		10,197,000		0	10,197,000		0				
有明団地											
受変電設備改修	静岡市駿河区	12,991,000 13,563,000		0	13,563,000		0	R6.7.9 R7.1.31	制限	静岡市清水区 (株)ミワ電工	その他県単事業
有明団地 計		13,563,000		0	13,563,000		0				
大岩団地											
外壁改修	静岡市葵区	45,320,000 45,199,000		0	45,199,000		0	R6.9.3 R7.2.7	制限	静岡市葵区 (株)相羽建設	ストック総合改善事業
大岩団地 計		45,199,000		0	45,199,000		0				

工事明細表

事業名及び種別		県営住宅事業特別会計		国庫補助事業		年月日		契約方法 請負の場合は 受注者の住所・氏名		備考	
事業名及び種別		施行箇所	当初契約額(円) 最終契約額(円)	前年度以前 支出済額(円)	当年度 支出予定額(円)	翌年度以降 支出予定額(円)	着工 完成	R5.11.20 R6.5.17	藤枝市	(株) 杉村工務店	令和5年度継続 ストック総合改善事業
小石川団地	外壁改修	藤枝市	68,200,000 73,997,000	0	73,997,000			R5.11.20 R6.5.17	藤枝市	(株) 杉村工務店	令和5年度継続 ストック総合改善事業
小石川団地 計			73,997,000	0	73,997,000	0					
漸古団地											
建替	藤枝市	694,970,000 772,157,000	0	166,000,000	606,157,000	R6.7.9 R8.3.19	制限	静岡市 葵区	たか井建設(株)	令和5年度債務 公営住宅等整備事業	
駐車場	藤枝市	12,330,000 12,330,000	0	0	12,330,000	R6.7.9 R8.3.19	制限	静岡市 葵区	たか井建設(株)	令和5年度債務 公営住宅等整備事業	
建替	藤枝市	75,570,000 77,616,000	0	17,200,000	60,416,000	R6.7.3 R8.1.9	制限	静岡市 葵区	(株) エイデン	令和6年度債務 公営住宅等整備事業	
建替	藤枝市	94,050,000 95,898,000	0	19,600,000	76,298,000	R6.10.25 R8.1.9	指名	島田市	(株) 増商	令和6年度債務 公営住宅等整備事業	
漸古団地 計		958,001,000	0	202,800,000	755,201,000						
平島団地											
建替	藤枝市	79,943,600 80,460,600	0	17,190,000	63,270,600	R7.1.17 R7.9.12	指名	静岡市 葵区	(株) スカイ	令和6年度債務 公営住宅等整備事業	
平島団地 計		80,460,600	0	17,190,000	63,270,600						

工事明細表

事業名及び種別		県営住宅事業特別会計		国庫補助事業		年月日		契約方法 請負の場合は受注者の住所・氏名		備考	
事業名及び種別		県営住宅事業特別会計	支出予定額(円)	当年度以降支出手数額(円)	当年度以降支出額(円)	支出手数額(円)	支出手数額(円)	支出手数額(円)	支出手数額(円)	支出手数額(円)	支出手数額(円)
田尻団地	改修	焼津市	102,300,000 111,298,000	0	40,920,000	70,378,000	R6.12.3 R7.8.29	制限	焼津市	青島ボンブ工業(株)	令和6年度繰越 ストック総合改善事業
田尻団地 計											
袋井団地	建替	袋井市	83,820,000 80,476,000	33,500,000	46,976,000	0	R5.10.3 R6.5.31	制限	袋井市	丸明建設(株)	令和5年度繰越 公営住宅等整備事業
袋井団地 計											
東新団地			4,884,000 5,566,000	0	5,566,000	0	R6.7.4 R6.10.8	指名	浜松市 中央区	(株) ハマネン設備セン ター	公営住宅等整備事業
	建替	浜松市中央区	803,000,000 803,000,000	0	0	803,000,000	R7.3.18 R8.6.30	制限	浜松市 中央区	山平建設(株)	令和6年度債務
	建替(解体)		130,900,000 130,900,000	0	0	130,900,000	R7.1.28 R8.6.30	制限	浜松市 中央区	スマビルドサービス (株)	令和6年度債務
	東新団地 計		106,700,000 106,799,000	0	40,000,000	66,799,000	R6.10.1 R7.4.18	制限	浜松市 中央区	山平建設(株)	令和6年度繰越 公営住宅等整備事業
			1,046,265,000	0	45,566,000	1,000,699,000					

工事明細表

事業名及び種別		県営住宅事業特別会計		国庫補助事業		年月日		契約方法 請負の場合は 受注者・氏名		備考	
事業名及び種別	施行箇所	当初契約額(円)	前年度以前 支出済額(円)	当年度 支出予定額(円)	翌年度以降 支出予定額(円)	着工 完成	年月日	契約方法 請負の場合は 受注者・氏名	備考	合計	
子安団地											
建替(解体)	浜松市中央区	181,500,000 185,845,000	0	36,300,000	149,545,000	R6.11.26 R7.7.28	制限	浜松市 中央区	山吉建設(株)	令和6年度債務	
照明設備改修		5,808,000 5,808,000	0	5,808,000	0	R6.9.20 R7.1.27	指名	浜松市 中央区	(株)オクト	公営住宅等整備事業 ストック総合改善事業	
子安団地 計		191,653,000	0	42,108,000	149,545,000						
南平団地											
建替	浜松市中央区	880,000,000 909,568,000	211,200,000	698,368,000	0	R5.3.11 R6.6.28	制限	浜松市 中央区	(株)浜建	令和4年度債務	
		140,800,000 141,878,000	0	141,878,000	0	R5.3.14 R6.6.28	指名	浜松市 中央区	石川電気工事(株)	公営住宅等整備事業 令和4年度債務	
		128,700,000 133,166,000	33,462,000	99,704,000	0	R5.3.14 R6.6.28	指名	浜松市 中央区	(株)川部工業所	令和4年度債務	
		47,173,500 47,173,500	0	47,173,500	0	R5.11.28 R6.6.28	制限	藤枝市	藤枝建設(同)	公営住宅等整備事業 令和5年度債務	
		3,175,425 3,175,425	0	3,175,425	0	R6.2.14 R6.6.28	指名	浜松市 浜名区	浜名湖地区畠商工業 (同)	公営住宅等整備事業 令和5年度債務	
南平団地 計		1,234,960,925	244,662,000	990,298,925	0						

工事明細表

事業名及び種別		県営住宅事業特別会計 施行箇所		国庫補助事業 当初契約額(円) 最終契約額(円)		當年度以前 支出済額(円)		當年度 支出予定額(円)		着工 完成		年月日		契約方法 請負の場合は 受注者・氏名		備考	
県営住宅課																	
事業名及び種別	外壁改修	浜松市中央区	85,800,000 83,809,000	0	0	83,809,000	0	83,809,000	0	83,809,000	0	R6.10.28 R7.4.16	制限	浜松市 中央区	遠鉄建設(株)	令和6年度繰越	ストック総合改善事業
施設	龍潭寺団地 計		83,809,000	0	0	0	0	0	0	0	0						
ストック総合改善事業	計		569,360,000 534,342,000	0	0	0	0	0	0	0	0						
公営住宅等整備事業	計		6,744,994,178 6,968,434,237	1,014,502,000	0	2,940,209,637	0	3,013,722,600	0	3,013,722,600	0						
地域住宅政策推進事業	計		12,330,000 12,330,000	0	0	0	0	0	0	0	0						
公共 計			7,326,684,178 7,565,106,237	1,014,502,000	0	3,370,364,037	0	3,180,239,600	0	3,180,239,600	0						
その他県単事業	計		12,991,000 13,563,000	0	0	13,563,000	0	0	0	0	0						
県単 計			12,991,000 13,563,000	0	0	13,563,000	0	0	0	0	0						
公営住宅課 計			7,339,675,178 7,578,669,237	1,014,502,000	0	3,383,927,637	0	3,180,239,600	0	3,180,239,600	0						